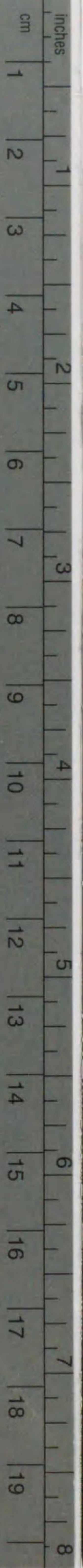


Kodak Gray Scale



© Kodak, 2007 TM: Kodak

A 1 2 3 4 5 6 **M** 8 9 10 11 12 13 14 15 **B** 17 18 19



Kodak Color Control Patches


© Kodak, 2007 TM: Kodak




○ 複写

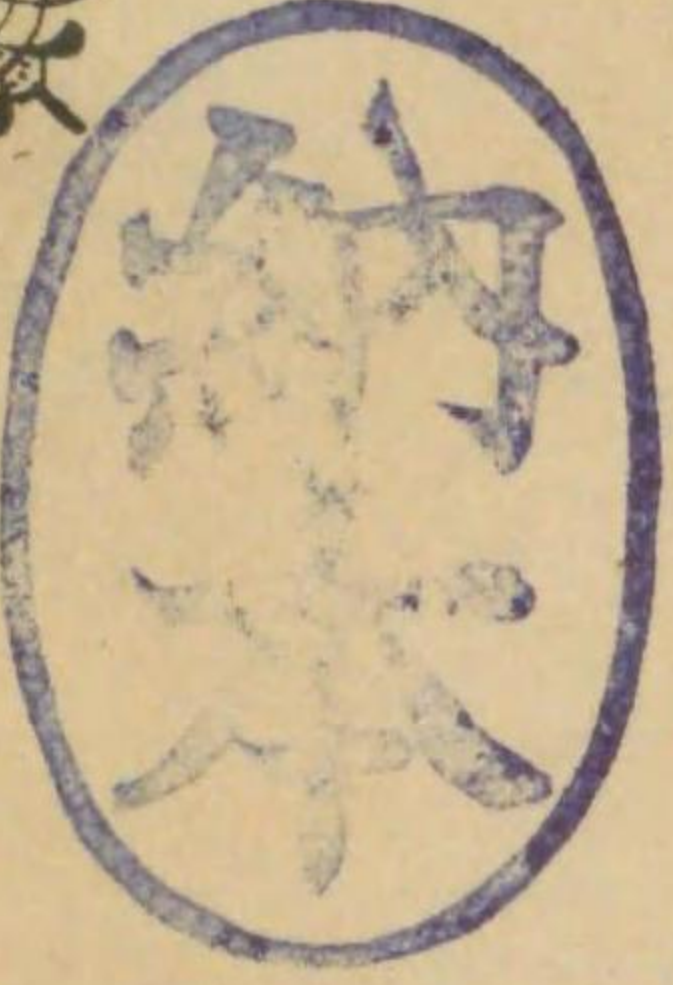
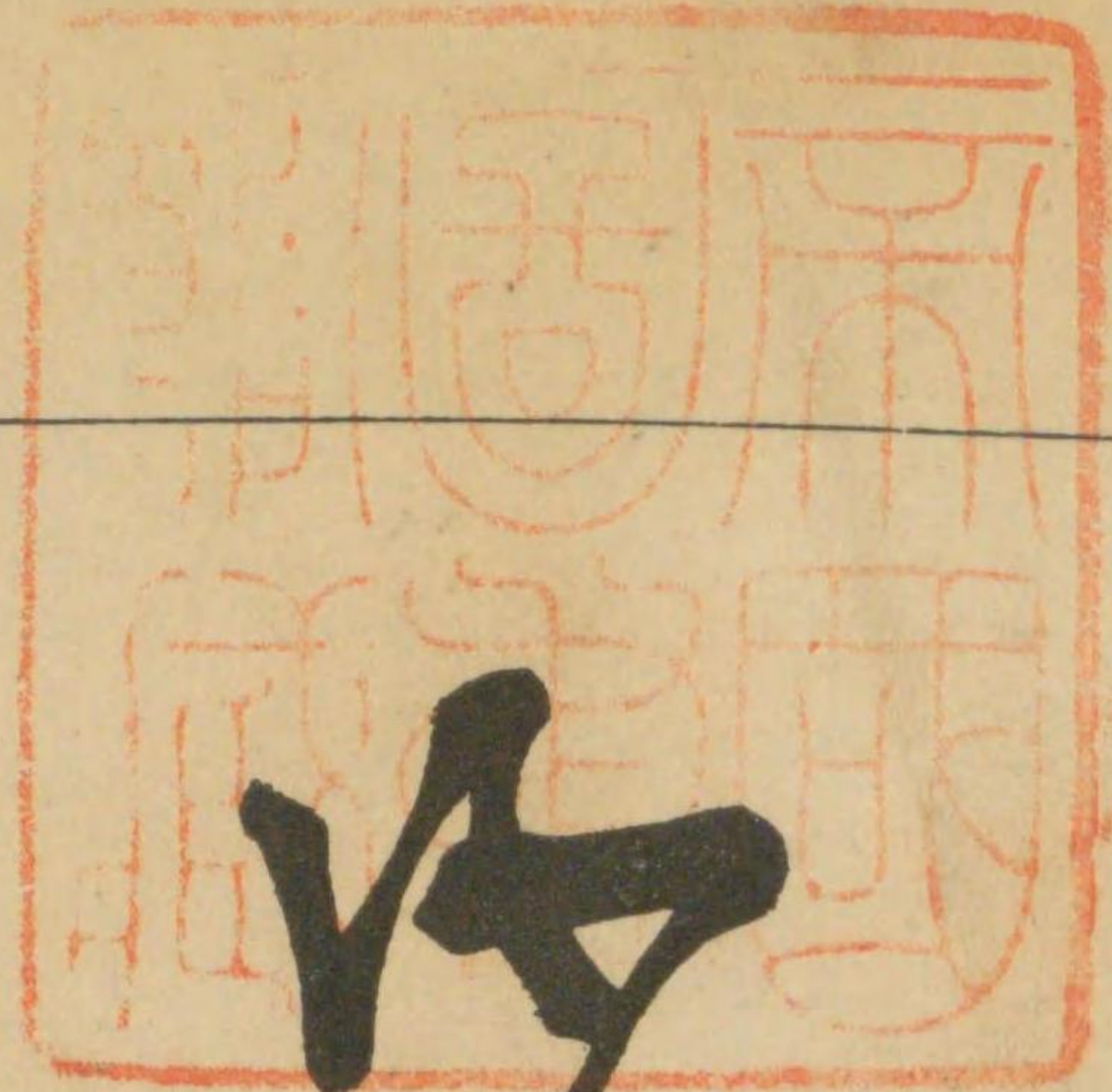
574
5

574-25
1200501519518





4x23



河内全集

第九卷



建	譯	海
言	漢	舟
書	鷄	日
類	助	記
隨	解	牆
	難	の
	錄	茨
筆		の
	夢	記
	醉	鷄
	獨	
	言	助

海舟全集第九卷解説

海舟日記

本書は文久二年壬秋八月十七日御軍艦奉行並被仰付し日より、明治三年午六月四日に到る間の日記を摘記せる者で、先生在世の日其門下に命じて謄寫せられし者、全卷日本綴總て五册、後明治四十年七月先生の次男梶梅太郎君一度是を公刊せられたる事がある。

× × ×

口繪の日記は先生の自筆を其儘寫眞凸版とした者で、記事は開城前三月即ち慶應元年正月十八日官軍東下と聞き自から書を飛ばして三道の城主に與へたる一節である。

其の原稿用紙に澁田藏書とあるは先生壯年貧乏時代、神田一書店主人の紹介に依り知己と爲れる、北海道巨商澁田氏が蘭書買入の金を與へたる當時、何か面白ろき者あれば翻譯せよと送り與へし者又好個の記念と云ふべきである。

牆の茨の記

萬延元年仲冬より、折に觸れ見もし聞きもした出來事を、

有の儘に記述し、時々先生自身の所感を洩らしてある。此記の主眼は、混沌たる當時の事變が必らず後世に於て誤り傳へらるることを憂ひ、努めて事實に即し上は皇室の御事より其他、重大な出來事は一も洩さず正確に記述すること『深く筐のそこに秘めて置き我がなき後のかたみとも爲さんのみ』と自序に云はれてゐる。

鶏肋

本書收むる所、外交餘勢、幕府始末、斷腸之記以上三篇、すべて是れ先生の閱歷中、身自ら外交の難局に處し、或は幕府の最後を處理し其他死生の巻に出入せしことを日記中より採録せるもので、曾て先生在世中和田春陽堂主人に囑し刊行せられたことがある。

解難錄

『甲申仲夏暑に苦む、偶舊麓中を探りて解難の書數葉を得たり、此に録して他日の考證とす。海舟散人』即ち維新前後

先生自から事に當り其の處理せられたる事、凡て五十八項を記述せられたる者である。

夢 醉 獨 言

先生の父左衛門太郎夢醉翁は明和八年十二月九日、四十九歳を以て歿した。墓は牛込赤城下清隆寺にある。而して翁の記念碑とも云ふべき自叙傳「夢醉獨言」は、翁が四十二歳の晩年に於て起草した者で、翁が自己の生立ちから腕白時代亂暴時代、はては仁俠時代の四十二年の僞らざる赤裸々の懺悔録である。

建言書類・隨筆

國家急を告ぐるや、外交に財政に意見を披瀝して廟堂に獻策するところ尠からず。遠くは舊幕時代、又東邦問題、露國東漸、朝鮮事件其他日清戰役前後の始末、金貨本位確立の如き、事に當り變に應じ、邦家百年の大計を携けて其嚮ふ所を明示したるものである。

海舟全集第九卷總目

海 舟 日 記

- 其一 文久二壬秋八月以降……………一
- 其二 文久三癸亥年以降……………三
- 其三 元治元年甲子年正月以降……………五
- 其四 元治二乙丑年正月以降……………七
- 其五 慶應元乙丑年九月以降……………七
- 其六 慶應二丙寅年正月以降……………八
- 其七 慶應三丁卯四月以降……………一〇
- 其八 慶應戊辰四月以降……………一四

牆の茨の記……………一七

鷄 肋……………二五

- 外交餘勢……………二六
- 幕府始末上……………二七
- 幕府始末下……………二九
- 斷腸之記……………二九

漢 譯 鷄 肋……………三〇

解 難 錄……………三五

- 一 小野濱海軍營所碑……………三七
- 二 行軍摘要……………三八
- 三 邦國衰微徵候譯……………三九
- 四 論代官治制……………四〇
- 五 金庫皆空……………四一
- 六 再命上阪記事……………四二
- 七 奉使進止……………四三
- 八 征長意見封事……………四四
- 九 蘭人招聘議一變 附交際小言……………四五
- 一〇 大計建白……………四六
- 一一 憤言上書……………四七
- 一二 探訪密告……………四八
- 一三 衆議無效……………四九
- 一四 謝諾安勸戰……………五〇
- 一五 堀參政自刃……………五一
- 一六 開成所小吏投身……………五二
- 一七 鈴木左衛門剛直……………五三

一八主戰黨解散	三四	三八納城談判	三五
一九神保修理絶命詩及書簡	三四	三九海陸軍歎願軍艦退去	三五
二〇川上玄齋與羽連合策	三五	四〇卒兵入城	三五
二一林式部切迫	三五	四一納城處置主公苦慮	三五
二二官軍東下諸士如狂	三六	四二精銳隊止割腹	三五
二三諸兵脱營	三六	四三解難胸裏	三五
二四私闘暗殺	三七	四四五千俵二萬兩下賜起因	三五
二五雲井龍雄激烈川井繼之助戰死	三七	四五暗殺密告	三六
二六呈京都參與書	三八	四六旗下人員調査	三六
二七呈越肥兩侯	三九	四七戊辰處置精神	三六
二八山岡鐵太郎到駿府	三九	四八奥羽敗軍報至	三六
二九有司歎願簡條	三九	四九近藤土方再戰	三六
三〇寄參謀	三九	五〇岩倉公答英佛書	三六
三一關東士氣	三九	五一諸家助成總數	三六
三二府下鼎沸乾父使用	三九	五二鳥居甲斐大言	三六
三三一火策	三九	五三耶蘇教默許意見	三六
三四大原總督傳密旨	三九	五四與西郷大久保木戸三氏	三六
三五至英館見巴屈氏	三九	五五與大久保氏談往事	三六
三六川路左衛門自盡	三九	五六評西郷大久保木戸三氏	三六
三七水野筑後臨終一言	三九	五七寄金谷隊中書	三六
五八誠急進者流	三六		
夢 醉 獨 言	三七	一四再び西郷參謀へ贈るの書	四五
一 夢醉獨言	三七	一五京師參與へ上言	四五
一 氣心は勤身	三七	一六奉願口上之覺	四五
建 言 書 類	四二	一七上野法親王に進呈建白	四八
一 水府老公えの書上	四二	一八西郷參謀え與ふるの書	四九
二 參政但州侯之下問に答へし意見書	四三	一九再び總督府え建言す	五〇
三 水野閣老へ建言	四三	二〇奉願候口上之覺	五一
四 幕閣へ建言	四三	二一田安殿へ一書を進呈す	五一
五 征長當時の建言	四三	二二以田安殿徵表大總督へ呈上	五三
六 再上書	四三	二三西郷參謀へ送る書	五四
七 三度上書	四三	二四鹿鳴館姪蕩時代に於ける甘筒條の建白書	五四
八 稻葉閣老へ建言	四三	二五伊藤樞密院議長へ與ふる書	五七
九 閣老へ一書を呈す	四四	二六條約改正問題に關し徳川家達公へ愚衷を陳ずる書	六〇
一〇松平春嶽公を介し參與へ送る書	四四	二七日清戰役中當局へ建言	六二
一一三道の城主へ與ふる書	四四	二八伊藤内閣總理大臣に贈る愚存	六三
一二上國參與に建言	四四	二九東邦問題に就て内閣諸公に與ふる書	六四
一三山岡鐵太郎を使として西郷參謀へ一書を寄す	四四	三〇當局へ建言	六五
		三一御大葬に關し建言	六六
		三二金貨本位制定に關し松方大藏大臣に答ふる書	六七

一八主戰黨解散	三四	三八納城談判	三五
一九神保修理絶命詩及書簡	三四	三九海陸軍歎願軍艦退去	三五
二〇川上玄齋與羽連合策	三五	四〇卒兵入城	三五
二一林式部切迫	三五	四一納城處置主公苦慮	三五
二二官軍東下諸士如狂	三六	四二精銳隊止割腹	三五
二三諸兵脱營	三六	四三解難胸裏	三五
二四私闘暗殺	三七	四四五千俵二萬兩下賜起因	三五
二五雲井龍雄激烈川井繼之助戰死	三七	四五暗殺密告	三六
二六呈京都參與書	三八	四六旗下人員調査	三六
二七呈越肥兩侯	三九	四七戊辰處置精神	三六
二八山岡鐵太郎到駿府	三九	四八奥羽敗軍報至	三六
二九有司歎願簡條	三九	四九近藤土方再戰	三六
三〇寄參謀	三九	五〇岩倉公答英佛書	三六
三一關東士氣	三九	五一諸家助成總數	三六
三二府下鼎沸乾父使用	三九	五二鳥居甲斐大言	三六
三三一火策	三九	五三耶蘇教默許意見	三六
三四大原總督傳密旨	三九	五四與西郷大久保木戸三氏	三六
三五至英館見巴屈氏	三九	五五與大久保氏談往事	三六
三六川路左衛門自盡	三九	五六評西郷大久保木戸三氏	三六
三七水野筑後臨終一言	三九	五七寄金谷隊中書	三六
五八誠急進者流	三六		
夢 醉 獨 言	三七	一四再び西郷參謀へ贈るの書	四五
一 夢醉獨言	三七	一五京師參與へ上言	四五
一 氣心は勤身	三七	一六奉願口上之覺	四五
建 言 書 類	四二	一七上野法親王に進呈建白	四八
一 水府老公えの書上	四二	一八西郷參謀え與ふるの書	四九
二 參政但州侯之下問に答へし意見書	四三	一九再び總督府え建言す	五〇
三 水野閣老へ建言	四三	二〇奉願候口上之覺	五一
四 幕閣へ建言	四三	二一田安殿へ一書を進呈す	五一
五 征長當時の建言	四三	二二以田安殿徵表大總督へ呈上	五三
六 再上書	四三	二三西郷參謀へ送る書	五四
七 三度上書	四三	二四鹿鳴館姪蕩時代に於ける甘筒條の建白書	五四
八 稻葉閣老へ建言	四三	二五伊藤樞密院議長へ與ふる書	五七
九 閣老へ一書を呈す	四四	二六條約改正問題に關し徳川家達公へ愚衷を陳ずる書	六〇
一〇松平春嶽公を介し參與へ送る書	四四	二七日清戰役中當局へ建言	六二
一一三道の城主へ與ふる書	四四	二八伊藤内閣總理大臣に贈る愚存	六三
一二上國參與に建言	四四	二九東邦問題に就て内閣諸公に與ふる書	六四
一三山岡鐵太郎を使として西郷參謀へ一書を寄す	四四	三〇當局へ建言	六五
		三一御大葬に關し建言	六六
		三二金貨本位制定に關し松方大藏大臣に答ふる書	六七

海舟日記

三三	黒田樞密院議長への建言書	四七三
三四	機動實跡	四七四
三五	元老諸公に與ふる書	四七六
	隨筆	四七九
一	蒸氣砲	四八一
一	解行私言	四八三
一	隨筆	四八五
一	開城前記	五二二
一	彰義隊の事	五二五
一	慶應戊辰年正月愚存	五二七
一	慶應三年三月廿五日曉憤言	五二八
一	亡友山岡鐵舟を弔ふ	五二八
一	漫言一則	五二九
一	舊臣勝安房、昭徳公靈前に慚愧口演	五三二

海舟全集第九卷總目(完)

海舟日記

海舟日記

其一

○文久二壬戌秋八月十七日。於

御前、御軍艦奉行並被 仰付。

○同二十日。登營。此日、於御前、閣老、參政、大目付、目付御勸定奉行、講武所奉行、軍艦奉行、其外共出席、海軍の議あり。大趣意は、此の程、御軍制御改正局にて、大綱を論せし書を以て、臣に相尋らる。其事に云、我邦にて軍艦三百數拾挺を備へ、幕府の士を以てこれに従事せしめ、海軍の大權、政府にて維持し、東西南南海に軍隊を置かんには、今よりして幾年を経て、全備せん哉と。謹で答。これ五百年

の後ならずは、其全備を見るに到る難かるべし。且軍艦は幾年を出ずして整ふべしと雖も、其従事の人員、如何の習熟を得べけんや、當今、英夷の盛大成るも、殆ど三百年の久敷を経て、當時に到り、若朝議一定せば、子々孫々其御趣意を變ぜず、其英意を繼述するに、遵奉する人にあらずれば能はざると必せり、それ海國防禦の策は、彼を征伐す

るの勢力充分にして、あまりあるにあらざれば能はず、いたづらに人員の増多なると、船艦數隻なるとも、人民其學術は、勿論、勇威彼を壓伏するに足らざれば、眞の防禦は立がたからん、今如此の大業を議せんよりは、寧ろ學術の進歩して、其人物の出でんことを肝要ならめ、云々。此前日、春嶽公、和泉殿、御逢有之、御軍艦の修覆急速に世話すべきの旨なり。又、春嶽公の仰に云、海軍如何にして盛ん成るべき哉と。答云、當今乏敷ものは人物なり、皇國の人民貴賤をいわず、有志を選抜するにあらざれば、極めて其人得難からん、唯幕府の士而已を以てこれに應ぜしめんと欲せば、如何ぞ得べけん哉、大小侯伯も共に力を盡すの意あり、これは必魯國の西陲を押し止するの大策なり、急に此島を以て上地被仰付、良港を開らき、貿易地となす時は、朝鮮支那の往來開らけ、且海軍盛大に到るの端ならん歟、云々。

○同二十四日。登營。御用部屋にて春嶽公、和泉殿御逢、浦賀表御修覆の幡龍船の義、御尋。且充分世話いたし、浦賀表へ時々見廻、速に成就爲致べく、之は事機に寄候は、御上洛の御用にも充てられんの議あるが故、注意して、當



年中出来いたさすべきとの内命あり。

○九月九日。登城。御禮後、御用部屋にて、春嶽殿、周防殿、和泉殿に、幡龍船十一月頃には御修覆落成すべきと申上る。命に云、急に落成すべからざるや、十月頃充らるべき御用あり、御間に合べきや、且神奈川に買船あるの聞あり、如何と。心當りの商船有之を云、且申、當今海軍にあらざれば、兵備立がたきの御着眼あり、若上官、船を以て遠路に航し候はんには、軍艦に限るべからず、商船たりともまた佳ならん歟、且本邦いまだ軍艦の名あるも、實地の備充實せず、また海路を以て上官高位の航せられし事なし、然るを今蒸氣船を以て其御用途に充られんに於ては、軍艦ならず共、尤も佳なるべく、且舊染御一洗の舉とも申べく歟、云々と申。又 命あり、明日、金川え起き、買船一見し、其良否を極むべしとなり。同日兩同僚に申て、御上洛、蒸氣船を用らるべき建白を議す。「此議、小子いまだ拔選前、嚴敷建議せし事あり、爰に到て、猶用力闘論す。」

○同十日。雨中、馬上を以て、神奈川に到る。

○同十一日。雨、戸部に到り、鎮臺竹本え示談、即刻、横濱會局に到り、英商の鐵船兩隻を見る。一は新造頗る佳也。

○同十二日。歸府。

同日命あり。明日金川へ到り、前日一見之商船運轉相試、宜敷候はゞ、同地の奉行え談、御買上可取斗旨。

○同十五日。御軍艦方召連、金川え出張。

○同十六日。同所滞留、横濱え掛合、往復數回す。

○同十七日。横濱會所え出帳、御買上船之儀、取極む。

初め、右船運轉後機關篤と試之上、取極可申との掛合、同所奉行より、英國コンシユルえ談に及と雖も、彼等承伏せず。其説に云、若右之如くならば、先手附金五千弗を拂ふべし、然らざれば、命に應ぜずと。爰に到て對談數篇、終に此議を決すること不能。愚斷然として、言、彼が乞ふ處の如くなるべし、若後不取斗の命あらば、我其責に當らんと。これにて其議決す。同日、右五千弗を宿官某に乞ふ。

○同十八日。鐵船運轉す、機關甚だ良なり。ゆへに彌御買上に決す。爰に到つて彼又言、此船一旦上海に航し、其後官に渡すべしと。此逢對數時あり。終に決すること不能。從來金川の官吏、外國の隨意我儘に壓せられ、我の意通すること能はず、彼もまた其機を見て、巧智奸謀、其利を專にす、歎息して終に彼が乞に應ず。

○同十九日。拂曉、歸府、直に登營。御買上船の義を言上す。また從來の弊風概略を申す。且右船上海に往來せば、

○同十三日。登營。御祐筆松平太郎を以て、金川蒸氣商船の、用に充つべきもの成ることを言上す。

○同十四日。登營。兵部殿、御逢。商船蒸氣御採用相成るべき内旨あり。且後來、船底の洗方、且ドック建造等、司農に可談の命あり。云、鐵艦の洗方は一説あり、明年に到らば、支那地方に航し、彼かドックを借りて洗ふべく、且外蕃貿易の事は等より開らけば、尤後來の大益興るべく、且邦人規模を開らき、學術先進の舉と成るべし、云々。夕刻周防殿御逢。御上京、海路の議を御尋あり。謹で云、當時、上下費弊人心漸叛くの微あり、今御手輕の御一舉にて、御往來ある共、其道路の費舉て言べからず、且當時拔扈之士民、彼是要訴之風評も有之、實は是等何之御掛念に不被爲及御事は、萬々にて有之、又有徳の君上、たとへ御獨歩被遊候共、たへてその恐れ無之は顯然たる事ながら、御供柔弱之者等、御手輕に召連れ候はゞ面々心配仕事と、自から鄭重に相流れ可申歟、御海路に候はゞ是等の御掛念少も無御座、數千の御警衛士、召連られ候よりは、軍艦一二艘の方、實地の御警衛充全と存候、且此御英舉を以て怯弱之人膽を御破り被遊候御事、當時無此上御義と奉存候抔云々。

軍艦組五四人を乗せ可遣の英斷あり。即刻此事を金川に通す。

同日薄暮、金川より定役一員馬上にて來る。云、右船明日十二時出帆すべし、其前乗組の者を遣はすべき由なり。直に操練所へ出張、幸、兵部殿、乗船(ワイライソン)御一見より歸り玉ふに逢ふ。右等を言上、直に頭取に談じ、行人員を定む。是れ夜四ツ前なり。同夜七ツ時、右被命し教授方四人出立いたさす。

○同二十日。夜八ツ時、上海行の者、出帆の時に後れ、船出帆の由にて、空敷歸る。此英舉は、總て迅速に出で、通例評義言上の手續きなし。如此英舉、衆人賛成合力して力を盡すべきの處、俗官因循、常事を以て目し、敢て力を用ゆることなく、終に機會を失せしむ。我輩憤に堪へず、議論して俗吏を壓到す。「前夜出立の者、調度の整ふべき時、深夜一時に過ぎず、然るを、學術の爲に徹夜勉勵し、發足拂曉にあり、彼地出帆の時に違ふ處、わずかに三四分時。彼地の奉行、若此迅速にして、萬事不都合を思はゞ彼が船の出帆半時斗を止めむに、豈難きことあらんや。然るを、英商の專に任せて顧みず、悠悠過時を以て、怠を我が輩に歸さしむ、何等の事ぞ。」

十月八日。登營。
兩番、大御番、小人十人組より、海局え出役之者、支配替被 仰付。荒郁、兩御番格頭取被 仰付。
今日、先日金川にて取極たりし商船ジンキー、昨日同所え着船の報あり。

荒郁拔撰を希ふ書付

小十人 梅井藤四郎組
荒井郁之助

操練所御取建相成候以來、稽古被

仰付罷出候者多人數御座候得共、御旗本之内にては、未だ學術非凡之者甚少なく候處、右郁之助儀わ、元來漢學も相應出來、人物方正にて、海軍之業前、格別上達仕、一ト廉御用立候者と相成、猶當時學術勉勵仕居候、追々御船數も相増、海軍厚く被遊御世話候折柄、右様之人物多く出來不仕候てわ、御軍艦實地之御用、御差支にも相成、且他之勵合にも相響御義故、出格之御拔撰相願度、奉存候得共、兼て等級も御座候事故、先兩御番格御軍艦組頭取三百俵高に被成下候様、奉願候、頭取之義わ、當時一船之指揮仕候故、人物學術熟達に無御座候てわ、從屬之乘組其指揮に應不申、若不服に御座候ては、暴風或は

非常の折柄、難破之患も相生、且平日御船破損等も相起候事にて、御船は、暫時に數艘御出來にも相成可申候得共、人物に到候ては、中々容易難得候間、右等之事情被遊御賢察、何卒前文之通、早々被 仰付候様奉願度奉存以上。

戊十月

○同十三日。金川え到る。鐵船受取。鐵船之號ジンキーと云。價拾五萬ドルラル也。且鯉魚門と稱す。英商所持之鐵船一見。

○十一月五日。登營。軍制改正之評議あり。吾思ふ處あるを以て、敢て一言をも不發。

○同六日。登營。前同斷之評議あり。

昨日、大越講武奉行に轉役。此人幕府中之英傑、幸に先日御用御取次に被撰せられしが、今日武官に轉ず。或は云、當時東武にて、開國説を主張する者、大越其魁、次に小栗豊後、岡部駿河の三子なり。不可然との議、京師にて風評あり、故に轉ずと云。

嗚呼區々として開鎖を論ずるは、天下の形勢を知らざる無識の言、當時危急の秋なり。朝廷衆説に雷同せず、有識を以て要路に置かずば、何れの日か、大政一新を得べけん哉。

其道理の至當をとらず、空敷浮説衆議を以て賢才を廢せば、群議止むの期あらんや。吾云、大凡開鎖は、和戰を以て論ぜしと同義にして、無用の談而已。武備充實の基は、人心一致にあり、人心一致ならば何ぞ彼を恐れん。今若、雄を宇内に争ふ、威權あらざれば、開鎖とも相立がたし、萬策ありといへども、人材あらざれば、孰か能く英舉を繼ぐ者あらんや。傍議を恐れ、着眼なきもの、豈天下の形勢を洞觀すること能はん哉。唯一事起ることに、永歎して、空敷切齒する而已。本日兵制の議あり、終に一言を發せず、窃におもふ、當時の形勢、一善ありと雖も、傍議其不辯を論ず。又閣老轉せば其善なるも、また止む。如斯は、衰世の風習、恰も大濤の捲が如く、群議百出といへども斷然英決あらざれば、事全備の期なし。此斷ある時は、何事か成らざらん。若此斷なき時は、大事皆書餅に等敷、良議も唯席上の雜談、永評議而已。故に議なきも又佳なるべし。大抵議者、上者の意を迎へざるはなし、これ實地大事を成すべき人ならず、豈ともに論ずるに足らんや。吾人感服せざる處なり。

○同七日。登營。

此日、監察兩三輩に議して云、兵制の事可なりといへ共、必らず行はるべからず、吾議なきは、其行はるべからざる

を知れば也。今天下累卵の時、むしろ議論あらんよりは、實着遵行、一步を進むにしかず、一步良途に向かへば、實地一步の益あり。今や良途は一步を退き、良説議論は遙に數歩を進む、終に實着に功なし。唯願ふ、天下の形勢を詳にし、百事一の果論を以てし後者前者の志を繼述して遷らず、舊弊知らず知らず洗滅せんことをと。

○同十九日。出營。

此日横井小楠先生を訪ふ。我問ふ、此頃世間開鎖の論評々、皆不服ざる處也。それ開鎖は、往年和戰を論ぜしと同斷にて、唯文字の換りし而已、何の益かあらん哉と。先生曰く、實に然り、當今しばらく此異同を言はずして可ならん。それ攘夷は、興國の基を云に似たり、しかるを世人徒に夷人を殺戮し、内地に住ましめざるを以て攘夷なりとおもふは、甚不可なり。今や急務とすべき興國の業を以て先とするにあり、區々として開鎖の文字に泥むべからず、興國の業、候伯一致、海軍盛大に及ばざれば、能はず、今や一人も爰に着眼する者なし、又歎すべしと。

且つ聞く、大久保越洲の轉ずる、閣老板倉の説により、一橋侯また同意せられしによれりと。又聞く、前夜、萩藩の士十三輩、横濱の異人を討たんとして、生麥村まで出張せ

しに、此秘密の暴舉を、薩藩の士聞得て、土州の老侯に密告せしが、老侯此事を勅使に告られしに、早々留むべきとのを、廟堂に達し、長州家に達命せられし故、長州の世子直に同所を騎切、出張せられ、また土州の藩士も出張し、理解して引留たりと。此際、長州の藩周布政之助も判りしに、酔て大言して云、汝等異人を討ちに出張しながら、空敷留まるの理あらんや、勅使また土州の令といへども、決して引返すべきにあらずなど罵りしに、土州藩これを聞て甚憤り、すでに鬪争にも及ばんとせしが、暴發の諸士事を扱て、終に無事に歸家せしと云。此周政の暴言を咎めて土藩の者等憤り甚敷、長藩これ等の事に當惑して、周政をして蟄せしむと云ふ○先生の云、當時人才を撰らむ、甚其道を知らず、譬ば、拵附の刀のさけ緒まで揃しにあらざれば、とらざるがごとし、如此にして豈人材容易に得べけんや、鏑たる刃にても、刃切或は鈍刀ならざれば用ゆるに足れるとし、其後鑄鐵其他を求めて全備せしめて可なるべし、野無遺賢などいふ語を惡敷解せしが故に、一人に備はらんことを求むる處より、無人の説も興るならん、遺賢の賢はかしこしといふ位に見るべし、たとへば五人に勝れる者を以て五人組の頭に擧げ、また百人中傑出せし者あらば則百人の旨あり。

○十七日。品海出帆、御船は順動丸

これは、閣老小笠原圖書頭殿、攝海警衛爲御巡見御出、同船之役々、外國奉行菊地伊豫、同組頭永持亥次郎、下役三人、監察松平勘太郎、徒目平岡庄七、外二人、小目三人、閣老從者七拾餘人御乗組、頭取荒井郁之助外八人、柴誠一、杉浦金次、堀貞次郎、小笠原賢藏、杉本録次郎、小玉織部、島津文三郎、加藤多宮、稽古人河合陽平、小林平三郎、鈴木新之助、醫師安井春潮、調役立川帆平、下役石井藤三郎水夫小頭、貳人、水夫二十五人、火焚小頭貳人、火焚二十人、大工一人、鍛冶一人。

其二

文久三癸亥年

○正月元日。龍馬、昶次郎、十太郎外一人を、大阪に到らしめ、京師に歸す○濱口義兵衛方に文通す。昨夜、愚存草稿を龍馬子へ屬し、或る貴家に内呈す。○同八日。曉、大阪に歸船、一同上陸、圖書殿御旅館に到る。菊地海莊、濱口義同行、兩人拜謁。○同九日。因州候之邸に到る。海軍之事、并警衛之大體を

頭と成す、如斯ならば則野無遺賢のこと明かなるべしと。○同二十五日。出營。

聞く、一昨夜小名數家、并番頭數人、其他、昔時井伊家大老の時要路に當りて執事せし輩數員、御役御免、或は蟄居等の御沙汰なり。殊に可惜は、大越また座せられたり。これは、當時京都の市尹たりしが青蓮院の宮女犯の吟味に當りし故ならんと推察せらる。嗚呼、官途近來の遷轉反覆反掌のごとく、朝野愕然せざる者なく、官員恐怖して、縮首私營する而已、そもくまた誰が誤ぞ。

○同晦日。登城。幡龍船御修復出來の事を申す○本日、一橋中納言殿并閣老小笠原圖書殿、軍艦にて海路御上京の内沙汰あり。其海路を申す。○十二月九日。

登城。圖書頭殿順動船にて上阪の旨あり、議稍定まるに似たり○此日小生も船行して、攝海の警衛武備を收むべきの論ず。御同人之臣數輩、我門に入ることを被談。昨日、土州之者數輩、我門に入る。龍馬子と形勢之事を密議し、其志を助く。

○同十日。御勘定奉行、町奉行、監察等、圖書殿御旅館に會し、警衛之事を決議す。大抵我議に因る。○同十一日。江戸之同僚より七日出之手紙到着。云、御上洛、御軍艦にて被爲遊御趣、被仰出。且春嶽公容堂殿もまた海路御上京之由。右に付一刻も早く歸船可致との事なり。○海路御上洛之事は、我か兼て建議せし大事件なりしが、諸有司此議に服さず、終に用ひられざりしに、今此命くだると聞く、我議論中第二事といふべし。後來海軍開らけ行かば、かばかりの事、何事かあらん。當時に於ては、難事中之難事、死を以て議せずば、傍議百出して、行はれず、千辛萬苦に到る。時世之難きを知るべし。

○同十六日。下田出帆、夕刻品海投錨。上陸。○同十七日。春嶽公の邸に到る。當二十三日、順動船にて御出帆被成御趣、且今日御船え御出に付、直に可參旨御話午後操練所に到り、春嶽公、周防殿、和泉殿、兵部殿、出羽殿、監察、奥御祐筆御同行。

御上洛御船にて被爲成候間、順動可然、猶鯉魚門船上海え

御聞合相成候間、右船来りなば、此船御用可成、若右御船不到時は、順動御用と御決着の由被仰。

○同二十日、略中於新部屋、御褒詞あり。
老中航海の儀は、先縦も無之候處、此程圖書頭乗船にて大阪表え相越候節、航海中格別骨折相勤候段一段の事に候。右和泉殿被仰渡。

○同二十一日。順動船に乗組。

○同二十二日。午後、春嶽殿御乗船、從屬八十餘人、監察杉浦正一郎、奥御祐筆西尾錦之助、松平太郎、外便船、奥醫石川立貞、松本良順、徒目二人、小目四人、乗組。士官は、圖書殿時の如く同斷。廿三日朝出帆、二十九日着阪。

○二月朔日。春嶽公え參上、昨夜旅宿なく遅參を申、且申て言、當今天下の形勢、危険既に極まる、恐らくは、改復の御功立難からん、明臺の御決心、爰にありと申、言甚た激烈。

○同二日。今夕圖書殿京師より大阪え御出合、夜可參旨、菊地より文通、即刻御旅宿西本願寺に到る。明日圖書殿順動船にて兵庫和田の御崎邊御巡覽あるべき故、船の用意致すべしと也○此夜、春嶽殿え參上すべき使來る。當夜冒感頭痛甚敷押て參上、御内話數刻、且江戸の閣老えの御談三條を承る
第一、圖書頭の話にも是迄、關東より

○同四日。大阪え歸船、諸官上陸。

○同五日。御城代松平伊豆守、御城番某、御船拜見として來る。此日、江戸より便あり、

御上洛、當月二十六日御乗船の處、二十一日に操上られ候間速に歸帆すべしとの旨也。龍馬、近藤、新宮、岡田、黒木等、御船に來る。云、岡田星之助、惡意有之間、撃つべきと議決せり。若御船出帆の機に後れなば、陸行すべしと云。

○同六日。出帆。本日頭痛甚敷、海上の様態悪しく、紀の由良港え入る

○同十一日。歸宅。一日平臥、天下の形勢をおもふて、遺恨胸間に滿ち、憤然に堪へず、御船行の儀も止められ、十三日御陸行と被仰出ありしと聞く。

○同十二日。登營。聞く、英の軍艦四艘、金川に來る、一言も來意を不言、天下騷然佛船もまた來ると云。營中御發駕の事にて、誰一人其義を言者なし○御用部屋にて周防殿和泉殿え、春嶽殿の御口上を申、猶海路御止の事、且僞浪士の事を説解す。其言甚激烈○同日於新部屋、大阪砲臺築造の命あり、周防殿被仰渡○今天下危険極まる、孰人か爲國家建義、萬民の塗炭を救ふや、我等其任に當らずと雖も、天朝且幕府の御爲に粉骨し、海軍を興起し、内銃臺を設け

京師御尊奉の御趣意、いまだ徹底せず、兎角に虚飾勝にて甚恐入の次第なり、猶此上、御趣意御誠實に有之度、吳々も閣老え傳可申。

第二、御上洛御船中、御滞留共、諸港御歩行等も、如何にも御手輕に被遊、寺院其他へも、御取飾なく被爲入、御休息等有之度、且大阪御城内御修覆向甚疎にて、障子疊の類破れ儘舊を存し、見苦敷有之などは、勘太郎殊に力を盡し鄭重の風を破り、無益の費苦を厭ひ、御趣意を貫せ候にて、右の見苦敷を以てかへつて御賞美有之度云々。
第三、大阪の諸役等、兎に角簡易の御趣意に反き、物事甚手重く、事毎鄭重に有之、先達圖書頭上阪の折は、少しく簡に赴きたりしが、又此度は舊弊を以て萬事取扱ふ、詰り私營甚敷より發する事ながら、嚴重命下らずは有べからず云々。

明日御發足有之由、深夜に及び歸舎。

○同三日。朝、船内に歸る。直に兵庫え出帆、冒感頭痛昨日に増し、床上に臥す。

圖書殿役々兵庫御巡覽、銃臺の位置付我が病むを以て事止む○夜、中納言殿より命なりとて、京師の監察より、歸帆の義、暫く見合すべき旨申來る。

英士を説て、不測の變に應ぜんとす、皇天此誠意を容れ給は、建義速に被行、時運一步も良途に進まんことを。

○同二十四日。出船、二十六日着阪。

○同二十八日。圖書殿え參る、明朝、京師え御發足、砲臺の議決す。其地所は、和田ヶ崎、湊川出洲、西宮天保山沖等、先取掛べきと也。○聞く、昨夕京師會津侯の手にて、等持院なる尊氏木像を梟首せし者等、數人を捕らへられし由○三州吉田の御旅館より、和泉殿の命を傳へ、竹本甲斐の來狀、菊地伊豫方え到着。云、鯉魚門或は順動船の内、御用有之間、攝海に着次第止置べきと也。

○同二十九日。明朝、兵庫に繩張として出張すべき旨、松勘に申遣。

○同晦日。順動船にて、兵庫に到る。同所和田が崎、湊川等、石造塔の地を定む

○三月朔日。陸行。御願村に到る。同所より西宮海岸に到り地所を定む。即日大阪に船行。

○同八日。朝、大井美濃を訪ふ。面談。先日の來狀大に違異、上京小子ならず共、宜かりしと云ふ。俗吏事をとる能なこと斯のとし○周防殿え、猶御用の有無伺可給と、云て歸る○午後御城より、和泉殿の御渡書付來る、云。

津田 近江守
菊池 伊豫守
勝 麟太郎
松平 勘太郎

海岸御臺場築立の議、追々製造の運にも相成可申候得共、此節の時情、速に製造不相成候ては、御不都合に付、一同入精、少も無油斷、格別抽丹精、急速に成功候様可被取計御事。

同日。大井より、登城に及ばず、他に御用無之趣申來る。○明日歸阪之由申遣す。○此夜、永井主水之御役宅え到る會津の藩 豊之助に面會、

此夜、先日捕らへし者吟味之由承る。○此夜三條之旅舎にて千屋虎之助の義兄切腹。

○同九日。出立。昨夜、切害人五六人有之由。土州之藩士我門田所島太郎來る、其同志輩志不達、憤激甚敷、同志三百人を會し、書を奉らんとの密議ありと云。○此日、途中にて、長州之上京を見る。若輩之士貳百人程、馬之前後にあり、形裝大に平常に反す。○伏見より乗船、夜に入、大阪之旅宿に歸。

○同十三日。先日より寄合警衛其他の議ありといへ共、未

咸船之事を聞く爲、文通す。

○同十六日。昨夜京師より圖書殿御上京可有旨申來るに付乗船延引。○昨日集議あり、圖書殿江戸にて英國船將との逢接如何して可ならん哉、各所存を、可盡旨。予云、聞く、彼か申處、生麥地にて英商を打ちしは、島津三郎の臣なり、今三郎が首を出さずんば、各々の償として、三拾萬金を出すべし、若此事許容なき時は、燒打、或は船將の職掌を盡さんと云由。若聞がごとき時は、彼が算定戰爭にあり、今此際に及び、何を恐れて、戦はざらん哉、我邦の政因循弊積して、終に萬民の愁苦を醸し、また士人懶惰にして其職掌を忘れ、悠々不斷に、終に今日に到れり、而猶不察、今哉

朝命を奉じ、攘夷の儀定まれり、然て此議もまた、草莽激論輩の鬱勃より生じて、上者是を説解し、其可否を辯ずること不能一時苟息を以て、御採用なりしか、或ひは形勢を不辯して定まりし歟、上下一致の勢を不見る時は、是又良全之事にあらず、今幸に彼兵力を以て我邦を壓せんとす、此好機會失ふべからず、一敗地に塗らば數十年或は數百年の後、雄を天下に震ふべき國とならん、これはこれ、人爵破れて天爵に歸するを云なり、今一時の姑息を喜び、土崩

た一事も起ることなし。舊弊を不脱、伺申上等之手數多くして、空敷時日を移す。英傑上に出ざれば、終に此弊止むべからず。

○同十四日。今朝、柳澤勉次郎着阪。圖書殿、今夕當地御着、明日頃俄に江戸え御歸所可被成旨申來る、御達既相廻りしやと云。答、右等之事なく、御船御間に合可申哉、難計と云。○午前、川村鳥居より文通、并京師より、岡部澤兩人之手紙添來る。云、順動鯉魚門船之内、急々江戸え被遣候間、用意いたし、出帆之日限可申聞旨、午前京師杉浦正一より、和泉殿御渡書付來る。

圖書頭事、御軍艦に乗組、江戸表え相越候。尤、差急候義に付、順動丸御船拜借被仰付候間、速に大阪沖え相廻し置圖書頭乗組次第、直様無差支出帆相成候様兼て手配いたし可被置候、尤其方も乗組の積可被心得事。

同時、池田修理より、文通。云、今般圖書殿、横濱表に應接爲御用御越に付拙者支配向召連云々。夕、是等之事順動丸え通達。○羽田十左衛門來る。

○同十五日。圖書殿、東本願寺え御着、明日御船御乗組之由相定る。○池田修理を尋ぬ。○夕刻、明日之處延引之事を承る。○咸臨船着阪之風聞を聞く。○圖書殿に參上。○此夜順動に

互解を恐る、とも、終にまた遁るべからず。今試に其逢接の所置を論ぜば、先 將軍家は、大阪城に御動座あり、英艦に申ていわん、今京師朝勤の際、關東は大事を談ずるに人なし、速に攝海に來れと。彼若これを拒まば、江戸にて逢接すべからず、彼また此地に來れば、速に其いふ處の償金を與べし、而後彼が暴舉を咎て、斷然としてこれと絶つべし、若彼許容せずんば、此地に一戦を起し、天下の人民をして勝算なきことをさとらしむべし、其實は、唯一敗塗地、國內眞の憤發を待而已。

○當時諸官、外、英を恐れ、内、激徒の天誅を恐る、縮首して一事も斷せず、吾がこれを論ずる頗る激言なれども、願くは怯者をして激せしめんとにあり、故に論次これに及ぶ、又可歎也。

○同十七日。

池田修理、圖書頭殿御付添、御免歸郷、御供被仰付、上京の由申來る。○午後、圖書殿御旅館え參る、其家臣云昨夜深更、京師より再び上京可有由申來り、今朝御出立と云。○當今、我輩初閣老といへども、東西奔走定りなく、朝令夕變、平常江戸にての手續の如くならず、英艦金川に鳴鼓せんとし、京地議定なく、事々物々漸く

實地に赴むくを以て、官吏失塗す可歎々々。
○同二十日。

兵庫に、佛蘭西の軍艦二隻來る。此日、長州の世子、和田ヶ崎巡見、此入津に逢ひしに、敢て放發の事なく、空敷和田明神にてこれを遠望せしと云ふ。此先、同家より、若内海え異國の軍艦入津せば、幕府の命を奉ぜず、直に打拂はんと京師に申上しと聞く。今此事あらん歟と、役々心痛せしかへつて無事なりし。

○同二十五日、
松勘來る。京師圖書殿より被 仰渡の書付持參。

大阪表、海岸御臺場築立の儀、被 仰出候處、和田岬の義は、緊要の地にも有之候間、堅牢之砲臺御取建、其餘右相對候場所々々にも、夫々御臺場御所建の筈に候。右は、大膳大夫御警衛持場内え、御取建の事に付、爲心得相達候。

右之通、松平大膳大夫家來え相達候間、可被得其意候。且御臺場築立相成候上は、御旗本御家人之内、格別の人物相撰、土着被 仰付候歟、又は交代に被 仰付可然哉、何れとも、一隊の規則相立、御預被仰付可然哉、夫々見込之趣、十分に申聞候様、可被致候事。

此御書付、三月廿日、圖書頭殿、柳澤勉次郎を以て御下け。

○川村より、御城代松平伊豆守、下屋敷にて、伊達遠江守御用談有之に付出席可致旨御城代之命を通す。

午後、御城代屋敷え行く。御城代面會、當地の警衛大略を云、庸人不足論。

伊達氏に面會、天下の形勢終に不可回といつて、唯歎息してやむ。此人英邁、諸侯中の一人物、尤談ずるに足れり。明日歸國の由。京師之形勢無着を密話せらる。これ云べからざるのことあり。

○四月四日。

若山傳法の別館え到る。久野初、海防掛數人出席、友ヶ島警衛の事を議す。予云、海國之兵備必らず海軍にあるべし區々として砲臺を守るは、我が意にあらず。然れども、此島たる、また銃備缺くべからず、我が兼て建議せし草稿あり、これ其大意なり。今此意を説解せば、武臣武を忘れ、専ら一家の經營を先ずるに過ぎず、ゆへに萬弊生ず。これを撓むるにあらざれば、一事も實踐に到らざるべし、猶許多云々。

且、明後日友ヶ島に砲臺の地勢を見んことを約す。

○同五日。

若山城え到る、中納言殿え拜謁。

○同二十七日。

御書付 勝 麟 太郎
紀伊殿御領分海岸砲臺の儀に付、其方より御談被成度旨被仰立の趣も有之候間、紀州え罷越、久野丹波守申談候様、可被致候。

○同二十八日。

長藩志道聞多、山形莊藏、來る。攝海之警衛、并對州島危險なる形勢を論ず。濱口義景來る。聞く、京師にて春嶽公勅定に應ぜず候ことも有之、逼塞之命下だると云。此事云々有之故歟。越前老公は、諸家より申上、京師よりの御沙汰に因て政機に預られしに、其説、無謀攘夷にあらず、又激徒の説をとられざりし故、又讒言して進退極まらせ、自から退去せしむと云。

○同廿九日。

長藩山縣半藏、桂小五郎來る。予云海軍興起は、護國の大急務、後世の基本成るべし、今後れたりとして、手を下ださざる時は、後また今の如く、終に興起の基立べからず、今用に應ぜざるとも、後世の國益を思はざるは、丈夫の事にあらずと。兩人、同意、直に朝廷に奏せんことを約す。

○同六日

跡目加田え到り泊す、但紀の川より歸舟にて同所え到る。掛りの役々、出張砲臺之位置は、紀家の定むる處に因る。

此國もまた費弊、國財不足、皆これよりして行はれず。六日若山え歸へる。陸路を馬上道程三里、若山の市前紀の川より舟渡。

○同十四日

歸阪

○同廿日。

松勘より、如別紙御書付來る。云、

攝海は樞要の地に付、形勢爲 御覽置、公方様、明廿一日、此地え被爲成候旨、被仰出候。尤、石清水社え御參詣、夫より此地え被爲成候事に候條、京地老衆より申來候。右之趣、向々へ可被相達候。

即刻、松勘方え到り、同所より順動昌光船、明日中天保山沖え可來旨、相達す。これは、御船にて内海御巡覽の積有之ゆへなり。

○同廿一日。

當地え着御に付、午後より登城、御座敷向拜見。

夜に入、津近松勘同道にて、京橋口御船着場まで、爲 御迎
參上。夜五ツ時御船着、御入城、深夜退出。

○同廿二日。
登城。

明日、順動船にて、兵庫西宮邊を被爲成旨、被仰出。夜に
入御治定。

○同廿三日。

拂曉、御乗船場堂島川え出張。夫より、天保山に到り、順
動船に到る。

端舟にて、同所え御出迎、御先え漕返す。四ツ時頃、御本
船順動え 御乗船、即刻出帆。

船間悉く御巡覽、御満足の由、度々上意有之。當

將軍家、いまだ御若年といへども、眞に英主の御風あり、
且御勇氣盛なるに恐服す。九ツ時前、和田ヶ崎え御着船。

以 思召、端舟にて、同所へ御登岸、御供に候する者、纔
に五六輩、臣御後にあり、方向を示令す。和田明神の社え

御休息、夫より再び端舟に御駕、神戸え被爲成旨、命あり
御供同斷。

同所にて、操練局御開、且土着の者可置事を言上、直に英
斷あり、於

被仰付之

津田 近江守

勝 麟太郎

松平 勘太郎

攝州神戸村海軍所造艦所、其外、御取建相成候に付、右
御入用、并繪圖、取調可被差出候事。

○同廿五日。

朝姉小路旅館に到り、面會。攝海警衛之事を問はる。答云
海軍にあらざれば、本邦の警衛立がたし、云々。長談皆聞

かる。即刻、順動船に駕して、兵庫港に到らるべき旨なり
○午後に乗船、直に出帆、從屬百廿餘人、船内猶前件之事

を申。倍從の諸士と論辯す。大抵同意の旨なり。嗚呼我が
邦家の御爲に、此説を主張するもの、殆七八年、終に今日

に到り、纔に延ぶる處あるがごとし。然れども、天下の形
勢切迫、國財減耗、如何とも成すべからず、可歎、其議を

實事に行なふに暇なきことを。此夜、兵庫え御一泊。

○同廿七日。

登城、昨日、姉小路殿巡覽之顛末、且議議せし處を申す。

○明日、

公方様、堺より順動船え御乗船、船中御一泊にて、内海御

御前、被 仰出議、悉く成る。

夫より、西ノ宮え向き、出帆。同所え御上岸、また端舟を
被用、西風少強、波を打込 上少も動じ給はず、快活の旨、

度々 上意。

夕刻、天保山沖え、御歸船。直に御登岸、御供にて登城、
深夜退出。

○同廿四日。

登城。

今朝、來月十日攘夷御拒絶被 仰出に付、當地御警衛之事
船用部屋にて議あり、悉く空論。

昨日、御船え被爲 召候に付、以御書付、拜領物被 仰付
夜に入り、明朝姉ヶ小路少將殿方え罷出べく旨、御書付に

て被仰渡、且御同人蒸氣船拜借、兵庫に參られ候旨、承知
直に順動船え申遣す。御書付云

勝 麟太郎

明廿五日期五時頃より、麻上下着用、西本願寺内姉小路
少將旅館え、攝海繪圖持參いたし罷越候様、可被致候。

尤右之趣、姉小路へは相達置候事。

本日、神戸村土着の士、御操練局、造艦所、御取建掛被仰付。

攝州神戸村海軍所造艦所御取建御用、并攝海防禦内御用

巡覽あるべき旨、被仰渡。

今日、神戸村え、土着其外被仰渡の御書付、貞阿彌相渡す

勝 麟太郎

攝州神戸村海軍所御取建相成、土着之者追々御引移可相
成候就ては、海軍所御入用、并、稽古入用として、年々、

金三千兩宛相渡候間、御取締は勿論、御實備相成候様取
扱、年々御勘定仕上げいたし、可被差出候。尤、津田近

江守、松平勘太郎え、掛り被仰付候間、可被談候事。

其方拜領高の内、五十俵、攝州神戸村最寄におるて、地
方に御引替被下候間、委細は御勘定奉行可被談候事。

攝州神戸村最寄え、相對を以て、地所借受家作いたし、
海軍教授致し候儀、勝手次第可被致候事。

○今朝、桂小五郎、對馬藩大島友之允同道にて來る。朝鮮
の議を論ず。我が策は、當今亞細亞洲中、歐羅巴人に抵抗

する者なし、これ皆規模狭小、彼が遠大の策に及ばざるが
故なり。今我が邦より船艦を出だし、弘く亞細亞各國の主

に説き、横縦連合、共に海軍を盛大し、有無を通じ、學術
を研究せずんば、彼が蹂躪を遁がるべからず、先、最初隣

國朝鮮よりこれを説き、後支那に及ばんとすと。同人悉く同意。

○同廿八日。拂曉、順動船を堺え廻す。これは、公方様堺筋まで陸路御巡覽、夫より御船にて、加田邊え被爲成に因る。

八ツ時、御乗船、紀淡の間え向け出帆、夜に入るを以て、引廻らし、紀の大川沖に御一泊。本日、姉小路殿も同所より、長崎廻の蒸氣船にて、加田え到らる。

○同廿九日。拂曉、加田港に到る。御登岸、午後御歸船、夫より友ヶ島由良え到らるべき旨、閣參諸役の議有。予云、雲行よからず、必らず夜に入らば烈風或は雨ならんとすと。此兩事を以て、上聞す。仰に、船内他議然るべからず、麟太郎の決に従ふべしと。此

英意にて、諸議定まり、大阪に御歸船、御供にて登城。

○五月朔日、烈風雨あり、皆我議を喜ぶ。朝、姉小路殿え到り、拜謁。海軍并砲臺の事を申す。且、友ヶ島近傍測量の圖を呈す。

京都醫師 栗原唯一

同文言可申渡旨、町奉行え可被達候。別紙之通、藤堂和泉守、牧野備前守へ相達候間、可被得其意候。且又、松平肥後守家來之内にも、業前相心得の者、御雇可被仰付善に付、可被得其意候事。

○備前侯より、拜借被相願候、スクルーフ端船、打建可申御用、周防守殿より被命。

○同二日。天氣佳ならず、御出船を止む。

○同三日。海面いまだ穏やかならず、今日御見合可然と申す。此議にて、被仰出なし○明石并土州より、其持場木津川の砲臺圖面を乞ふ○明石より賜物あり、潮田范三來る。老侯え、早春微物を呈せし返禮と云。

○同四日。朝、御乗船、明石舞子の濱え出帆。

御上陸、砲發御覽。夫より、由良え御出帆、同所銃臺にて放發御覽。夕刻、御歸船。夜十時頃、天保山沖え投錨。夕刻、微雨、海面暗黒、晝間に十倍す。

午後登城。御用部屋にて、對馬并朝鮮の議あり。大抵我説聞かるべき形勢あり。

明日、御船にて、内海御巡覽の旨あり、天氣相にて、夕刻御延引。

今日、八幡山崎え關門すへらるべきに依て、修築御用可相勤旨、御書付を以て周防守殿より御達。これは、會津の建議によると云。

勝 麟太郎

此度、八幡山崎え關門修築相成候間、其方儀、經營方引請可相勤候。尤御用多の事に付、附切相勤候には不及候間、修築中は、航海の序等を以、折々見廻候積、相心得、諸事松平肥後守え承合候様、可被致候事。

藤堂和泉守え 同人家來

廣瀬元恭

右此度、八幡山崎え關門修築相成候間勝麟太郎手に附、右御用御雇可相勤旨、可被申付候。委細の義は、松平肥後守、勝麟太郎可被承合候。

牧野備前守え

○同八日。登城。佐野伊豫守え面會、同人御奥より、船中え被下物相渡す如左。

縮二反、頭取。七百疋宛、士官八人え。

五百疋宛、俗事、醫師、稽古人十一人え。

三百疋宛、水夫、火焚、小頭四人え。

百疋宛、平水夫平火焚七十人え。

同斷、大工、鍛冶四人え。

右は、順動船乗組。

五百疋宛、頭取始士官十二人え。

水夫、火焚、小頭四人え、二百疋宛。

三兩貳朱、平水夫、貳拾五人え。

三分、平火焚四人、鍛冶大工貳人え。

右、昌光船。

○周防守殿より、諸大夫被仰付べき御達有之、辭して云、當今危急存亡の秋

上之厚意肝銘すといへ共、微臣一介の功なく、徒に高官に進まんことは、元より素願にあらず、恐縮に堪へざる處、固く御免を蒙り度旨、再三歎願す。丈夫風雲之會に乗じて、

私身を以て先せんこと、我輩深く耻る處なるを以て固辭して、終に拜命せず。

○同九日。

登城、今日、

御所より、被仰進旨あり、周防殿御渡。

一、浪花城は、攝海咽喉之地故、主將無之候ては難相成候思召候間、可然大藩撰探有之、南海警衛有之候様、指揮可有之事。

一、堺の津は、實に異賊要衝地故、武備別て充實無之候ては、難相成候處、立花飛驒守、殊の外、國力疲弊の由、被聞召候間、可然大藩、交代有之事。

一、製鐵所の儀は、當時長崎に一ヶ所有之候へ共、攘夷に付ては、堅艦巨礮必用の器械に候間、於便宜之地、廣大の製鐵所新規取立に相成、各藩へも艦礮十分に行届候様可相成候事。

右三ヶ條、早々命令有之候様、

御沙汰候事。

海軍并器械製作の議、他年爲邦家に驚力を盡せしに、一朝姉小路殿に説解せしに、公英明之見を以て、終に奏聞を経られしによりけむ、今日此御沙汰を拜聽す。我

が微衷、

天朝に貫徹し、興國之基漸く立たんとす、

○周防守殿、御渡。

松平勘太郎

勝麟太郎

攝州神戸村え、製鐵所御取建相成候積、相心得、巨細の義取調可被申聞候事。

○同斷御渡

口上覺

兵部大輔領分、播州明石海岸四所砲臺之内、今一層堅牢改築被

仰付、難有被奉畏候。早々改築仕度候付ては、萬端御差圖の儀、勝麟太郎様へ御頼被申度、就ては、御用透の節在所表え御越、場所御見分、萬事御差圖被下候様、被致度、此段奉願候様、兵部大輔申付越以上。

松平兵部大輔家來

五月七日

大島治郎右衛門

付札

勝麟太郎へ相達置候間、得其意、篤と、申合、改築方萬事申談候様可仕候。

覺

別紙之通相達候間、得其意、御用透見斗、改築方等、差圖可被致候。尤、支配向等、可成丈召連不申、實意に研究候様、可被心得候事。

○同十日、

登城。

○周防守殿、被御渡、

松平伊豆守

大阪町奉行え

勝麟太郎

清水附の者、不殘、大阪え勤番として引越、御城代支配被仰付候。右御切米御扶持方等、於大阪御藏、被下候積住居の地、并に防禦手組教示之仕方等、早々勘辨可被申聞候事。

○同十五日。

登城。松平肥後殿え謁し、八幡山崎關門御修築の議を申○夜、廣瀬元恭來る。

○司農監察へ、征韓の大議を説解す。今日、城中此議あり俗吏輩々、皆不同意之云。

○同十六日。

順動船へ、書を遣す。これは、備前侯の大工、端舟打建の事に付、其始末并端舟一見の許を申送る。

○仙石藩、多田某。桑名藩某來る。

○龍馬子を、越前え遣す。村田生一書を附す。これは、神戸え土着被命、海軍教授の事に付、費用不供、助力を乞はむ爲也。

○大阪内海の測量圖、出來、同所より來る。

○同十七日。

廣瀬生を、八幡山崎え遣はし、地勢を見せしむ。

○夕刻、登城。攝海の測量圖を呈上。順動船急々御用有之に付御修覆速にすべき令あり。

○同十八日。

越藩、千本彌三郎、中根某外一人來る。

○夕刻、中根靱負來る。春嶽公より、短刀(貞宗)一振、菓子等を給はる。これは當春御上阪の折、御約束ありし赴きにて、賜はると云。固辭再三、終に拜受す。

同人え、當今危険益極まる、歎息の談あり。且、老侯の國家之爲に心力を被盡、越前一國一致、近州其風に化すを、敬慕す。

○大島生來る。征韓の議、因循して決せず、事機失せん歎

敬慕す。

○大島生來る。征韓の議、因循して決せず、事機失せん歎

敬慕す。

○大島生來る。征韓の議、因循して決せず、事機失せん歎

敬慕す。

○大島生來る。征韓の議、因循して決せず、事機失せん歎

敬慕す。

と、歎ず。我云、姉小路殿を附て、
上言せば、可成らん、此人へは、我前日其端を開らき置けり、恐らく聞かれんと云。

○同十九日。
登城、

聞く、江戸にて、英艦の將え、生麥其他の不都合ありし故に、償金として、渡すと云。

此一事、甚秘密、當地の閣老諸官知ることなし。去る八日圖書殿御船にて、上京の沙汰ありしが、夜中、横濱に到り應接あり。其時にや、英船砲臺を取巻き、虚勢を張つて、官吏を厭伏し、終に償金を受取るに到りしと云。此風説のごとくなるも、官吏の爲す處、甚僻事なり。若、償金渡すべきの理あらば、斷然として秘すべからず、其顛末公平至當を以て成すに、何ぞ秘するの理あらん哉。

江戸の諸官は、事を京地の吏に告げず、決斷して事を取るに、或は草莽書生輩の沸騰を恐れて、秘事を以てする歟、

又聞く、江戸にて、鬪争起らんとすると云御觸しはく、達すといへ共、都下の諸人、常として實とせず、或は一恐を喫して家財を失し、賊難に逢ふ者甚多しと。漁陽鼙鼓動地來、又咸豐帝の遁走想像すべし、これをおもへば、落涙

止めがたく、また憤怒衝髮。

○同廿一日。
登城。

聞く、昨夜四ツ時、姉小路殿退朝の折、御築地の邊にて、何者やらむ、刃を振ふて胸間をさして逐てんと云。此人朝臣中の人物にて、大に人望ありしが、何等の怨にやよりけん、此災害に逢はれし。小子輩此卿に附きて、海軍興起より、護國の愚策、

奏聞を経て、既に御沙汰に及びしもの少なからざりしに、實に國家の大禍を致せり。歎息愁傷に堪へず。

○同廿二日。

登城。長崎の製鐵所、操練局附屬と成すべき伺、濟む。此儀、一昨、閣老を申せしに、今日其御沙汰あり。

○大島生來る。

○土藩、吉村虎太郎來る。

○同廿三日。

登城。周防殿え、神戸操練局の人員、御召寄、并、長崎製鐵所の御下知、征韓の御沙汰有之度旨申す。且、天下の勢累卵のごとし、阪城を暫

御滞在可然歟の由を、秘告す。

着、一宿。

廣瀬栗原同伴、八幡山崎の地勢一見、關門胸壁の議を定む當地の警衛、阿部主計頭が藩四五輩、來る。主計公より、酒一樽を送らる。

○同廿五日。

川越にて、大阪え歸着。

上京出立の日、安井九兵衛を頼みし、門生廣井岩之助の分贖、手掛り分りたるを聞く。

此事に付、同日、新宮馬之助を紀州え遣す。

○同廿七日。

紀州より、廣井生の贖、紀家にて召捕入牢せしに、當人に無相違ゆへ、助太刀として、千屋虎之助、佐藤與之助を遣す○江戸より、前河内愛助來る。大越の書翰持參。同人云天下に奸人あり、君察知するやと云。然り、今誰かこれを察せざらん、我おもふ所あり云々。其要は、征韓の一事、また其奸を防ぐに足る云々○同人、川端少將殿え行く。川端殿は頗る思慮あり、能く國家の事情を解す、然れども、其力衆議を辯解し、

天朝正大の御意を更張すること不能と云。

○六月朔日。

○雷門船、近々大阪え入津の聞へあり。津田近江、同所え下だる。これは、圖書殿御上京、兵士を率ひて、不利の風聞密告する由。ゆへに、御所向の聞へよろしからず、上京を御止め、且、江戸の模様を承る爲と云。

○大阪より、門生四人、上京。これは、京師殺伐の風聞、昨夕同所え聞へ、不穩ならんとおもふが故也。

當節、京地更に無異。

○明日、下阪すべき趣を、申乞ふ。

これは、姉小路殿横死後、

御所向穩かならず、また外に言上すべき御方なし。其實は近々學集院え參上し、萬事を上

奏せんとおもひしに、時来らず、禍起、其甲斐なきを以て一旦下阪すべきと決定す。

○廣瀬生、御扶持方の義を、町奉行永井瀧川兩氏え談ず。大阪より、内海測量の圖來る。此圖は、姉小路殿に約し、奏呈せんとせしもの、川勝氏え頼み、閣老より

御所え進呈することを申置。

○同廿四日。

京地出立、對州侯の馬借用、伏見を経て、八幡の橋本宿え

大阪より、書狀來る。云、昨日朝陽船入津、圖書殿其外役々、乗組むと。即日、兵庫へ歸へる。御普請役來る。砲臺築造之人足、怪我人有りし由。當人え金三兩、湊川和田ヶ崎之人足え、酒一樽宛、砂糖一樽宛を遣す。

○夜に入、矢田堀景藏來る。江戸の風聞、此度役々上京の事を聞く。皆不分明。また聞く圖書殿同行の内、歩兵一隊を、英船御雇にて、紀州由良湊迄來りし由。此處にて、滯碇せしめ、當地御軍艦順動咸臨蟠龍の三船迎として、昨日同所え到り、乗組せ、大阪え到らしめたりと云、何等の旨にて、如斯や、辯ずべからず。

○同三日。
大阪へ歸る。

廣井岩之助復讐、一昨日、和泉山中村にて本意を遂たる趣佐藤千屋より聞く。且、此事によつて、紀州家の事を執りし者え、禮狀并餽品を送り、其勞を謝す。廣井生は、塚奉行え訴出たり。同所奉行へ、糺濟の上引渡とらせべき旨、頼遣す。

○同五日。
京師より、如左御書付類、周防殿御渡の趣にて、御城代より來る。

術教導筋等、厚く世話致候様、可被取斗候。尤人選の上名前可被申聞候事。

一、同所え、蒸氣機械製造被 仰出候に付、陸用蒸氣機關相心得候者一人、手傳二人、同所え詰候積、相心得、尤長崎表え御取置相成候機關類、御廻し相成候に付ては、長崎表におゐて、右御取扱方等、相心得、罷在候者、爲御手傳、罷越候様、可被取斗候事。

覺

別紙之通、松平肥後守え相達候間、得其意、爲心得、廣瀬元恭え可被達候事。此度、八幡山崎え關門修築被仰付候に付、御警衛十分相立候様可致、尤肥後守家來の内へも、右御用可被仰付候間、名前可書出旨、被仰付候に付別紙に奉申上候以上

松平肥後守内

小野權之丞

五月十一日

別紙

野村左兵衛

右者軍事奉行相勤、長沼流兵道相學候者に付、地形攻守の利害、見込御用總括爲相勤度、奉存候。

松坂三内

勝麟太郎え

覺

宗對馬守儀、今度歸國の節、昌光丸御船、器械乗組役々共、御貸渡の積、相達候間、對馬守より申談次第、引渡候様可被致候。尤、對州表着候は、返納の筈相達置候間、着帆の上は、直に引戻候様、可被心得候事。

覺

勝麟太郎

對州表え爲御用被差遣候間、支度出來次第、出帆、朝鮮國の事情探索いたし、委細可被申聞候事。

覺

車付ハツテイヤ五艘、松平備前守拜借相願候に付、新規製造の上、御貸渡に相成候旨、同人え相達置候間、早々出來の上、拜借被仰付候積可被取斗候。

覺

播州神戸村え操練所、造艦局等、御取建相成候。付ては御軍艦取調役の内二人、同下役の内二人、造船學相心得候者一人、手傳大工二人宛、同所え罷越候積、相心得、名前取調可被申聞候。且又、御軍艦頭取の内一人、同教授方の内兩三人、一ヶ年交代の積を以、同所え相詰、學

右者、長沼流相學候者に付、野村左兵衛え手傳御用爲相勤度、奉存候。

中澤帶刀

右者、江川家西洋流相學候者に付、専修築經營之御用爲相勤度、奉存候。右之外、役筋之者共、重掛に致し、御用爲相勤度奉存候。人別の儀は、追て申上候様可仕候以上。

右差圖

書面之者共、八幡山崎え關門修築相成候に付、申立之通右御用可申渡候、尤勝麟太郎申談候様、可仕候事。

勝麟太郎え

覺

別紙之通相達候間、爲心得相達候事。

阿部主計頭家來

安藤織馬

右、今度、八幡山崎え關門修築相成候に付、右御用相勤候様可被申付候。委細之儀は、松平肥後守、勝麟太郎申談候様可被致候。

○去る四日、對州え被仰渡候御書付、對州侯より、爲心得相廻候。

宗 對馬守

攘夷期限被仰出、鎖港被及談判候に付ては、外夷朝鮮國
え渡來屋宇を設候間も有之候處、同國之儀は、年來之御
信義も有之候間、爲援助出張、外夷根據の策を破、時宜
に寄、兵威を以、服從可爲致の處、元來兵食缺乏の國柄
に付、糧米等の儀厚申立の趣、尤の次第にも相聞候間、
願の通、糧米爲御手當、米三萬石宛、年々三ケ度に割合
被下候間、守戰の實備相立、國力を盡し、

御國威海外に輝候様、可被致候。萬一、其效無之節は、
改て御所置の品も可有之候間、其旨可被相心得候。且又、
器械軍艦御貸渡の儀は、御聞届に相成候得共、當時御數
少の事故、御都合次第、追て可相達候。猶又、總て國中
取締向の義願の通、追々公儀より御差圖も可有之候へ共、
松平大膳大夫へも、厚申談可被取斗候、糧米請取方の儀
は、御勘定奉行可被談候。

同人

今般、在所え相越候に付、御軍艦一艘御貸渡之義被相願
候趣、無餘儀筋に付、昌光丸御船器械乗組役々共、御貸
渡相成候間、勝麟太郎申談、請取候様、可被致候。尤、
對州表着候は、早々返納の積可被心得候。

登城。

此夜、永井主水正を訪ふ。當時、閉居。これは、先日、姉
小路殿を打ちしと云薩藩田中新兵衛、同人役所え呼出候處
忽ち自刃、此事、口を閉ぢる爲か、永井氏もあらかじめ知
りて止めざりしと云風説あるを以て、御所より、被仰出閉
門すと云。

同人え密議して云、圖書殿淀に滞留せらるゝを以て、有志
輩詰問の沙汰あり、官これを見て制すること不能、一争を
起して何の能かある、我行きて説解せんと決せり、若聞か
れざる時は、自から決意ありと云、同人も又同意。此夜、
大阪に御立寄の被仰出あり、同人宅にて、此命を聞く、ゆ
へに淀行を止む。

○同八日。
登城。

御歸途、大阪え御立寄の命を承る。また今夕、御先え下阪
すべき命あり、即刻退出。伏見え出立。
今日、土岐月堂に、城中にて逢ふ。

○同九日。
大阪え着、松本良順來る、長崎の話聞く。
夕刻着。御登城。

御軍艦奉行並

勝 麟 太郎

對州表え、爲御用被差遣候旨、相達候間、可被得其意候
右三通

今夕、乗船、上京、これ天下の形勢外患なき時は、内患隨
て生ずべし、危険廻らすべからず、且別に密事を聞く、是
等を言上せんとす。

○同六日。朝、伏見え着、同日直に
登城。

聞く、圖書殿、淀に滞留、先日上京を留めん爲、竹本甲斐
津田近江等、大阪にて、時勢を止めしが、聞かれず、押
て此處まで到られしに、參政稻葉殿出迎はられ、押留られ
しと云。

風聞に云、此度東土上京の舉は、開國を申さむが爲也と。
又云、京師を打が爲と。此風説京間に充つ。これは、奸人
あつて、其機に乘じ、風説せし也。其實は、東上の輩、大
義に暗らく、區々として開鎖を論じ、内破の徴を起し、其
間、私論盛にして、自から死地に陥らしめらるゝを察せず
誠に歎息すべし。

○同七日。

江戸にて、當月三日、兩城炎上の告あり。

○同十日。

登城。

昨、圖書頭殿退役、當地、御城代に御預と成る。聞く、此
舉、東土京師に集まり、開國を論じ、

天朝を壓し、大切に及ばむとする由。圖書殿、上京前、京
師に遊説し、密告する者あり（水府藩梅田某と云）また、
江戸にては、内破を成さんとする説あり。必らず奸者あつ
て、これ等を企だてしか、東土これ等を察せず、烏合未熟
の輕卒を率ひて上阪し、果して其謀に乗つて、進退窮迫、
議論一致せず、自から衛中に陥入たる者のごとし、其拙可
憐。

○同十一日。
登城。

兵庫より咸臨船來る。矢田堀へ面會、近日、御船にて、御
歸東あらん歟の内議あり、力を盡くして決議を申。

淺野伊賀、大久保豊後に、形勢危迫累卵のごとし、外寇恐
るべからず、内患遁るべからずと密説す、同人皆同意。

○聞、下の關にて、長州の船艦、米國の軍艦の爲に打沈め
られ、村落を焼打たると云。

○大和の浪士乾十郎、大義企の事あり、此義を、塾中紀藩の者え密告する者あり。坂本、新宮、佐藤の三子を遣し、詰問せしむ。

○夜八ツ時、咸臨船にて、竹本甲斐、淺野伊賀、柴田貞太郎、歸東被仰付に付、明十二日出帆可致との書付到る。

○江戸より、鯉魚門船來る。酒井飛驒、其他役々乗組と云。

○同十二日。

今朝、咸臨船出帆、淺野柴田の兩子乗組。午後、御軍艦にて、御歸東被仰出に付、御供可致の命あり。

夕刻、諸船へ達す。

○同十六日。

拂曉、品海に御着船、端舟にて濱御庭に御上陸、御供。午後御歸城。御供に候す。

○同十七日。

登城。

關東の諸役、大小、偷安他日に倍す。又、諸説を聞く、悉く、大義に暗し。衆説紛々、有勢者に雷同し、譏忌また甚だし。實に可歎。

○同廿四日。

邦、頗る信義大道を解する者鮮からず、率爾の言々是等の思はむ處も辱かしからずや。

○同廿六日。

登城。

大阪より、俵次郎半兵衛歸る。聞く、大坂の塾え、長藩五十人程來たり、圖書頭を打の企を告げ、同志を募ると云。

龍馬子是を説解し、敢て同ずる者なし。

○七月四日。休。

對藩大島生より來狀。同人、當月中旬ごろ出府、猶征韓の義を申さんと云。

○同五日。

登城。

天下の形勢を、本多伯耆に談。同人頗る道理を解し、時勢を愁ふの念深し。諸侯中、わづかに人ありといふべし。

本日、有馬遠州、閣老拜命。

○同廿六日。

登城。

一兩日前より周防殿出勤有之。

○同廿九日。

登城。

蟠龍船出帆、外國掛の俗史等、并薩摩の喜入攝津乗組、薩摩え到る。

薩州え、英船掛合として到る故、此地よりも役々御遣の由にて、出船す。

其事情は、生麥にて、島津三郎歸府の由、供連え入込しといふを以て、英人切殺たる有り、此議論此方にて不決、ゆへに英より直に薩摩え掛合の爲、軍艦差向ひたる故也。

○同廿五日。休。

或人云、金川に居住する米國の醫師德臣子は、頗る學術ある者也。其説に云、日本の天子は、將軍家と御中甚睦敷と。今外國と拒絶成さんとする議あり。然るを、幕の臣子はを不然とし、其拒絶成さんとするの國の船艦を雇ひ、兵士を率ひて、天子を壓せんとするを聞く。如斯の事若實ならばこれ骨肉に薄くして外邦に厚し、其道理の當否を論ぜざといへ共、我邦人などの絶てとらざる處也。日本人これを可成とするやと。

此説は、先日、圖書頭殿歩兵を率ひて海路を上京せられしに、船艦不足なるゆへ、英船を雇はれし折、其歩兵長等、慢に放言して、

天朝を説得せんなど云ひし故、此説に及びし由。當今、外

周防殿え、形勢を言上。頃日、役人轉撰、また舊復の輩あり。議大に變ず。

八月七日。休。

頃日、薩英の事、外國新聞紙あり。譯に云、

薩藩、逢接に到りしより、殺氣あり。償金の談に及び、薩之蒸氣船三隻を、惣督の船に引寄す。

これは、償金出さざる時は、これを取らん爲と云。

頃刻、砲臺より發砲。英艦死傷三十餘名と。

府内砲臺造製舎等、焼打と云。

以上大略。

○大阪の塾中より、頃日來狀、其形勢を云、内要文數ヶ條云、

七月三日、昌光御船、於對州表、颶風之爲破摧仕候て、鈴木録之助殿、初、火焚一人、水夫一人、溺死候段、不慮

變の事、奉驚入候。尤外には、悉無事にて、昨廿四日、塚本氏始として、着阪仕候。尤御水夫の内少々怪我等も

御座候へ共、多分の事共相見へ不申候。右は、當日、對高山隼之助て、大體上陸仕居、守衛として、鈴木録之助、

州表碇泊に近藤馬之助、鈴木清三郎、森本幸作、已上五

士、外水夫火焚乗船罷在候處、遽に大風雨起り、兩碇の

繩并纜共斷折し、波戸場を被吹寄、無餘義、船より陸を飛上り候所、鈴木氏事誤て水中へ墮入、船と岩とに被壓迫、落命、残念の事に御座候。尤當日、大風、在家商船破傷多く、樹木折倒夥敷事の由。委細は右乗組より、今日申上候筈。尤颯風とは申ながら如是儀出來りては、海軍の衰微にも係り候半、天性令然處、無據長歎仕候。

○龍馬、京都より歸阪仕候て、同道仕、大隅守様を罷出、時勢の儀申上候。長州にて戦争の異船、横濱にて修補、且手負人等、療養爲致事候にて、夷の手を借薩長を打たしむると風評仕候事。既に攘夷の儀、

勅答有之、未だ命令不行渡候故、誠義の徒は、奮激、奸佞者虚に乗じ候て、人氣四分五折の勢に到るの基ひ且又、天朝にては、夷船に候へば、英佛荷魯を不論打拂ひ候事、只夷を惡み、天下に冠讎を擴むるの理、然る時は、終に皇國衰微の兆、是を防ぐに術無らん。依之、内直を舉、奸を黜け、清潔の政を施し、賞罰を明にし、又、朝廷よりは熱視仇讎を弁別して、戦闘するの命非らずんば能はず候と申上置候。右等の義に、愛之助より巨細可申上候、依之、只其縷を奉申上候。

○今度、攝海監察使として、四條殿、東園殿、御下向有上陸斷有之、當所砲臺守衛の士は、難制候間、若上陸も候はゞ、警固の士、差添可申と、申出候由。是等も、横港にて、異船修覆の事、今に係り候事と、奉愚察候。

○天保山砲臺は、再度因州にて警衛有之候様、朝廷より御内命有之候事にて、大砲數挺、鑄造いたし、嚴重に相備候事、尤異船近付次第、打摧可仕と、夫々用意仕居候。○兵庫、川岬、兩所砲臺の儀、打杭の梁も碌々居はり不申漸く中の井に取掛り居候由、存外果敢取不申、此體にては當年中に、落成如何、無覺束候。大工などに承り候へば、此節、雨天勝にて、休日多く故と申聞候へども、

兎角職夫を慘酷に指役し、諸費吝嗇の故とも相聞候。近日、大隅守様も同所御見廻有之候との事、其節御供仕、否探索仕度奉存候。

○明石砲臺え、石も餘程寄り進み抄取候體に御座候。今度監察使御下向に付、白砲臺より發砲の用意、頻に御座候由以上。

○同八日。登城。夫より、練練局寄合出席。本日、周防殿え形勢言上。大意は當時、拒絶の御受、京都にて有之、未だ一應の御談判にも不及、鎖港及難しと言上有之候はゞ、百事皆虚偽と相成、甚だ不可ならん、一應再

之旨趣、粗承候處、四條殿は、明石表、東園殿は、紀州加太浦御滞留にて、異船通行次第、無論に可打拂との趣、左候へば、彌前條申上候仕合、乍恐、

皇國浮沈の界、不絶歎慨。依之、龍馬義、近日明石え罷出四條殿え拜謁の上、右等の段申上、戦闘に及候共、有名實直に仕度、尙又、神戸は關西の海局と相定、

朝廷の令を以て人物御任撰、惣都督に据、彼所にて、藝術人品悉く相撰、貴賤を論ぜず、登庸爲致候はゞ、皇國の人物爰に集ひ、攝海及四隅の防禦、嚴革に行届可申、入費の儀は、關西の諸侯より、償ひ候事に、勅命下たり、また東武の海局は、關東の局とし候て、皇國の武威、爰に盛に相成候半と、右一々建白仕、若御許容の體も候はゞ直に越州え立越候て、江戸へ出府可仕、此義大隅守様へも申上候。

○朝陽船、當廿三日、朝、淡州松尾岬邊通船仕候處、同所砲臺より發砲、舵の邊は彈着、乍去、破傷いたし候程の義には無之候由。依ては、御船、今深夜薄暮といへ共、分明に相知れ候様、標的にても御用ひ無之候ては、不慮の危険に罹候事も難斗と、奉存候。

○先達て、昌光船、三田尻之碇泊の砌、同處詰役人より、應も御手を被爲盡、其後、事實無御腹藏、少も御取飾なく被仰立候儀、尤當然哉と、奉存候、幕史皆不同意、甚敷は引籠、敢て登城無之者、閣老參政より已下甚多し、これ如何の事哉、御手を被爲盡すしては、兎も角も仰譯られ立たからんと申す。

鎖港の事は、御受なりし事甚不宣、其頃頻に言上せしが、勢無止事、爰に到りしなり、實は、御難題千萬なれども、御受後は更に御所置なく、外邦人に一二應御談判、其上にて出來すべからざるの形勢言上よりは、更に無手段歟。

○同九日。休。昨夜大島友之允着府の由にて、來訪。京攝の形勢を聞く。聞く、越の春嶽殿上京して開國の義言上に及ぶといふ説、京間に甚敷、書生輩これを憤り、其旅館となるべき家屋を燒くと云。

○同十日。登城。此日、御黒書院にて、御目見。但、詰合布衣以上御役人、御直に仰あり、

不遠鎖港の御談判相成候間、面々決心勉勵可致旨なり。○同十一日。登城。此日、御供井御留守の面々、御目見、上意あり。

今日、大阪松平大隅より來翰。云、
扱、今般、坂本龍馬大義を論じ、越公も上京の積、然る處
宿所高臺寺を被燒、運行難斗、且氣力少きを憂ひ、云々と
云。

○同十三日。登城。廻局。
夜に入り、周防守殿御書取、豊後守相渡候趣にて、局より
來る、云。

勝 麟太郎
木下 謹吾

覺

海陸御備向御用取扱可申候事

○同十四日。休。

此日、松平備後守、御軍艦奉行被仰付候由、御殿同僚より
申越候事。

○同十五日。登城。

此日、中納言殿、并、海陸御備掛、目付杉浦正一郎、設樂
岩次郎、佐々木修輔、池田修理、川勝丹波守、阿部
佐々木信濃、神保伯耆、溝口伊勢、小子等にて、防禦の議

上議皆是を明に知るといへ共、無御據御場合にて、鎖港御
談判御決定に相成、既、上様、御直に決心勉勵可致旨、被
仰出候上は、臣子の職、宜敷精力を盡し、一死を以て多
年の御高恩に報可申は、必然也。殊に御軍艦は、其用甚
多く各必死を以て戰鬪の議あるべき處、此御場合に到
り、他事を以て御役御免被相願、或は病氣引にて出勤無
之は、何共道理不可解、愚拙狐疑甚敷候。若不肖命令す
る處、各意に不應候故哉。私怨を以て御大切の場合、故
障被致候は、何共恐入候次第。可申立義は御申立、御大
切に臨候折柄、御奉公筋は、其筋相立候様有之は、勿論
と存候。昨今同役悉く病氣引にて、不肖一人大事を決議
するに不堪、且頭取已下悉く書付被差出、勤務無之、今
に到候て、如何とも愚慮に不及、若不肖一人大事を決す
る故を以て、如斯切迫の御場合、大切の御軍艦に故障有
之候ては、上え奉對、恐入候次第に候間、否之趣意、今
一應承度、其上にて、不肖早々、退役可致と決心いたし
候。各散居、一々面謁を勞せず、一紙を以て決答を相待
候、以上。

○明日、晴雨共、中納言殿、閣老初、品川え臺場御一見の
旨、拙も御供たるべき旨也。

あり。大抵空論。小子云、戦争の事、預め議すべからず、
接待の事、測るべからず、吾人今日より一戦すべきも知る
べからず、機事密ならざれば害成る、兵は拙速を貴ぶ、深
く量り、遠く量るに過ぎなば、必敗ならん、もとより勝算
なし、無御據處より鎖港の議興る、唯上下死の覺悟簡要な
らんと云。

○同十六日。登城。

此日、海陸警衛の議あり。皆空論、絶て武事を談ずべき者
なし。我が議、皆暴戾を以て目す。

○松平備後、同僚被 仰付に付、頭取已下一等御軍艦組、
書を出申して、退役を乞ふ。其大意は、御場所盛大に御世
話可有處、海軍の事を不解ざる奉行命ぜられなば、又舊弊
興つて盡力の甲斐なし杯、云々。

○同十七日。登城。

此日、富津の洲築出の議あり。これは、水府藩士之説と云
周防殿に乞ふて、同藩竹田耕雲齋已下に面會、皆決論なし。

○頭取已下え一書を送くり、出務なきは別に意ありや如何
と云、其寫に云。

武臣武事を相忘れ、遊惰因循に相流れ、兵備御充實なし
難きは、

○同十八日。

此日、御殿山下砲臺より、品川海岸并御船越中島え出張、
中納言殿、閣老諸役、同船、

警衛の事を申す。御殿山に堡塞を築き、品海より内え入る
港筋へ、礁を造るべしと云。其外、警衛兵備の事を申す。

○同十九日。登城。

天子御親征あるべきの風評を聞く。警衛の議あり。云、拙
兵事を不解、諸君の高論聞くに堪へず。夫兵は拙速を貴び
機事不密、害生、空論時日を消すは、僕が欲せざる處なり
決て議にあづかるべからずと云。

○此夜、大島生來る。西國の形勢を聞く、云、中川親王、
小倉征伐の議あり、九州邊御下向の風評あり、又、

天朝御親征、春日伊勢え
鳳輦を被爲進べき趣を聞く。

對州侯より、狹皮并興正の一刀を送らる。

○同廿日。登城。

周防殿え、形勢を申す。

○同廿一日。登城。

此日、長州より歸れる御目付助に逢ふ。朝陽船押て長州よ
り拜借すと云。形勢戦争の風あり、東士大に恐怖し、論ず

るに足らず。

○此夜、因備阿の三藩、并上杉氏、關東下向之勅命を蒙り、廿四日、京師發足すと云。

これは、攘夷遲滞の御再責、時宜により關東征討の先陣なりと云。

○同廿二日。登城。

此頃、日々海陸警衛の議あり、皆武事を知らざるの輩、唯空論消時日而已。

○同廿三日。登城。

聞く、京師にて、薩主として會津、上杉、諸司代憤發し、國事掛の公卿を廢止し長藩を追ふと云。嗚呼、一雄倒れば一雄起る、眞に亂世の姿勢、朝威幕威共に落地。此時に當て、將軍輕装にて上洛し、赤心誠實を以て、

天朝を警衛、天下の大道を説き、舊弊を改め、坂城に留止天下誠實一片の赤心を以て御遵奉し奉らば、孰か間然する者あらん、密に此議周防殿に申す。

○同廿四日。登城。

聞く、大和の縣令鈴木某、群黨の爲に被殺、陣屋を燒拂はれたりと、其黨二百人斗、某寺により、村長に令して、地稅是迄の半を免るしたりと云。

る。聞く、雅樂頭殿、十六日俄に御歸東ありしと、其善悪不可知。又聞く、大和の蜂起へ、加州、土州、筑前家を討手として可向旨 御所より被 仰付、加州家は、一昨日大阪へ下だりしと云。他は不受命、其家老并主家の沙汰を待と云。

○同十九日。

歸阪○京師之形勢を聞くに、會薩事を執り、御三家また建議あり。大阪城は、紀家入城、守衛あるの由。尾家は、京師に在り。水家は、江戸を助く。共に鎖港を口實とし、關東を壓す。

長州家は、御所より御沙汰にて、其藩士入京を不免、既に先月十八日の事ありし後、國元より家老根來上總なる者、上阪し、歎願筋ありしと雖も、入京不叶、今に滞阪すと云。

○一昨日、藝州の世子、其國蒸氣船にて着阪、上京。

○因藩廿二人、一味同心して、其家長大夫を討ちし者等、罪を蒙らす、皆伏見の屋敷へ引取しと聞く。此中、我門生兩三輩あり。

同侯建言あり。云、大和の蜂起は、討手を御止め、先御理解あらば、必らず事に臨み御用立の折あらん。又、長州の御所置は當今の御所置不可然。あながち朝敵とも難申宜敷寛大の御趣旨有、其いふ所御許容あらん様、又奔走せし公

○同廿五日。

將軍、再上洛、先、閣老御上京あるべきよし申す。雅樂頭殿、軍艦にて、御上京之儀、被仰出る○此頃、爲國家御建議、必死を極め、有司を説き、弱者を罵る。終に得罪の階梯たらんを思はざるにあらず。愚者傍議、百事因循、皆機會を失するを憤ふり、且災蕭牆に起らんとす、若不明の輩すこしく自得に到れば、豈裨益少々ならん哉。

○九月九日。曉。天保山沖え入津。同日、雅樂頭殿、初役々上陸、專修寺旅宿へ入る。

○此夜、雅樂頭殿使あり、明曉、上京、唯今可來と也。即刻、參上、拜謁。密議あり。云、此度の御上京、船内にても申上候如く、唯々京師の事變御尋問を主とし、上の御英意、御誠實に相貫き候までにて、足り可申、兼て關東にて、御議有之し鎖港延日の事は、臨機應變可然歟、既に是等の爲、御上京と申事は、關東より内通ありしも知るへからず圖書頭が轍を踏むは、尤不明の至なり、如此ならば、大使の御任、間然することなからん、唯々御取繕なく方、尤御誠實の旨に叶はん歟と。且聞ける所の時情風説を申す。

○同十八日。

有馬氏、和田ヶ崎へ來る。同道、小砲臺を設くる地所を見卿方は一と先御呼返可然などのことなりと云。

○同廿日。

細川藩二人入門、云、長崎より、薩藩高崎伊太郎外一人、魯國の船に便して、彼邦に到り、砲器買入と云ふ○又聞く當夏頃、長府の家老、何事にや建議切實なりしが

其藩に不被聞款に到りて建白、また誠實これもまた不被用終に妻子共に府を追はれ、今博多に流浪すと。如斯故、長州もまた内破空論一定せざること可知と。

○午後、西町奉行に到る。聞く、加州の兵、先日下向せし者、今日歸京すと云。是は、その已前、大和蜂起中より反告せし者あり、其者云、長州の兵、金剛山に來り、應援の策ありと。公卿方これを聞かれ、恐怖して、土肥加へ令し兵を出さしむ。然るに、此こと無根の空言なりしゆへ、歸京せしめたりと云。當時の朝令、大抵如此、唯歎ず朝威自から軽く、終に應令する者なきに到らん歟。

○同廿一日。

會藩中澤帶刀來る。八幡山崎關門の地理を定む○聞く、雅樂頭殿、歸東ありしは、穩密の朝令、且會侯の議ありしゆへにて、其事談すべからずといへ共、恐らく、大樹御上洛の事歟。

又云、大和鷹取へ會藩兩人褒詞の御使として下だり、夫より、郡山を経て、和州探案に到りしに、郡山の藩士五六拾人、無法に取掛り、終に砲殺せしめたりと。其一人は、關門修築のことを司どる者にて、兵衛に通達し、且要路に當たりし人なり。可歎々々。

桂小五郎來る。密話數刻、其困苦を話し、且近日差出せし艸稿を示す。云

宰相父子積年

叡旨御貫徹不仕を憂ひ、何卒一日も早く

叡旨御貫徹、御國是御一定仕候へかして而已存詰、去年來

申合せ、西馳東奔仕、當春宰相事、御暇相願歸國、弊政

改革武備一途に勵精、長門守事は、滯京、大樹公御上洛

相待皇威恢張、夷狄拒絶の策、献言仕、長門守義、歸國、

大樹公

叡旨御請に相成候攘夷期限に到り候ては、夷艦及掃攘、其

後度々及戰爭候へ共、元より微力獨任、果々數膺懲の實

效も不相立、

叡旨萬分之一も不奉酬、深奉恐入候、乍去、此上、於

幕府、御正議彌相貫き、列藩も一致に相成、神州舉て

叡旨を遵奉仕、於于此御貫徹可仕と、奉存候處、豈不圖、

隣國小倉におるては更に掃攘に不及のみならず、襲來致し候節も、彼地へは上陸致し、或は彼方繋船と夷艦纜を結び、長州へ向け、數度發砲候に付、長州國中の人民、尙逐々諸藩より馬關へ向け來り居候有志の面々、憤懣に堪へ兼、已に小倉へ向け、違

勅の罪を可糺との義申張、數千の人数舉て及渡海掛候事も

一度ならず、前條の次第に付、夷艦爲掃攘、不得止、彼

海岸へ相渡候者は、無是非勢に候へ共、宰相父子自ら漸

々難忍を忍ばせ、取押居候て、只々

叡旨御貫徹仕候様の御沙汰を只管奉待候の處、於

幕府如何の御評議に御座候哉、小倉へ向け、掃攘之御催

促無之、却て對小倉、長州の爲、近國諸侯方へ援兵の御

内意有之歟の由、傳承仕、國中の憤懣宰相父子之手敷に

も任せぬ位の事にて、父子共、深く痛心仕、實に

叡旨の御貫徹不仕て慨歎仕居候、

叡旨御貫徹仕候様、乍不及、必死盡力仕候へは、因循の徒

には相觸れ、其れを厭ひ候ては

叡旨御貫徹、御國是御一定の目途無之、不得止次第にて、

因循の徒よりは敵視せられ候とも、只々

叡旨の難有を以て、今日まで盡力仕居候處、十八日已後の

形勢にては、前條の次第に付、いか様無實の讒説を受候歟も難斗、全體

御親征の義、臣道を以て申上候時は、天下の諸候盡き果候

の上、可奉建言筈に御座候へ共、兼て

御親征御宸斷被爲遊候御事は、昨年中山大納言殿より、宰相父子奉承知、

神州の御武威、御更張被爲遊度、從來の

叡旨奉窺候事に付、是非、

神州一致

叡旨を遵奉不仕候ては、不相叶、然處、今日天下の形勢、

小倉を以て御覽被爲成候通、

神州一致と申所、目途無之、乍然、一致不仕節は、現然

彼の術中に陥り、

神州の御大耻辱必然の御事に付、不得止、兼て

御宸斷被爲在候

御親征の御時節、則、御時と奉存、乍恐、

主上一度石清水へ行幸、攘夷の御指揮被爲在候へば、神州

の者一人として

叡旨遵奉不仕者は有之間敷、到于此、神州必一致可仕と奉

存、宰相父子、只々

御親征の御時を奉建言石清水迄の

行幸奉歎願候事にて、此義は、

殿下御存被遊候御事と、奉存候、左候へば、於

幕府も、御正議は必相貫き、

大樹公の御職分も、屹度相立候御事と、奉存候、然處、

神州一致

叡旨を遵奉仕度志願も、却て分裂の端と相成、國家身命を

抛ち、

天恩萬分一に奉報度寸誠も、灰燼と相成、今日の形勢に立

到り候段、痛哭血泣に不堪、奉存候、實に於馬關も、父

を失ひ、或は子を失ひ、只管

叡旨の難有を以て、數度及決戰候折柄纜に咫尺の海を隔て

夷艦と纜を結び、或は上陸致させ、薪水まで取り候内聞

一國の憤懣不容易上、宰相父子千苦萬苦、尊

王攘夷の大義相立候様、積年微忠を盡し、殊に昨年難有も蒙

天勅候已來は、歸國已後も、雨に浴し、風に梳し、未十日

と一所に安居仕候事無之、國中單騎同様にて奔走、

叡旨の難有を諭し、只々及攘夷候心底、無故不忠不義同様

の疑を受候義實に於臣子難忍至情、

神州の御爲、深く奉恐入候に付、宰相父子精々鎮撫可仕

候へ共、國元の義、いかにも掛念仕候に付、私儀暫滯京鎮撫仕候様御内意奉拜承候へ共、一先歸國仕候に付此段乍恐御憐察奉願上候。

又小倉の義、申出候事、實に心外至極に御座候へ共、自然と夷狄を引候形様に被相窺、國中の憤懣不容易、是なりにて打流れ候ては、内地四分五裂決して再不可收形勢に立至り、實に

神州御一大事と奉存、不得止、本文申陳候通、兼て御宸斷被爲在に付、御時を奉建言、元より宰相父子におる

ては、昨年来難有も奉蒙

寵遇、於于此因循に打過候ては、誠に以て奉恐入候儀に

付、只々自分當至難

天恩萬一に奉酬候心得にて、及于此、必竟は、天下一致に

無之ては、不相濟儀と存詰居候處、不得止今度建言仕候

事、小倉より起り候事に付、無是非、爰に小倉を不申出

候ては、元來の趣意難相分次第に付、御諒察奉願候事。

○同人にて、先日水府の大場一心齋に面會、純乎として攘夷の事を云、必らず關東にて建言せんと、此人の歌あり、云、

あつさ弓とるもの、夫の眞こ、ろは大和の道をしる人ぞしる

御使被仰付候に付、附添上阪可仕旨、被仰渡、海上無滯

當九日着阪仕候、

當六月。

上様御歸東已來、江都一定の義、無御座、紛々空論、諸役選轉無虛日、形勢は日々危嶮、唯々累卵の如くに御座候、此節に到候ては、板倉初大小監察五六輩、大々苦心仕居候へ共、元來定論不相立、傍議に被相妨候而已、

此程、京師變動御座候信相達候節、上様御直に

御所の處如何とも御心配被思召候間、速に御上洛被遊度の思召候由、閣老え仰御座候趣、小臣輩竊に拜承、實に御誠實の英意難有義、感佩涕泣仕候義に御座候、右に付、雅樂頭即日御使被仰付、其後四五日を経候て、諸有司え不遠御上洛思召の由、被仰出候處、役々議論兎角一定不仕、是は全く天下の形勢不案内より相生、且當今將軍の御職掌如何と申事を相忘れ、如此御英意も、下に貫通薄く相成候哉と、慨歎仕候。

關東にて、閣下御上京の風聞盛にて、既に御發途と承居候處、未だ實説を不得、内々閣老初有志の者、一日千秋の思を仕居候義にて御座候間、島津三郎其他上京前にも御憤發、御發途御座候様奉存候、何卒有志輩の着眼、此

○三條中納言實美、退京の時、述懐、

さそふともしはしこたへてあるべきをあらしにあへず散さくらかな

○同廿二日。

會藩中澤生來る。炮臺の事を談ず。又、彼に附して、肥後殿に、御誠實を押し、因循、關東風にては、萬僻成りがたからんと。其他、關東の形勢を申す。聞く。我門横幕生は紀藩也。彼、討手横卷某の手に附、横死す。こは、横幕は議論盛なる者ゆへ、惣將へ對し、論破甚盛、彼言詰まりて答ゆること能はざりしが、其部下不意に起て、鎗にて突くと云。また、別に嫌忌あることには、詳説聞へず。

○鷹取藩にても、家老の指揮、戰鬪の圖を失し、戰士不悅、内破れの勢あり、藤堂家また同斷と云。

○備前の船大工來る、端船打建の事を申す。

○有馬へ馬を遣す、近々神戸え引移の事、申遣す。

○同廿三日。

近藤加藤の兩人、越前より歸る。春嶽公の御返書、持參、吾先日嶽公え拜書して云、

謹而奉呈拙書、閣下益御英祥被爲入、萬々芽出度奉存候微臣義、先月廿八日、俄に雅樂頭殿上京御機嫌御伺の爲

一事にて、其上高明正大の御卓識を以て、御誠實に天下の形勢

叡聞相成候様仕度、大凡天下は、唯一是而已、瑣々たる紛擾は、則士氣を鼓舞仕候好機會と相成、今此時、御憤發無御座候ては、是迄御報國の御苦心一途に畫餅と相成可申哉、更に爲 閣下に相惜候而已に無之、皇國の御爲に深く相惜候義に御座候、雅樂頭も内實御上京を相待候事にて、既に此周旋手段を失ひ候と歎息仕居候、

關東にて鎖港御談判の説相起候も、實に無御據譯にて、上様御事、度々御請、暫時に反覆仕候を歎候より相發候事に御座候、其上諸有司、何分困難相極不申候て、憤發無之、旁被仰出も御座候へ共、矢張依舊因循空論消時日候、内々關東にても、閣下、島津家、細川家、其他へも御使にて御相談御座候哉、有志は至極感佩、御其成功を相待居候事に御座候、然るを御憤發延引仕候は、大に失望、孰か

皇國興起の任に當可申哉、且は、諸家え信を御失可被遊歎、昨年御上京の節拜承仕候御意延候は、今此時と愚考仕候、猶申上度義も御座候へ共、文不如意、唯々微衷を以て入高聽候而已。 恐懼謹言

九月十日
右御答に云

芳章到來、怡悅不淺、直に展開、秋冷の砌、先以上樣益御機嫌能被爲入、御同意奉恐悅候、隨て足下御起居清安、今般は、姫路閣老登京に付、御差添御上阪、海上無御滞由、承候、珍重不當存候、陳は、當夏 上樣御歸東後、江戸の形勢、垂示、別て方今、松山閣老始大小監察大に苦心被致候趣、且此程東師一變動に付、上樣御勞心被爲遊、速に御上洛の令被發の由、如諭實に御誠意の英斷遠境相伺候ても、銘肝感泣の至奉存候、右に付、姫路閣老即日御使被仰付、今般、上京相成候趣、就夫、委細貴慮被申越、致承知候、既に登京の儀は、當夏以來の國議にて、京師變動、或は接海外船渡來不測の動亂等有之候節は、速に父子共馳登、爲皇國、乍不及、盡力、且は奉守護鳳輦候心得罷在候段は、兼て弊藩中へも申付置候事に候且又先月十八日京都騷擾に付、當夏已來の國義も、有之に付、父子共速に登 京可致の處、小子逼塞の儀、於公邊は、先達て御赦免の命相蒙候へ共、

朝廷にては未だ逼塞中の御取扱の由にて、即別紙の通傳奏衆より御書付御渡有之、右は御免の義、從 公邊天朝へ御奏達無之事哉、其邊判然難致に付、今度越前守東着の上、夫々取調候筈に御座候、右之次第故、只今押て登京いたし候ては、却て奉對天朝、奉恐入候事故、差控居申候、乍去只今にも 内降勅等有之候へば、速に登京不肖之身乍不及爲皇國如何様共粉骨碎身盡力二百年來之洪恩に奉報度心底にて候間、此段は、區々之衷情亮察被有之度候、姫路閣老へも、御序の節、右の趣、御致意可給候、書は不盡言、大略の趣意而已申陳候書外縷々の餘緒は、近江より昶次郎之篤と申聞候様申付置候間、昶次郎より詳に御聞取可給候、段々懇篤の紙上、依舊、厚志萬々令感謝候、草率之布答、海函判誦所希候以上

秋晚十七日
麟 太郎 殿
春 嶽

○聞く、越前邦内漸く異議起り、中根鞆負、村田已三郎、三岡八郎、青木甚兵衛の輩、皆退られ、政令また一變せんと欲する勢あり。横井先生の建議變ぜん歟、可歎。古より俗吏國を誤、主を辱しむること。我書到るに及で、有志輩

○同九日。

會侯御出張所施藥院を參上、拜謁。關東の形勢、且公武眞の御一和、御誠實に、有志の大諸侯と、邦家の御大事御決議可然と申す。當節、邦家の議一定せんとし、國主其議を成す者、越前其首たり、肥後、薩摩、筑前、土州、久留米柳川十八日以前、既に議定内評の大略諸家申合せ濟たり。其大意は帥宮家え言上せし者あり、云、

隣國中合の大意

叡慮深遠の御居りを奉伺、公武御一和、攘夷の御所置一轍に出候様、有御座度、依て、

右、筑前。

攘夷の儀は、是非々々關東え御委任相成不申候ては、皇國の御爲、不相成、最早片時も傍觀難相成時節と、國論一定にて、早々上京、周旋可致の旨、

右、肥後

公武御合體の基本相立候様、斷然周旋致度、隨ては、輩下え相集居候浮浪輩、悉く掃除不致候ては、御一和の御爲不相成、最早時勢切迫に付、近々上京の含に候間、御同意に於ては、御一同御上京相成、御戮力被下度旨、

大に悦び、置酒して同志を會すと。
○同廿四日。
聞く、紀州家、近々阪城へ入ると。これ何等の説ぞ。彼家一國の政令不被行届、又海岸百有餘里一も兵備なし、また此地を護す、眞に兒戯、可嘆。竊に思ふ、此地殷富若山の比にあらず、私せんとする歟、不可知、今哉、
尊王家と自稱する家、皆私營私欲を風雲の會に乗せんとす可慨歎。

○此夜、乗船、夜中神戸村え到る、風順よろしからず。
○十月三日。

越前家の藩、異同之説を生じ、國中一定の政を失ひ、是迄事を執りし者、退けられたりと。
聞之八月初旬、春嶽の使三岡八郎、薩州に到り、公の意を傳ふ、云、邦家の事をおもふに、今天下内亂瓦解し、朝政因循、興國の政行はれず、よつて同志を京師に會し、朝威正大、幕府高明の御誠意を以て、眞實御合體を取計らひ、内治一定して、天下に御所置あらん事を希はむと。薩の執政、小松帶刀は、英俊の士、其國政大抵此人の意匠に決す此人大に同意し、三郎主上京之事一時に決定したり、とも合力して、事を成さんと約すと云。

右、島津三郎。

條理の正敷を踏、

皇國の御爲、只管 公武の御合體相成候様、各國戮力御周旋有之度との議、則御同意に候間、末家の者、上京爲仕候旨、

右、肥前。

○同十日。

山本冬助來る。聞く、十八日前は、京地何となく紛擾、如何成行や無覺束思しが、やがて御親征として、先鋒隊士大和に出張などと、甚動搖し、且町人某え、三條家の命下たり、二萬五千金を出さしめしが、其半を御所中え奉りしに長藩これを受取り、其半は、十八日の事あり、終に出さずと。此金は、三條殿先鋒の軍用なりと云。十七日拂曉、何方よりか、砲發起りて、甚盛になり、京師大震、御所中之男女、長刀或は弓矢を取りて、四方え離散し、公卿方は一騎がけにて、諸方に遁去るなど一驚せしと云。

○同十一日。

小栗下總より文通。同人、近日來訪すべしと云。

○同十二日。

門生千屋望月來る。聞く、土州にても、武市半平太の輩逼塞せられ、其黨憤激大に動搖す。且寄合私語する者は、必

らず捕へられ、又、打殺さるゆへに過激暴論之徒、長州え脱走する者、今三十人斗り、また此地に潜居する徒を嚴に捕らへ、或は歸國を申渡すと云。

○同十九日。

郡山藩某來る。侯より交肴を送らる。

阿部藩三人來る。説話、當時福山藩大に憤發せり。

肥後藩門生余田生來る。云、薩藩高崎伊太郎土州え到り、容堂公に面會、上京を説く。侯云、長州之所置如何、云々。

薩藩の論説、鎖港區々たる議なしと。

春嶽公え參上、拜謁云。當今形勢爰に到れり、眞に御憤發

天下御萬解挽回、正大の一是に歸せざれば、割据近きならん

云々を申す。侯に、神戸操練局の事、并天下の海軍を立、

普ねく諸藩と士民とを論ぜず、人物を集め、其器に應じ、將

となし、士となし、門地の舊弊を止め、學術を以て募り皇國

興起の一大海局と成さんことを申す。侯大に御同意なり。

○同廿一日。

會公え參上、瀧川播磨え、八幡山崎關門修築地所受取方の義を談ず。且、公え歸東の事を申す。先暫見合可申や。

聞く、一橋公、當月廿六日、御上京の趣、關東より申來ると云。

御上洛の義に付、十三日には、會公の御使小室金吾東行。

薩よりは、大久保市藏。肥後は、長谷川覺右衛門を以て、

此義を言上。今上京せし諸侯、

御上洛を望むこと、甚切なり、其上、公武御中を以て、眞

の御一和に到らしめ、攘夷は先、興國の道を先とし、幕府の

舊弊を改め、天下の御所置、關東え御委任となし、御政機

御更張の一道を開かんとす、各家共に言ふ、幕府親藩外藩

の御區別あり、且忌嫌亦これより生じ、百弊相起、今日に

到れり、今若これ等一洗するにあらざれば、皇國終に瓦解

割据せんと、云々。

○同廿二日。

肥後兩公子に拜謁せんとす。其日合、幾日頃可然哉を以て

同藩余田に告ぐ。

此日、江戸同役より來狀あり。其中、和蘭の船將カツテン

デイキ氏より、予に送れる書翰、和解來る、其書に云、

千八百六十二年十一月四日スガラフコンハーゲに於

て

貴きカツサンえ

以前長崎にて海軍傳習の人と、海軍カピタン、ロイテナ

ント、ピラールの著述したる航海表を用ひたり、此航海

表は、既に賣切て、最早商賣品にて得難し。然れども、

此の如き必用なる航海表を備へ、且之を現今の時勢に合

する様、改正すること、緊要なるに由て、巧なる海軍士

官たる、第一等ロイテナント、フロウエル、新に航海表

を著述したり。此人は、數年來ウキルレム、ワールドに

ある王國海軍學校にて、航海術教授の命を蒙りたる者な

り。日本海軍士官、及び學生にも、此必用なる書籍を得

せしむる爲め、右著述者より、手本として、數冊を、神

奈川に送りたり。此書籍は、同所にて、我本國に於る

同様の直段にて賣買すべきものなり。余が以前の門人、

及び足下の緊要の爲め、余此書籍を足下に吹聴す。此航

海表は、出版以前、未だ永く、時も經ざれども、既に荷

蘭海軍に用たるものなり。此書の行はる、所以は其體裁

簡約にして、用に適するを以てなり。航海の議論を記載

したる第七篇は、近日出版すべし。日本の報告、殊に日

本海軍に聞りたることは、余最も大切として、之を注意

す。余が最も願ふ所は、常に足下と同様なり。且足下、

今の職業に於て、大なる幸を得給はんことを、余中心よ

り之を希由り、余が副職ウキーヘルス足下によく傳意せ

んことを余に願へり○余等兩人の門人等へ傳言し余が懇

親を忘れ給はざるべし、恐惶敬白

足下の朋友にして有益なる臣僕

ウ、キ、セ、フカッテンデーキ

○同廿三日。

此朝、諸司代稻葉長門殿より、即刻可相越旨、御達。直に参上の處、江戸より御軍艦に乗組、早々歸府可致旨、大阪御城代え、御老中方より御達の趣、書付御渡。

即日日出立可致旨答○即、會侯え参上、前件の事を申す。此日、會侯御留守故、直に京地出立の事を申置く。此日、細川家より可参旨約ありといへども、急に出立に付斷申遣す。

春嶽公え参上。聞く、昨日島津家來訪、種々談論あり。三郎云、關東にては、當家を御疑ひ深し、必らず御疑念に及ばず、春公宜敷是等御周旋被下度しと。又云、鎖港の御談判、甚だ然るべからず、若彼大舉して來らば、何を以てこれに應じ給はんや、今萬國を以て敵とし戦はむ事、國力の及ぶ處にあらず、是等御所への言上は、同志の侯伯會議の上、言上可然く、此周旋、乍不及盡力説解すべしと。

諸家如斯成る故、速に、
御上洛、國家の御大事、諸家と御相談、是迄の御疑念を解

拜謁。京師の時情、且、會越公の言を申上。

聞く、橋公、廿六日江戸御出帆、御供勢三百人、陸路を上阪す。順船の損所を改め、直に御供船に可致旨命あり。小拙は、別に御用有り、江戸え歸府可致旨、被仰付。橋公に申て云、當今西國の侯伯、大に憤發、大義を唱へ、將軍家の御上洛を奉待す、一刻も御因循あるべからず、速に御上京、彼侯伯を會し、

皇國の御爲に、正大高明の御評議あらずんば、別に開濟の手段あるべからず、且外親藩之無御差別、聊嫌忌御打捨、御胸懷を御開らき、善なるものを容れ、共にともに、皇國盛大の御大舉を以て、御決定あらんこと、拙者が如き者といへ共、日夜希望する處也云々。

○十一月朔日。

浦賀沖泊、順動船を以て、
橋公御乗組の義を取斗ふ。

○同四日。登城。

御用部屋にて、御上洛之儀を上言す。且、天下の大政、是迄の如くにて、御盛舉無覺束、其他、肥後守殿、春嶽公の御口上を申す。

○此夜、御上洛掛可勤旨、御内意有之、備前守殿御書付、

かれ、御政一洗遊ばされべく、其他穩密の事共、閣老えつぶさに可申上となり。

夜に入、退散。伏見え到り、乗船。

○同廿四日。

拂曉、大阪え着、直に神戸へ出船、同所え夕刻着、明日出船の事を、御船え達す。

○同廿五日。

今朝、會侯より中澤生使として來る。會侯御用談有之間、今一度上京可致旨、即刻、同人同道上京。

○同廿六日。

早朝着京、廣瀬え立寄、直に施藥院え参上、拜謁。御上洛、速に無之候ては、諸侯終に失望、此機御失に相成候ては、最早御一和御内地一定の期あるべからず、鎖港の事ありといへども、是等御打捨置、速に

御上洛有之度、京師一變、西國の模様等具に言上、速に御出途の様、死力を以て申上べく旨、猶御内話、即刻退散、出京。

○同晦日。

浦賀港に、蟠龍船滞泊。同船内に、
一橋公御乗組、雷順の歸船を御待受と云。直に御同船に行

御目付より達之、且、此夜、諸家に、蒸氣船暫時御借受、

當月中に品海に可相廻旨、御達有之、委細小生に可談旨と云。

覺

勝 麟 太郎

御上洛の御用被 仰付之

右之通御内意相達候事

○同五日。登城。

薩州、肥前、築前、越前、土州より、問合有之。

○中澤帶刀、余田三右衛門、千本彌三郎來る。

○和泉守殿御渡書付(但し一日夜諸家へは備前守殿御宅にて御達)宅え銘々家來呼、達の覺、

松平美濃守家來へ

御用の品有之候間、美濃守所持の蒸氣船壹艘、乗組士官共、暫時の内、御用立候様可仕候、尤可相成丈ケ、取急品川沖え相廻候様、相心得、委細の儀は、勝麟太郎承合候様可仕旨、宅え美濃守家來呼可達事

松平越前守家來へ

同 文言 壹艘

松平出羽守家來へ

同 文言 貳艘

松平修理太夫家來へ

同 文言 貳艘

松平安藝守家來へ

同 文言 壹艘

松平土佐守家來へ

同 文言 壹艘

松平紀前守家來へ

御用の品有之候間、先達て御預り相成候觀光丸御船、并所持の蒸氣軍艦、乗組士官共、暫時の内、御用立候様可仕候、尤可成丈取急、品川沖え相廻候様、相心得、委細の儀は、勝麟太郎承合候様可仕旨、肥前守家來呼可達候事。

宅え銘々家來呼達の覺

松平美濃守

松平越前守

松平出羽守

松平修理太夫

松平安藝守

松平肥前守

義可仕候間、極々簡易に致被仰付可被下事。

○御入用向は、夫々大凡見込相立候上は、成丈相嵩不申候様は勿論に候へ共、俗吏定律小節を申張候ては難義可致候事。

○同六日。登城。

今朝、加州阿州家來の者來る。是も又、所持の蒸氣船御借相成義に付、手續等を談ず。

○大島友之允來る。近々上阪の赴。

○松平大和守殿え、京地の形勢、且天下の大政、唯今迄の如くにては、更に弊而已、如何となれば、要路臣皆阿諛輩にあらざれば、御拔擢無之、これを以て御政を布せられ候はゞ、大誤を生ずること論を俟たず、且天下の大義は、有志の國持に議せられ、定論國是相立不申候ては、御國內心服致間敷云々、と申す。

○明日、四時、御用有之、登城可致旨、御朋坊頭備前守殿御剪紙を渡す。

○大阪え申遣て云、御軍艦にて、御上洛被仰出候に付、石炭百五拾萬斤も取集可申、但諸家の船々乗寄候はゞ、石炭油類世話いたし可相渡旨、下役并佐藤え文達す。

別紙の通相達候得共、可成丈手操いたし、早々品川沖え相廻候様可仕候、假令手操出來兼候向にても、必當月中着船の積相心得、精々取斗候様、銘々家來え可達事

○此日、和泉殿え、諸家船々の義に付、如左書取を以て種々申上。

○諸家の船々御借受相成候に付、右廻方の節、大阪より、當御地迄は、石炭拂底に有之候間、大阪表にては、兵庫にて、御用石炭、當地迄の分御渡相成義歟尤蒸氣機關に相用候油類同斷。

○江戸操練局には、石炭御取集相成候事。

但油類、其外、同斷。

但一船に付、大凡の見込にて、唯今より右御用意取掛可申哉の事。

○諸家手足り不申分は、御軍艦組兩三人つ、或は、水夫火焚共、御貸渡相成、諸家士官水夫の分は、相當の御手當被下可然哉の事。

○當品海え乘廻候節、機關其外損所等出來の分は、見分の上、御修覆手切にて爲致可申哉、又は品に寄、御軍艦組手傳爲致候義は、勿論にて、御手操相成候様爲仕度事。

○船々着の上、諸事伺申上等、是迄の通、御手重にては難

浦賀表同僚え、順鱈兩船、中納言殿御着船次第、速に乗

歸候義申遣し、且諸家船々御借受の事同斷。

○此夜、目附より、左之御書付寫、順達。今度京都より

御上洛の儀被 仰出候に付、御用意次第、早々 御上洛可被遊旨、被 仰出候、尤再度之 御上洛にて、宿驛等疲弊も被 爲厭、御軍艦にて、御上洛可被遊候間、其心得にて取調可被申聞候事。

○同七日。登城。

於芙蓉之間、閣參御列座、雅樂頭殿被仰達候有之、如左。

御上洛御用、且御供被仰付。

○御供被命の監察中猶不可然と云者あり、有司十分の九は不足を云。是天下の形勢、且將軍の職掌如何といふを、不解か故歟。

○同十二日。登城。

金川に滯泊する英の護送鐵船御買揚可然かといふことを申す

○縫殿に、御上洛の議御遅寛あるべからず、當時皆これを狐疑して、故障する者甚多し、これ真に國內の情實を知る者ならずといふことを申す。

嗚呼、甚敷哉人々情實に疎とき。要路の輩、皆こぼむ。就

中甚だ不可を主張するは、林祭酒兄弟、監察設樂彈正、川村順一郎、佐々木修輔、町奉行佐々木信濃守、其最たりといふ。参政にて可なりといふ者、稻葉兵部殿、秋月右京殿、松平縫殿等也。夫幕府は、日本の政を執る處、然るに、其御政弊して唯御一家の事而已、此大義を明かにする者、殆ど少なし。危哉 皇國。

○當十五日より、衣服舊に復すといふ御書付出る。今天下多事、如此小事は、必らず擧げ用ひらる、又可怪事也。

○同十五日。

○春嶽公より、御書翰來る。云、

一翰啓陳、寒冷彌増相募候處、先以

上様益御機嫌能被爲入、御同意奉恐悅候、隨て、足下愈々御清迪、就中海上無恙、御東着の由、昨日弊藩江戸飛脚にて承之、欣然降念の至存候、扱、又、本月朔には、

御上洛も御發令相成候由、申越、全く以足下不一方御盡力故と、致感佩候、何分早々の御發令に相成、爲

皇國、恐悅至極奉存候、此上は、一日も早く御開帆、屈指奉待上候事に御座候、且又昨日、小松帶刀此旅館え入來にて、家臣へ咄候中、今般

御上洛の節、松山閣老は、供奉に不相成趣申聞候、兼て

々として奔命す、實可歎。

○昨、薩藩吉井中助來訪、當節の形勢、并、

御上洛、速に無之ては、瓦解可爲、且若、御遲寛に於ては、

中納言殿と議して、天下の大事を可極歎、或は、將軍御上

洛あらば、御警衛の如き、薩家の人數を以て成すべく、是

等は直に御受申ても無差支、云々と云。

○同十六日。

肥後にて、横井平四郎罪案

右者、傍に犯禁候付ては、及達置候赴も有之候に付、諸

事謹慎を加、私の宴會等相憚可申處、去年十二月十九日

の夜、都築四郎、吉田平之助、申談、江戸町家に於て、

酒宴相催候席へ、狼藉者共拔刀にて罷越候を見受候は、

俱に力を合せ相當に所分も可有之處、四郎平之助成行を

も不顧、其場立去、未練の次第、士道致忘却、御國辱に

も係重疊不埒の至に付、屹度被仰付筋も有之候得共、御

容儀を以て、被下置候御知行被召上、士席被召放旨

十二月十六日被申付 右肥士の便に申來

○同廿日。出局。

朝、薩藩吉井中助、岡八郎、紀藩若橋鐵助、大島友之允來

る。急務并密議を聞く。

御咄合申候通今般の

御上洛、御盛舉は、別て

皇國の安危に關係し、第一

公武の御一和被爲開、太平の基本、至極の御太切と奉存

候、萬一寸毫の 御蹉跌有之候ても、挽回の道は無覺束

と奉存候得ば、實に日夜不安寢食焦痛而已罷在候、今般

は、姫路、山形、松山三閣老共、御供奉にいたし度と奉

存候程の心底に御座候、別て、松山閣老御供奉無之候て

は、實に不相濟と爲天下心配此事に御座候間、是非松山

閣老は、御供奉相成候様致度、姫路山形兩閣老の内にて

御一人、御供奉にいたし度と奉存候、此義、餘りに御案

思申上候故、愚衷丈けは、守護職も昨日申越置候、足

下小生の寸衷御同意の事にも候は、夫々被仰立、御盡

力伏祈此事に候、若又御背意にも候は、足下限りに希

候、區々の意衷、咄露、元のま、吐か過日來、感邪平臥の杞筆仁免可

給候、寒氣別て爲天下御保愛專祈專禱 不具

十一月十日

勝 麟 太郎 殿

春

嶽

嗚呼、此候、愛國杞憂の念、此手翰中を以て可見。惜哉、

末世之弊、誠實如君有りといへども、事行はれず、空敷區

○大宮より、金川え揚子江船來る告あり。

○吉中子云。御上洛の儀、大城炎上にて遲緩に流れむ、ま

た諸有司鎖港を爲して後、御上登可然と云もの、大抵議論

者の説、皆是なり。極密に周旋せむには、今大城炎上、鎖

港の決議に及ば、必らず事機によつては、一戦も知るべ

からず、此炎上に付ては、暫らく御猶豫あり、速に、

御上洛あるべき旨、勅あらば如何。此周旋若薩にて爲すこ

と、他に漏れなば、必定行はるべからず、密に小子に告げ

其議如何を問ふと。

○同廿六日。

金川に、揚子江と云蒸氣船來に付、御買上の爲、出張。朝

揚子船え到り、半日運轉、機關造製甚だ可也。因て、英商

キングトンを掛合、御買揚を極む。價十四萬五千ドル。初

め云、十七萬五千と。又亞商十五萬を以て買はむと云。今

直談迅速に取極め、敢て仲人なく、また運上所の關係なし

故に彼これを悦び、五千弗を引く○此日は、御勘定奉行、

并同役へ御船御買上の事を申遣、ドルラル運上所にて操替

英人に引渡等の御下知を乞ふ。

○横濱遊歩。此處の外國居家、皆廣大、一家大抵五千兩に

下ならず、聞く、今此所にて、一ドルの價我三十五匁二三

中甚だ不可を主張するは、林祭酒兄弟、監察設樂彈正、川村順一郎、佐々木修輔、町奉行佐々木信濃守、其最たりといふ。参政にて可なりといふ者、稻葉兵部殿、秋月右京殿、松平縫殿等也。夫幕府は、日本の政を執る處、然るに、其御政弊して唯御一家の事而已、此大義を明かにする者、殆ど少なし。危哉 皇國。

分。外國のコンシユル、井諸役軍艦乗組の士官等、運上所にて、我が貨幣と引替ゆる時は、舊約によつて三步宛なり故に、彼れ官吏等、此引替にて、一弗一步方銀の利益あり大抵上官など、唯銀幣引替にて、一ヶ年得る處の利、二三萬弗に到る。爰を以て、其居家の如き、此利益にて足る。我が政府、如此の事を改正する能はず、區々として私利を得らる、歎息すべし○當時、牛豕、糸、茶の類、外人に賣る者なし。これは、其元方へ、浪士輩到りて、不法の殺害しばしなり。政府これを征御する能はず、ゆへに如此と。今日撃する所、木綿を渡す者、甚多し。愚者わたの國用多きを知らず、唯、絹、糸、茶を禁ずるは、何ぞ。また、笑ふべし○當今、綿の價甚騰貴し、外人争てこれを買ふ。これ米國の戰爭盛なるによつて、米國の産、歐羅巴に出づるもの甚少なし。此故に、其價騰貴し、他日の三四倍に到れりと。英國の如き、綿布を織て、生産する者、失産家殆ど四拾萬人に下ならずと云。

○十二月 朔日。

揚子船、江戸へ乗廻。即日、登營。船の事を閣參え言上。

○同二日。登營。

朝、筑前の藩、久世一角、留守居永田直次郎、外一人、來

また可笑。

○同九日。登營。

總裁閣老より、御船今一と先登阪、歸帆後、御上洛の赴被仰出。當節、遠江守殿、御先え御登阪と云。

○聞く、昨大小監察議あり、陸路の御供、當年中、京着の御都合に不相成、然る時は、

御上洛御着船よりして、御警衛の士不足、當時不測の變難斗、御供着を待て御出帆可然と云、此議甚盛なり。閣老これを不聞。

今諸家 御上洛を希ふ者、一日千秋、且因循日を送らば、變生難斗。且また諸家御約あり、今にして動かすべからずと。今日登營する監察杉浦兵庫、岩田半太郎等、病氣と稱して出勤なく、他皆此議に同じて、應命せず、終に閣老御先え上京を被仰出あり。

嗚呼、天下の事可知。下刻上の勢あり。俗吏雷同して、總裁閣老の命といへ共、不被行、可歎。因て、薩州へ一書を送る、云、

前略、是は、監察輩陸路御供御警衛の者着阪、御着船の御間に合不申、當節柄、御警衛不足にては、掛念不少と申事にて、議論盛むに發、續で、邊豆從事の者、敢て不應、

訪。大城炎上に付、御上洛御延引も難斗に付、閣老え、御上洛御進申上候爲御使と云。且、種々の話あり。

○同三日。登營。

朝、薩藩吉井中助、大山彦介、來る。夕刻、家老島津主殿來訪妨げなきやを問ふ。

肥後藩、余田三右衛門、牛島五一郎、來る、入門。

○明後日、薩船え、永井主水正、并大砲組、乗組、登阪の事を極む。

○聞く。豊後肥田にて、一揆蜂起の沙汰あり。其首たる者轟武平、山田十郎、横和泉の輩なり。轟、山田は、肥後の脱藩人、有名の過激輩、皆一面の識あり。此兩人、肥後にて取押へたりと云。或云、中川の宮家、

王位の御望あり。或は、毒殺の密議あり。

御所にて、甚御心配の由。且、公家方、異議して、猜疑甚敷、離間の事盛なりと云。これ等を、激怒の輩、大に唱へて、敢士を募り、薩、會、また其隱謀ありといふ。これが爲に、義兵を興すの密策あり、などいふと、内説紛々○此頃の風聞、一も睨とせし事なく、過激の徒、八方に周旋し一小事あれば、四方に通じて、種々の異説を唱ふ、また可歎。其いふ事、一も正大の説なく、互に相喰み相疑ふ而已

或は引籠などいたし候て、總裁閣老大に困却、終に今日の議と相變候。然共、總裁閣老は確乎として動ぜざる者有之、唯々遅延相成候哉難斗、若如斯候は、此情實、能々京地に不通候は、失信失機の端と成可申哉と、深く痛心いたし候。官吏傍議紛々たる、其内實は此度の再御上洛、眞實可然と存込候者無之、其内少見ある者は、云、西國侯伯の詐謀に乗ずる也と。或は、種々の流言を信、拒説可致、雷同ゆへにて、小子是を説解して云、侯伯詐謀を逞く成す者あらば、其機會今春已來にあり、今時にしては其機にあらず、如何となれば 國內疲弊大に極まり、且天下見解ある國主等、京地に集會す、此中にして詐謀あらば、自から其非を天下に布告するなり、孰か是を可とせんや、兒輩といへ共、其理を知る、況哉堂々たる侯伯一國の存亡を不顧、

皇國の御爲に大義を明詳し、周旋信を天下に布かんとす。其中、萬一詐謀奸黠ある共、我大義を容れて疑がはずんば策略に乗ずとも、何の恐怖かあらん。且昭々たる皇天の照覽を如何。萬も疑を容べからず。此言、當れりや、否、敢て信用する者少なし、空敷切齒痛憤に堪不申云々。

○同十日。出營。

翔鶴順動朝陽の御船の一と先登坂の議を頭取に申す。我大議あり、一言して、此行を止め、先議に復せむとすといへ共、我若發議せば、因循の徒、又隱にこれを拒み、空敷六七日中を経べし、寧ろ實行迅速なるには若かずと。將た、我が議を建言せば益

廟議を支へ、御威令減じ、下刻上、内破を外藩に示すに當る歟。ゆへに、一言を不發、慎て承命、船行を説得す。

○吉井中助、返書あり、云、

前略、偕、亦々、御上洛之御手續を變候由にて、御厚配之段、承知仕、實に天下の御爲、御忠愛の御心術、不堪感激候、云々之御決議にては、當年中、御發城無覺束、實に不奉堪歎息、然共、御惣裁閣老邊は、御動搖不被爲在候由、御尤之御事に奉存候、しかし、日本の柄を握せられ候御方々、御國內危急存亡の秋に當て、纔の議論を壓倒なされ候御力無之、決然たる御所置之不發は、歎息有余御事に奉存候、已に弊藩にも、先頃より度々下旬には萬々相違不被爲在段、幾重にも奉拜承、昨夜主殿にも出足仕候次第にて、私共に至、何共京師へ申遣様も無之、只忙然と罷在候、乍恐、御惣裁始も先達てより御内斗有之御事共にては無之哉と、今更疑心なきにしもあらず、

其三

○元治元年甲子正月元日。

下田御滯泊、西風強。御供の内、御陸の議論あり。當朝諸船發砲、

海上西北の風強く、港内なを動搖す。爰に於て、奥并奥詰諸番の面々、閣老參政え申て云、如斯海上御太切の御身を以て御航海不可然、此地より御陸行可然、云々。

○同二日。

御出船、西風猶不穩、御船を子浦え入る。

御登岸。西林寺、御一泊。此夜御酌にて御酒御菓子等を給はる乗組の面々、滯船を憤り、速に出帆を云。小臣敢て不動、此風、朝に風て晝後に起る、未可ならず、宣敷、今兩三日見合可然と云。諸員不聞、終に達、上聞。御沙汰あり、且、御直に申上候て若風起らば、子浦に掛るべし、一步退く事は小臣敢て仕間敷と申上、出帆。果して風強し、直に折れて子浦え入。

○同三日。

西風不止、御滯泊。

此日、御陸行之說蜂起。

此夜、御陸行申上し各々、又議論して、御船行甚だ危し、

京地には追々諸藩の復命によつて、

主上を奉始、諸侯伯一同御安心の筈、左候へば、實に如高諭、御失信の端と可相成候間、いづれ參謁、子細得明諭候上、兎角御不都合不被爲在様仕度、不及ながら奉存候云々。

○同廿六日。出營。

明日御乗船御決定旨、被、仰聞、繁雜不可言。

○同廿七日。

御濱え參上、直に御供翔鶴船え被爲

召、品海御一泊。

雲州八雲丸入津。

○同廿八日。

朝、御出帆。浦賀え御滯泊。御上岸。甲板上より、地勢言上。

○此夜、御手づから、御目貫、御小柄、拜領。

御懇之、上意有之。

御出帆前、御船之義、彼是骨折御差支無く、今日御出帆に

相成、一段の事に被思召、此上猶骨折可相勤旨、

上意なり。

○同廿九日。

浦賀發帆、下田湊え御着、御上岸、海善寺御一泊。

速に御陸行可然と。御側衆大に困却せらる、勢甚盛也。終に達

上聞。仰に云今更陸行すべからず、且海上の事は、海軍艦

奉行あり、

我もまた其者の意に任ず、他決て異議有べからずと。此御

一言にて、衆議悉く止む。小臣涕泣して、

上意の恭きに感激す。

○子浦を發する早朝、西方暗黒の雲天に布く。乍去、海上甚だ穩なり、また富嶽は晴輝、午後北西の風起らむ微あり爰に於て、御出帆を決すること能はず。召あり。

御前に出づ。當日の景況、御直問あり。申上て云、午前は必らず穩ならむ、午後の風必らず起らむ、伊勢安乘迄海上殆五十里、風起前達する能はず、又兩三日を経ば好會ならむ歟、あらかじめ、言上成がたし、大凡海上の事は、機會に投ず、迅速ならざれば能はずと。仰に云、決して今日出帆すべし、如何、汝が決に隨ふべしと。臣

英慮斷然たるに驚喜す。直に火を燃して、蒸氣を試ましむ。五時抜錨して、去る。夕六時前迄、風起なし。此時尾張内海よりして、雨雲四起、風隨て起る甚敷、船頭安乘の箒を見る。臣、大桅上に登て、其方向を案ず。雨風船後に

あり、遠洋暗黒、浪高く、海上浪の光を見る、若
英斷遅々せば危からむ、臣も又如何とも成すべからず。
安乗よりは紀海に沿て航す。此機に乗じ、夜中航せば如何の
上意あり。衆并組士官も、又此機を云者喋々たり。終に
御前にて此旨 仰あり。臣謹云、遠洋無異に御渡海濟せら
れしは、

上の御英斷にあらざれば、臣此機に投ずる事能はず、夜中
の航海、萬々危険の恐れ無しといへども、諸士皆今日の御
無異安靜を悦び、大に膽落の氣味あり、願はく明早朝を待
て航すべく歟、利を得て飽かざる時は害不測に生ぜん、ま
げて微臣の懇願に任せられむ事をと。

上意頗る御喜悅の旨なり。御酒を賜はる。衆人安眠中、紀
海に到らむといふ者猶頗る多し、我かつて動ぜず、是等の
事共、

上意明察にあらざれば、御採用尤難き處なり。英明仰ぐべ
く事共なり。

○同四日。

御出帆、志州安乗え御着。遠洋安穩、惡浪なし。安乗え御
一泊、僕初御軍艦組一同え御酒を給る。御船中御酒拂底、
銀子を給はる。

○同五日。

御出帆、紀州大島え御着。串本浦御登岸。御一泊。

○同六日。

大島出帆、紀の由良浦え御着。西北風烈敷、御上岸。

○同七日

風烈、御滞泊。御上陸。

○同八日。

由良御出帆。午後、天保山前投錨。

即日、御入城。御供に候す。

○同九日。登城。

御前え被召出、上意、且以思召、御小袖拜領。

○大島友之允來る

○同十日。

此日、海軍 興起の機、不可失と云事を申す。必らず拙議
不可行ざるを知る。當節、御軍艦内に於て、
特恩を蒙むると、我分に過ぐ、嫌疑を避け、身體を思ふに
處なし、故に、殊に建言して、

英意を天下に布告せむとす。

○越藩兩人、并會藩一人來る。

○同十三日。登營。

當日、島津少將伊達春山、松平春嶽、閣老方同席、一橋中
納言被命、尤御目付能勢金之助同行。

○同六日。登城。

今朝、春嶽より、黒龍船の義に付、酒井十之丞來る。内話
有之、同人え附し、一書を呈し、且海軍大意草稿を呈す。

一書に云、

前略之。扱此度、再御 上洛相成候に付ては、兼ても申
上候如く、是迄の御取置よりは、御困難、且猜疑も其中
に相雜可申哉被存候へども、從元

皇國の御安危、御大切の折柄、更に御一層の御苦心を以
て御胸間を御披らき遊ばされ、格別の御憤發、瑣々の猜
疑等は、乍憚御一身の御一事と被遊御打捨、

中納言様御初、御着實の御英斷御座候様、竊に相祈候。

御船内にて、

公方様御容子相伺候に、少しも御隔意の御様子等不奉見
上誠難有御義と奉存候。右を以て相考候に、關東の諸有
司中彼是猜疑相懷き候は、一己の見識狭少より及候事に
て、御爲を存候事には御座候得共、却て

公方様御英意にも相反可申哉。申上候も恐入候得共、
尊公様御初、俗吏浮説等には御頓着不被在候御事は必然

長州家の儀を申す。愚意、當節同家の不良を咎めて、一も
良成ることなし。皆雷同して其非を云者のみ、豈然らんや
其事情内實を考へ、其非は非とし、其是は是として、御所
置有度と云。

○同廿七日。

土州の學生 金馬來る。同人、國元奔走、聞く、一

昨冬已來、國內不穩、京師に出で、遊説せし平井周次郎、
正木鐵馬、廣瀬謙太が輩、皆切腹被申付、當時田所島太郎
が輩、周防三田尻え亡命すと云、且、國內の官吏切殺の事
あらんとす。

○二月三日。

船にて、大阪え行き、松平大隅御役宅を訪らひ、神戸ドッ
ク御取建、并御入用金二千兩受取方、且中川持臺場片寄の
事等を談ず。旅宿え一泊。

○同五日登城。

御用部屋にて、閣老方攝海警衛向、并神戸操練局盛大いた
すべく、且御委任被 仰付間、萬事取調可申旨。

○同夕、御船にて、長州表え被差遣旨被仰付。

是は、近々佛蘭西船、下ノ關え一戰の爲、軍艦差立候赴、
風聞。參預の方々、御聞込に付、右相支度申由也。

に候へども、大節小節とも全きを得候事は難相成候事哉と、相考候間、非常の御卓識を以て猜疑浮説等に聊も御掛念無御座、參預の御方にて、萬事斷然御切出遊され、御實事に御手相下り候様奉願候。且又、參預の御方様、御登城相成候御席へは、折々

公方様御貴臨被爲遊候御義、御親みと相成、種々御聞に入候は、御實學にも相成可申哉と奉存候。

舊冬已來、大諸侯方、御多人數にて御滯京相成候て、上下の費弊夥敷事と推察仕候。何卒、御因循に無之、萬端首尾御全貫の御趣意相立候様、私輩迄偏に奉仰候處に御座候、云々。

此日於 御前、御遵奉、厚く相心得、下々迄、僉略有之まじく旨、御意有之。

○同九日。登城。

長崎へ被遣候に付、時服二、御羽織、黄金十枚、拜借金五百兩被下置。

勝 麟 太郎

長崎表え爲御用被差遣候處、急速の立出に付、金五百兩拜借被 仰付候返納の儀は御勘定奉行可被談候。

覺

此度長崎表え、爲御用罷越候に付、書籍其外必用の品、神戸御入用金の内を以て、御買上の積、可被取斗候。且彼地不用のボンブ長崎奉行申談、請取候様可被致候事。

覺

航海御用の儀は、差定候御手當も被下候上の儀に付、一通の儀にては御暇、拜領物等、不被 仰付筈、兼て相達置候赴も有之候へ共、今度、長崎表え被差遣候儀は、御用柄一と通の航海而已とも違ひ、殊に御用先より、猶又急速立出の儀に付、別段の譯を以、御暇拜領物被 仰付候事に候條、已後の例には被心得間敷候事

右の書御同朋頭御渡

但御暇御手當等、元より願はずといへども、監察並被下置相成候事。

○聞く、

御上洛ありしより、參預の方と、江戸政府と、其中和せざりしに、此程は稍穩なり。其所以は、初上京の侯伯、中納言御初、内議大方定りしに、此議東方の人猶鎖港を言ふ者あり、ゆへに、議不定、御參内ありし折、

勅書を預參の御方々と共に

御拜見ありしに、其 御趣意寛大の旨なりしといへ共、關

東事を踏込決斷する者なく、侯伯も互に譲り合、一定の論破なし。これより、俗説も興り、論者は其英斷なきを憤ふ

り、また奸吏説をなす、未だ眞に天下の大政を知らず、因循無事を好むの風、捨すること不能、竊に隱微の事實を聞て空敷切齒する而已。

○同廿三日。十三日、出帆、十四日佐賀の關より陸行して長崎着、日見崎甚難所。直に奉行の御役宅へ行き、面會、洋船未着の由を聞く。福濟寺、旅宿となる。

○同廿四日。

立山え行く。聞く、蘭船八百人乗組、來月初旬に來津すべし。是は、諸國航海を妨たく所、下の關を攻撃すべしと。又、英船も、二千人を引き、横濱に到るべく、海路を下關にとり、大阪を通航すべしと云。洋人の密説なり。

○同廿五日。

今日急便差立、京師外國船の事情を言上、且鐵製機械御買揚の事を申す。

米利堅人上海え取寄たる品當時見合に付拂ふべしと云もの

○同廿六日。

西役所え到る○此日、長藩來訪を乞ふ。是は、國內の形勢

を申さん爲、且宰相父子惡意なきを話さむと云。

小子暗殺の爲、長藩數人崎陽え來ると説あり、友人輩面會すべからずといふ。

○同廿七日。

肥後藩、庄村惣右衛門來る。横井先生の口上あり、且聞く當廿三日、熊城に京師より早使來れりと。これ、長州御所置に付、彼若異存を狭まば、軍勢を出すべきとの事なるべしと。其他、阿州、筑前、福島等、十家、同令を承れりと云説あり○能勢金之助來る。

○同廿八日。

長藩四人來訪。我が政府の御意、且宇内の形勢を説く、承服。今夜歸國、これを宰相父子に告げんと云。

○同廿九日。

京師え書を送る。略に云、

洋船來津無く、兩三日前より、長藩數人來訪。是は、私共着崎前後、事情探索の爲、相下候赴。段々、長藩の情實、且海外の形勢、京師の御模様等、辯解いたし申聞候處、近習向の者等、大に服服の姿にて、即日歸國、宰相父子へも申聞候と申出候。何様、長人多くは愚にして、直成る者、當節必死を極居候者も多分にて、君侯も殊の

外心配の様子且京師幕府より御召も候は、早速上京中の趣。尤、其御所置により候ては、國內必死、窮鼠の勢顯然と相見申候。何分、過激輩は、知彼知己の見無之、唯々奉命無罪と申事申張候義にて、段々説得相加、多分は解誤の者も出来可申候。父子御召に相成候は、少人数は、元より父子の意にて候へ共國內の者此一舉に及候は、兩國存亡と存込、制令相破、推參可仕哉と存候。是等の義にて、御大事の御所置破れ候ては、天下の大亂相生可申哉。元より寛大の御所置に相成候は、意外に出候て、却て落膽可仕候。主人も、幕府を奉對、聊も異存無之赴申聞、且御船通航の妨等は、決て爲致申間敷杯、吳々も申出候。頑勇の田舎人、一途に攘夷決戦と存込、是より士氣も振出候事にて實は可憐生、

皇國の御爲を存候者、却て國家瓦解の階梯と相成可申哉、狭小の見識、一步千里を誤、今に到候ては、因弊と國難とに當惑いたし居、取附情實を訴候處無之、氣の毒千萬と存候、云々。

海軍の一事は、長藩も心附、既に拙申聞候は、我海軍に於て興起の妨申候へば、仇敵の思ひを成可申と申聞候所、決て左様には無之、藩内日本船を廢し海局を起候由申聞

候。追々此者等、

皇國保護出征に有りと申事は、存附可申候。前件にも申上候如く、宰相父子被爲召候は、出京無疑、出京の上、格別寛大、篤と被遊情實御聞、御取込め等不相成、萬事寛宥の御所置相成候様、御周旋、爲國家相祈、云々。

能勢氏來訪、長藩の御所置に付、言上書を呈さんと云。○三月三日。

本日、鎮臺へ行く。京師、和泉守殿より、御書付二通、受取。云、

朝鮮國之體情探索の儀、御軍艦奉行並勝麟太郎へ相達置候に付、近く對州表え下向可致候に付、是迄の規則に不拘、時宜の所置可有之候條、可存其赴、尤此節柄之儀に付、應接等の節諸事手輕に可相心得候。

右之通、此所屬を相達候間、御用の時宜次第、直に對州表え渡海いたし、探索方行届候様可被致候事。

又

長崎表御用の時宜次第、直に對州表え渡海可致旨、先達て相達候處、此節御用も有之候に付、長崎表御用濟次第、早々上京可被致候。

○聞く、京師先無異、會津侯軍事奉行轉任、春嶽公守護職被命、大藏大輔と改名の由。

○同七日。

飽の浦製造局一見。蘭人兩人に面會。此地、萬事弛寛成るを歎ず。小子をして惣督全備成さしめむことを求む。此處の器械所は、往時我が建議し製造せし處にて、洋人は是を知る、今にして全備せず、遺憾又不少。

○同廿二日。

肥前藩來訪。

能勢氏來訪○長崎調役並某來る。聞く、黒龍船、久留米侯拜借被願に付、豊前佐賀關に來る。且、長崎へ御下り金拾萬兩有之、又過日申上いたし候亞米利加製鐵機械、御買物之御下知、鎮臺へ御達書來る。米のコンシユル某面會を望む由、鎮臺より申來る。

○同廿三日。

長藩、柳健藏來訪。肥後藩、庄村助右衛門、河瀬典次、三村市彦來訪。横井先生の著海軍問答の書持參。傳言あり。

○同廿四日。

和蘭船將并コンシユル來訪。種々談あり。船將云、亞細亞中、日本の稱すべきは、國人相喰はざるにあり、他州は皆

相鬭爭し、終に邦内の擾亂と成ると。此言、正に頭上の一針。立山より、明日英船將并新コンシユル交代の者來尋す出張すべしと云書通あり。

○同廿五日。

米國コンシユル方え到る。舊年一面識の者、頗る談あり。

○同廿六日。

立山にて、蘭船將并コンシユル、ボルスビユルクと逢接。下關戰爭の事を止む。對話書別にあり、承服。金川え向、軍艦出帆、彼地にて日本政府の御所置を待と云。

○同廿九日。

英船將并コンシユルを逢接、談判皆承服す。但、御所置速に落着ありたし、又一應金川の惣督督え對談の事を申す。英蘭人は、我か兼て知己、海外之友、此度逢接皆可として承引す。

○四月朔日

鎮臺より、蘭コンシユル小子へ面會いたし度、明日出島え來訪を乞ふ由、文通あり。來る四日、出立の積取極む。

○同二日。

和蘭コンシユル方え行く。云、先日已來對談有之、軍艦差

向け方、今二ヶ月の内返答可有旨、夫迄は、金川に滞在すべし、宜敷此事を周旋可給と云、猶種々の談あり。

○同四日。長崎出立。

○同六日、熊本着、肥後侯より使者あり、當今形勢如何、且海外の事實を問はる。答云、外邦人は、時宜道理に明成り故に、逢接の際、我虚言を以てせず、直言飾らざれば、必らず談判かつて苦心なし、

皇國人は、皆虚飾、且大義に暗らし。天下の勢、回旋すべからずと、云々。池邊龍大使として來訪。御軍艦拜借の内話を談ず。龍馬を、横井先生方え遣す。

○同十三日。

大阪え一宿。兵部殿攝海砲臺神戸の局御巡覽として、下阪有之赴に付、御尋問申、長崎の顛末、且、攝海砲臺數ヶ所に築くは急務にあらず、若此財あらば、海軍興起にあらん既一昨年已來、草間過激輩、京師に群集、頻に此事を以て口實とせしを、微臣死力を盡し、其規模狭小を説解し、今天下海軍出征の議に同意する者、天下甚だ多し、然るを、又陳腐の俗説を以て御採用あり、海軍を捨て、狭小の砲臺終に攝海の警備を以て、天下の一大急とするは何ぞ、誠に長大息に堪へず、微臣が、見解愚蒙なるが故に、終に悠々

勢を言上。

此日、神戸の局に付申上候事件、大抵御下知あり。

御船々諸侯より拜借、奉行え頼めば、入費を出して御借渡有之事。

教授の者、赤松西川の兩子被 仰付之事。

鷹取山石炭坑附屬之事。

與之助被 召出之事。

半年交代にて、御軍艦大阪警衛之事。

觀光丸、神戸御備付と成る事。

爲稽古、朝鮮上海廣東地迄乘試之事。

○中根靱負來訪。千本彌三郎、同道。

○佐久間修理より、文通。當時、京地に滞留、且海陸御備手附御雇と成し赴。

○聞く、當時周旋の諸侯、下國、參預の止みし情實は、先月初旬にや、

朝廷 御前にて、開鎖の討論ありしに、島津越前の少將兩人、開國の事を言上ありしに、橋公御一言もなく、是迄御下議反覆ありしより、兩家取沙汰甚だ悪敷、機忌に獨る、處あり。且、水府、尾州家、因、備、阿などの侯伯、兩家之議に内實服せず、

二ヶ年、一事も御採用ならず、此後幾度申上とも、決て御用には及ぶまじ、唯々涕血して止まむ而已と、云。

○此夜、淀川夜船にて上京。是は、再急御用有之、召狀長崎表に當月三日御差立有之と云故なり。

○同十四日。

京着。直に登 城。長崎の事を申す。且、長州の御所置、速に御沙汰有之度、因循空敷歲月を御送被遊候はば終に解すべからずといふ。

○同十五日。

明朝、一橋公え參上可致旨。

嗚呼關東の諸有司、大義を知らずして、周旋の侯伯、大體不平を鳴らし、皆歸國なせり。悠々不斷、かくの如きならば、終に其功なき而已ならず、終に瓦解せむ。拙微力不顧身、建言激烈すれども、一人憤發に及ぶ者なし、泰平の餘習歟、情弱の極歟。我が建議せし海軍の事、悉く破れ、殆ど俗吏の愚見に壓せられんとす。此日、憤激して、此儀御採用に充らずむば、私力を以て暴起せむ、これ國家の患難傍觀に不堪之餘也と云。

○同十六日。

朝、一橋公え拜謁。九州の事實、長門の御所置、海外の形

橋公是等の所御分別ありしより、下議紛々、皆其大義を止め、面々下國を願はれ、開鎖の論、再起せしによると。

何事ぞ。大凡、大道は、世界に通ず、國內の小節譬如何とも、天下の一是をとつて移らざる者、卓識有力の輩にあらざれば不能、今侯伯眞に力なく、衆愚の紛擾を恐れ、終に因循、國是立たざるに到る、是も又勢歟。

○同十七日。登營。

酒井十之丞來る。安藤收藏來る。廣瀬元恭。

○營中にて、小松帶刀、高木豊後、高崎伊太郎に面會。攝海砲臺無用の事同心ならざれば海軍の建義、是が爲に支られ、行はれざるに到らん、且邦人益規模狭小、大盜大路を横行するに、門戸を鎖して畏懼するが如き見識にては、何事も行はるべからず、若見解ありて成せば、砲臺もまた可なり、且此度の集議解けて、一是不立、何事ぞ、天下未だ衰極に及ばざる所以歟、人々私營を先にし、小嫌忌を厭ひ、憤發中心に徹底せず、區々として解散に及ぶ、後舉如何といふことを談ず。

○同十八日。登營。

御前え被 召出、長崎の逢接等、轉末、且長州の情勢、米國戰爭の起源、并新發明の大砲、船艦の事共、御尋有之、

子細に言上す。

○同十九日。登營。

攝海の御警衛向、神戸海局の事共、被

仰渡、早々下阪可致旨。

○同廿日。

佐久間象山先生を訪ふ。時勢且海外の形勢を談ず、先生、卓識感服すべきの論なし、且同人同道にて、

親王家を參館可致旨、内命ありといへ共、出立掛、且幕府無御沙汰を以て、直に下阪す。

○同廿一日。

大阪着。夕刻、兵部殿を參上。當時、御砲臺御建築、空敷敵彈の的を造るもの、況哉邦人日新の學に暗らく、大勢に雷同し、狭小の人心、若砲臺あらば、これを壞て可なるべし、胸壁の蔭にて砲發するを良とせば、益狭小の見識を固着せん、然れども今此築造御定議、且御所にも被召聞候上は、小臣何とか云はん、云々。

同廿四日

○翔鶴船、昨夜着。木下并石野民部乗組。英人逢接の事にて急御用と云。聞く、英のオールコック氏逢接の事困難。彼攝海に軍艦を入れ、京師に所説あらむ、又鎖港の談は、彼

黒龍船、來津。聞く、歸御 御船の被 仰出ありと。

○同七日。登營。

七ツ時、御着城。御目見。

和泉守殿、雅樂頭殿を拜謁。京師、近日又々三港鎖すべきの命あり。其他、種々御混難の事共有之、委細は兵庫頭より聞可申、右に付、能々御船々の手當等可致、内命あり。且、攝海の雜議鎮定の事を申す。

○同十一日。

兵庫より、鯉魚門、并長崎、朝陽の三船を乗廻。四ツ時、御乗船。橋公、泉州、兵部、右京亮殿、御斷。直に出帆。兵庫を乗り、湊川 御上岸。風烈、小船乗るべからず、船中を御滯泊。

○同十二日。

松尾崎御遠望、友が島同斷。堺え、午時御着船。御上陸。御供、大阪を歸る。此日、内命。十五日頃、還御の赴。御船は是非共用意行届せ可申旨也。

○同十三日。登營。

攝海の事を論ず。

○同十四日。登營。

此日如左被 仰付。且、於

冷笑して不取合と。此事、皆長崎にて彼が軍將より聞ける所、其情實を以て閣老橋公に言上せしに、御所置未決、彼又先じて江戸に逼れるなり。

○五月四日。

此日、京都より急御用として、御目付石野大和守殿黒龍船にて江戸へ御歸帆の由申來る。尤萬事兵庫を達相濟候赴也。

○昨日、築造掛より、攝海砲臺三ヶ所取調、草稿一見、無存寄旨、御目付を答ふ。攝海警衛は、一昨年以來申立も不

少、今又此事再議、悉く無用、陳腐の談而已。

○同五日。

江戸へ、長崎表製鏡機械引移可申御書付、來る。

此製鏡器は、昨年神戸へ移替の命あり。今年、彼地に到りて見るに、機械古く、破損のヶ所少なからず、且大抵、築建成就、今是を動かす時は、空敷歲月費用を失し、所謂勞して功少なき歟。此故に此具は、彼地にて充分成就せしめ附屬を建増し、神戸附庸となさんとす。關東の俗吏、神戸の海軍盛大に及ばむとするを妬し、此儀に及びし歟。夫當今の兵は、國內人才を擧げ、門地を破り、海軍を興起する、尤、當今の急務。然るを、彼我互に妬して、支説を作る、また何の餘暇ぞ。

御前、御軍艦奉行

海軍御取建は勿論、兼て被 仰出候通、御警衛向、都て

引請可相勤候、依之別段の 思召を以て、御作事奉行格

被仰付之諸大夫被 仰付之。

即日、安房守と伺相濟。

○大阪御船手御廢止。神戸附屬に被仰付。

○明後十六日、御乗船被 仰出。

大阪御船手の御役被廢止候に付、是迄大阪御船手御預の御船々、且御船手組支配の面々都て御軍艦奉行御預に被 仰付候間、神戸操練所附と相心得、尤後來の規則等、委細の儀、取調猶相伺候様可被心得候事。

○同十五日。登營。

明日。御乗船、御東下の命あり。此日、御船々天保山沖え集會。翔鶴丸、觀光丸、蟠龍丸、朝陽丸、發起丸、長崎丸、大鵬丸、鯉魚門等。蒸氣船、帆前船、千秋丸、廣運丸。

○同廿日。

船中にて、御直に萬事言上。

君上英敏、微臣が輩驚歎すること不少。且、御英斷、凡人の及ぶ所にあらず。微臣特恩を蒙ること、他に比する者なし。實に千載の一遇、唯以一死期する而已。

○同廿四日。登營。
神奈川え罷越、英蘭の軍艦、面識の者、砲臺新式、其他、出問すべき命あり。

○同廿五日。同。
周防殿え、西國の情實、外國の形勢等を申

○堀伊賀守、神奈川奉行え轉じ、軍艦奉行被 仰付。

明日、金川え罷越、出問、且英蘭下の關の戰爭如何成すべき哉、其他の形勢も窺可申旨、周防殿御内話有之。

○同廿六日。

神奈川出張、大米屋一宿。

○同廿七日。

運上所え行く。夫より、蘭のコンシユル、ゼネラル、ボルスグロツクを訪ふ、彼云、軍艦メタールコロイス來れり船將は、一隊の督なり、彼を呼ばん、面會して、萬事を質問。午後、船將デマンと云者、來れり。砲臺大銃の改革を問ふ。彼が船に積む所、渠道大銃新式の物あり。明日、艦に來れ、これを示さむと。ボルス云、長門の御所置如何既に定約せし期を過ぐ、軍艦アムステルダムと稱するもの、兩三日過なば又入津せん、思ふに、長州の御所置、政府容易なるべからず、今我強てこれを攻撃せば可ならざる所あり

り、英佛と謀し、貴國政府の御所置如何を試み、後兵を用ひん歟、又近日鎖港の談あらむとする風聞あり、是等、禮節信義を知らざる輩の云所、政府若是等の事を採らば、各國豈只唯々として止まんやと。

○同廿八日。

蘭の軍艦メタールコロイスに行く。ボルス子同敷來る。大銃の事を問ふ。又其制を見る。歸途ボルス子の館舎へ來たれと云。同行、午飯を出だす、頗る懇切、雜談數刻。我が政府より來れる御返翰を示し、云、貴國の書は、詞多くして實寡なし、其翻譯繁雜にて、恐らくは元意を失せむ歟、過日參政御兩人御出あり、長州の事件なり、我輩いまだ其攻撃の日を卜さず、おもふに、我輩順々として道を踏み、貴國政府の不信を責めむには、然かず公等は何とかおもふ哉と。

外國の風説云、

英の軍艦インランヂヘセー(我内海の義)え乗込、下の關にて一戦せんと云ふ。議既に決定し、佛蘭其他もこれに同ぜり、其發するの時は、今一レヂメント近々金川に來津するを待と云。又聞く、此説を以て、政府に逼まり、猛勢を示すもの海陸の兵、悉く集會の後ならでは、發せずと。竊に聞く、

○同三日。登營。

御用部屋にて、外國の情實を申す。

○此日早朝、大和守殿登城。御直に、鎖港忽にすべからず若閣老參政此事を妨げば、速に放逐然るべしと言上あり。直に退出ありしと聞く。

此義、甚だ然るべからず、鎖港の事、曲直何れに在りや、彼が兵勢を示して、我を壓するは、我國政善ならず、武備整はざるにあり、無法に鎖港を論ずるは、實に孤陋の極なり。夫れ鎖を論ぜんとせば、宜敷一戦すべし、戦はずして彼に談ぜんは能はず、豈我より不信を彼に施さんやと。周防殿御初、雅樂頭、河内守殿え申す。

○同四日。

今朝、川村順來訪。聞く、昨朝、大和殿御直に言上あり、周防殿、雅樂殿、河内殿、參政因幡殿、縫殿殿、要路大監察、大久保豊後、監察杉浦兵庫、司農木村甲斐、大監察菊地伊豫御放逐ならずんば、鎖港の議成るべからず、然らざれば、出營すべからずと被 仰上。依之、右之人々、今朝より出營なし、如何して可ならん哉と。若説あらば水解の道爲國家周旋頼むと云。

○同五日。登營。

一説あり、英人軍勢を集め、内海に逼らむと云もの、唯政府にいふ所而已、其内實は、來年六月定期期限に當るを以て鎖港の對談あらんとするを察し、其議を説破し、時宜に因て兵勢を示さんが爲、暗に其備を設くるなりと。ゆへに、内海の事を名とし、其實は是等の爲に設くる也と云。

佛蘭西のメキシコを取る、其入費六百萬弗不足して、其出づる所なし。我邦に兵を集る、英艦の入費また莫大なり、其費用必らず我邦より取るべき見込あり、ゆへに英人朝に兵を呼び、未だ一言嚴重の對談なし、必らず此事近きに興らん。又内海中に、英佛蘭の軍艦を備へ置かむとする説あり。其費用は、我政府より出さしめむと議すと云。

此諸説當らずといへ共、遠からず。若我政府、長藩の御所置速に決し、彼が軍艦通行すとも、一砲不發、靜然として頓着なき時は、彼大に失望せんか、我彼が船に向かつて發砲せざる時は、彼慢に放發せん哉、又デメント課の出だすべきなし、彼が集兵と費用何を以て我より得んとする哉。

○六月朔日。

英之軍艦ユラエルスと號するものえ行く。船將アレキサンドルに面會。アルムストロング銃の訓練を見す、皆習熟一々感服するに堪へたり。航海、且英の軍艦等の事を話す。

我議して云、當今の形勢、危急、空敷是非得失を不論、御遵奉を云者、眞の御遵奉にあらず。然共、幕府御力勢、且御人なし、空敷過激者の玩弄物と成て、是非得失を顧る者なく、大臣恐怖を懷きて、眞識不立、今大和殿の事、殊に甚敷愚見也。速に京師に事實を御通じ、過激輩の策略中に御陥なきこと肝要ならん。周防守を參上、種々建議す。

○同十日。登營。

石野民部上京、同船すべき旨、同人被仰渡。

○此頃、官吏鎖港に雷同し、其説を主張する輩六七人あり心中其行はれ難きを察すといへ共、草賊天誅なさむと流言するを恐れ、且風雲の會に乗じ、私營をいとなみ、拔擢を求むる肝心にて、良士其説の正實なる者を離間し、君を憂ふる心一滴もなく、誤邦家とす、眞に可憎々々。

○同十七日。

爲乗替船、翔鶴丸、長崎丸。爲引船、黒龍丸入津。阪本龍馬、下東、右船にて來る。聞く、京攝の過激輩數十人^{二百}、皆蝦夷地開發、通商、爲國家憤發す。此輩悉く黒龍船にて、神戸より乘廻すべく、此義御所并水泉公も御承知なり。且入費三四千兩、同志の者所々より取集たり、速に此策可施

置御受成難し云々の御答ありしと云。此節、關白家より聞く處。京地の御警衛、會藩は竹田街道に出張、皆甲冑、此炎熱如燒なるに不堪、病人甚多し。長藩山崎天王寺に屯する者、夜は篝を數ヶ所に燒く、是も又病人多し。形勢甚猛なれ共、戰爭する意にあらず。對馬因州の留守居、諸家の留守居を會して云、長藩の歎願甚尤なり、宜敷諸家と共に周旋せんと、會合日々なりと云。嵯峨邊は、長藩の巡視多し、會藩の相伺を恐れ、士分來れば、嚴にこれを改むと云。長の家老、福原越後が云、當節歎願の筋あり、江府え下らんとす、此事を氣遣、奇兵隊其他脱走して上京す。故に、是等鎮撫の爲、山崎に止まる。伏見邊、同家の人數を出し非常を守り、敢て亂妨せしめず、かつて無法の擧は幾重にも鎮靜すべし、京地の御警衛等、願はくは解れんことを希ふ所也と。其いふ所、皆遁辭、初より虚勢を示めし、後無異落着を斗るに不過。京阪の諸官員盲動狼狽空議而已。其兵備の如き、實に平常にあり、事を見て驚怖する者、豈武夫の職掌を知れりといわん哉。吾數年來、天下の大勢實備を論ず、かつて聽かれず、爰に到て知りぬ、此瑣細の事猶空動如斯、況哉天下の武備を解せん者、誰人か之あらん不如黙して後來の知己を待たんには。

と云、志氣甚盛なり。

○同廿四日。

岩國藩粟屋佐兵衛來る。聞く、長州近世政堂を山口に被建國內士民會集して、政を議す。分家の臣云、今宗家危急の際、傍觀すべきにあらず、會同して江戸へ下たり、歎願せんと。此議一定せり。當此時、京師、當月五日、浮浪殺戮の擧あり、壬生浪士輩、興之餘、無辜を殺し、土州の藩士又我が學僕望月生など此災に逢ふ。長藩も又然り。故に憤激して、上京、七卿を復職し、橋公、中川親王を廢し、攘夷一轍にせんと云と。

○七月朔日。

大阪え行く。加州發機船に便す。直に、西奉行所、兵部殿え參上。京師并山崎の事實を申す。當地猶混雜、御城外に馬出を築き、諸方御手加等、未だ一定せず。兵事に暗らき如斯、一人も共に談すべき者なし、歎息して閉口す。

○同五日。

越藩内田閑平來る。黒龍船御買上相願候由、決答。聞く、御所より、一昨夜長藩征伐被仰出たりしに、橋公御答に、關東にて鎖港被仰付候總裁退職、其他内々變動有之、大變相生せんとす、如斯形勢なる故、決て長藩御所

○同六日。

内田閑平來る。聞く、越前兵を率て上京、今日國元發足なりと云。京師より被召候侯伯甚多し。

山階宮の御内話に云、關東諸役變遷不可然、各復職の義被進仰むとす、御書既に出來せりと。

長藩征討の勅出たりしが、一橋公御答に云、今關東内破定議不立、今にして此義被行難し、暫勅答成がたとし○一橋公、内は水藩數人有りて尊意不透、外は諸藩其説の反復を議し、關東にては悉く公を疑ふ、實に御心中、奉察するに、御苦心不可計。

○七月十九日。

昨夕、京師の方に大火ある歟、赤色、暮六ツ時頃より見ゆ。おもふに、必らず非常あらん。直に、觀光船へ出船、用意の事を告ぐ○五ツ時頃、大阪より來狀。於京師、長藩發砲伏見表、並竹田街道、蛤御門等、戰爭相始候趣。其他は雜説紛々。直に乗船。且聞く、毛利家嫡長門守上京。去る十三日、國元出立。今夕、或は、兩三日中、兵庫着。總勢三千斗。宿割等、有之由。同家の者え告て云、京師暴發、實に過激輩の一時愉快心より生じ、其事探るべきものなし、此輩と共に國家の大事を誤まる、豈國主の趣意ならん哉、

若長門殿着津あらば、此一言を以て、我が衷告を語れよと云、

京地の風評、長を善とし、會殊に惡説あり。長は、其邦家の危急によつて務めて人心をとり、役雇の類といへ共金を與へ、撫育し、且攘夷は無着の人々好む所なれば、頗に此朝令の反覆せしは、薩會の手に出でしと唱へ、其非を擧げ、

中川親王、大原三位、また尹の宮、近衛殿等は、薩會の黨とし、公卿方無着の者に使して、大半此説に雷同するを以て、風評宜敷を得し也。

又、薩會の所置、暴に過ぎ、頗る正中を得ざるものあり薩は、形勢を明察し、機會に乗ずる天下第一といふべく昨冬已來、長人は仇すれども、私怨を忍び、敢て咎めず、彼が擧、不正に到るに及で、憤怨以てこれに答へんとす、尤巧なりといふべし。

會藩は、上に人物なく、下士激烈無着落、其規模殊に狭小、必らず勞して天下の大害を生ぜん、また可憐。

○廿一日。

長藩人來る。長門守一と先歸國、慎み候義可然、無謀に出張せば、攝海にて砲を以て支へん、夫過激輩の爲す處、豈

下に接戦せし上は、最早同意の念絶たりと。其徒數十人皆歸國す。

○同四日。

翔鶴船にて登阪。豊後殿え被逢、仰云、即日出帆の積なり京師にても橋公再三御上洛被仰進、右之爲、速に立歸の積此議被行すは、別に良圖なかるべし、我而已にては關東の説得甚無覺束、兵部又同道すべし、順動黒龍船に明日續きて出帆の事可斗也と。聞く、橋公に御附屬の水府人は、同人被仰出、關東え御歸の積と成る。又きく、佛郎西え御使に行きし者共、閉門且高被召上等の罪あり。再び鎖港使として星野金吾、小野友五郎兩人、魯國より先として、箱館表より、各國え行くべき命ありしと云。是も、又奸吏の所置、姑息に出で、再び國辱を招くの媒歟。

兵部殿え、此度の御使、甚御困難成るべし、且薩家も又、此再三御上洛言上の議起れり、時宜に應じ、同家者東下致させべき歟。會家は既に豊後殿え附して、兩人東行すと申。

○同五日。

木脇中原生來訪、云、順動船拜借相願ひしは、近日、越前老候上京、長州の議定まらば、薩公子并小松帶刀立歸り、

國主の所業と同敷からむ哉、能々勘考可然と告よと云。

彼家も、此度の一擧より、兼て過激輩の壓せられし者共、其邦家の危急爰に刊りしを歎じ、内破起りて、衆議一定せず、長門守は、播摩室に滯船、進退困迫せりと聞く。

○大阪の藏屋敷は、當時無人、慎て命を奉ず。然るを、近日焼討の議興り、町市動搖甚敷、吾此事不可然とて、強て引拂申渡と定む。

○八月朔日。

吉井幸助來る。近々上京、再三御上洛之義建白せむと思ふ如何哉と答ふ。

○同二日。

聞く、十九日發動前、長藩にては、天龍寺にて歎訴不動の積一定せしに、御達あり、若退去せずんば、兵を以て討せむと。此御達にて、過激輩、皆曰く寧爰にて討れんより、此方より出て一戦せんにはと。俄に洛内に入る。是迄は、因州も頗る長に歎訴を遂しめむとせしに、兵を率て入るに及び、因士河田某、馬を長兵の頭に進めて云、此議不可然止まらざれば絶交今にありといつて、引分る。今日、我門鈴木直人^因の輩、神戸を経て歸國す。云、長を助くるも、今は道絶たり、歸國して國を震はせん、其他の念なし、輦

國兵を出だし、且海陸の軍勢一變なきしめむとす。それが爲に、暫時延引す、宜敷今暫返上見合度旨也。且、小松氏申越て云、海陸の義は、必らず誓て興起せむ。君もまた幕府邦家の爲、捨つること勿かれ、近日下阪せば、尋問して是等を云はむと。

○六日。

黒龍船にて兵部殿御立歸、東行○此頃、大阪川口に、ひかきと稱する廻船數十艘滯泊す。是は、東にて、奸吏等、物價直引ケの議を興し、金幣の細小惡品に成せしを咎めず、物價騰揚の事、奸商の所爲とし、強て品物の價を下だせり是等、御勘定局小野友五郎杯、是を以て私身の拔擢を求め終に天下の大患を不顧に因る。我おもふ、此地如斯なれば諸品を東下せず、其勢を見て廻船積むべきの品なし、恐らくは、東府諸品拂底し、其價過日に倍せん事數月の中にあらむ、天下紛擾せしむる者過激而已ならん、奸吏の私營も甚敷、大患大害を生ぜり。

○同七日。

今夕、神戸え歸る。大阪川口をせき留、通船札の事を始むと。又明石近邊より、砲火臺を設け、急を大阪に通ずる議ありと。

是皆兒輩の事而已。

○同八日。

昨日、京師より、御目付介永持享次郎、橋公御使として、神戸に下だれり。云、英佛蘭の軍艦七隻、長州行と稱し、金川を去れり、萬一攝海に入らば、小臣應接して退かしかめよとなり。江戸にては、參政差留方應接ありしに、外邦人不聞、終に去る去月廿七日也と云○橋公え、再三御上洛并海軍御急務の事を言上す。

○同十一日。

大島友より、來狀征韓の事、急速企度、且一度歸府を待つと。長藩暴舉を歎す。

○同十二日。

今夕、京師永井主水、戸川伴三郎より來狀。云、豐之姫島に、英佛蘭の軍艦十七八隻滯泊、長州に事あらむとす。今長征の御令、天下に下だれり、然るに、外國先きんじて戰爭を始めば、其御不都合の事共なり、速に軍艦に行きて説得し、暫時鬭争を止めよと、是橋公の御沙汰也と。此度の事、既に當春長崎にて逢接、また横濱にて彼等に接す、中々我輩の止むべき所にあらず、既に江戸にて參政御説得ありしに、彼之を不用、終に彼所に集會。臣辭するも、又消

時日候而已、唯一死を以て、彼に説かむと決答す。

○同十四日。

八ツ時過、豐姫島着、異船不殘下の關に行く。聞く、去る五日、英佛都合四隻、下の關口え寄す。長家發砲なし、暫時にして、英より一發、佛より砲發凡百斗、砲臺より三十發程、船に不達、一々砲臺燒打、火藥庫發火、夜四ツ頃迄燒、發砲は暮六ツ時止む。同四ツ時、英人上陸、火門え釘を打初め、長家より使船ありといへ共、未解、詐策あるを考へ發砲すと云。

○同十五日。

姫島出帆。此朝、佛夷の商船三隻同津え着津。

○同廿三日。

坂本生從京地歸る。聞く、當節、征長の説に、元のま、纏か薩にも無策略。初め、薩人橋公を以て惣督將軍とし、大兵馬の權を附さんとせしに、橋公も又乍恐嫌機あり、これを御主張する不能、其内薩の間者來て云ふ、倉藩、下の關異艦來りし時、出て告て曰く、吾藩は幕府功勞之家命を奉て、敢て敵對せず、汝等意とする勿れと。又從前小倉に幕府の命あり、下の關え異艦向ふとも、決て動ずるとなく、其成すが儘なるべしと。是等の傳聞大になりて、異艦戰爭は幕吏

頼みしもの歟、警長罪ありとも、同敷皇天の地、異手をかりて是を征す、豈皇國同人種の成す所ならんや、其幕吏の罪たる、實に國體を耻かしむる也、宜敷是を糾問せずんば有べからずと。此説、京攝西國間に盛にて、實に征長の命を奉せず、或は備因藝の國々にて、征長は後なるべく、攘夷して後長に及ばむなど云説沸騰せり。又尾老侯と、其當主の御中間隔絶の事あり、今老侯出て惣督たるは、老侯附屬の士等勢大に及ばむ、必らず出だすべからずなど、瑣々たる愚説囂々たり。

○京地、會津に服せざる甚し。會の壬ぶ浪士を用ゆる、彼探索を名とし、財寶を私すること甚敷、下民是が爲に、災を蒙むる尤多し。故に、會士を目して、盜と竊言す。如斯の形勢なり。上者不察、日夜區々たる小節に奔走す。又可歎かな。

○同廿四日。

千屋金作來る。聞く、長州國人、京地一戰より已來、議論區々一定せず、又朝敵の名ありしより、國民恐れて勇氣を失す。宰相父子は、積年の勞、一朝變じて此暴舉に及びしを恐れ、其本心不通、宜敷他人に誤られしを悔、何れの道も歎願罪を待たんと決心せられし由。吉川家にて、右等は、

其本意にあらず、御詫周旋の爲、出京盡力せんと、日夜苦心に及び、其道を得ざるを歎すと○又出京の三家老頭人は皆押籠られ、宰相父子に調を得不得、國人瓦解せりと。

○大阪より、與力大隅の手翰持參云、近頃異艦内海より來るの説紛々、長崎より組頭、通詞召連れ來たり、又此説の如く若來らば、兵庫に送らむ、宜敷意を注せよと。

○同廿六日。

今一時頃より、英艦十一隻、大阪え入る。

○同廿八日。

大阪より、異船無逢接、悉く出帆の由申來る。

○同晦日。

曉、異艦五六隻、大阪え向き通航す。

○九月二日。

對藩青木生來訪、朝鮮出張の所如何、此地より直に渡海にては、差支候哉、關東にて、其模様によりては、再應御出張方御願出可申故、返答承度由、申之。

○同四日。

今朝、佛郎西軍艦一隻、兵庫え入港、午後突然として旅宿に來る。船將バーレ云、水を缺、是を給へ、又陸地遊歩、諸貨を買はむ、是を赦せよと云。水は、早速可送、遊歩の

義は、我が決する所にあらず、之を禁す。又若強て上陸するは、我が知る所にあらず、我に問はゞ、我は不許と云。夕刻出帆、大阪え右の趣届差出す。

○同九日。

陸路、大阪え登る、夕刻、豊後殿御旅宿え參上。

聞く、東都御進發の擧、

上様の御英意にて、御直に被仰出、有司異議紛々たる者、口を閉と云○佛郎西より、書翰有り、云、御使者の者、鎖港談は彼國元より受けず、乍去、御使我國而已にて去るは、君命を辱むるにあらずや、事の成否は置て、不論、一旦君命諸國え可相越旨との事を聞く、然るを、我國而已にて歸國、更に其意を不解。又御使、私に伐長の儀我國と共にせんといふ定約を成せり。この義は、我等おもふ、恐らくは道に當らざるべし。我國敢てこれを用ゆるにあらず、若之を用は、貴國恐らくは大害を生ぜむ、如何の譯歟、書を以て是を告ぐと。御返書あり、此定約御使私に取斗らふ者、政府かつて知らずと、彼然かあるべしと、いつて破り捨つと云。

○同十日。

大隅を訪ふ。聞く、關東にては、小人事を探り、定論聊な

○同十九日。

此頃我塾中の者、姓名出所御内糺ありと云。

○十月三日。

翔鶴船にて、大阪え行く。豊後殿え拜謁、竊に聞く、此度御同人、關白殿、御初は、此兩三年の事情、委細無御腹藏御話、大に情實を盡されしに、關白殿殊に御得意なりしと又無識の堂上方、彼是異議ありといへ共、再應御説得、終に鎖港攘夷の事、實事に被行べからず、今内外一時に戦闘に陥らば、如何ぞして國の政機立べけん哉、先内より先にし、一時御猶豫の方と申義、御許容成り、仰含られし事なとも及びしと云。豊後殿の苦心感すべし。御所にては、是迄、海外の事情御妄見、唯古昔蠻夷の情體との思召、且内備の不整、諸藩の費弊して振はず、累卵の世態なりといへ共、東府の上官、赤心を以て是を辯する者なく、又眞に己に知る者なく、唯々虚飾の淺言を以て奉答し、御所も又同斷にて、虚字終に脱せず、相責むるの形勢なりしより、其間詐謀も行はれたり、此末た如何。

○尾州老公、七八日頃御下阪、御進發御促の義、御申上に相成由○東府は、因循無識の輩、勢を得たるに似たりと。且大抵面諛者にあざれば、登庸なしと云。微臣志を決し

く、閣老諷訪因幡殿、太平無事を以て、頗る權威あり。之に阿黨する者用ひられ、議論有る者、皆退けらる、誠に大息する形勢なりと云。

○同十一日。

豊後殿御旅館え參上。聞く、京師にて、薩藩より建議あり其言は、防長二州は、半國を以て禁裡の御物成とし、半は征討の諸侯え下されべし。且、京師紛擾燒失の者えは、悉く御手當下され然るべし。乍去、今長征如何哉不可知、先此見込を以て、用途は政府より御差出可被成歟、去ながら御多端中御用途如何、其内、薩州より差出可申と也と(是其大意を記す)。

○薩人、大島吉之助、吉井幸助、越人青山小三郎來訪。云征長の御議紛々不決、關東御混雜、實に策の行はるべき無し、邦人紛擾再出せん歟、如何して可ならんやと、云。今天下危急日々相迫、一人も實意邦家に盡す者なし、上下大抵私營小節、又嫌忌を避くる而已、如斯にて如何之瓦解せざらん哉、云々。越前侯より直書を給はる、近日上京の所未だ總督御治定なく、御進發も又御因循、空敷副督の奉命一事の成すべきなし、希所御進發の御速成るにあり、宜敷き論あらば聞かむと云々。

當今の形勢を以て、切に

言上し、譴責を蒙らむと決心せしに、豊後殿御歸東に付、又滞在の事と成る。今此危急に臨て、建言する者なく、君を危くし、國を誤つ豈有志者の所爲ならん哉、憤懣胸に滿つ。

○同七日。

此夜、夷船五六隻、大阪え入津。

○同八日。

佛朗西船一隻、暫時兵庫に舶す。夕刻出帆。

○同九日。

肥前老侯、船二隻にて兵庫入津。十一日拂曉大阪行。

○同十二日。

佛朗西一隻、兵庫え入津。午後、操練處に來る。船將タライヘス、船號キンソン。當朔日長崎出帆、遠江洋にて強風、石炭食物を減じ、蒸氣損所出來、當港に入、修覆歟、或は石炭六〇共食料等を乞ふと。午後同船え行く。上陸其他種々申出る、皆大抵斷る、石炭其他を可遣旨、答ふ。明後日、退帆を約す○考ゆるに、兵庫港は、佛人注意する切なり、必らず是が爲に言を建つるならむ、當時大阪與力二人、同心四人詰合、他は道路の人、甚掛念するは、國家轉覆を企つる者あつて、如斯異船入津長滞泊中、殺害等の事あらば

必らず不日に戦闘起らむ歟。兵庫は往來日夜何人を不言、不測の變測るべからず、速に御所置なくんば、災不可知。

今朝、大隅より、戸川并軍目付共、飛船にて参べくと決定、小倉より裁迄、觀光船御修復取急ぎ仕立可廻旨、申參。

○同十七日。午時、大阪尾州殿、并戸川鉾三郎より、當廿三日、戸川氏廣島にて毛利家老え申渡御用に付、罷越候間、御船可相廻旨、申來る。觀光船は、當月一杯ならば、御用立兼る趣返答。

午後、尾州殿より、戸川廣島に送込、引返、軍艦可差送取斗方いたし可申旨、申來る。前後一定不爲、殆ど不辯、直に乗切にて登阪、夜中、大隅方え參承見候處、戸川既に出船、最早よろしくと云ふ。今萬事如此、皆錯誤而已。

肥前家牟田二右衛門、佐野榮壽右衛門來訪。皆閑叟侯の供にて、蒸氣二隻の船將也。

○同廿日。永井主水方え行き、觀光乗組憤發、内海中の御用は幾度も爲致へく、外海は大破にて御用立申間敷旨、斷置。

○同十八日。

今曉、尾張殿より、戸川、廿六日迄に廣島え被差遣候間、是非共取扱御船出帆可取斗旨、申來る。當地御船なし、實に無理成こと言語に絶ゆ。無據、觀光船大破の儘、廿日迄出帆可爲致旨、答ふ。

軍目三人え面會、觀光船にて、小倉迄可送旨約す。同人輩も、萬事御差圖相違、進退すべき不能、大當惑と云。聞く常州水戸城え、玄蕃頭殿御入城ありてより、一も果々敷事無之、且水戸御別家大炊頭、一揆の督と成られ、勢又振ふの説ありと。

軍艦御目付介三人、御軍艦拜借濟の由申來る。無御軍艦旨答ふ。○越前家より願出、京都御老中より、大阪御城代え達

○永井より談にて、軍目三人、萩え渡海は、薩州之船便え乗組方頼吳へく哉と云。夕刻、吉井幸輔、右頼之書狀遣す

觀光船拜借の義被仰渡。○唯一隻の破船、如斯諸方より拜借申出、實に手段なし。此趣、江戸え申遣、廻船を乞ふ。○觀光船乗組え、別段御手當を歎願す。無是非取斗遣す積申渡す。

○越前毛受鹿之助來る。云。小拙相願同行相談等いたし度旨、閣老え申上べくと一定。九州路え參吳べき哉と云、命下らば辭せずと答。聞く、關東先日中、左兵衛督殿出營、

○同十九日。

大に言語開らくべく勢成りしが、御同人も當節は御不首尾御引。豊後殿も、又同斷にて、不可言之形勢、肥後會津島津家より下りし者も、忠節之意不達、誰人も取合者なし、大抵皆上京、唯歎じて言語を絶すと云。

○十一月二日。歸府、直に御用番豊後殿え御届御逢。尾公御口上、且形勢言上、兩三日出勤無之、少不快之趣、申上置。

○同廿二日。

御城代より、御達有之、江戸表にて御用有之候間、早々歸府可致旨、御達、大隅守より届く。

○同五日。或人云、當時諸官員、一も勢を得たる者なく、唯無着。其中、奥御祐筆頭等、賄賂を以て諸事を決す者、兩人。諏訪侯、酒井飛彈侯意を得たり。松前侯は唯私營、西蝦夷を拜領せられし其私可思、皆俗吏之手に成る、傍人知れども不言、いへば必らず擯斥せらる、諸侯伯より使せし者、

○同廿四日。

今朝、徳永主税來る。云、江戸之諸官、形勢昨と異なり、謹で議論するなかれと。

上旨に入らず、又京師之形勢掩て上間に達せずと云。

○越前家毛受鹿之助來る、御船拜借之事、且同家より願立小拙同行之事申上候間、聞濟居候様申聞る。

○同七日。聞く、英人云、下之關を可開、然らざれば、長との戰爭償金、長より貳百萬、政府より一百万ドル、并メヂユサ彈丸を受けし償として別に十三萬ドルを得べしと。若下之關を開らば、此償皆免るすべきなりと。

○今日引船を乗り、伏見え登る。

○同九日。柴田權之進來る。聞く、近日、松諏の二侯、得意、言路塞して不通、大奸國家を誤たむと云説草間に起れりと、又可歎。是等を聞て、獨焦思深慮すれども其志

○同廿五日。曉七ツ時出立、早駕籠にて歸府、夜に入阪之下泊。此邊、山間、近日降雪と云。

○同九日。柴田權之進來る。聞く、近日、松諏の二侯、得意、言路塞して不通、大奸國家を誤たむと云説草間に起れりと、又可歎。是等を聞て、獨焦思深慮すれども其志

○昨日、尾公之人足國民三千人斗登阪を見る。皆白木綿之無袖羽織、手拭を以て五色に分ち、四十八字之幟を立つ。

○同九日。柴田權之進來る。聞く、近日、松諏の二侯、得意、言路塞して不通、大奸國家を誤たむと云説草間に起れりと、又可歎。是等を聞て、獨焦思深慮すれども其志

則、兵糧、器械、車、彈藥等なり。

○同九日。柴田權之進來る。聞く、近日、松諏の二侯、得意、言路塞して不通、大奸國家を誤たむと云説草間に起れりと、又可歎。是等を聞て、獨焦思深慮すれども其志

上達せず、愁鬱に堪へず、涕泣するのみ。此夜、和泉殿より御奉書、明十四日四時、登營すべき旨、若病氣に候は、名代可差出となり。石野氏を頼む。

我微力を以て奉仕すること爰に三年、其間、死生を辯ぜず、盡力すること、無數、唯邦國の安危損亡を以て任とし、不顧、言用られず、志不達、終に俗吏の爲に塞がれ如何ともすること能はず、然れ共、一片の赤心、天下豈知る人なからむや。

悠然として榮辱に志なし、唯累代の國恩に報ゆる而已、他何をか省みむ。

○同十日。

御役御免、寄合被仰付旨、石野より申來る。

○同十二日。

聞く松前西蝦夷を復し、山形濱松所替、牧野新潟復領の私議あり。執政如斯私營を事とし、有司皆諛佞す。志有る者は悉く擯斥せられ、萬事

上達せず、言語の閉塞甚敷、又聞く、酒井飛州所替の調ありと。嗚呼幕府の士、一も忠烈之念なく、天下の瓦解を促す、微臣世評耳に入ること悲憤胸間に充塞す。

放官の後、籠居無事、舊友之書翰を古箱中に探ぐり、十

年の知己大抵泉下の鬼となるを歎す。

就中、象山の手翰の多き、皆天下の要を論じ、或は學術の蒙昧を解くもの、比々として絶へず、實に英物逸才なりしが、今鬼藉に入る。唯一知己小楠の近日龍の助公子の侍讀と成りしと云を聞く。

○同十八日。

聞く、薩藩下の關え行く者、長藩の者數人、京師にて生捕の輩を連れ行きたり。また岩國より人を雇ふて導とすと云。薩藩の識遠く他藩の上に出づ。

○同十九日。

薩藩高崎伊勢來る。山階宮に附從すると云。

此宮、頗る世の形勢を御會得あり、當節西洋の事情を御調あり、後大に御知見を開かれむ歟。

○十二月三日。

高崎伊勢來訪。聞く、長州家の三家老を斬而謝罪、吉川家周旋、大かた右に決着成さむと。

竊聞く、或人薩藩に密告して云、松前侯の上京は、

橋公を放逐此の事にあり、若公是を御不承知ならば、御自及成さしむるの策あり。或説には、當今天下の形勢爰に及びし所以、前水老公の奸謀に出で、橋公も又非常の大膽專不

白殿下え被參、議論を聞かれ、感激、東下方端の御所置にて、赤心御覽可被下旨の由、川崎にて、御同役より文通、登城可然とあり。前夜、竊に御歸家と云。

立花出雲殿は、出立の日、橋公近江より御歸京に逢、御引留、御逢の所、一言の御談も無之由被申、強て如何の御用哉と被聞候所、關東近傍紛擾、其他

將軍家御相談御相手なし、橋公御東下御願の義被仰立べく旨の趣、橋公仰に云、中々愚身、關西一方も無覺束、其上關東までの事、力不可及云々。猶出雲滯京、追々御相談あるべき由。出雲殿急ぎ候由御請にて歸東と云。風評には松前橋公御逢を逃る、爲、急ぎ發途と云。

○同二十五日。

尾老侯は、名護屋御滞在近々御東下と云。長州の御所置、御同人の御意にて、周防一ヶ國召上、徳山を以て家督とし、吉川家を御取建、諸侯に列せしめ、萬事周旋せしめて可ならむと云。

○二月二十五日。

薩藩柴山良助、堀平右衛門來訪。聞く、京師え兩閣老御着より已來、事情不分明、會桑えも話なしと云。此故にや、絶て傳聞なしと○薩にて、裝鐵船、英國え頼度相談有之。

羈の御志あり、故に此公を倒さずんば有べからず、京間の官吏并兩國侯伯皆其毒に酔ふ、薩是を不察ずんば有べからず、若誤て助くるの意あらば、存外の後難あらむ、今幕府は英咄に結て、國內事あらば、英兵を引て之を助く云々と密告せりと。

○同二十三日。

大島友之允來る。朝鮮の事御沙汰。出直の趣、御達有と云。

其四

○元治二乙丑年正月三日。

植村帶刀、岡田片山等、年始に來る。聞く、常賊加州え行き降れりと。又、細川島津兩家の藩士、頗る過激の舉有と云。長州侯父子、自書を國中に示し、朝廷の意を慎で奉ずべしと布告す。故に、國中皆戸を閉ぢ敢て抗せずと。また聞く藩士は不服あり、大に内破ありと云ふ

○松前は、京師の警衛被命たりと云。

○同二十一日。

薩藩柴山良助來る。聞く、松前侯大阪え着の所、長の御所置、大抵濟際故、直に上京、會津桑名え出會の處、御上洛の議を被聞、大に閉口、夫より二家同道にて、兩親王家關

○三月二日。

薩州よりも賜物あり、厚意より出、謝せずして受く。千本彌三郎、堀平右衛門來訪。聞く、薩州え近日御封書御渡ありと。其所以は未だ知れず、且同家え内聞あり、云、長州父子之内、御預けに成るとも、無差支哉と。御答云、當時屋敷皆家作なし、是等にて甚不都合なりと。又御問有、是等之事かつて妨なしとなり。是は、極密之事なりと云。

○京都え御登の兩閣の御所置は、禁闕の御守衛は、悉く幕府にて御手當あり、是迄之諸藩は、不殘引拂、且橋公會津杯も御召下之事なりと云。此頃、京師之風評にては、關東暴政専ら成と云説紛々。近日稻葉美濃殿、勅書持參にて、東下一兩日之内にありと云。

○敦賀之水浪、同所并彦根之手にて、貳百人程斬られたりと云。可憐御取扱と云説あり。

○駒井甲斐、長州え御使の命ありし時、若父子え隨從之者あらば、一兩人は不苦之旨なりしに、相模申て云、彼父子容易に出府致間敷、若如斯ならば、御威令又落ちん、且若父子出府之後、御所置之御模様何度と申せしに、閣老其御所置之如きは、預知る處ならず、奉命之上は、父子是非共同道すべしとなり。爰に於て、大目付一同皆相模と同意、猶彼

ありといふべし。

其五

○慶應元乙丑年九月六日。

大阪え、英船入津。風説には長州御征討、其名なし杯云々聞く。外國奉行兩人、急出立と云。

○同九日。

外國奉行二人急速大阪え出立、命ぜられしと聞く。

○同十日。

十三日頃、英佛蘭の軍艦、大阪え廻り、開港を乞ふ説紛々。

○同十一日。

聞く、當月二十七日迄に、長州より名代を差出さる時は、彌御征討御決定に付、鎮西の諸侯、國許に勢を揃置可申旨、御達ありと。

○同十四日。

黒田嘉右衛門、柴山良助來る。聞く、英佛蘭の軍艦八隻、大阪え向け出帆すと、其所置如何か不可知、彼絶て人に話せずと云。

○同二十五日。

堀直太郎來る。明後日頃、京都え出京の旨。聞く、公方

是申せしに、忽甲斐は退職、同役不殘御目見遠慮伺たりしと云。○又敦賀之浪士、加州にての取扱、甚手厚かりしに、卒然と囚人と成り、不殘町家之籠え取圍めたり。

其後、御吟味あるべき由なりしが夫もなくして、斬首せられたりと云。

○同十八日

神戸操練局御廢止之書付、廻狀にて來る。

○同二十一日。

白戸石介來る。聞く、上様近日大老え上意あり、武術は怠慢あるべからず、然るに、近日怠惰勝なる由、如何之事哉、世末だ危難之時なり、怠たるべからず、世語可申旨。大老大に恐怖せられ、唯恐入而已と。

○同二十三日

薩藩兩人來る。荒井郁來る。

聞く、長州平寧せず、激徒七千人斗、長候父子は、政を吉川に託し、其身も岩國にありと。薩之大島吉、此頃京師に出で、また岩國に到れりと云。

近頃、聖堂え閣參御見廻ありしに、芹澤某舉賢才との講説せしに、當時の不可成る事を説けり、因州殿甚怒られたりしに、目付等説得して、幸に罪を得ざりしと云、某は氣慨

様十五日大阪御出立、

御上京、長州の御所置御申上と云○外國人、關白殿下え參上いたすべく旨申出、御役人には話せず、重大の事件、話も無益なりと。唐津候御出御逢接ありしと云。事情いまだ詳ならず。長州は、吉川并毛利淡路の家老、何分當人罷出難く義申上として、出阪の所、行違、本家家老御召に相成空敷歸國と云。尤、皆藝州家の取扱也と云。

當二十七日迄に、家老上阪なき時は、即刻御征討の旨、諸家被仰出と。

○十月五日。

大久保一翁、大阪え被召、急に出立と云。

○同十日。

大久保一翁、來る。出立見合。昨日、布衣以上惣出仕あり上様、大阪表御發途、伏見御一泊、京師之被仰上あり。當今の形勢、御力に不被爲及、依之一橋公え御職務御讓遊ばされ候赴被 仰上置、還御と御決議なりしが再び二條え御入城と云。松前并白川官位被召放、在所え蟄居御沙汰可相待旨、之事より被仰出あり。是は外國人え、大阪開港の定約書御渡御所ありし故と云。又、外國人三人、大阪にて殺さる、風聞あり。且開港は、十ヶ月延月承引歟と云説あり。京攝

の間、紛擾。此地にては薩州より讒せしと云説専ら也。青
山小三郎来る。○同十二日。
此夕、妻木え家來差出、御書取渡有之。但追々順達と云説
ありと云。

慶應乙丑十月八日、友人閑居を訪ふ。近日都下の風聞喋々
重大の御事を聞く。當時の世評、悉く信じがたく、半は疑
ひ半は驚く。忽ち、十二日の出のこと、扱ふ方にて御達あ
り。初て驚き、また疑ふ。如斯重大の御事あらむに、其際
よつて来るの因なからんや。又上下盡力極まつて後如此な
るべし。近頃、都下を更に無事、頗る泰平といふ者、十に
して八九、京攝の間また然りと、敢て其他の御議あるや、
聞ける所にあらず。卒然として此達あるが如き、尤以て恐
怖にたへず。怪哉、溼末の風、言路の壅塞、此極に到れる
や。小賤吾人の輩いふに足ざるも、また永世の鴻恩孰か厚
く孰か薄きや。言行はれずして贅する者、皆悉く不忠なら
んや。國を誤ち家を誤り、
君上をして此極に到らしむ、豈忠といふべけんや、古人云
く。蓋棺是非定ると、今いふ所にあらざる也。
御書取を拜するに及びて、涕泣していふ所を知らず、遺恨
し、號哭するに堪へず、後焦慮すること再三に及びて活と

○同十五日田村肥後守より到來

方今、内外御事多之折柄、
宸襟を不奉安、御次第柄も是あり、
御職掌おるて御痛心之餘り、御胸痛御鬱閉被爲在、就ては
一橋中納言殿、永々京師に被在之事務にも被相通候儀に
付、中納言殿御相續、御政務御讓被遊度旨、
御所に御願置被爲在候、此段
内意申達候様との
御沙汰に候事。

十月

今度、御所え被 仰上候赴も有之候に付、去る三日、大
阪表

御發途、先伏見え被爲入、御泊り、夫より東海道還御可
被遊旨、被 仰出、猶又 還御之儀は、御沙汰止、伏見
え御滞留可被遊旨被 仰出、大阪御城
出御、陸路被爲 成伏見奉行御役宅え着御被遊、同四日
御同所 御發途、御上洛可被遊旨被 仰出候事。

此頃、一橋公御昇進被 蒙仰之事あり。又、長防之御所置
一應評議候様、御所より、被 仰出ありしと承る。
○同十四日。

胸間に充塞して通ずる所あり。
英意を奉じて思はず大息す。嗚呼、區内の紛擾、今に五六
年、下民といへ共未だかつて
君上を私議せず、うべなる哉、

上意の至誠、其下に貫徹するの爰に至れるを。中雲公明を
覆ひ、隔絶甚だしといへ共、また言外微妙のものあり、識
者は必らず默察せむ、いかんぞ人心の靈應不言の感通な
らん哉。夫、榮恥富貴は上下一轍、元より人心の固執する
所也、況哉天下の威福に於けるをや。是を顧み玉はざる、
草鞋のごとく、唯 英旨の在る所、邦家の安危に在る而已、
あわれ臣子たる者、此

英心のごとく、萬分一を奉伺せば、何ぞ 御憂苦をして、此
極に到らしめむ哉。若能く如此のならば、中興大業、日を
出でずして成るべく、孰か叛き孰か捨てむ。嗚呼、痛しき
かな、能く爰に及ばざること。また恨らむ、此後、益々迷
雲中間に集塞し、上意も終に明燭を失なはん、小臣一度は
かなしみ、一度は感ず。更に其中、遺恨なきこと能はず、
獨り希ふ所は補翼誠正に出で、澤區内に被らむことを。今
感慨の餘、憤激して記せざることを得ず。

乙丑十月十二日夜

臣義 邦

門生調所より得來る御建白書に云、

臣家茂幼弱不才之身を以て、是迄叨りに征夷之大任を蒙
り、乍不及日夜勉強罷在候所、内外事多の時に膺り、上
宸襟を安じ奉り、下萬民を鎮むる事不能、加之、國を富
し兵を強して、皇威を海外に輝し候力無之、竟に職掌
を汚し可申と痛心之餘り、胸痛強く、鬱閉罷在候所、臣
家族之内にて、慶喜義は、年來 闕下に罷在、時務に通
達仕り、大任に堪可申と奉存候に付、臣家茂時之如く、
諸事委任被成置候様、偏に奉願上候、尤當今時勢之儀に
付ては、如別紙

奏聞仕候間、右慶喜え御沙汰被下候様奉願置候。

御別紙

臣家茂謹而宇内の形勢を熟考仕候所、近來追々變遷致し
和親を結び、有無を通じ、互に富強を斗候風習に推移候
へば、是迄天地自然の氣數不得止の姿に可有之存奉候、
就ては、

皇國に限り、一向御外交不被爲有候ては、卑怯退縮の姿に
相成、御國體御國威都て相立申間敷、既に先年於下田亞
米利加使節と和親條約爲取替相成候も、右等斟酌の上遂
奏聞、御許容相成候儀にて、已來鎖國の舊格を變じ、富

強の基漸く相開候所、其後外交拒絶の儀被
仰出候に付、可成丈、

聖諭遵奉仕度心願に御座候得共、無謀の掃除は致間敷旨、
被 仰出候赴も有之候間、何にも富國強兵の策相立候上
ならでは、膺懲の典難被相行、就ては彼の所長を探り、
貿易の利を以、多く艦礮を設備、以來制夷の術を講じ候
方、方今の專一の急務と奉存候、是迄種々苦心罷在候折
柄、防長の事件相起り、終には大阪城まで出張候所、不
計夷船兵庫港へ渡來、條約廉々改て 勅許有之候様申立
若臣家茂において取斗兼候は、彼れ

闕下え直に可申立旨申張、種々論議を盡し、應接仕候得
共何分承諾不仕、去とて、無謀の干戈を動し候ては、必
勝の利無覺束、假令一時は勝算有之候とて、四方環海の
御國、東西南北日暮改掠を受候ては、戰爭無已時、
皇國生民扉爛此時より始り可申、不仁不慈此上は有之間
敷、誠に以歎敷臣、家茂一家の存亡は暫く扱置、
實祥の御安危にも關係仕、實以不容易義に付、 陛下萬
民を覆育被遊候御仁德に相障り可申義、臣家茂におゐて
職掌相立不申候間、此等之所、篤と
思召被爲分、乍恐 御動搖無之、斷然御卓議被爲有、何

御職掌難被爲立

思召、且近來胸痛御鬱閉被爲在候に付、御退隱被遊旨、

御所え御願置被爲在候處、難被及 御沙汰段、被

仰出候、素より御決心の儀に付、再應

御願可被 仰立候得共、猶再三再四

御熟考被爲在候處、格別

御寵命を以被 仰出候に付、

御感激の餘り、諸事 御奮發

御勉勵被遊、是迄の通、御政務御掌握可被遊旨、御請被

仰上候、此段相達候様にとの御意の事。

○條約の儀に付、勅詔寫、爲心得相達候事。

條約の儀、

御許容被爲在候間、至當に處置可致事。

家 茂 え

臣家茂、幼弱不才の身を以、大任を蒙り、内外多事の時
に虜り、職掌を汚し可申、且近來胸痛鬱閉の症相發し、
難堪大任存候處より、

叡慮の程をも不顧、退隱の願書差出候處、難被及御沙汰、
被 仰出、何共當惑仕候、素より決心仕候儀、今更難念
止、再願仕度奉存候得共、猶再三再四熟考仕候處、是迄

卒改て條約に付、去虛存實、至當之談判仕候義、

勅許被成下候様仕度、左候へば、如何様にも盡力、外夷

制馭之實備を相立、内は防長追討之功を遂上

宸襟を奉安、下萬民安堵せしめ、臣家茂祖先之志に報ひ

可申志願に御座候、

皇國如何様英武之御國柄に候とも、萬一内亂外寇一時に
指湊ひ、西洋萬國を敵に引受候ては、終には

聖體御安危にも拘り、萬民塗炭に陥り候は、必然之義と

誠に以て痛哭慨歎之極り、假りにも護國安民の任を荷ひ

候職掌におゐては、如何様御沙汰御座候共、施行仕候義、

何分にも難忍、奉存候、依之前文申上候通、

勅許の御沙汰、被成下候は、百萬

實祚之無窮、萬民の大幸、無此上、千々萬々乍恐願上候

まことに不堪悲歎號泣の至に奉存候、尤外夷

闕下え罷出候様相成候ては、深く恐入候義に付、精々盡

力、遂談判、七日迄兵庫港に爲指控候間、成丈け、早々

御沙汰被成下候様仕度、此段奉奏聞候。

○同十六日。

本日。肝煎大久保金四郎方にて、御達あり。御書付寫、

方今内外多事の時、

の不行届は、御咎無之、加之難被及 御沙汰との 寵命

を蒙り、感激の餘り、病を推て出勤仕候、従前の非を改、

日新の徳を脩め、去浮虛、督實實、政道確然と相立、上

安宸襟、下保萬民候様、乍不及勉勵可仕奉存、依て謹で

御請奉申上候。

別紙の通被

仰出候に付ては、是迄の條約面、所々不都合の廉有之、

不應

叡慮候に付、新に取替窺可申、諸藩衆評の上、御取極可

相成事。

○此御書付は、江戸にて御布告なし。

○十一月十八日。

飛彈殿、風聞甚惡敷と云。

堀來る。聞く、京師にて、伯耆殿、薩家老小松大久保被呼

出、仰を傳て云、薩家は、

廣大院様并 天祥院様御縁邊も有之、上にも厚く頼被

思召候、世上浮説彼是申候とも、少も御掛念無之候間、猶

又一統厚心得、御爲筋の事は、萬事被申上可申旨、御達有

之と云。又聞く、近き内、伯州含命東下と云。

○十二月朔日。

青山小三郎來る。聞く、京師堂上方え遊説する者多く、皆會に屬す。主意は、先日、大阪海にて、異國御取扱等、所謂城下の盟なり。

上朝廷に逼り、三港御許容、事頗る無御據もの歟、云々。又細川藩、久留米藩、土州藩え、國家の周旋、爲御褒美賜はれりと○下民の浮説は、長州來春にならば、再び公武の御間柄周旋すべしと。深く頼む人氣ありと云○征長征討の出勢、昨夏の如く諸家え御達あり。越前家病氣の處、同勢斗本多某督して、大阪え可參旨被 仰渡ありと云。

傳奏野々宮殿辭表あり。大意は、鎖港攘夷は、先年已來の叡慮候處、異船大阪え逼り、事情無御據許容、甚恐入候事共云々と云。

當節、天下の御政事は、橋會桑より出で、幕府の官人兎角の風評なし、可怪形勢と云。

奥平清記、奥平壹岐來る。聞く、川勝丹波大監察被命たりと。風聞にては長州領分堺に立札建て、勅使より他は、一切生て出だすべからずの趣意なりと云。此頃の風聞、皆是に類す、一も信ずべからず。

大阪來翰、十一月廿五日出。

永井戸川殿、并松野孫八郎、廣島え出張、其談判未義寬大

の御所置と申事、街巷の風説なり。其趣意、

毛利家十萬石減地、父子隱居、淡路家督、奇兵隊は毛利家にて養候様、尤十萬石減地は、直に吉川え御預けと申事の由。當月十五十六日、御旗本御先手歩兵隊二大隊、其外、騎兵大砲、大阪表出立相成申候。

井伊、榊原、戸田、松山、并紀伊殿、御先手、昨日迄に出立相成、彦根の陣押見候處、赤の大旗一手に三本、大差物火繩筒、大に歎息の至り、軍は六ヶ敷と被考候。長州は、新兵三十六大隊取立、堺界を守り、日々訓練無懈怠、大砲も餘程出來の様子に候。御目付小林甚六郎殿筑前行被 仰付候由。是は、五卿の取扱方と、風聞に候。

征長は、前文の諸侯、藝州石州境え出張、其他、西南中國の諸侯も、用意而已にて、出陣には不被 仰付候。

京攝共、當時は、人氣穩に相見へ、米價金貨も少々下直に相成申候。

吉野山銅山試吹仕る、銅鉛銀も有之、名坑の由相聞申候。宇都宮分析いたし候得は、百分鑛石に銅三十二分含居候由。

○同五日。

藝藩澤英左衛門、明日國許え俄に出立の由暇乞申聞る、又聞く、長州の家老藝州表にて、永井戸川被 仰渡有之處承

伏せず、退散せりと云。風聞にては、今更罰を蒙むり、咎を受べき事なし、若御征討に候は、士道の路有之、御勝手に御勢を向けられ可然と申たりしと云。證説いまだ慥成らず、若聞く如ならば、邦家はより紛擾せむ、吾昨是に及ばむを恐れ、建言切成りしに、當時嫌疑を蒙むり、行はず今にしては、誠に千載の恨、誰に向つて告訴せむ、嗚呼。

○同廿七日。

掘直來る。今日上京の由。聞く、去る十五六日頃、一橋公御乗切にて、御下阪、小松帶刀被召寄、傍觀致し不申、可然御周旋可致と。御受に云、昨已來、公邊の御主意、駈と不奉承、周旋之故、萬事猜忌を蒙り、甚迷惑仕候、今度は御主意の程、篤拜承、右御手繼にて、御用 被仰付歟、と申上候處、御主意と申、別に御策も無之、唯々可然様との御沙汰にて、當惑御斷申上候と云。

○同廿八日。

聞く、政府青錢(二錢則十錢通用)三萬兩を市中より御買上(去る廿八九日)一兩に付冥加錢五十錢、萬兩に付百兩宛召上らる。其後、廿一二日頃、無差支通用嚴敷被 仰出、猶御引替は、一文錢(則銅)と共ならでは御引替被下難き旨、嚴敷市中え被命と。當暮は、世上錢の通用惡敷、年の市抔は、殆人出でず、諸

品高價の處、勢ひうれ難き故、自から價を低くしたること格別なり、去れども不融通、諸人寂々として買人なし、舊時に似ず、又夕ぐれより、所々人込の中に強盜追落ま、あり、夜は益寂然と云。空手の人は空奔する而已と、衰世の勢歟、可歎々々。

○同廿九日。

或は聞く、蓮池御金藏の御金三十餘萬兩御取出と。是は全く御軍用の御豫備なりしに、御費用繼ぎ難き故と云。又要路五六輩、諸事御改革の掛被 仰付たりと云。

其六

○慶應二丙寅年正月十三日。

有馬家より、門入四人來る。永田恭平同道。聞く、長州え永井戸川の兩使被遣、藝州にて御詰問八ヶ條の所、一々承服せず。固く、京師にて、此上閣老下り嚴敷御詰問可然と云議と、其儘御取懸可然と云議とを以て兩議紛々、大阪又是に同敷、御國難の筋起れりと可歎々々。

○舊臘、春迄御滞阪にては、年始の御參

内、其外莫大の御物入故、鳥渡御東下可然と云御内議起れりと。又聞く、藝州にて御詰問の時、宍戸備前介と云家

老出たり。竊に聞く、是は自身にあらず、山形半助宍戸と號して御答せりと。山形は先年來度々予の門に遊びし者、頗る時情を解せり、碌々の徒にあらず。

○廿五日。

岩下佐次右衛門來る。聞く、肥後侯より、京都に出居たりし周旋方など云者、兩三人、國を歸し、上書して云、長州の御所置等の正敷御譴責にもあらば、恐ながら御内政向、おなじく公平に出て、後他正大に出たき杯申たりと。彼れ周旋方杯云屬ひ、諸方より會藩に取り入り、専ら國事を議すと云。又聞く、會津家も、御進發御す、め被申上しが、御所置何れとも埒明ず、大に困せりと云。今専ら薩藩を説きて、周旋同敷力を盡さむ事を以て、頻に相談に及べりと。又聞く、肥後の上書は、昨出兵の被 仰渡ありしに、先年長州服罪後未だ御所置無之、更に又御征討と申ては、御名立難きか、是にて出兵及び難く、篤と御取極め、御所置の御模様立て後、御達次第出兵可仕云々也と。此上書、舊臘也是に國論定たりしと云。

○二月朔日。

聞く、薩長と結びたりと云事、實成る歟。我門柳川の士、當春薩船に使用して、下の關え到りしに、長より早速使者差

是は御當表え御問合向、并長の事情御探索の爲と、風評仕候。

一今度の御進退は、未だ御決斷無之との事、且當御表の事も、御落着無之様子、乍恐奉斷腸候。

一世評に云、長よりは大成る事件差起り候と申候へども、此義は、一向不分明定て浮説と奉存候。

一當六月中、京攝の間に暴發有之との事、浪人申候由、是も疑惑爲抱候流言に可有之と、人々相唱申候。

宍戸備後介より、藝藩え差出候書面の寫。

此度御達の旨有之、末家毛利左京、毛利淡路、毛利讃岐吉川監物、外宍戸備前、毛利筑前、御當地迄罷出候様御達相成候に付、銘々在所表え早速御使者をも被差立候由に承り候處、已に去る八月御尋の赴有之、末家并家老の者、大阪迄罷登候様御達相成候節、孰も氣分不相勝候に付、上阪の儀御斷申出被置、其後、末家中、孰も快氣仕候者有之義も承り不及候、殊に備前筑前兩人儀は、去秋大阪迄可罷登様、於國元内決も仕候得共、同敷不快中に罷在、備後介儀は、備前一名中の者故、爲名代差出、筑前は同様に付、井原主計差出候所、是又途中より氣分不相勝候に付、其末、木梨彦右衛門名代相勤、御尋御用も

越、手厚成りしと。又聞く、坂龍今長に行きて、是等の扱を成す歟と、左も可有と思はる。

○同七日。

松平上總介來る。聞く、

阪城には、會桑より言上、諸官の變轉其こと、成らざるものは密事ありて、君上御耳に入りしものあり、和泉殿杯も、君上の思召にて退職せず、兎に角板倉殿あたりは、御聞えよろしからず、其他少吏の如き者も、皆 上意に出で、選舉なしがたき者數人ありと。微臣が輩、また御忌の中成る一人なりと云。

○三月十八日。

大阪より來書云、

今度藝藩詰の者より、別紙の通申越候、彼の地の評にては兎角鎮撫難相成評にて、密々承候へば、一橋様御舍弟民部大輔様、毛利家え御養子の噂有之、左様相成候はば、鎮靜可仕歟の風聞も御座候、尤末家并家老御呼出の使者、藝藩より二月廿八日長州え罷出依之諸藩共治亂の境と申居候由に御座候。

一小笠原様は、少々御風邪にて、干今御引込の由に御座候

拜承仕候位、右備前筑前儀、此度とても御當地迄早々罷出候儀如何可有御座哉、尤其後時日も經候事故、快起仕早々御當地迄罷出候様相成候歟も不存候得共、去年已來の處、心附候儘、入御内聞候間、可然御含置被下度相願候以上。

二月二十七日

○同廿七日。

昨は聞く。大阪市中え三百萬兩の御用金被 仰付の議、定まりしと云。

○四月朔日。

肥後藩兼坂熊四郎、馬淵慎助來る。小楠の書翰持參。聞く小楠の甥予が門横井左平太 の兩人、國侯より米國え留學長崎より發船す。又肥前よりは、當春 八郎、石丸虎五郎の兩人、英國え行くと云、又聞く、當春より去暮の筑前藩争動の實は、世子を立て、當侯を廢するの議より起りしなりと。

○同十六日。

大阪より本月八日出の書狀着、云、長崎の事件、別紙の通にて、昨日軍目出馬等被 仰出候尤出藝の諸藩は、討入の覺悟と相成候由、乍去不堪疲弊

不得止の謀と大息仕候、外、又大阪在留の藩も、疲弊無
此上、戦争には無覺束者と歎慨此事奉存候、小笠原侯は
彌御追討の御決着に相成候由に候へども、緩急の儀如何
御座候哉、兩監察此間歸帆、何歟御評議中と申事承及候
兎角物價日々沸騰、立米壹石に付八百目餘、其他右に準
じ、人心不穩、當時に到り、劇場其外不繁昌の由、彌御
追討にも相成候得ば、京阪間に一事有之間敷やと深心痛
仕候、尤御供の向にも、戦争は無覺悟の處、近頃又々兆
有之候に付、恐縮致居候族も相聞候彼是齟齬出來申間敷
哉と、奉恐察候。
當二月中、長州末家老御呼出の處、長府及清末は、病
氣御斷、家老亦同斷、徳山岩國は是より御答可申上旨、
御請にて、其儘、只今に到り候事故、乍恐、御進退爰に
究り候事、右に付、一大破も又可宜杯、風聞も御座候、
何分にも諸藩其外疲弊は驚入候事に御座候。
長州御處置今一層寛大の儀、諸藩周旋方より申立候者有
之、右に付、一橋様、會桑兩侯申上有之、關東表の御處
置尤に候間、以後左様の儀不申立様、京都より、御書付
を以て近々被 仰出候との事、竊に承及候。
別紙に云、

右の赴、宍戸備前介、并此度爲使者彼地え越候者え、厚
く申合候様可被致候。

四月朔日

右の通被 仰渡候由、尤 召に不應候は、其罪不輕と
申、御書付有之由に候へ共、未だ入手不仕候、右に付昨
七日唐津侯御家來上阪候由、承及候。井上備後守殿、去
月中、藝より歸着、當時在阪、岩田半太郎殿、岡部三右
衛門殿被登先頃歸阪。

當月十一十二日迄、廣島表え出立の事、引續、紀伊殿
二ノ見、松平三河守、松平兵部大輔、内藤若狹守、稻垣
信濃守。

其外追々。

右は昨七日被 仰出候由。

○薩州の船々え、括要三十部を呈す。杉浦清介來る。金子
近々長崎方御沙汰、可有之の由、申聞。

松平上總介來る。

或は聞く、藝世子の上阪は、唐津と意を合せ、唐津は上邊
勇を張れども、勢征しがたきをおもひ、世子と意を合して、
是より道を附けむの策なり。然るを、故障する者あつて、
是を支へたりしなり杯、いふ者あり。又、異聞なり。兎も

去月廿三日、藝州世子上阪いたし度赴、小笠原侯え申出
候處、御差留相成候由、右は、長州の御處置、今一層寛
大の願に付、上阪仕、御直言上仕度由の事、右は同志
の大名十三藩と申候由、尤
御聞濟不被在候は、京都え罷出、
朝廷え遂 奏聞度由。

同廿五日、右紀伊守乗船の上、上阪、届書差出し、出帆
との事。又評議相替候哉、途中より引返相成候由。

四月四日、藝州家老辻庄藏、并外壹人上阪前文寛大の御
處置の件々申上候由、乍去、御取用無之との事、此他長
州家御呼出の御書付類、上件に加之(皆藝州取繼也)
其内

口上覺

大膳父子、并長門惣領等 若病氣候は、末家并吉川監
物、右名代をも相兼不苦候事。

但末家吉川監物等も、病氣にて、名代差出義に候は、
名代の者は、本家名代には難相成候事。

大膳父子、并長門惣領、爲名代差出候は、壹人にて相兼
候ても不苦候事。相達候期限に到り、名代も不差出候て
は、不相濟義に付、精々引違無之様猶厚相心得可申候事。

角も、童稚輩終に事を破り、將た 君家を危くし、且家國
を亂ださんとす爰に到つて歎息限りなし。

(標記) 四月朔日御達

松平 安藝 守え

宍戸 備後 介

別紙書付宍戸備後介え早々相達候様可仕候

毛利大膳、毛利長門惣領與丸に相達候儀有之候間、來る
廿一日迄に、廣島表え可罷出候、若病氣候は、末家并一
門の内、爲名代可差出候、右の段早々罷歸大膳始え申達候

四月

別紙書付相達候間、毛利大膳、毛利左京、毛利淡路、毛

利讃岐、吉川監物え其方より早々可被相達候

四月

毛利大膳家老

宍戸 備前

毛利 筑前

右の者共え相達候義有之候間、廣島表え可差出旨、先達
て相達置候義に付、若病氣にても、押て來る廿一日迄に
罷出候様可被申付候

四月

毛利 左京
本家大膳父子并、長門惣領興丸を申渡有之候に付、先達て其方へ相達候義有之、廣島表へ可被罷出旨、相達置候義に付、若病氣にても、押て來る廿一日迄に可致出藝候尤押ても難罷出候は、重臣可被差出候

四月

毛利 淡路
毛利 讃岐
吉川 監物

右同文言

松平安藝守 へ

宍戸備後介始一同御用相濟候間早々當地引拂致歸國候様可被相達候

三月

○同十七日。

聞く、此頃、諸藩外國へ行く者あらば、印鑑御遣しに可相成、其上にて勝手次第。若印鑑無之者は、嚴刑に所せらるべき旨、御達ありしと云。愚考に、是英より申立し事なるべく、其出る所は、薩よりはかりしなるべし。

○同十八日。

藝州には、宍戸備前養子備後介、岩國家老用人共、四月廿三日罷出候由、依之昨今の所にて、申渡濟、早速小笠原侯も御歸阪可相成との風聞、有之、右様相成候へば御上洛 還御と可相成由、是又風聞にて、人氣益歸心動き、勇氣更に不相見、慨歎至極、奉仰御賢察候。

一倉敷も、川向にて、小筒せり合相始り、一人召捕、一人討取、其他は散亂、行衛不知、九州四國の方へ引取候由に御座候。

一近頃、京地え、土藩、薩藩、夥敷入込、武器多分持運候由、何ぞ事變可有之歟、と當表も追々其手當にて、御進發の大砲、廿四斤より、ナポレタン、加農迄、十三四挺俄に御城中へ御据付相成候積り、攻は守に變じ候義是亦何等の御趣意柄歟、一向了解難仕と奉存候。

一薩州は、長州攻口先手、斷然御斷申上候事に御座候。

○同十七日。

五月八日出の大阪より書狀着云

長州より出藝の人々
徳山家老 福間 式部
用人 飯田市郎右衛門
合上下六十人

大宮貞來る。聞く、英人サトウなる者、今専ら朝鮮を學ぶ竊に問へば云、佛朝鮮へ手を入れむとす、故に英是に先だつを欲す、必らず通辯我行くべし、ゆへに學ぶと。同人は本邦の語に明成る者也。

○同廿三日。

又聞く、近日御藏金の大法馬金の方七ツ、(目方四貫)銀の方十幾ツ、(目方三貫)御出方に成ると云。跡は各一箇ツ、御貯且此金銀大凡三百萬兩位に宛つと云。

此頃、兩國邊、見世物取拂、俳優輩市中を連れ、女髮結の類、御停止等、細屑の事頻りなりと云。

○同廿四日。

慎助、今日、船へ行く。但國許え、立歸。

青山小三郎來る。春嶽公より賜物持參。此 侯の於小拙、

回顧甚厚、小拙一世を以て報ずべからず、我子孫忘る、勿かれ。聞く、備中の亂妨、三月中既に蒔田家陣屋長屋え向

け燒討の事あり、其發起は、此小侯の領某寺に二百人浪士滞留、是等取締の事より、蜂起すと云、

○五月九日。

岡野平次郎來る。鐵砲二挺の代受取。大阪より、當二日の書狀到來。略に云、

岩國名代家老 今田 靱負

用人 目賀田 喜助

同 山縣 佳衛

長府家老 毛利 伊織

用人 金子 三十九人

同 三島 任三郎

同 五 人

清末家老 平野市郎右衛門

同 三十人

萩家老格 宍戸 備後介

備後介は此度備前養子と云名目に替と云

家來四十人程

四月廿三日迄出藝に付、毛利大膳父子罪狀に依て十萬石被 召上、大膳は蟄居、長門は永蟄居、興丸を以廿四萬石

餘家督被下之、三謀臣は、家名永斷絶被 仰渡、五月朔日

相濟、同廿日迄に請書可差出、若遅々に及候は、早速

御追討の赴に御座候。依之、過激輩と長州本藩と、又戰

御追討の赴に御座候。依之、過激輩と長州本藩と、又戰

争に相成可申との噂、頻に御座候。何分にも、世評一向不相分、駑と申上兼候。只御供の面々は、情氣而已相見え、若此儘 還御被遊候は、一等遊惰に陥り候半哉と大息至極、兎角虚飾の世體、時勢の然らしむる者歟と、慨歎此事奉存候。

○同十八日。

唐津藩、長谷川善兵衛來る。先月廿八日大阪出立と云。柴山良介來る。括要の返禮到來。

善に聞く、去る廿三日、長州末家岩國は、名代差出せども本家にては、誰も不出、備後介宍戸備前の養子といふ名にて、出たる而已。絶て、恐敬の意なし、其國人には、三十萬部活板を作り、告志篇各一部を懷せしむと。當月廿日迄の御請、萬々無覺束と云、可歎可痛。

○同廿三日。

杉享三來る。聞く、當月八日兵庫に民商集會する事、一萬四五千、忽ち四方に散入して、富家を潰ち、灘西宮邊に及びり。鎮撫人數押ゆること不能、鐵砲を以て打殺すと。ゆへに某山に集まること、益多し。

又、當十二日、大阪西横堀に、商民集まり、忽ち多人數に及び五手に分れて、富商を潰ぶし、頗る亂妨なりと。鎮兵

穀不熟に可相成、左候へば飢饉に到り候半哉。兼て御説も伺候に付、氷淵の如く恐懼仕候。

加州米は、少々此節相廻り候由。肥後は一尙不相出候由其外、北國米拂底と相聞申候。

一長州御請は、一昨廿日に御座候へ共、今に不相分候、只別紙の通備後介外一人、藝え御預けに相成候。

一薩州は長州責口斷然御斷相成候、併御許容は無之との事に候。

一肥後は少々鶴崎へ出張、其儘、西藩は一尙相聞不申候、中國亦同斷。

右等の體に付、一々奮發も可有之候處、外見は、戎裝、内心は東歸、頻歎慨に耐え不申候事に御座候。

一御城中え、海岸車臺の大砲十八斤廿四斤、六十斤陸軍方建白にて御据付の事に相成申候。併打手は無御座候。諸方御臺場も、追々出來に候得ども、砲も人も一尙相見え不申、如何の御所置に相成候半歟と、大息奉存候。

一筑前五卿の儀、御詫の上歸京の見込を以て、小林甚六郎彼地に出張いたし候へ共、是亦落着無之候哉、今以何の噂も無御座候、云々。

○同六日。

是を討て、殺伐また多しと云。嗚呼天下の形勢如斯、晚春我が竊愁ふる處あり、書記して越老公に呈せり、既に書中此事に及びり。

○同廿八日。

登城いたす。御軍艦奉行被命。且別紙被 仰渡。

勝 安房守

大阪表え御用有之候間、立歸の心得を以、急速彼地え罷越候様可被致候事。

○六月二日。

大阪より來翰、云、

當月中旬頃、兵庫津一揆様の者蜂起、北風其外分家北二等も、大小破壊せられ候。尤、丸岡御警衛人數にて差支怪我人も有之、夫より西宮、池田、境、難波村に波及し米一升に付六百五十文位の處、二百文に買取、或は無代無錢にて持行候者不少。大阪市中同斷。右に付、召捕人も不少、擾亂の兆し候へ共、俗吏は依然賄賂等も有之よし相聞申候。尤、此節、諸方安賣、又は施行等出し申候。

一打續候雨天にて、十四日朝、大洪水。大川は一丈一尺五寸と申候。尙雨未止候間、洪水重て來るべく存候。殊に冷氣甚敷、朝は袷にても寒き位、此體にては、北國は五

柴山良介來る。聞く、長藩宍戸備後介御預けの後、國人沸騰、國堺え出勢せり。然れ共、戰爭に不及、對陣すと云。

又長の高杉新作、長崎地にて、外國人より三十萬兩を借受右を以て一戰の用途とせむと計る。又、薩の家老伊勢は、順弱の質なるを以て、召すこと頗なり。京地の薩人、同人を出ださず、去る廿四日、岩下佐次右衛門、阪地の召に應すと云。

○同廿五日。

京着。會家え一書を寄す。

愚存の大意は、正大高明を持す而已、其持 はまた瑣屑中の小事頗る書するを耻づ、高踏の念慮益盛なり、衰世の萬事、書すべからず話すべからず、此際に及で、始て、諸歴史の變遷たるを感慨す而已、此一兩年、ことに世人疑惑するは、長の成行、且來年兵庫の開港、御所は御不承知、不可開と御決議の所、既に關東開港の逢接の取極あり、此一事、其上、亂階は、金穀缺耗にあり、今や、五穀豊にし、金貨また數員を増、然るに政府缺耗甚敷は、尤可疑、後世よりして解すべからざる一ならむ、嗚呼。

○同廿六日。

會津家え越す、論說言上、大抵我が第二等の説可被行歟、薩の猜疑、既に氷解せり。

○七月六日。

登城。諸官漢々濛々、伊賀殿は、御逢無之、竊に聞く、少しく御不例と云。又聞く、美濃守殿近々關東へ御用向にて御歸りと云。或は聞く、藝州一地の日雇并雇船にて、月々御入費三萬四五千と云。是司農頭小笠原氏の説也。大抵、此急危の時に當つて、用らるる者は小人、聞かざる者は亡國の小策而已。殊に可怪、此會に入らざれば知る事能はず唐津の小倉え移りしは、藝地に札を建て、唐津の好物を戮せむと。是より其憤を遁れ、小人其間に説を成して小倉え去れり。今此閣老の信する所は、狎邪の小人、塚原、木下、小野、肥田の輩數人に過ぎず。天下の目在る者は、是を知る、諸官は恐怖して不知、知る者三四輩に過ぎず、知れどもいふこと不能は力足らざる也。嗚呼、終に國家を誤る、小拙反覆して、唐閣の不明をいへども、聞れざる而已成らず、かつて小人の惡み忌むこと甚盛なり、豈是等に意あらむ哉。

○同八日。

賀州閣老え參上。云、當今第一等の御所置は、狎邪の小人三四輩を戮、天下に謝せられむを、以て 皇國人民の心腹を得るにあり、然れ共、外藩は能く此事を知る、諸官は兩三輩に過ぎず、且會家いまだ是に及ばず、大英傑にあらざらざらば、名節不當の征長、尤以て四分五裂を促すの徵なり、故に肥後の出勢は、軍帥下津九右衛門、且小楠の弟子宮川小源太を出だして、専ら内政の議言上に及び、敢て戰爭の事に及ばず、我輩の出世を待つ云々の傳言あり。肥前は、先月廿六七日迄は出勢なし、其他の大藩又然りと云。

○同十一日。

會藩林三郎來る、微意を話す、彼頗る解する所あり。○瀧川播摩え、小拙弱身に成、御用立難く、空く二千石を忝するは、誠に本意にあらず、歸府退職の事言上を頼む、且不平なるにあらず、當節御用途莫大なり、我が力を斗らずして、安閑と其職を忝するは、實に恐懼の至なり、本意上邊え貫徹成す處、深く頼む所也と云。

○伯州閣老御糺問の由、御書付を見る、頗る御失體なるを知る、兩三輩え愚存を云、且別に記せしものあり。

○同十四日。

薩州より、幕府え呈せし趣意書を以て、御所え差出せし由會家にて大心配なりと聞く。或は聞、是幕府え差出置たりし、強て御返却に及びし故也と。我此事に附て言上頻なりしに、終に狎邪の妨を得て、其意達せざるを知る○此夜、室賀作州え行く、作州は年若なれども、頗る人物、尤可賞

れば能はざるべし。第二は、速に長防の地え討入、彼が實情を得て、處置するに寛大を以てせられむこと、徳川氏宿世の仇を結ばず、且今國財旦夕に逼、大邪既に金を佛朗西に借るの策あり、極めて如斯なるは、彼が術中に陥り、國家の瓦解、日を卜して察すべし。其他云々。又云、能を擧任賢するは、殊に急務なり、是戰はずして敵の銳を折く。會家微臣が此説に服す、一日も置べからず、云々。大抵容るる如しといへども、力足らず、且諸方の臂を引く者、其中間に災して、一事も行はれざるべし、時成る哉、邦家の崩る。

○同九日。

登城。漢々然、此日、大久保某と云監察藝地より、密事言上に歸阪。宍戸備後介は、伯耆閣老其國え返せしと聞く、伯州は畏縮して、兵を進めず、半信半疑歟。

○同十日。雨、登城。

稻葉閣老御逢被成度旨に付、營中にて、第一第二の愚説を申、悉く解せられし由。此老、性質極めて美といへども力足らざる歟○肥後の券新助、國許より來る。明日、江戸留守宅え向出立、横井長谷川より傳言あり。云々、當今の形勢は、邦内干戈を動かすべからず、富國の道尤先成るべし

可頼也。或は聞く、伯州の事、初め唐津藝地にては所置宜敷に出たりしに、宍戸某召捕の事、橋會兩公より頻々督責せられ、且小邪之小臣、是に於て忠諫容れられず、終に爰に及び、藝人の望は勿論、長人大に憤り、死を決して一致に及びたりしかば、唐閣殆十計盡果たりしに、伯州外國の事にて此地に到りしを談らひ、己が任に替らしめ、且藝地の人氣宍戸の轉末等、寛解に秘談ありしを以て伯州追々其轍を以て所置今日に及びたるなりと。然るに、愚憚と狎邪の輩、國家の亂を好むの餘り、悉く其罪にあらざる罪を以て伯州に歸し、終に今日に及びしなり。唐閣は、己の罪を掩ふて、小倉え到り、邪佞に迷ひて、國家を誤る。嗚呼可歎哉。これ等、作州の密話なり。

○同十五日。

瀧村小太郎來る。憂深き者は、其見厚く、遠ければ也。危急を乍察、一日に苟且安佚するは、僥倖を頼みて無識なれば也。今天下廻らす、一時も忽にすべからざるものあれ共、漠として講ぜず亂階彌堅く、四分五裂の勢ひ成る、豈此輩と共に悠々たらむ哉。三諫て、身退く、時勢を詳にし、動くべきに動き、退くべきに退く、我力此大破を救ふ不能、力足らざるにあ

らず、臂を引き、機を忌み、務て我を退けむとす、一日は一日より甚敷、憤懣日に盛にして、胸間日夜に逼る。竊に聞く、大君御不例亦甚敷と。殊に可歎、皇天の憐を垂る、不速ことを。たまたま有志輩あるも、猜忌を憚り、口を開かず、是、其見小にして、大小軽重の分別たちがたきが故なり、狎邪は時勢を不察、末技をとり、頗る翱翔す、何ぞ其愚邪の多くして、賢達の少き哉。

○同十八日、登城。

竊に聞く、小倉にて内破の徴あり、唐閣の臣尾崎嘉右衛門事を専らにし、監察平山健と、腹を等敷し、私を掩ひ、諸卒を怒らしめ、己れ衆に抽て事を執らむとすれ共、皆不服閣老は知れ共、拂不能歎、又不知歎、小倉の衆も又感せらる者多しと、誠に悲歎の時也。嗚呼、小人の天下を誤る、古よりしかり、況哉、今日撃するに於ておや、臣百方建言すれども、終に聞かれず、恨を吞で、一日を過ぐ、終に退職の事に及べども、また、不斷、殊に痛べきは、

君上、いまだ御快方の事なし、幕府人物なき如此、豈宜く百年の公評を遁れむ哉。

○同十九日、登城。

今朝、内變殊に切迫、憤懣に堪へざるものあり、呈建白。云、

寅七月十九日

是、我が第三等の説なり。

大君御容體、以ての外と聞く。

○同廿日、登城。

君上御重事、殿中騒然、敢て議なし、一書を呈す、云、

小臣竊に悲歎仕候御事御座候、當今結兵終に御勝利を不聞、然るに、悠悠時日を消し、終に國難を成し來候折柄天我君上の御爲に愛憐を降さざる時は、誠に不可言の形勢と、相變可申候、若哉、君上御病床御重事に被爲渡候は、萬緒先御後見の御事故、速に一橋様を悉く御任被遊、暫天下の變動を御覽被遊候御儀と奉存候、然る上君上は、小倉表に滯泊仕居候御軍艦を以て江戸へ還御相成候御義と奉存候、當地は、天下之變に因ては、何分如何可相成哉、實に難斗場所と奉存候間、篤く御熟考被遊御果決、御急務と乍恐奉存候、若陸路 遷御に相成候は、天下の人心、當節薄氷を踏候折柄、如何様の混亂相促可申哉、難斗、深掛念仕候、存附候所、極御内々入御聞置候以上。

七月二十日

猶其大趣意の有る所、以口上反覆言上、終に不被聞、御繼統一途に決す、國事は御擲捨の形、必らず災を起さむ。

當今御國勢甚切迫仕、此上大災到來候は、御挽回の機如何とも不可成、四分五裂の形、顯然と相固可申候、御國內の事は、一時も被差置難く、御重事、若哉、一朝、侯伯一統仕、御所置の不可を申出候は、如何の御詞を以て、是を御辯解被遊候哉、必らず御遠大の御大策は被爲建候御義と、萬々奉存候得共、小臣日夜悲歎に不堪、不願恐、肺肝を不包、奉申上候。

結兵より既に一敗而已、敢て士夫吐氣候程に御手立不申、此故に内亂紛々悉く情氣に陷猜忌益盛に、おのづから自敗之形相見申候、今御軍艦も兩三隻は運動も仕居候由願くは小臣に乗組被 仰付候は、右御艦を以て彼か要所を攻撃可仕候、就中歩兵隊は殊に、相捕御用立候趣内地よりは二三隊を以て嚴敷御打入一勝之御算相立候上、天下之人情、且炭伯之異見等以御平心被爲聞寬猛御至當之御所置を以て被爲陟取候は、四五十日を不出して三國の紛擾は御鎮撫可相成歎尤總督被爲命居候御事故、御當地より彼是御所置は難被遊候義とは存候得共内地之人氣且不可言之形勢も御座候間猶又小倉表へ副督之御方御下り御座候共敢て御失體とは不奉存候、臣愚僻身分を不願申上候は恐入候へ共痛苦に不堪奉申上候以上。

○同二十三日。

御側室氏の言に云、明日歸東、當今の

御繼統の御使なりと。夜に入、一書をよす、大意に云、天下の重事は、權謀術數の能くする所にあらず、願はくは、

一箇の誠字を以て、所せられむにはしかじと云。

當地の決議、御大統の事は、

橋公、其御養君には、田安殿の御子龜丸殿可然と云議なりと。義邦今世の人氣を見るに、蕭牆不斷にして、人物なし加之に猜忌あり、我營あり、下民困迫し、上下費弊す、災近きあらむ歎、不可知、誠に危急存亡の秋なり、然るに、愚か如きは、一事も探られず、忌嫉歎、偏執歎、大廈の傾、一木の支ゆる所にあらず、見聞の及ぶ處、一も悲歎を増さざることなし。

○同二十四日。

登城。此夜、山本角馬、會公の使として來る。拙引上らる。早朝、室賀氏より使來るべき由、申越す、即刻行く、内事を談す。美濃守殿え、四分五裂遁るべからず、かく悠悠御決議なき時は、終に如何、小臣悲歎に堪へず、是を見るに忍びず、願はくは至祿を致して、田舎に死せむ、一戦を懇願すれども、嫉忌甚敷、旁議に妨けらる、歎、或は小臣御

疑有る歟、悉く御擲捨、又事情を言上すれば、其間なし、然るに悠々消長日は、如何ぞ本意にあらむ哉、云々。

和宮の御見、實に可驚、大君えの御書中、御仁徳を以て、萬民御撫育在ること、御職掌の御當然云々の御事ありと云。是竊に某に聞ける所、更に虚言にあらず、某感涙して小臣に密話す。

○同二十五日。

聞く、江戸にて、佛朗西人幕府を助けむとし、しばしば逢接ありと。長崎にて、五代才助、其兩三人、佛人に逢ふ、云、今英の長を助くるもの、其求むる所急なれば也、薩の長を蔭助するは、大道に於て違へり、如何の心得にやと。言至當と云、今哉、内屬相喰て、餓虎狼狼の遺肉を餘す、そもく何の識ぞ、また何等の拙策ぞ、

○同二十六日。

嗚呼、去る子年以來、太田道醜、諏訪因州、松前豆州、酒井飛州の徒、御國家の大政を不察、漫に舊弊小節の御所置を主張し、士民を殺戮し、無能無識を擧げ、言路を塞きたりしに、其弊忽ち三家に及び、今日にしては、勢如何とも不可廻、然るに猶舊弊無識を退けず、口才を巧にして、一日を固くするものはいかむぞや。

ては、御邦内は申までも無之、御家臣の面々、一致、一片の誠心を以て、ひたすら

一橋様御委任被遊候様、奉懇願不申候ては、決して御承引は有御座間敷、是は各々一致、奉御命令不申候ては、

我邦の御萬解は、乍恐萬々無覺束御儀と奉存候、附ては京師え御懇願の御筋等は、尤御急務と奉存候へ共、猶又關東大奥の御深意、諸有司の赤心、篤と被遊御聞届、内外上下一致の所を以て、一同懇願仕候御儀に相歩ひ候は、如何哉と奉存候、乍恐、一時以御威光御押へ被遊、或は以朝威御示遊され候とも、其實御誠實相缺候ては終に紛擾の基と相成、將た一橋様に於ても、御充分の御指揮遊され難き御場合も、可有御座哉と、奉存候、小臣御内々御決定をも不奉存、漫に犯機忌奉申上は、其罪難斗候得共、不堪黙止、竊に微衷奉申上候謹言。

寅七月二十九日

○同晦日。
登城。

青山小三郎來る。聞く、去る二十七日嶽公上京、橋府其説を容られ、甚都合宜敷かりしが、二十八日より終に又反し、唯路傍の看を以て被爲對、嶽公憤懣に堪へず、安危を徳川

○同二十九日。
登城。建白に云、

臣愚、恐懼不堪悲歎、奉申上候、大凡天下の重事は、闔國の人心折合不申候ては、終に不成、反て紛擾と相變可申候、此間、私心相挾、公平至當相缺候ては、上

天朝幕府の御命令に御座候共、被行難き所御座候、是あからさまに御拒不申候共、人心徹底不致候所より、終に亂根を相固申候、今日の御急務、上様御病床御重事の折柄、萬緒の御任、一橋様え御任せ被遊、一と先選御之御沙汰に御決定相成候哉にも、薄々奉承知候、然るに、

一橋様容易此御大任御引受不被遊候は、乍恐御尤千萬と奉存候、何分、是迄

一橋様御補佐の御助力も貫徹不仕、且關東にては、當御地の情實も不相分候處より、此間浮説も紛々承候義も有之候、是、諸有司、御邦内且爲御家に小忠あるが如くに候得共、其實は、邦家に可盡

御職掌の大忠に不耐心、舊弊に相泥、天下御變通の御所置に於て、未た了解不仕候故哉と奉存候、此際に立到り候

氏と共にする歟、一度押て歸國し、後來を見る歟の二途、決心、謹責も厭はざるの旨趣なり。當地家臣今より登京すと聞く。京地不穩、長人も潜伏せり、必らず一亂を生すべき形勢なりと、聞く。

藝地は四十八阪を越へ、宮島邊長人充つ、勢尤盛なりと云。稻葉閣老え、吠虚私言を記して呈す。

○八月八日。

此夜、曉より嵐。紀藩津田監物來訪、征長の説大抵同意。其國中、大改革可被行旨、内話、且同藩岸加一郎上京に付川勝美作え一封遣す。聞く、小拙の事、惡評紛々、一も被容べからざるの勢ありと、監物笑話す。又聞く、先日紀州公より、小拙を以て藝地え出張歟、或は同家御拜借被成度旨、去る上官え被願候所、御答に云く、其義尤可然なり、しかれども、彼が如きを以て御採用あらば、往々爲中納言殿、如何の御事可生哉難斗といふを以て故障せり、故に、我が家藩に於ても、子か旅宿え立入を嫌ふ、甚敷機忌あり、誠に小人の情體可恐なりと、密話す。長人は、當節くは迄退けたり、宮島にも足を止めず、然れ共、備後尾の道に出づる者あり、歎息の事共多しと、井伊榊原も、當節尤憤烈せりと云。

○同九日、

戸川伊豆來る。聞く、
還御は、大蔭御發の上、海路と決せり。然れ共、橋公十日當地御着十二日御發駕、其後御布告の旨、御内命ありと云、其儀心得居可申由、伊賀殿の命を傳ふ。

橋公は、尤御憤發、是非征長御成功の御見込なり、春嶽より建白あり、其略は、當節の御事、明に長州へ御告、御解兵可然、其上御繼統に到ては、自地の無差別、天朝の御定に可任云々なりと。

竊に聞く、當地の上納金、既に三十萬、御在合三四十萬、又本願寺より五十萬を納す、此中四十萬を以て橋府を獻し、殘は其他の御所置に充らる、と云。

○同十一日。

肥後藩宮川小源太來る。聞く、國論同屬相喰を不好、幕府の基本立たざる時は、皇國の爲に蹂躪せむ、三四ヶ國申合共に、皇國の御爲を以て、征長其他の不可を言上せむとす、將た小倉の兵は、悉く引揚、敢て無名の御示令に應ぜざるべしと。柳川家、殊に憤發、専ら此説を以て、唐津を云、然るに、容れず、紛々たる拙議而已。肥前も云、當今一國を守るべからず、共に與に國家の安危を以て進退せむ、是迄獨任せしは、尤誤れり、衆議を以て國家の不可を言上せむと云と。

大樹公に御變を以て明白に御達しあり、蒙勅を止められ、可然歟と。此日は、此議にして止む。

一昨日歟、山階宮、一橋様え御參殿御出の事被仰遣れしに其御事難叶、禁中にて拜謁可仕旨、御答あり。故に、

山階宮も御參殿、頗る御前説御話ありしに、橋公唯今解兵は難叶、先彼か足長に出口を討て、其國內え押込、其後寛大の御所置は、某か懇願可侍心底なりと御答ありしと云。

其後、禁宮御暇の式、御簾を揚られ、親しく御言葉ありて後、征討成功可致旨なりしと。其跡、公家衆議に可及命旨なりしか、衆皆三條殿に向て、過日の御議如何、今日猶御議あるべき旨なりしに、三條殿答て、

叡旨既に如斯、臣豈其後に議する所ならむ哉と、御答にて終に其議なしと。春嶽殿、過日已來の議、橋公并老中え申建られし所、暗に、此、山階宮、正親町三條家に説く御論符合せり。

○同十四日。

昨日、聞く、一昨、唐閣長崎より富士船にて兵庫え着、眞に上京ありしと。嗚呼、唐津狎邪の小人、塚原、木下、小野、肥田、平山、其臣尾崎輩を信用して、終に邦内一大事を來たし、小倉を追れ、長崎え遁れ、また再上京して、何

戸川伊豆來る。聞く、先月二十七日、長人小倉を襲ふ、細川家と一戦、死傷多し、細川家え討所、二十七首級、御軍艦は、下の關え向て放發せしに、此所、頗る無人、小倉より引返す者あり、其内、回天丸は長崎え引退く、富士丸は猶放發せり、内、小倉の長人引退きたりと云、其後、二十九日頃、肥後の兵引退く、續きて諸家の兵もまた去る、唐閣は如何の御所置にや、小倉を捨て、富士艦を乗り、長崎え去れりと。當月四日、長崎え御用向にて行たりし村越三十郎、蘭船え便して、昨晝歸阪、つぶさに其轉末言上、且唐閣よりも建白あり、大意は、不肖とても始終の所置無覺束、執人か代りて、其御所置を仰ぐ云々の意なりと。是を以て、昨夕板倉閣老、單身上京、

橋公え言上の積なりと。

酒井十之丞來る。聞く、京地にて當月初、公家衆惣御參代、時に正親町三條家(傳奏)、席を進て云、天下の大事は、微臣の伺知る所にあらず、竊に聞く、大樹公も不測の御事あり且諸侯進まず、此機會は、先御解兵然るべき歟、其上諸侯を會し、衆議一定の上、正大の御所置あらば、如何と。殿下より一同更に答ふる者なし、獨り、山階宮、其申所頗るいわれあり、漫に解兵は殊に不可なり、宜敷

等の言をいふや、此人の御所置にて、大私公平の御政見るに足るべし、恐らくいまだ至正に出べからず、殿下并

中川宮會津桑名家規模狭小にして又加之、橋公の御附、原梅田の輩、私念盛なり、賢を妬し、能を憎みて、敢て此際直言する者なし、微臣懇々切々として上言數章に及べども、反て是が爲に嫌忌せられ、路傍に擲たる、其後御所置あらかじめ知らるべきなり。

或は聞く、當五六七日頃、小倉城攻襲せられて、終に彼が有と成れり、何事ぞ、小倉主拾五萬石を領して防ぐこと不能、恐々として如斯ならば、豈能く諸侯といわむや、當今若戰勝者あらば、必らず嚴譴を蒙らむこと必せり、邦家の侯伯悉く貳百三百の賤卒の爲に蹂躪せられざるは、殆ど稀なり。

○此夜、京都、瀧川播磨、川勝美作より、

一橋様并伊賀殿小拙え被仰付、至急の御用向有之候間、不快に候とも、押て上京、可致旨、御用狀到來、曉刻出立す、但戸川伊豆え、右の赴相通置く。

○同十六日。

會津家え、昨夜着の趣、且此度爲御用上京の件々申遣す。一橋殿え參館、夜に入、御逢、長防え御内密御使の事、御沙汰有之、當節議論紛々、此日

朝廷に被 仰上の御事有之、忽ち御決定。
○同十九日。
登城。

上様御大切の事被仰出、同夜兵庫に下たる。
○同二十一日。

○廣島着、御船用達、中屋新助方え一伯。

○紀伊殿、出羽守殿え參上、愚説皆聞かる。

○藝州御家老、野村帶刀、辻將曹帶刀は上用達寺尾清十郎、

上田音次郎是等機密盡力する者、藝藩澤英右衛門、中村熊藏來る。

當地の兵卒萎靡して振はず、議者多くして、悠々日を消すの勢あり、小吏此際猶舊轍を以て萬事遅回す。

○同二十三日。

辻將曹え、岩國の使督責の事頼遣す。答に云、既に昨夕一

書差立、猶今曉使節、同所迄遣候間、右の答次第、小拙出

張に可及旨、委細申達せりと云。

○明石藩松村勇藏來る。

本日、

上様御大切の事、表向御達有之、月代は追て御沙汰、普請

鳴物は二十日より停止の旨被 仰出。

織田氏來訪、明日歸阪の事相話す。川勝瀧川え、當地并山

口えの通達、當大夫殊に盡力の旨申遣す。

○夜に入辻將曹、太守の使として來訪。猶當今の情實、内話有之。小拙出張は、明日まで見合然旨、申聞。

是迄、長人の戦争は、官軍向ふ處にあらざれば、敵對せず、且境界え出勢の時は、必らず當家え其事を以て告げ、敢て猥に亂妨の事なし云々の内話あり。

○同二十四日。

岩橋轍輔來る。聞く津田監物、京師にて 殿下え周旋し、

紀伊殿え節刀賜はるべき義を願ひ、或は、

一橋様御出陣の事を以て、頼りに御催申上たりしか、此事當地え聞へ、呼下の命あり。然るに其事に到らず、諸方聞合而已にて、周旋の事も固く止められたりと云。當地の諸藩、内情一致せず、萎靡して休兵の事而已、希ふと云。

明石家の留守居松村勇藏來る。同家も困迫更に甚敷、兵は引去の事を希ふのみ也と。

辻より書通有之、多分今夕は岩國迄の使歸り可申云々。

○同二十五日。

廣島より宮島え渡海。

昨、岩國え使せし者、歸島、云、岩國人何分山口よりの返答有之上、出張の事希ふこと切なり、何分國家の大事、岩

なし、彼もまたあへてみだりに手をくださす。

○同二十七日。

此夜、植田生歸島、聞く、岩國にて我か押出張を恐れ、

海落着の節乗船せし哉と疑ひ、植田生が上陸を免さず、彼

是問答半日を過ぎたり、是此國舊來宗藩え對し、周旋の事

悉く失機而已成りしゆへ、深く懲る所あり、且今度の舉に

於て、輕忽あらば、失策手を措く所なきを恐れ、百方して

山口の答を待たしめむとするに因る。其後、役々出張、植

田に此趣旨を申譯すと、此日、また山口より去る二十二日

通じたる書狀の返答、岩國え到來、當晦日迄に、兩三輩機

密の臣出張の旨、申越、其應對すべきの場所を談ず。植田

生、決て、周防今津の地可然と云、彼また承伏、直に歸島

且使に屬して、山口家老より因備并濱田え送る書狀を持參

す。其書狀寫各一通、藝州え爲心得送る者あり。内見、各

一通を寫さしめ、并應對晦日に取極の事共、其情實を以て、

川勝瀧川織田氏え出狀、云、

扱、過日市藏殿御歸阪の砌申上候候通、追々手順も相立候

に付、二十六日巖島迄出張、即夜、鯨船にて岩國表え可罷

越旨、藝藩士を以申遣候所、岩國にては、從來の周旋悉く

行違、今又宗家の大事を以て私に取斗候事難出來趣にて、

國一己の所存を以て接對せし後、輕輩暴舉の事あらば、宗藩え對し申譯なく、且天下の批判如何共爲すべからず云々。此夜、再び植田生を以て岩國え遣す、小拙より同家の用人安達十郎右衛門え、出張の大意申遣す。且口上を示して、云、此度衆議御採用御所置に及ばむとす、我奉命して、其旨趣を達す、別に他事に涉るにあらず、且其國民頑強、我に對して盲動し、放發或は暗殺の事あるも、決て厭ふ所にあらず、我是等を以て其國論と爲さず、其他旅宿道路の手當等に到ては、無禮あるが如きは、いさ、か我が意とせざる所、戰鬪使節の禮を以て扱はむも、我が恐る、所にあらず、其望む處、國論誠意を以て包含なく、決答を聞かん而已、從來使節の往來、藝人の手を借るゆへに、我が示意達せず、其國の趣旨も貫徹せざるものある歟、此ゆへに、我が獨歩、直に其國內に到り、眼前論談に及ば、彼此の意貫きて通せざる患なく、錯誤の恐なからむ歟と云々。

○同二十六日。

宮島の地勢を見る。長州の間牒、此地に在るを察す、また輕輩負統して、二三十人宛渡海し、彼是往來、其形象を見る、傑然たる殺氣あり。我を見れば、銃を手にし、頗る我が舉動を伺ふ、我平心を以て敢て拒まず、また恐る、の意

大に困却、何分山口へ申遣候返答相待ち、出張いたし吳候
様頼に申聞候由、然共、其意中相距候氣味は無之、唯々宗
家を憚、萬事其指令に應候迄に候趣のへ、とても果々敷は
談判整ひ中間敷と心痛仕候所、廿七日、山口え藝藩人より
私出張の事相通候書狀返答到來、彌晦日迄に（去る廿一日
藝藩より出狀、廿二日岩國着、廿三日急飛にて山口着、右
返書廿五日同所差立）機密に關候者岩國え出張、面談可致旨
に御座候、依之私義同日周防今津迄出張可致と使の者約束
仕候、且差遣候使の者え相附し長藩士より因幡濱田え相送
る書狀届方相頼候由にて、持參、宮島え廿七日深夜歸參候、
且右書狀寫一通宛、長人より藝州へも送候事故、内々一見、
大急にて爲寫候間、御心得迄に御送り申上候。

嚴島より差遣候使の者、相話候は、吉川家、私門生の内
當節用人機密に預り候者も有之、右の内話にては、此度
宗家より出張の者共、是迄の轉末嚴敷私え申談候心得の
由故、内々其心得にて出張可致と申聞候、是等は尤可然
事哉と奉存候、彼が心裡、且公邊の御旨赴も、貫徹不致
中間に其情を訴ふる事不能候所より、紛擾も相生、彼此
の情實隔絶に及候事故、此度は、彼も可然輩出張、是
等申談候義と奉存候、唯々何様論談申出候共、今度の御

上、今夕御答振り、畢竟弊邑獨斷の御挨拶可申陳、相考
へ、勿々新湊え罷越候處、最早御解纜後にて、小方沖邊
御通行の頃合と土人共申分に御座候、幾重も失敬何共
申譯無御座候、依て、態々飛船差出し、書中を以右御詫
申上度、如此御座候、尤宗藩申分にては、藝州表と有之
御城下迄罷出候様相見候處、是は當藩の御都合も可有之
既に房州公も嚴島まで御出浮被遊候事、旁以て宗藩申分
通にも參申間敷候へば、被仰合御場所の義被仰下候は、
仕合奉存候、折柄嚴島共可然様にも奉存候、先は要用如
斯御座候。

八月二十七日夜

大 草 終 吉

再伸、宗藩人は、廣澤已下三人、下人共に十人位の由に
御座候。弊邑よりは、宗藩人申合せ、體に寄壹人位も同
船仕候様にも可有之、御場所柄被仰聞候へば、晦日朔日
頃より、領海出帆の自定に御座候。

○此度の一舉、悉く輕便簡易を用ひ、獨歩して彼え出張せむ
と云遣すもの、再三再四、故に、彼躊躇して議遅々すること、
既に如斯、況哉戰爭に於ては、先ぜずんば有るべからず、思
ふべし、彼が不用意に出づる時は、主客勢を異にすることを、
○同二十九日。

赴意、明に申聞候は、彼も判然了解可仕候、何れにも
必らず相解候事と奉存候、其上品に寄候は、山口表え
罷越、飽まで盛大の御趣意貫徹可爲致覺悟に御座候。

此度は、國家の一大事、且加ふるに道路隔候間、萬事手
間取れ候には困入申候、乍去、今十五六日も掛り候は、
相辯可申哉と奉存候、是迄手順仕候に、彼是十日程の消
日と相成申候、此段可然被仰上置奉願候。

八月二十八日朝

○同二十八日。

昨夜認し書狀、大阪え廻し方、廣島表、永井主水え頼み遣す。
此夜、吉川家執事大草終吉より、植田生え來狀云、

就て被仰聞候房州公御引受場所に付、弊邑今津港に決定
の段、今田彦馬より御返答申上候て、其分御承知被成
御引取相成候處、其後薄暮頃、山口より急報到着仕候に
付ては、前件の一條、甚だ以て弊邑政府の獨斷不都合
の至りに御座候、其旨は、來る晦日、宗藩應接間岩國着
の義は彦馬より申上候通、相違も無座候處、御引受場所
柄の處、防長内にては、人氣へも相障り、別に不都合の
旨も有之候間、是非共藝州表え罷出候分に、山口論定相
成候段、申越候、就ては、何卒御乗船前に、右の様子申

此日、長州の輕輩貳三十人渡海、嚴島を順行す、敢て亂妨
の事なし、然れ共、彈裝して、頗る殺氣あり、竊に聞く、
明日彼が執事當所に到つて、面談するの約あり、彼昨年以
來に懲りて、其伏兵ある哉を窺ひ見る爲哉と。又聞く、我
獨歩して彼が地方に到らば、其賤士等大疑を生じ、紛擾を
起さむ、又此輩數千人に示すとも、容易布告しがたく、若
解兵の事を知らば、其兵氣挫折し、再び憤起せしむるに難
きをおもふが故に地方に到るを恐る、こと甚切也と云、是
等他人より聞く所、眞偽知るべからず。

○同晦日。

大阪御目付、廿六日廣島え着す。

御所より被 仰出、

大樹公薨御に付、暫く休兵、侵掠の地引拂可申旨、御書付
持參と云。

此日、北風、岩國え通船を絶す。

辻將曹、微行して、宮島え來る。御書付中、毛利與丸え可
達、并侵掠の二字御改點の事、御惣督え申上、論說しばし
ば成れ共、惣督并出羽殿御手限御改の事六ヶ敷、然る時は
長人の尤承伏すべからざる儀なりと、云て、内談懇切なり。

○九月朔日。

今朝より、長藩を待つに、到らず、故に云、我豈彼を諛て強て逢對せむや、晦日朔日の約なり、若到らざれば空敷一日も過ぐべからず、先日以来申達儀を以て、猶狐疑して日を誤つ如きは、何事ぞ、昨年以來彼が出藝必らず永引することしばしばなり、我今一新誠實の意を以て接對するものは、獨り防長二國の爲而已ならむ哉、一日も約を誤つ如き我決て悠々たること不能云々を以て、岩國を通ず。是に引違、長藩渡海、則廣澤兵助、春木強四郎、高田春太郎、長松文輔、并藝藩山口え使せし西本清介、外一人同道。竊に聞く、西本輩山口え使するは、藝地え張出し、長藩を其領地え引取らざる爲め、應接として行きしもの也。是は御惣督よりの内命にて、藝州一己の意にあらず、今藝地え出張せし諸軍、去る七日の争戦より、彼に敵すべからざるを知り、且萬一一舉して、廣島を掩ふ時は、守るべからざるを恐れてなり、諸藩の萎靡して振はざる、用途に困迫せる、豈其號令一に歸せず、己が儘に奔走して、一和せざる等を考察すれば、少しく志ある者は、皆預め其形勢を察知すれば也、彼も又是を知れども、隣國の拒はざるを知て、敢て藝藩と其刃をまじへず、然れども、此對談彼に辯駁せられて、終に行はれざりしと聞く。

○同二日。

大願寺の書院にて、長藩に會す。一新の御趣旨演達、皆承伏。且云、汝が賤士等、境より出さしむる勿かれ、或は歎願を口實として出づるなかれ、云々。彼云、一橋公の賢明は、元より敬服す、然るに、今にして此趣旨あるは、尤可疑、從來情實の達せざる、罪案の被仰渡等、かつて 朝廷より出でしにあらざ、又 幕府に出でず、中間の奸史、彼是に周旋し、命を撓て我を強壓せむとす、故に國民一死を二國と共にし、敢て顧みず、此事情を建言すること、昨以來殊に切なり、然るに、我家老を捕られ、二國の存亡に係る大事を以て、我が陪臣に達せらる如斯の事とも、如何ぞ衆人を服すべしむ哉、二國の存亡は元より期する處、皇國內執人が能く承服せむ哉、若 橋公早く今日の賢意あらばに、事爰に及ぶべからず、云々。又、石見小倉の退去は、既に先に御惣督の御内議を以て、藝藩山口に使せしに、終に彼承伏せず、いまだ其舌の乾かざるに、是等を以て事瑣屑に渡るべからざるが爲に、小子敢て強て論說せず、唯邦内古印度の轍に陥り、笑を外人に蒙むるを厭ふ、大意を以て説得す、彼が輩知覺大に勝れ、殆ど事議を解するに、破竹の勢なり、竊に思ふ、我政府の

御所置、正大高明に歸せば、執人が服せざらむ、誰人が其指役に應ぜざらむ、小子が陋學なるも、邦内を横行するに足れり、況哉堂々たる政府に於けるをや。

彼が云ふ處、悉く大節を持し、我が小吏の膏盲に當たる、ゆへに一小細事は、悉記する不能。

晝後、高田春太郎來る。先年已來、英吉利に到り、歸國暗殺せられむとし、傷を蒙り、後當時に到て、始て遁れたり何分不文明なるは、殆ど耻る所なり云々の話あり。且示して、當時大に成す有らんとするの時なり、宜敷盡力して、不是を爲すなかれ、恐らく後世の批判をのがれ難たからん云々を示談す。彼、承伏。

此夜、廣島え歸船、風潮不利。

○同三日。

晝後、着。出羽殿え參る、御病氣危篤。紀公え參上、永井氏え面會。長州逢接の大略を話す、是出羽殿の仰を受けて也。此夜小船を以て、川口を下だる。

○同十日。

淀船にて上京、四ツ時京着、無旅宿、岩田半太郎を訪ふ小倉の話あり、云、唐津侯先月末没落の折は、殊に狼狽、甚敷、細川家の士を呼出されしに、いまだ到らざるに先き立

富士艦より迎の來るに逢て、直に引去られ、直に長崎え出帆、半太郎、平山健次郎を止めて、共に行かしめず、小倉え其退散の轉末を達し、荷物を所分し、大抵取片付けたる後、豊後肥田え行けり、夫より長崎え趣きしに、既に平山生の荷物家人は西福寺に宿し、其到るを待てりと、爰に於て、其始め没落の前、微行の議成るを察せり、然るに、其非を掩ふて、頻りに辯説す、可耻の甚敷也と云○大阪え歸りし後は、當時に遭迎して、益非を掩ふ、可歎、末世の風習。細川良之介、本日京着○横井小楠より、七月文通せし返書到來。

○同十三日。

我が微力にして、當節の大任に當るべからざるを述べ、退職願書を差上、并薩人出水泉藏、龍動より中原生え送りたりし書簡寫、拙評を加へ呈上す。

○同十四日。

良之助、春嶽公に謁す。話なし、唯時候の談而已。是は、一昨日伊賀殿の仰に、良之助對話を乞ふ、逢べき由命あれども、此日夜に入、殿中多事成るを以て、意中を盡す能はず、又小人の屬目を厭ふを以て、長話せず。

○同廿日。

柳川大夫十時攝津來る。聞く、當月初旬、禁中にて、關白殿下、中川宮え對し、大原三位以下、議論あり。終に、御前に決せり。大原同意の堂上廿一人云、世上當時に及びしは、禁中事を誤られし人あるに因れりと。殿下云、我なるか。否、殿下而已ならずと。此御座中、いまだ壹人おはしませりと。宮仰に云、我なるや。衆云、乍恐、君なりと云々。是より後、宮殿下ともに御辭表を捧げ來れり。又聞く、何れの日にか、大原三位を禁中に召せられ、仰する旨あり、殿下の御出仕を御沙汰ありしに、殿下、此度は御出仕の事斷然として動ぜず、下説に、此上、若 宮殿下の再御出仕あらば、大原以下は御譴責を蒙らむ、以下の説行はれなば、宮殿下は御致仕に及ばむと。

○同廿四日。

藝地、辻將曹より、來翰云、

鴻使一簡拜呈仕候、冷氣日に増候處、先以尊臺益御靜穆御震良、可被爲在と、恭賀の至奉存候、先頃、御西下の節は、過分の蒙寵遇、重疊難有仕合奉存候、御歸阪後、上武の御模様は、如何被爲在候哉、取留候義も無御座候へ共、種々の世評不絶傳聞仕、何れも許多の御配慮被爲

且は出先の者共に、御書付を以申間候共是迄度々斯様の御事も齟齬仕義も候に付、中々速に納得、引揚も仕間敷、侵掠地杯と申様なる御様子にては、御氷解實事通徹仕候にも、被爲在間敷杯と、大概別紙の旨赴に、當應對中の談話も仕候旨に御座候、使者引受、返答は毛利筑前にて、前後應對は松原音藏、廣澤兵助等に御座候、小倉路戰爭は、小倉方餘程手強相成候由話等も仕候赴に候へ共、其邊は委悉御承知に可被爲在、筆略仕候、先方には勝様御歸阪の上、何れと御模様可被爲在、此御書付は、御行違にて御達に相成候義に可有御座歟、何分御歸阪の上の義を、只管相待居候様子に御座候旨に、使者え相話候赴に御座候、彼是比較仕候ても、御直に御話被爲在、渠も御直に情實申上候と、信服仕候様にと存、表向御達等に相成候義は、兎角疑念解難く哉と奉存候、前件は盡く使の者え何となく席話仕候義に付、申上候に不及候へ共、御考合に被爲成候義、可有御座哉と、書加申上候、尙追々模様申上候義も可有御座候へ共、使者歸着仕候要旨、一應奉申上候誠恐再拜

九月廿日

勝安房守様

辻

將

曹

在候御義と奉恐察候、西邊其已來も、藝州口は過日に異候義も、無御座候、小倉邊は、于今取合事御座候赴、何分恐入候事に御座候、偕て先頃御達に相成候、暫時兵事見合候様にとの御書付、使者差立、隣國え遣申候處、昨十九日到着、別紙寫の通、申出、段々先方にて、押合も仕候處、全く書面の筋、申立、何分にも預置吳候様、只管申聞、不得止事故歸り、其段委細に永井主水正様え御達仕候、尙先方の事情、使の者に承り候處、此御書付の義、素より疾に承知仕居、并に此御書付え御添書にて、背命仕候へば、直に討入候様にとの義無之哉と、使の者え相尋候由、素より左様の御添書は出不申候へ共、いかにま上國邊の風説には、左様の義も相聞に付、使者出立前に、無屹度沼津閣老迄相伺候事も候所、左様の義は決して無御座赴に付、其旨相答候所、左様なれば、浪華邊にて消たるにも可有御座と申候由、此度、御書付面寫も、先方書面にも御座候通り、暫時兵事見合との被 仰出にては、眞の一時の義に可有御座、他邦え踏出居候も、決して掠地杯の筋には無御座、畢竟御討懸りに相成、進退仕居候義に付、又無程御討入に相成候義に候へば、要所に踏留防禦の外は無御座に付、引取候義はいかにも仕兼

別紙

弊國多年の微志、一朝湮滅仕候てより、種々冤狂相連り今日の形勢と相成、闔國不堪悲歎、罷在候、最前奉 勅始末一冊を差出、哀訴仕候へ共、下情通ずる所無御座、遂に
闕下輕擧の罪を重候様立至、其後、尾州督府國情御熟知御陣拂有之候所、再び
將軍家御進發と相成、續て三監察弊國事情一々落意承知被致候も、却て小笠原壹岐守殿、意外の御達有之哉にて殊に前後齟齬の御所置振に相成、加之名代の者、御拘執の次第等、廉々難得其意、反覆歎願仕候始末、委細御承知の通に御座候處、其末不計も南海孤島え軍勢被差向、數日所々を砲撃、無辜の婦女老幼を殘害し、遂に上陸、數村の民家を放火し、家財を奪ひ、耕牛を屠り、慘刻を相極め、奈何にも侵掠殘暴の振舞、乍恐 天地覆載の仁國より、斯様の御事無之は勿論に付、彌以從來之事、讒構誣罔の手に出候て、此形勢に至候義と、承知仕候故、臣子の分を盡し、闕下え罷出、主人冤罪哀訴仕度相決し朝廷え鄙情上表仕置、且道を隣藩に假り、殊に其御表は御出先根據の事に付、其御役々えも、書面差出候へ共、

一切御酌取も無之、却て軍勢被差向、既に防州小瀬川口
え御侵來相聞候故、無據、及迎戰、就中小倉藩に於ては
從來誣讒の次第も有之、猶小笠原壹岐守殿九州指揮とし
て、御滞在、頻に諸軍御督促被致、侵入の期限相迫候に
付、是亦進入數度、交戦に及候所、不圖も自其居城を被
焚、御引揚に相成候に付、隣傍筑前中津兩藩え鄙意演述
致候、濱田藩の義は、止戰、應接にも被及候故、素より一
點宿怨無之候付、速に其意に任候處、何故歟一日御城郭
を被火、實以驚愕の至に付、濱田侯并因備え其次第申述
候事にて、かゝる戦争の勢に相成候ては、地の利に據り
時の宜に従ひ、進退攻守致候は、用兵の常道、申も疎に
有之、假令進守致居候とても、決て人の土地を侵略致候
心底誓て無之候、然る處、此度侵掠地引拂候様、御達有
之候へ共、退て熟考仕候處、乍恐、眞に
朝廷の爲知召候御事に御座候へば、定て正邪判然、公平
至當の處を以て御沙汰可被 仰出、其上にては、侵掠仕
ると否とは、弊國の所置を以御洞見も可被 仰付候事、
其上暫時兵事御見合と御座候へば、唯
將軍家御喪中を以、暫時御見合、數日の後再び御討入と
申事は、了然相見、是全く讒構誣罔の餘に出候事、疑無

御座、是迄士民骸骨草野に暴し、乍纒も、當道の茅塞を
相闢き懸候へば、此餘、 闕下に罷出、冤罪哀訴仕候期
可有之と希望仕候は、臣子の至情に有之、若一日寸歩を
退き、再び讒構誣罔の手に陥り候ては、遂に主冤を雪候
時無之、乍恐 天日光明、雲霧相開候時無之事は、有御
座間敷、其節は正邪曲直判然御照臨の御事、隨て公平至
當の御政典、御舉行被爲在候は必然の義に付、弊國に於
ては、幾年を経候ても、其時を奉待候心得に御座候間、
何卒前段鄙哀通暢仕候様、被成下度、不堪至願、依て御
達の儀は、尊藩御預置被下、不惡様御取斗奉頼候以上。

九月

毛利大膳家老中

○同廿六日。

風邪引、鬱々として東歸致仕の念、盛也。

津田眞一、西周助、市川齊宮來る。皆、此地より召さるを
以て、長鯨船にて到ると云。市川は、傳信機御取建の事に
關ると云。聞く江戸にて、英國え傳習十三四人程命ぜられ
たり、小拙が忤兼て願置きしが、其試にも御達無之、況哉
御選抜の事、誰人も申者なしといふ、是、上官我を忌憚て
如此、眞に可惡の甚敷也、若一朝出勤せば、自分入用を以
て、留學成さしめむも豈難からむや、實に小吏の情態、婦

人の如く、聊も公平ならず、況哉大事に於ておや。

○十月朔日。

先日、愚存海軍局小事申上候事、御下知有之、大抵御許
容、其中一二御沙汰に難被及旨也。且歸府の事被仰渡、
伊賀守殿 御用相濟候間歸府可被致、候事。

○同三日。

出殿伊賀殿より、當節の情實御聞有之、
上様え、御直に、海軍事并集會の上道理と情實と反覆考究
して諫むべく、また御採用可然の密事、言上、大抵
御嘉納の御様子也。

其七

慶應三丁卯四戌辰年

小臣謹で考るに、皇國封建之制、古に適せりといへども、
當時に不適、久しからずして瓦解せむ歟、顯要之官吏、宇
内之形勢を察せず、從容として其陋習を固守す、外國交易
盛成るに及では、終に昔時印度之古轍に陥入らむとす。是
東洋諸州之終に通るべからざるの大患なり、高才卓識一世
に冠たる士出づるにあらざれば、亦是を如何せん、決して
救ふべからざるの勢なり、況や小節を守りて、是を是なり

として同屬憤争するに於てをや、殊に痛哭悲歎に堪へず、

近く五六年、我官吏拂郎察之教化師カシオンと云ふ妖僧に

心酔し偏信して、我社稷を盛大せむとす、是何の所爲ぞ、
英吉利人其偏執あるを憤りて、西諸侯に結び、

王政復古、諸侯を剝小して、郡縣之説を主張す、我官吏是
を聞て、益拂郎察に倚頼し倚角之勢を保持せむとす、嗚呼

今日之事、何人之手に出づるや、我是を辨せず、殊に悲歎
して訴ふる處なし、終に今日大變に及ぶ、小臣至愚なりと

いへども、六七年建言憤争、餘力を残さず、會津に説き、
顯官に辯ず、是よりして、猜忌甚敷、身を置くの地あるな

し、官軍侵撃彌逼り到るに及では、達官奔て苦、其身を保
たふせんとし、主家之滅亡、萬衆之塗炭を顧みず、

君上の卓識を誹謗し、遁辭之地とし、八方に散亂す、嗚呼、
是何之心ぞや、大義名節之味らき、終に滅亡してやまんと

する歟、一身を潔ぎよくして、何之益かある、今世之評す
るところ、昨は是にして今は非なり、亦何ぞ齒を容る、に

足らむ、其大事に關係する處を以て日録し、帳中に藏すと
云。

慶應戊辰年正月廿九日

勝 安 房

○三月廿五日曉。再起して云。

此日記、大事件に關係する。上意、并我が愚存、或は他之問答等を抄記す。就中二月十日頃迄は多事にして、歸宅夜半に及び、また徹夜もしばしなり、其中來人之多き、日夜四五十名に下らず、大抵我が心裡を疑ひ殺氣を帶るの徒なり、半睡半覺を、ろに筆にまかせて筆記す、若暗殺せられ後、人間に示さば不欺心を知て、非命之死を憐察せよ。小臣、去歲丙寅之暮東歸せりといへども、上下之機忌甚敷空しく官途に在らむも心くるしきの餘り、辭職を乞ふこと兩三度、閣老稻葉公切にこれを留めて、御免之事なし、また參政大關肥後公は、頗る氣慨あり、當時之官員聚斂甚敷して、下者之心を離せんことを憂ひて、頗に内命あり、志を奮て、忠諫せんとす、如何せむ、言路壅塞して通ぜず、司農小栗上野、小野内膳が輩跋扈して、上者是に壓せらる氣を張て進言する者無之、雷同して黨あり、此輩見る所、規模狭少にして、天下之大勢を深察せず、拂郎察に頼みて大に國內を併吞せんとす、誠に其力を量らずして、終に邦家に災を發せむ歟。

○丁卯十二月廿二日。

友人某來訪いふ、京師にて當月十三日、御參内あり、形勢

○十二月十五日。

友人に聞く、京師にて毛利父子御免、職掌如元、三條殿初復職之御事被 仰出、會津桑名は、願に因て御役御免あり宮闕九門は、越前藝州薩土州備前家之人數、武裝白刃を以て固む、頗る殺氣あり、兩傳奏 攝政殿下も其職を放たれりと我

君上も將軍之御職を 御辭退ありしと云、嗚呼天下之安危、近日に逼れり、今日に到て、また小忌機を避くるに處あらむ、此夜一書を記して、閣老稻葉公を呈す云。

今日之大計は、鎮靜と戰鬪之二途に不出候、君上雄大之遠圖を以て、御職掌御返上有之、皇國大御變革可被遊思召に出候儀ゆへ、此御旨に違、漫に干戈を動候は、君上之御焦慮に奉反、君をして無稽無止事より御英斷爰に出候形に相成、其恐萬々不少、恐入候儀と奉存候、若此英意を御繼述被遊候儀に候は、妄動之御舉無之、御指令務めて正大、暫都下并八州之御鎮撫を以て、益厚く御所置有御座度と奉存候、此儀則鎮靜之一途にて、己を治て天下之安危を心とし、黎首塗炭に陥入らしめざるの道と奉存候、○戰鬪之一途は、臣愚竊におもふ、今之侯伯共膽識遠圖、我 君上之右に出候者無之、天下之大政、

言上之事あり、同日列藩へも御趣意御布告ありしと云、此頃風聞にて長州之藩士大舉して上京歎願之筋可有と云、且薩州土州もまた人數を卒ひて京師に馳登るべしと、此頃土州之藩士建言之事ありと云。

長州家御所置に附て、昨年小臣密に上告する事あり、終に内變に及ぶべきを思ひて、切に是を言上せり、當時諸官また別に見る處ある歟、終に御採用之御事なし、ゆへに進退如何とも成すべき能はず、終に東歸を懇願せる也。

去る廿日京師へ被仰上之事共御達ありしより、諸官并都下紛々として、兵上之説盛なり、機密に關する者は、其情實を悉すべけれども、我が輩是を伺ふこと能はず、兵卒を以て、上國え差向られべき旨、皆いふ所あるがごとし、但用達不足せし哉、御用金之事、十組問屋御用達と唱ふる者、或は兩山え差出し方被仰渡、内外擾々、謗議漸く盛なり。

○十二月五日。

大阪へ被遣し開陽艦内矢田堀謙岐より書狀あり云、此頃兵庫大坂にては英米併せて十八艘内商船一隻にて悉く軍艦なり、諸藩之船我艦を併せて十八艘、昨日午後、明石之方より、薩州藝州之蒸氣船長州之帆前船三艘を引き、合せて九艘尼ヶ崎に入ると云、西國之諸藩入京之、人數頗る多しと。

衆議に出候は、是を主裁する者亦何人ぞ、必らず君上をして大御主裁たらしむべし、君上も亦御焦思御苦身往時に倍し、皇國一和協力同心之大政を以て御任と可被遊と奉存候、然るを若其英特遠大之御旨を忌憚、或は其左右を剝弱し、或は其御失策を算して、衆議至當を不得、恣に

天朝之御名を鳴らして、黎首に害有る歟、或は天朝に奉對、偏頗之御名を以て、奉爲負候様成る儀、顯然相生候は、毫末も無二念向、上國一兵を進め、上天朝之御名を濯ぎ、下萬民之爲に、狎邪を討伐不可不成候、今速に兵上仕候とも、其名不正、且君上之御大名節に相反可申哉、萬々難計前文之如き形勢相顯候は、師名正々堂々一兵を以て千奸萬邪を驅可申義と奉存候、元より小臣區々たるの趣意、荒増奉申上候、以上。

十二月十八日

勝 安房 守

此書付閣老稻葉殿 上達を乞ふ、然るに諸官我進退を疑ひたへて事を明さず、其上達如何を辨ぜず、東都之諸士憤激して、唯上國に兵を送るを以て大策とし、是を支止する者は、逆臣なりといつて、其勢當るべからず、然りといへ共今日に當て、是等之愚憚と同敷、其説を共にせん哉。

以順動船便走筆寸楮奉拜呈候然目今天下形勢實可痛哭流涕長大息事に御座候其顛末并一二之管見を申上度候得共とても難筆候間其大略を擧左に奉申上候
兼て御承知も可被爲在候通四藩并其外同意諸侯の見込彌去九月下瀬土州より建白に相成候京攝間刺客公行物議紛然於是

大君殿下兼ての御見込も被爲在候御儀と相見王政復古之御願書相出候より京師少くは靜謐らしく相聞候處今度召の諸侯次第上京就中薩は不軌を圖り候事跡有之由紛々議論有之候處今度兵庫大阪開市之期も相通り候に乘じ去月晦日長州勢西の宮に嘯聚仕夫より主る八月悉く上京其人數大凡千五百人許長州官位復古入京御差免之命降る同九日夜將軍職御辭退之命下る翌十日會々守護職御免桑は所司代御免となる同日薩主參内嘉陽宮幽せらる九門之固めは薩藝等にて白刃槍砲杯携既に我二條御城に逼らんとするの形跡ありしと云於是同日より翌十一日引續きて官兵は勿論會桑藤伊紀等の兵皆二條御城内外に屯聚し篝を燃し徹夜不眠今にも打出んとするの勢ひ顯然たり市中之老若相背ひて東西に奔るもの向背相望む蓋此時幕府方之頼母敷諸侯は皆戰に決せし由政府は戰に御決定の命なかり

しと云されども京師一圓戰場之如く人々不自安尤時勢の是迄過候を當路之外は更に知る者なきを以て驚駭尤甚しと云此時在京之諸大名は如左

薩 士 藝。長。紀 尾 會 桑名 松山。大垣 藤 堂 井伊 榊原 越前 加賀 因 備

○印は君侯自身に來らざる者小大名略す

此内我徳川氏方之者は會桑は申迄も無之井伊紀州藤堂大垣加賀等は皆國力を奮て我を助くると云土州越前は中立不依と云因尾備は傍觀藝は勿論長薩之手間取と相聞嗚呼我徳川氏之兵は前之頼母敷諸侯之兵を並算する時は薩長此の四藩の兵並せて六千許彌暴發家にあらざる事判然長も小敷氣替せし様子ありと云獨薩は依然不軌を圖ると云此日 大君は御參内無之而して其議論と云は左之事柄を定められし由尤是は未だ天下に公にせず極内々の事と云即如左
攝政 幕府 守護職 所司代 傳議兩役御廢止 總裁 議定 參與之三職を御設に相成萬機は
天子自ら被 聞食總裁は有栖川宮議定は仁和寺山階中山正三御門尾州越前藝土薩參與は大原萬里小路長谷三位岩倉橋本首前五家之藩十三人宛

一 儲前文之割振甚不公平に相聞候へども我 徳川氏は如何相成候事に哉一向相分り不申物情如沸に御座候小生事當月朔日より去十一日迄上京致居傍聞仕候處右之通に御座候間此段尊公而已を限り申上候儀に御座候こはき世の中我輩之如き者妄言見族之秋も不可知候間吳々も御覽次第御火中奉願候區々之寸衷奉申上度候得ども紙筆に盡し難きを如何せむ

十二月十四日夜 開閣船中にて記 勝 安房守様 榎本釜次郎 侍史

○同廿三日。

二之丸火あり、登城、兵部殿主膳殿え當今之大事を陳述す閣老答て云、其許之申建る所頗る善といへども、諸官之嫌忌甚敷、其實は薩長二家之爲に遊説するの疑あり、近日退職可然之旨盛なり、暫く時之到るを待れむ歟と、到干爰亦何をか述べむ、知己に乏敷、豈我が愚豈人ならむ哉、天下有識之者亦幾許ぞ、皆志を得ずして、草莽に老死す、小吏天下の大勢を知らず、己れに倭するを悦び、其説に逆ふを惡む、今哉狎邪之小人、家邦を危くす、其急實に焦眉よりも甚敷、依て退職を乞ひ、併せて憤言一書を呈す云。
後來天下之大勢は、門望と名分に歸せずして、必ず正に歸

せん、私に歸せずして、公に歸するや必せり、何ぞ又毫も疑を存せんや、其速に一正に歸せざるものは士大夫不學なると、鎖國之陋習に心酔すればなり、今世外國往來容易にして下民四方に行く、爰を以て風化日に新に、従前之比にあらず、下民日に明に、上者日に暗らし、區内之紛擾、於干爰起矣、膠柱之陋法、如何ぞ能く之を緩御し、一靜を得るに足らむ。

近五六年、唯 天朝幕府云々を以て口實とし、其間自から隔絶の思を成す者、萬にして萬、上侯伯より下士民に到る迄、京攝に奔走し、江都に周旋す、終に政府何者たるを知らず、恣に國是を定めんとす、是唯名分に迷目して、眞に國是を知らず、政府如何を深察せざるの誤なり。

夫政府は、全國を鎮撫し、下民を撫育し、全國を富饒し、奸を押、賢を擧、國民其向ふ處を知り、海外に信を失なはず、民を水火の中に救ふを以て眞の政府と稱すべし、譬ば華聖氏の國を建るが如く、天下に大功あつて、其職を私せず、靜撫宜敷を失はざるは、誠に羨望敬服するに堪へたり。威令之行はれざるは、私あるを以てなり、奸邪を責むる能はざるは、己正ならざればなり、豈唯兵之多寡と貧富に因らむ哉、此故に云天下之大權は終に一正に歸すべしと。

當今區内奸者あり、陋習者あり、大私者あり、聚斂者あり、怨憤者あり、大盜あり、紛々擾々其向ふ所を知らず、不知此數者は、皆後來之脚式豪傑を出だすの襦衣、是を驅るこ

と能はず、是を廢する能はざる者歟、我議ありといへども亦辯せず、識者は必らず是を察せむ。都下之士、西國侯伯之其己之説に隨がはざるを惡み、或は疑て叛ことを恐る、殊に天下之大勢を知らざるによれり、侯伯叛て不軌を謀るは、決て其志達すべからず、況哉今侯伯中俊傑なし、皆小私を懷きて、公明正大を忘るに似たり一朝激して叛せば、其下又其主に叛せん、大侯伯之恐るるに足らざる我明に是を知る、然るを察せず、群羊にひとしき小侯を集めて、是に當らんとす、自瓦解を促がすなり、何ぞ陋成る哉、集合益多して、彌益なし、終に同胞憤争之基を成す歟、將下民をして離散せしむるに過ざるべし、若夫後來侯伯を剝する者は、草莽空拳徒中に興らん、驛長に有ざれば、草鞋を取るの人なり、今之侯伯士夫は、其職收まらず、坐して人職を受くるの徒、生ながら重衾、其從事する所の者もまた空拳不耕不織、其活計を下民に取る、猶足らず重賦して民之膏血を吸ふ、主宰之職何れに在るや、人心之離散、日を卜して知るべきなり、唯一名分之未だ破

れざるを以て、瓦解に遲速ある而已、深慮して思はざるべけむ哉。

拾數年前、景山公不世出之質を以て、尊王攘夷之大術を主張し、士夫數百年之大睡を一破す、此時上は、其説の大にして根底なく、終に戦争に及ばむことを恐れ、半途にして破れり、是よりして天下紛擾、其非をいふ者比々として不絶、これ其識の小にして、其術數を測る能はざるがゆへなり、凡術數半途に被れば、其害も少からず、害の生ずる、説者の罪にあらず、半信半疑、悠々不決の罪なり、亦何人を咎めん哉、此後天下に大識者なく、區々として其説に醉ふまた醒むる者なし、況哉開鎖異同を論ずる者は、規模ますます小、今日に到ては、又會議政府之議あり、靜に考れば、邦人其識の開くる所自明にして、坐ながら以て後來を占するに足るべし、今より後、邦人識量益進まば、是を統するに大正を以てし、權謀によらず、誠實高明ならば、拱手して天下を一新すべきならむ歟。士大夫之世に立つ、上天職を奉じて、萬民を撫育し、國家鎮撫を補弼す、よろしく其任たるべし、然るを不察、戦は必破れ、泰平之生活其祿を以て足れりとせず、重賦聚斂、民を困しめ、猶市民に憐を乞ふて、今日を送る、官に在る者

を空敷くする而已、敢て定論を聞かず、

御供之役々△印は御供にて東歸△印は戦争一方

は其己に倅するを舉、己に逆ふを避忌む、今哉君上絶世之姿、雄大卓識を以て、天下を匡正せんとす、然るを不察、區々として私心を挟み、其雄大を憚る者のごとし、殊に憤激悲歎に堪へざる所、希くは私心を去て、公平の亮察を仰ぐ而已。

海舟狂夫

○同廿五日。

薩邸を取圍む、是此程より浪士輩貳百許集居、夜中強盜を事とし、或は近郊へ出入して、集金之事聞へたるを以てなり、火して大抵遁去る。

○慶應戊辰四正月。

京師不穩之沙汰紛々、東兵を送くりて、不軌を討たむと云説盛なり、是が爲に聚斂之説興り、民心離散す。

○同十一日。

開陽艦品海え錨を投ず、使ありて拂曉濱海軍所へ出張、御東歸之事。

初て伏見之顛末を聞く、會津侯桑名侯ともに御供中にあり、其詳説を問はむとすれとも、諸官唯青色、互に目を以てし、敢て口を開らく者無し、板倉閣老へ附て、其荒増を聞くことを得たり、從是して日に空議と激論と唯日

○會津肥後守

○松平越中守

○板倉伊賀守

○酒井雅樂頭

總將

松平豐前守

參政

△永井主水正

副將

△竹中丹後守

△平山圖書頭

塚原但馬守

陸軍奉行

大久保主膳正

戸田肥後守

歩兵奉行

高力主計頭

○城和泉守

大目付
○戸川伊豆守
○松平大隅守
○瀧川播磨守

目付
△○設樂備中守
△○榎本對馬守
△安田作太郎
△木城安太郎

○同十七日。

夜俄に海軍奉行並の命、且は京師より問罪の官軍東下す、三道之小侯、議論紛々といへども、多くは驅役せられ、或は其城邑を焼かむと云説、日夜不堪、東府之諸士は、軍を率ひて箱根笛吹に待たむといふ者あり或は軍艦を以て大阪を衝かんと云、紛々擾々其方向を辯ぜず、○十八日越前へ介して參與え一書を呈進す、近々官軍問罪之御舉ありと、臣子之分只一死ある而已、何ぞ患とするに足らむ、其曲直是非に至りては、強て今分別を論ぜず、暫く空漠に附して百歳公議之人を待而已、昨今米利堅之報告に云、官軍兵庫之居館を襲ふ故に、墩を築き

兵士を分て、其地を固守し、軍艦を呼と、英佛も亦然り、長崎地方の如きは、未だ其確示を不得といへども、恐らくは同轍に過ざるべし、臣愚聞之而、痛哭悲歎に不堪、遠くは印度之破れ、近くは支那之地、長毛官兵是非曲直を鳴らして、同屬相喰、西洋諸國其虚に乗ず、今哉皇國殆ど同轍に陥らんとす、口に勤王を唱へて、大私を挾み、皇國土崩、萬民塗炭に陥るを察せず、是を何とかいはん、臣上進して微衷を愁訴せんとすれども、有罪、小臣、我主と一死を待而已、然れども此千載之遺恨を如何せん、臣斬首者前にあれども黙止するを得不得、希くは此微志を以て、參與閣下に代訴せられん事を、恐惶謹言

辰正月

德川陪臣 勝

安房

此書付越前家へさして差立候ものは三通なり

此日、諸官輩建言して、御歎願之御書持参すべき者は、小臣可然と云を以て、閣老此議を被命、即時上京すべき旨を以答へり、然るに或人云、若安房をして御使命ぜらるれば其御旨を達せむ、然れども抑留せられ、甚不可なり、しかず餘人を以てせられんにはと、即夜御免被仰渡、後宮より女中某御使之事あり、小臣又三道之城主へ一書を呈す、使を

三道之

城主 机下

○同廿二日。

公議集會之舉あるべき旨、建言する者あり。

○同廿三日。

夜中、陸軍總裁若年寄被仰付。

小臣陸軍は敢て望む所にあらず、然るに陸軍の士官等申旨あり、固辭すれども不被免、また申旨あり、一時に官位高きは、尤恐る、處、況哉無能不才之身、其憚少からず、強て若年寄之儀御免を希ふ、終に止らる。

○同廿六日。

拂郎西之公使、此度新に拜命之者へ面謁せんと乞ふ、ゆへを以て小臣また其列に並びて面談す。

此頃諸官員

君上へ拜謁して、各其志を以て上言す、大抵拂曉よりして夜九つ時、或は徹夜、君上之御焦慮また思ふべし、又横議盛にして、其向ふ處定まらず、小臣輩に到ても、諸士猶其説を聞き、其議を

闘論す、是が爲に夜も大抵鶏啼を聞て止む。

○二月朔日。

以て差立べきにあらず、公に達せむは僭なり、酒井左衛門尉之留守居へ託して同席へ示されむ事を望む。

其形を取て、其情を盡さざるは、天下之公平にあらず、

伏見之舉、小卒之誤に發す、既に先五六年、毛利家、

閣下に不敬ありといへども、其情實判然たる時は、亦今日之如し、天朝といへ共、一も誤なしといわんや、況我

徳川氏に於てをや、其誤を誤とし其情實を盡し、其條理を正し、初めて公私如何を決すべきなり、事倉卒に發し

大令倉卒に出づ、侯伯之職、其忠諫盡力一死を以て國に報すべき時歟、聞く三道之侯伯、其城邑を火せんとする

風聞あり、或は首鼠兩端不決なりと、殊に痛恨に不堪處なり、既に舊歲協力同心 皇國を富強し、萬民を撫育す

る令あり、天朝亦舉賢一新之大令あり、然るを思はず、其情實を捨て、主家に敵せんとするか、忠諫の事なきは

尤以て怪むべし、皇國土崩を不愁歟、空議今日に及ぶは小臣至愚といへ共、解せざる所なり、一朝鑿鑿之軍に列

り、猛卒百萬を率ひて東下すとも、決て臣輩の恐る、所にあらず、軍門に推参して、是非曲直を問はむ、今先一書を以て呈進す、空しく擲捨するなけれ謹言。

辰正月

勝 安房

此頃伏見敗散之歩卒、陸續として紀州より船着す、氣先甚尖どし、此地此輩を容るべき屯所なし。

是は御上京長きを以て、彼地に滞在する者、此地の屯所新に募りし兵卒之屯所と成り、且昨暮已來、上國不穩之聞へあるを以て、行先を熟考せず、兵を募りて上京せしめしかば、兵員多きに失し、生活並居所とも、其養ふべき道を缺く、然るを思はず、町市には、市兵を募り近郊には農兵を募る、其實なくして其雜費莫大なり、官吏時之危きを思ひて、頻りに多人數を求む、小臣百方して、是を辯ずれども聞く者無し、陸軍附屬にあらずして文官また兵を募る、自から瓦解之勢あり。

且東歸之兵卒、食住、便ならず、俸金充分ならざるを憤り黨を結びて脱走す、凡千人に近し、錯亂紛擾甚敷して、是を御する道無し、日夜歎息奔走する而已。

此時之閣老は、松平周防守、小笠原壹岐守、井上河内守、上座たり、閣老兼帶海軍總裁稻葉兵部太輔、陸軍總裁松平縫殿頭、參政淺野美作守、平山圖書頭、立花出雲守、京極周防守、堀右京亮、松平左衛門尉、時之權威あるは司農にて小栗上野介、小野友五郎、此黨數人、皆是等に雷同、其因て來る所、其謂れ無きに非ず、拂朗西公使并敎法師カシ

薄徳、事々不行屆、加之近日之事端、奉驚

宸襟候次第に立到り、深奉恐入候に付、謹慎罷在、伏て

奉仰 朝裁候、此段御

奏聞被成下候様、奉願候、以上、

二月

近日、官軍益進む、諸説大に興りて紛々たり。

○同十七日。

越前之家老本多修理に附して、上國參與に一書を呈進云。

小臣是を海外之一知己に聞く、近日魯西亞首と成て、同盟諸國に報告する所あり、其大趣意に云、東洋日本之定約は、徳川氏幕府在職之時結ぶ所、今日に至ては、其政權

朝廷に歸納せりといへども、其國之大身、會議一定有りしを不聞、一二之侯伯倉卒に出るものは、尤以て可疑、其條理を究聞し、其情實を盡し、其討べきは討、其助くべきは助くるものは、大國小國を保護し、其國之生靈塗炭を救ふ、各國定約之大信公義之到れる所なり、同志同約之諸國は、共に軍艦を整へ、東洋に向て其是非を問はむと、其實否に到ては、いまだ如何を不知といへども、必其事發せんや必せり、從古東洋諸國西洋各國之爲に、

ヨンと云者、能く官吏之情態に熟せり、爰を以て、栗本安藝の徒、尊信して其説に醉ふ、甚敷は近く一兩年要路に當る者皆拂郎西に倭せざれば、朝に立能はず、陰に黨あり、

結て以て相固む、其説に云、長州薩州は、後幕府に害あり、必らず是を滅せずんば害あらむ、我拂郎西に頼らば軍艦武器及び金幣といへども、送り來たして差支ゆべからずと、此故を以て小吏其説を實とし、其毒に醉ふ、亦醒むる者なし、英吉利人は是を知て、竊に其黨を惡む、終に西國侯伯に遊説する者ある歟、亦内にしては聚歛盛にして、市民日に離心す、用途空虚に乗じて、しきりに用金之命あり、或は旗下に令して、其祿の半を獻せしむ、是を用ゆる、武備に非ず、常用日々に供して不足、其形勢を以て考れば、敵軍來らずといへども、都下之瓦解、久しかるべからず、今不測の變に當て、人心恟々、官吏唯衆多を頼みて、計策なく、過激時之勢を察せずして、漫に干戈を動かさむとす、其説を成す者は、水野癡雲、小栗上野、糟屋筑後、大小監察、陸軍の士官等、大言して算なく、空議因循、亦如何せむ哉。此頃御謝罪狀京師へ被差遣、越前家を以て上達、猶 後宮よりも、女中衆上京之事あり。相續已來、乍不及、勤王之道心を盡し罷在候得共、非才

蹂躪内附せらる、者、皆其同屬邦内之小是非に喰み、終

に其國家を失ふを不察、私を逞くして、國を破るに出ざるなり、今哉英吉利は、兵庫にあり、佛朗西米利堅は、

横濱に居て、英之下風を不好、魯國豈此二國之下に附かむ、大信を唱へて、以て我

皇國を内附せんとす、誠に其眞意のある所、これを掌上に視るがごとし、然るを思はず侯伯黙止して、唯其領國を固守せんとす、是を其任といはん歟、且勤王之眞意、また何れに在るや、百歳にして公義定る、如斯なるを報國といふ歟、印度支那之轍不遠、

朝廷を汚辱し、皇國を内破す、其責何人に在る哉、況哉今百年を不待して、小臣其詳解を問はむとす、希くは私を去り、公平至當を以て、小臣が疑惑を解かん事を、恐惶謹言。

辰二月

勝 安 房

此一書越前侯肥後侯へ呈達、上言を乞ふ、

○二月十一日。

君上新に命ぜられし總裁を召て、東臺へ御移居、御謹慎有べき御旨を承る、當節新に被命しは、陸軍總裁某、副總裁藤澤志摩、海軍總

裁矢田堀讃岐、副督榎本和泉、司農總裁大久保一翁、副成島大隅、外國總裁山口信濃、副河津伊豆皆若年寄格と並なり、亦國內之事務は、參政川勝備後、淺野美作、石河若狭松平左衛門等なり。

新規被仰付しは、正月廿三日夜中之事なり、當時之形勢、閣老板倉伊賀、酒井雅樂、小笠原壹岐、其他御譜代之小侯は、京師より官位被召上る、者あり、或は事變に狼狽して、退隱を乞ふ者、亦上國へ馳登て、其領國を保たむとする等、人心恟々、其方向を失す、錯亂甚數を以て、皆英意に出づる所以を以て、戮力同心、御家之再興を以て死力を奮ふべき時歟。

嗚呼、人倫之大變に當て、上三家三卿を初、井伊榊原酒井之輩、何之面目有てか、私營を先きんじ、主家に盡力するの薄きや、小臣頗る憤に不堪といへども、能く思惟すれば其いわれ無きにあらず、百年にして公評定る、今果た何をか云はむ。

此夜諸官上言する所、箱根之險に因て、官兵を禦止し、關内之諸侯に結びて鼎峙之勢を固くせんと云者あり、或は使者を出だして、入關を止めんと云説あり。

君上單騎にして、御上登あらば、英士氣奮て、軍機盛に到

期す而已、臣軍艦を督して、駿州之海濱に出て、上岸二百之兵を以て、

官兵を拒き候は、我兵衆寡敵せず、一敗せん、其敗に乗じて、敵兵清見ヶ關近傍に逼らば、軍艦を進めて、横に是れを攻撃せむ歟、極めて敵を破ること必せり、即時我が兵を増して接戦し、艦より敵の中央を破らば、反掌之時間、必勝せんこと疑なかるべし、此機に乗じ、關東之士氣彌奮は、直に海道の味方を督責し、火を放ちて、敵の來往を妨ぐべし、然らん後は、軍艦三艘を率ひて、攝海に乗入り、西國中國之海路を絶て、しばらく天下の變を伺はむ歟、總督兵敗走せば、他二道の官兵施す策を失はむ、また上國海路をた、れて、運送自由を不得時は如何ぞ他に策を行はるべき哉。然れども是より天下瓦解し、九州之侯伯英國に通して、其志を逞くせんとするは、實に其行く處を知らず。然らずして、

天怒を恐れ、天裁を仰ぎて、順々として條理を踏まんと欲せば、至難重り到り、終にまた其終る處を知らず。唯臣等 君上之御決心を拜承して、一死を以て奉すべきなりと、凡關東之士氣、唯一朝之怒に、其身を忘れ、從容として、大道を踏む人に乏敷、況哉策を帷幕に廻らし、

らむと云あり、或は軍艦に督して、攝海に航せんと云、或は長薩之二國を討たむと云、大抵其見る處大同小異なり。君上仰に云、我不肖、多年禁闕に接近し奉り、

朝廷に奉對て、御疎意なし、伏見之一舉、實に不肖の指令を失せしに因れり。不計も 朝敵之名を蒙るに到りて、今また無辭、ひとへに

天裁を仰ぎて、從來之落度を謝せむ、且爾等憤激、其謂れ無にあらざといへども、一戰結て不解に到らば、印度支那之覆轍に落入、

皇國瓦解し、萬民塗炭に陥らしむるに不忍、其罪を重ねて益 天怒に觸れんとす、臣等も我が此意に體認し、敢て暴動するなかれ、若聞かずして、輕舉爲さむ者は我が臣にあらず、既に伏見之一舉我が命を用ひず、甚數は不肖を廢して事を發せんと成すに到る、再び指令に戻りて、我が意を傷ふなかれ、尙御沙汰之趣至當にして、愚輩の諫むべき處にあらず。唯恐懼して報答其道を失す、涕泣して御前を退く。

○十月廿三日、

臣此時上言云く、凡興廢存亡は、氣數に關す、亦人力之能くすべき所にあらず、今若戰に決せば、上下唯一死を

必勝を未前に察する者を不聞、且戰を主張する者は、

一時潔きに似て算なし、上國之士等、舊歲已來之所置を考れば、所謂逆にとりて順に守るの風あり、亦我を激して其策に陥らしむ策多くして、先勝後に戰ふ歟、伏見之一舉、薩士三百五十名に過ぎず、長人三百餘名、其他は勝敗を見て進退を決するの徒なり、我兵壹萬五六千名、一敗塗地、死を以て國に報する時なし、關東之士官、何ぞ其略無き哉、今彼大勝に乗じて猛勢不可當、

天子を護して、群衆に號令す、尋常之策の如きは、其敵する所にあらず、我今至柔を示して、報之に誠意を以てし、城可渡、土地可納、天下の公道に處して、其興廢を天に任せんには、彼また是を如何せむ哉、然りといへども此事至難にして、容易く行べからず、故に申て云ふ、君上之御決意、確乎不拔に出ざれば、臣等の方向定まるべからざるなり、萬にして此事成らば、下民心服すべく天下響應すべく、我徳川氏之政、中興にして、革命之業成るべし、而後上

天朝に對し、下萬民に向て、其職を辱めざるべし、是此機に乗じて、從前之汚辱を一新すべきの時歟、崇論高議して、空敷時日を消すべきは、不可ならむ歟云々。

又思惟すらく、今大阪一敗して、敵之有となる、我が失ふ處、米穀凡、五萬俵金銀銅錫之類、悉く集めて鬻げば百貳拾萬内外に下らざるべし、今上國新に諸官を設けられ、諸局新建に及は、金貨を用ゆる多くして、其出つる所豫め計るべからず、官軍東下之軍費は、寡少に算して、以て糧を我に取らんとせん歟、我倉廩空虚にして、今日の如く成るは、外人の知らざる處なり、一戰奮勇て我に得むと成す必せり、若我至柔にして、内外を包ます條理を以て、是に報答せむには、敵我か如斯空虚なるを知て、前日出師之算、忽ち失すべし、また必戰を期して進む時は、道路之雜費、必ず、是を其領主に取らん、是尤人心を損破するの擧にして、彼か失策の一なるべし、又戰鬪には、勇威を先とす、我は至柔を示して、報答條理を盡さば、其區畫遠謀相表裏して、英氣始て撓ゆまむ歟、不可知云々

○十二日拂曉。

終に東叡山中塔中大慈院え御移轉御謹み、小臣御供に立たず、陸軍士官等へ

思召を説諭す、皆勇氣と憤激と凜然として涕血す、俗吏は其方向を失して青色而已。

此頃京師へ御書被差立前橋侯持參。

御征討使被御差向、可被爲在哉之趣、遙に奉承知、誠に驚入、奉恐入候次第御坐候、右は○○一身之不束より生じ候儀にて、

天怒に觸候段、一言之申上様も無御坐次第に付、此上何様之

御沙汰御坐候共、聊無遺憾奉畏候所存にて、東叡山に謹慎罷在、其段下々迄へも厚申諭、假令官軍御差向御坐候共、不敬之儀毫末も不爲仕心得に御坐候得共、弊邑之儀は、四方之士民輻湊之土地にも御坐候得ば、多人數中には、萬一心得違之者無之とも難申、右邊より、恭順之意を取失ひ、不慮之儀等有之候節は、猶更奉恐入候而已ならず、億萬之生靈、塗炭之苦を蒙候様にては、實以不忍次第に付、何卒

官軍御差向之儀は、暫時 御猶豫被成下○○一身を被罰無罪之生民、塗炭を免れ候様仕度、○○今日の懇願、此事に御坐候、右之趣厚く

御諒察被成下、前文の次第

御聞届被爲在候様、涕泣奉懇願候、此段御奏聞被成下候

様、奉願候、以上

二月

徳川

○ ○

御花押

御別紙

本紙奉申上候、京攝事件之節、詰合居候松平肥後并要路之役々、同様奉恐入候に付、

御處置奉伺候心得にて、爲慎置申候、夫々

御沙汰被成下候様、奉願候、以上

二月

同

徳川慶喜家來共

昧死恐懼、奉哀訴

闕下候、主人事、兼々奉蒙非常之

朝恩、深奉感戴候に付は、別て

皇國之御爲、日夜心力を盡し、既に祖宗傳來之政權奉歸

引續將軍職をも辭退仕、彌以勉勵仕罷在候處、先般京攝

之事件、遂に奉惱

宸襟候次第に立到り、主人に於て、深奉恐入、東下以來

只管恭順謹慎、

御沙汰奉伺候心得にて、上野寺中に退蟄罷在、其節詰合

居候、要路之者共は爲慎置、御處置奉待候事に御坐候、

抑京攝之事件、主人に於ては深く奉恐入居候得共、右は全鎮撫方不行届より相生候儀にて、其胸中を推察仕候へは、臣子之分實以悲泣之至、片時も不安次第に御坐候、主人事元來

皇國之御爲、一點之私心を不挾、忠誠之外二念無之段は厚く

御諒察被成下、且祖先之勳勞をも被爲

思召、出格寛大之

御沙汰被

仰出候様、幾重にも奉歎願候、

徳川○○家來中

○十七日。

越前家臣を以て、京師參與へ上言す。

臣愚微志を雖欲達於于政機朝臣、鄙身有罪之小臣成るを

恐れて、不能、仰天日、空敷黙止して、臣節に死するは其

分也、雖然、有罪と無罪を不論、爲國家鄙言を盡すもの

は、皇國之一民、今日在るを以ての故なり、伏て惟、

皇國外國之交通開けてより、

尊王斥夷開鎖異同之說興りしより、同屬憤争、是が爲に

死する者、連年比々として不絶是其政機之轉すべきもの、

不轉、徒に鎖國一邦に可成るの舊則を守て移らざるの故

歟、或は其政機之移る所々して、化育の速に成らざるの故歟、下言中に壅塞して不通之故歟、其憤争之跡を考れば、頗る過激に失すとい遅へ共、其情を察する時は、共に皇國を愁ふ一念深きに發せり、是が爲に死する者、其深怨の歸する所、又何人に在る哉、今日に到ては、我徳川氏罪を得

天朝、臣衆數千、其冤罪を愁訴せんと欲して、其志不達既に同胞相喰んとす、臣愚輩其忠諫盡力すべき所、其機を失す、既に數年前に在り、今日悔悟涕血すとも、及ぶ能はず、今我主獨り其誤を悔て、仰天裁ものは、臣子之分、慚愧斷腸す共能はざる所、終に激怒して、同胞憤争之基固く、垂御道なく、是が爲に、百萬之生靈、其災害を遁れざるの勢あり、關東如斯成るを聞て、上國是を笑ふ者は、戰略に妙なりといへ共、

王者之政、生靈を愛護する道にあらず、舊歲毛利家二國に蟄して、弱轉して強と成る、關東今日之弱者、豈後日之強者に轉するを思はざらん哉、且同胞相喰む、憤死之怨、亦何人に歸する哉、況哉譜代の主を捨て、官軍に加はらしむる者は、君臣父子相喰之道にして、羸弱之者、一時猛勢に恐る、所に出づる歟、

敷飛丸の下に憤死を決する而已、雖然、後宮之尊位、一朝此不測之變に到らば、頑民無頼の徒、何等之大變、牆内に可發哉、日夜焦慮す、恭順之道、從是破るといへども、如何せん、其統御道無き事を、唯軍門參謀諸君能く其情實を詳にし、其條理を正されんと、且百年之公評を以て、泉下に期するに在る而已、嗚呼痛かな、上下道隔る。皇國之存亡を以て心とする者少なく、小臣悲歎して、訴ざるを得處なり、其御處置之如きは、敢て陳述する所にあらず、正ならば、皇國之大幸、一點不正の御舉あらば、皇國瓦解亂民賊子之名、千載之下消する所ならん歟、小臣推參して、其情實を哀訴せんとすれ共、士民沸騰半日も去る能はず、唯愁苦して鎮撫す。果たして勞すも、其功なきを知る、然れども、其志達せざるは天也、到干於此際、何ぞ疑を存せむ哉、恐惶謹言。

辰二月

勝安房

都下之空評、或は官軍桑名に止まり、或は駿府に進む、或は箱根之險に因る等、紛々として日夜其實否を異にす、ゆへに憤激之士民、空奔雷同、實に鼎沸の如し、斥候之者等も、敢て其確證を得ず、人々其見る處異なり、箱根に支へ

天朝之尊嚴を知て、如斯成る歟、知るべからずといへども、内心危懼、邦内人心離散之基と成るべき必せり、小臣が輩哀訴せんとする者數百人、然れ共黨を結び強訴するは、我が主の意に反す、故に小臣代て其微志を愁訴す亦興敗と戦争を恐る、にあらず、一片之誠心、爲皇國開らき難きの口を開き、明白に其情實を訴ふ、希くは高明至正の雙眼を以て、了察高評を仰ぐに在る而已、恐惶謹言。

辰二月

勝安房

征東之官軍督府之參謀中西郷吉之助、先鋒之參謀海江田武次、木梨精一郎等、陪從之間へあり、此頃薩藩花川某上京を告ぐゆへに、此便に附して、西郷海江田之兩氏へ一書を送る無偏無黨、王道堂々矣、今官軍逼鄙府といへ共、君臣謹て恭順之禮を守るものは、我徳川氏の士民といへども、皇國之一民たるを以てのゆへなり、且皇國當今之形勢昔時に異なり、兄弟牆にせめけとも、外其侮を防ぐの時なるを知らばなり、雖然、鄙府四方八達、士民數萬來往して、不教之民我主之意を解せず、或は此大變に乗じて不軌を計るの徒、鎮撫盡力、餘力を残さずといへども、終に其甲斐無し、今日無事といへとも、明日之變誠に難計、小臣殊に鎮撫力殆ど盡き、手を下たすの道無く、空

むと云者は、令を待たずして、其同志を募り、指令を不用して、私黨を結び、彼此に據つて、志を達せむとす、却て敵之間牒膝下に窺ふの恐れを不顧、誠に危急存亡之時なるかな、我れ君上之御素志を達せむと、晝夜説諭辯解すれども、衆人其心裡を察せず、疑念生暗鬼、且は薩長二藩の爲に遊説するの疑固くして、出れば途中で窺討たむとし、入れば激論して殺害せむとす、誠に衆人之所爲、如何を知らず、或は憤激して、是を吐し、或は諭して、是を退かしむ、今日之愁苦、孰にか告げ、誰にか訴へむ、唯一片之誠心不欺之心あり、たとへ死すとも、また泉下に愧る處無き而已。憶昔大阪豊臣之滅亡に當て、片桐氏其中間に居して、百出千化、幼主を輔弼す、其苦慮凡庸の及ぶ所にあらず、然るに時之諸臣等其忠諫に従はず、千慮萬苦終に水泡と變じ、隨て豊臣氏の社稷を滅す、我輩今日之事に處して、其苦を察知す、顧るに古人に及ばざること萬々、如何ぞ我徳川氏之社稷をして、全するを得べむ哉、其力足らざるを知つて退かざるは、頗る愚に近かしといへども、思ふに、我徳川氏歴代渥恩之名族、近日之大變に遭ふて、其方向を失し、一も大義に苦慮盡力し、死して休む無きは、獨り其臣下之辱にあらず、我が君家之大辱、後世是を如何といわむ、た

とへ身を八裂し、首を溝壑に擲る、も、また顧るに暇無きものあり、憤激して君意を上達せんとすまた悲しからず哉、

十九日曉手記

○同二十四日。

松平確堂公へ伺ふ、當今之御所置、御苦慮有之、御懇話數刻。

○同二十五日。

東台拜趨、此日、京師へ御使被命べき旨なり、依て陸軍總裁御免を願ふ、夜に入、諸有司申所あり、御使の事免さる軍事之儀取扱可申旨被仰渡。

官兵日に逼るの聞えあり、依て内命御旨意相貫き、御侵撃之事、御容與被下度旨を以て、懇願すべき爲なりしが、有司我が歸府を止められ、京師或は途中に躊躇せむ時は、再び是を解かむの術無し、如かし先差遣されざらむにはと云議多きを以てなり。

○三月二日。

舊歲薩州之藩邸焼討之をり、訴へ出でし所之家臣南部彌八郎、肥後七左衛門、益満休之助等は、頭分なるを以て、其罪遁るべからず、死罪に所せらるる、の旨にて、所々へ御預置れしが、某申旨ありしを以て、此頃此事上聽に達し、御旨に叶ふ、此日右三人某へ預終はる。

をと、且百年之公評を以て、泉下に期すにある而已、嗚呼痛哉、上下道隔る

皇國之存亡を以て心とする者なく、小臣悲歎して、訴へざるを得る所なり。

其御所置の如きは、敢て陳する所にあらず、正ならば、皇國之大幸、一點不正之御舉あらは、

皇國之瓦解、亂臣賊子之名目、千載之下消ゆる所なからむ歟、小臣推參して、其情實を哀訴せんとすれ共、士民沸騰鼎の如く、半日も去る能はず、唯愁苦して、鎮撫を事とす、果たして其勞するも亦功なきを知る、然とも其志不達は天也、到于此際何を疑を存せん哉、誠恐謹言。

三月六日

勝 安 房

參謀軍門下

○九日。

○十日。

此頃官兵神奈川を越して、六郷邊に望む、頗る殺氣凜々たり、兵卒等揚言して、○○切るべし、社稷可立と云、是を聞く者、怒氣盛にして、双眼血を濺ぎ涕泣して奮戦せむとする者、殊に多し、君上號令嚴重にして、日夜其怒心を宥められ、少も御憤の色なし、臣下是を恨み是を憤る、我

○同五日。

旗本山岡鐵太郎に逢ふ、一見其爲人に感ず、同人申旨あり益満生を同伴して駿府へ行き、參謀西郷氏へ談ぜむと云、我れ是を良とし、言上を経て、其事を執せしむ、西郷氏へ一書を寄す。

無偏無黨士道堂々矣、今

官軍逼鄙府といへども、君臣謹て恭順之道を守るは、我徳川氏之士民といへとも、

皇國之一民成るを以てのゆへなり、且

皇國當今之形勢、昔時に異なり、兄弟牆にせめけども、其悔を防ぐの時成るを知らばなり、雖然鄙府四方八達、士民數萬來往して、不教之民我が主の意を解せず、或は此大變に乗じて、不軌を計るの徒、鎮撫盡力、餘力を残さずといへども、終に其甲斐無く、今日無事といへ共、明日之變、誠に難計小臣鎮撫力始ど盡き、手を下だすの道無く、空敷飛彈之下に憤死を決する而已、然れども後宮之尊位、一朝此不測之變に到らば、頑民無頼の徒、何等之大變、牆内に可發哉、日夜焦慮す、恭順之道、從是破ると雖も、如何せむ、其統御之道無きを、唯軍門參謀諸君、能く其情實を詳にし、其條理を正されんこと

輩を暗殺せむと云者亦多し、是 君上之御恭順は我が建言する所、専ら敵に降る意なり、君辱時は、臣死之常道を失す、先其首を切て軍神を祭らむと云に到る。

山岡氏東歸、駿府にて西郷氏へ面談。君上之御意を達し、且 總督府之御内書、御所置之簡條書を乞ふて歸れり、嗚呼山岡氏沈勇にして、其識高く、能く 君上之英意を演説して残す所なし、尤以て敬服するに堪たり、其御書付は、

- 一慶喜儀謹愼恭順之廉を以て備前藩へ御預可被 仰付事
- 一城明渡可申事、
- 一軍艦不殘可相渡事、
- 一軍器一切可相渡事、
- 一城内住居之家臣、向島へ移り、慎可罷在事、
- 一慶喜妄舉を助け候面々、嚴重に取調、謝罪之道、屹度可相立事、
- 一玉石共に碎くの御趣意更無之に付、鎮定之道相立、若暴舉致候者有之手に餘り候は、官軍を以て可相鎮事
- 右之條々實効急達相立候は、徳川氏家名之儀は、寛典之御處置、可被仰付候事。

此程より、法親王并一橋殿、參政服部筑前、河津伊豆等、駿府或は箱根へ御出張、御歎願之事ありしが、各一つも御

採用とも聞へず、獨り山岡氏行くに當て、

總督府に達し、參謀等此御書付を渡せり、歸府後、諸官驚懼して、またいふ所なし、官兵八日に府下に逼る、大久保一翁、川勝備後、淺野美作、向山隼人輩諸官に謀りて、御書付に附きて、歎願する所あり、是を以て參謀に達すべき旨なりしかども、我おもふ所あり、官兵府城に近逼し諸士必死を極むるにあらざれば、上意をして達せしむること能はず。また官兵も我が動靜を察知せず、一舉其通不通を試み、成否を天に任せんにはしかすと云て、軽く動かす、竊に聞けることあり、官兵當十五日江城侵撃と云、三道之兵必死を極め進めば、後ろ其市街を燒きて、退去之念をたしめ、城地に向て、必死を期せしむ、若今我が歎願する處を不聞、猶其先策を舉て進まんとせば、城地灰燼、無辜死數百萬、終に其遁がわしむるを知らず、彼暴舉を以て我に對せむには、我もまた彼が進むに先きんし、市街を燒きて、其進軍を妨げ、一戰焦土を期せずんば有べからず、此意此策を設けて、逢對誠意に出つるにあらざれば、恐らくは貫徹爲しかたからむ歟、愚不肖是に任て一點疑を存せず、若百萬之生靈を救ふにあらざれば、我先是を殺さんと斷然決心して以て其策を回す。

城内住居之家臣共、城外へ引移、慎罷在候様仕度事。

第六ヶ條

○○妄舉を助け候者共之儀は、格別之御憐憫を以て、御寛典に被成下一命に拘り候様之儀無之様仕度事。

但萬石以上之儀は、本文御寛典之廉にて、朝裁を以被 仰付候様仕度候事。

第七ヶ條

士民鎮定之儀は、精々行届候様可仕、萬一暴舉いたし候者有之、手に餘り候は、其節改て相願候様仕度事。

右之通屹爲取計可申、尤寛典御處置之次第、前以相伺候へば士民鎮壓之都合にも相成候儀に付、右之邊御亮察被成下、御寛典之御處置之趣、爲心得伺置度候事。

此時參謀品川へ到れるの説あり、敢て一書を寄て云く。

昨年已來、上下公平一致之旨あれども各其中に小私あり終に當日之變に及ぶ者は

皇國人物乏敷に因る、就中、伏見の一舉、一二の藩士を目して失錯あるは我尤耻る所、堂々たる天下、終に同胞相喰、何そ其陋なる哉、我輩忠諫、一死を以て報すべきも、既其失前日にあり、今日何之面目あつて、口を開かむ然といへども、不日にして、一戰數萬生靈を損ぜんとす、

○同十三日。

高輪薩州之藩邸に出張、西郷吉之助へ面談す、後宮之御進退、一朝不測之變を生ぜば、如何そ其御無事を保ためし奉らん哉、此事易きに似て、其實は甚だ難し、君等熟慮して、其策を定められむには、我が輩もまた宜敷焦思して、其當否を慮らむ歟、戰と不戰と、興と廢とに到りて、今日述る處にあらず、乞ふ明日を以て決せむとすと云。

○同十四日。

同所に出張、西郷に面會す、諸有司之歎願書を渡す。

第一ヶ條

隱居之上、水戸表へ慎罷在候様仕度事。

第二ヶ條

城明渡之儀、手續取計候上、即日田安へ御預け相成候様仕度候事。

第三ヶ條、第四ヶ條

軍艦軍器之儀は、不殘取收め置、追て寛典之御所置被

仰付候節、相當之員數相殘し其餘は御引渡申候様仕度事。

第五ヶ條

其戰名節條理之正敷にあらず、各私憤を抱藏して、丈夫之爲へき所にあらず、吾人は是を知れども、官軍猛勢、白刃飛彈を以て、漫に厄弱之士民を劫さは、我もまた一兵を以て、是に應ぜずんば、無辜之死益多く、生靈之塗炭益長からん歟、軍門實に

皇國に忠する志あらば、宜敷其條理と情實を詳にし、後一戰を試み、我輩もまた能く其不正を顧み、敢て漫に輕舉すべからず、嗚呼、我王家滅亡に當て、一之名節大條理を持し、從容死に就く者無きは、千載の遺憾にして海外之一笑を引く而已、我輩是を知れども、力支ゆる能はず、共に魚肉せらる、者は、深怨銘肝、日夜焦思し、殆ど憤死せんとす、憐れ其心理を詳察あらば、軍門に臨て、一言を談せむ、幸に熟考せられば、公私之大幸、死後猶生るか如くならむ、謹言。

辰三月

參謀軍門

我西郷に申て云、大政返上之上は、我か江城は、皇國之首府なり、且徳川氏數百萬之祿地を保つ所以のものは、幕府之入費に充てむが爲めなり、此二は、宜敷大政と共に其御處置如何を伺ふべきなるべし、況んや外國交際之事興りし

より、其談する所、獨徳川氏の爲にあらず、皇國の通信にして、我か私にあらず、印度支那の覆轍、顧さらむ哉、今日天下の首府に在て、我か家の興廢を憂て一戦し、我か國民を殺さむことは、寡君決て爲さざる所、唯希ふ所、御所置公平至當を仰かば、上天に恥る所なく、朝威是より興起し、皇國化育の正敷を見て、響應瞬間に全國に及び、海外是を聞て、國信一洗、和信益固からむ、是の意我か寡君獨り憂て、臣輩不解の所なりと云々。西郷申て云く、我壹人今日は等を決する不能、乞ふ明日出立、督府へ上言すべし、亦明日侵撃の令あれどもといつて、左右之隊長に令し、從容として別れ去る。

亦彼が傑出果決を見るに足れり、嗚呼伏見の一舉、我過激にして、事を速やかにし、天下人心之向背を察せず、一戦塗地、天下洶々として不定、薩藩一二之小臣、上天子を挾み列藩に令して、出師迅速、猛虎之群羊を驅るに類せり、何ぞ其英雄なる哉、

○同十五日。

或は聞く、一橋公御歎願之事不被聞、池上本門寺へ御退き諸隊長と彼是御談之事あり、法親王に到ては、箱根を越へたまふこと不能、後辛ふじて駿府に到らせらる。

覺王院東歸後、周旋之行届かざるを憤て、専ら一戦をす、めて不止、漫に有司を會して、戦を主とす。此日、城中移轉諸官田安殿へ詰む。

○同十八日。

新宿へ滞留せし土佐之兵隊、尾州邸へ入る。

○同十九日。

法親王御東歸。

○同二十一日。

英吉利人來訪、我か心裡を話す、彼善と稱す、亦聞く西郷吉之助上京して決議を 朝廷に伺ふと云。

此頃都下之諸藩邸、旗本よりして、市街之者共、貨物を輸して近郊に運ぶ、日夜を分たず、是が爲に人夫數千、市街出火之如く、令頻に出づれども、更に聞く者なし、大抵旗下は知行所へ蟄し、或は近郊に潛居す、ゆへに強盜是を知て四方に起り、貨物を掠奪し婦女を犯す、また悲むに堪へたり。

○同二十三日。

肥前藩島國右衛門と云人來訪、此頃大原侍從軍艦に督して横濱に着船、竊に申事あり、極密可談と云。其大意は、我が軍艦を献し、速に朝臣の列に入るべし、今 朝廷大に海

○同十六日。

品川にて、薩州の諸隊長相良已下に引合ふ、彼我が城内へ胸壁を造り、地雷を造くる等、紛々之説を聞て頗る疑念あり、西郷去るに及て諸隊戦を好で號令困難せり、我また侵撃を延て籠城せむ歟と疑ふ。我是に答て云ふ、諸臣數百代相續の城地を渡を欲せず、主命を不用、夜陰に到れば、小壕を造り、小墩を設く、然れども主之意にあらず、疑はれむには、竊に來りて城外を見られむにはと。昨日。法親王之陪僧覺王院駿河より歸府、其書付を見るに云、先將軍單騎にして軍門に到り降にあらざれば、寬典之御所置に及ばず、然れども將軍これを爲す能はざる時は、田安殿名代にて可然歟、これ大總督之御内命なり云々。

我是を聞て、且怒り且恨む、法親王は唯其御寬典を懇願あられて足りなむ、何ぞ我主を辱するの舉を御内願あらわしや、爰に二人あり、一物を買はむとするに、一は百金を出さむと云、一は三百金を出ださむといは、其人三百金に與へて以て、百金を以てする者に與へざるべし、法親王と 督總之御内談、爰に出ては我輩之小臣切齒斷腸す共彼決て用ひざるべし、今日之事上下與に力を用ゆる者なし止なむ歟と云つて激論す、又參謀へ書を送りて是を支ゆ。

軍を興起せんとす、ゆへに公大に貴君を御採用あらむとす此事外人に示すなけれ云々。我答て、其厚意を拜謝す、其委しきことは、近日横濱に推參、まのあたり情實を陳述し且我が主の意趣を上言せむと云。

○同二十六日。

横濱へ出張、大原殿御旅館へ參謁、公之厚意を謝す、且申て云く、今天下洶々其方向を失す、如斯ならば 王政何れの日か定らむ、國內小節を争ひ、久しくして鶴蚌之悔を生ぜむ歟、我主之願恐る、所爰にあり、仰願所御所置之正大に出させたまはむこと、一朝御不正に出ては、天下之人心其向背如何を知らず、其罪を惡みて、其人を惡まず、同屬憤争して、海外之笑を引く歟、果して、何之功ある哉、今小臣輩 朝廷之御譴責を蒙るといへども、主意に體認し、敢て 皇國之御不利を思はず、亦主家存亡を念とせず、願はくは寡君之意中を明察あらば、身死すとも避くる所にあらず、況哉主家之轉覆を捨て、王家に仕奉らむは、尤不義之賊なり云々。

○同二十七日。

大原殿へ拜謁、本日江戸へ御發途。此日。英公使パークス氏并海軍總督キップル氏を訪ふ、此

程之趣意を内話す、英人大に感ず。

○同二十九日。

肥前藩島生并夏秋又三郎來訪、大原殿内意を話す。専ら勤王すべきの事なり。我答て天下一定の見解なし、我主に盡すも、亦 勤王に異なるなし、何ぞ其外をかへり見む哉と、且國々諸侯單に 勤王すといへども、其行ふ所國家之御爲に薄き歟、よろしく忠諫之道を缺くがごとし、我尤不服處なり云々。

○四月。

近日西郷氏東歸之説あり。

○三日。

此頃我旗下并土藩等、我が心裡を疑ひ、暗殺之事盛なりといふ、此事 東台之上聽に入り、以思召警衛士五名賜はる○三日。

本日。勅使明早天西城へ入り、御所置申渡之旨なり。

○四日。

勅使柳原殿、岩倉殿御入城、參謀五名陪從、御所置被 仰渡あり、御書付に云

第一條 ○○去十二月以來、奉欺

天朝刺へ兵力を以、犯 皇都連日錦旗へ發砲し、重罪た

るに依、爲追討官軍被差向之處、段々眞實恭順謹慎之意を表し、謝罪申出候に付ては、祖宗已來二百餘年治國之

功業不少 殊に水戸贈大納言積年 勤王之志業不淺、以格別深厚之 思召被爲在、左之條件實行相立候上は、被處寬典、徳川家名被立下、○○死罪一等被宥之間、水戸表へ退き、謹慎可罷在之事。

第二條 城明渡、尾張藩へ可相渡之事。

第三條 軍艦銃砲引渡可申、追て相當可被差返候事。

第四條 城内住居之家臣共、城外に引退き、謹慎可罷在候事。

第五條 ○○叛謀相助者、重罪たるに因、可被處嚴科處、

格別之寬典を以、死一等可被宥之間、相當之所置致し、可言上之事。

但万石以上は、以

朝裁御所置可被在之事。

徳川○○奉欺罔

天朝之末、終に不可言之所業に立到候段、深被爲惱

宸襟、依之

御親征、海陸諸道進軍之處、悔悟謹慎無二念之趣、被 聞

食被爲垂

皇愍之餘、別紙之通、被 仰下候、 謹て御請可有之候、就ては本月十一日を期限とし、各件所置可致様、 御沙汰候事、

右限日既に寛假に候上は、更に歎願哀訴等、斷然不被 聞食、恩威兩立、確乎不拔之

叡慮に候、速拜膺、不可有異議者也

御請御登城は田安殿、一橋殿、參政大小目付兩三人宛なり。

○同八日。

海陸兩局之頭分寄合、議論紛々、東臺より御直命あり、且御直書池上へ行き、先鋒隊參謀へ可談旨命せらる。

○同九日。

陸軍總裁白戸石介海陸軍一同之歎願書持參、參謀へ差出吳へく旨申聞ける其大意は、城地尾藩へ御預之儀應命し難く田安殿へ相願度事、軍艦武器御取揚同斷、且御相續尾州元千代殿と云下説承及ぶ、此儀に候は、一同不應命云々等也、本日一翁同伴、池上へ行く、御先鋒柳原岩倉兩卿御旅館、參謀海江田武次、木梨精一郎へ面會、一同之歎願書猶申旨あり、參謀云、此事京師之被仰渡にて、今更如何とも難成、其内元千代殿御相續之事はかつて無之處、此儀兩子是を請合と、我申て、云、軍艦にあらざる護送船は、御引

渡不申積なり、差出候内、右等は御戻下され度なり、且武器に就ては、步卒四千名、皆倚る所無きの徒なり、是等小銃と共に御引渡申度事なり、然らざれば、生産を失ん、我亦空敷養ふべき力なし、ゆへに屯所之員を記して、其儘御引渡可申なり、然るべからむには、事迅速に辨じ、步卒饑餓之憂なし、城地之如きもまた然り、櫓門藏舎之雜具に到ては、實に運輸すべきの日なし、是亦其儘御引渡之式而已にて止まらむ歟、今日に及で亦如何せむ哉と、彼答て云、此事兩子の決し難きの儀なり、乞ふ明日諸參謀に計りて、決答に及ばんと云。

○同十日。

池上へ行く、昨談せし處皆良と云、如斯ならば、事簡易にして成り易く、且人心動搖せず、下卒生活を得、尤所置の可然處なり。

此夜以 思召、御刀拜領、仰に云、頃日より之盡力深く感じ思召所、我が意貫徹、家の社稷可存、且は軍門へ參降の事相止まり、備前へ御移轉事消す、猶厚く盡力頼み思召す處なり云々。我愚此上言のかたじけなきを承はりて、不覺汗背、亦感泣申處を知らず、明日城地の御引渡は、頗る難事、唯一死を以て此上意に報答し奉らむ歟、且大事は果決

に出づるにあらざれば失錯を生ず、迅風の耳を掩ふべからず、怒雷一聲、其耳を掩ふが如くして可成らむ歟、然りとはいへども、君上御英意確乎不拔を以てせむには、不測の變生ずべからず、變の起るは悠々不決に發す、御家の御運命を以て迅速に試みむと涕泣して止む。

○同十一日。
御城武器等引渡濟む。

君上拂曉御發途。

小臣八日より本日に到り、東西の奔走、夜間は四方を循行し、其動靜を伺ふ。本日濱海軍局へ到り、屋上に砲聲を望ましむ、幸にして無事成るは、天歎命歎、若一朝不測の變生ぜば、官軍へ駈入り、其誤を一身に受けんと志す所、幸にして無事。

夕刻益滿休之助西郷の使として來る、云、西郷本日軍卒に將とし城下に入たり、是は隔意あるにあらず、過日引合中數萬の士民、鎮撫力盡き、不測の變難計の旨を聞くゆへに本日軍隊を率して、非常をいましむ、其變の如きは誠に意匠の外なり、是等を以て、徳川氏御所に煩ひ有らざらむべからざる爲なりと云、海軍士官等、此一言を聞て、其爲人に感服す。

○同十二日。

軍艦より、大原殿へ歎願書差出、館山へ退去す、此兩三日風烈しくして船便不宜、總督矢田堀副督榎本と其説表裏し榎本は艦へ行き、矢田堀は陸にあり、大原殿へ出て、御引渡の事を扱ふ、然るに諸船不聞して館山へ去る、大原殿より頻に其約に背くを以て、御使しばくなり。

撤兵頭福田八郎右衛門、江原鑄三郎等、其組下を引きて、上總下總へ脱走す、歩兵頭輩、先日已來、脱する者不少。

此頃軍艦引退しを以て、大原殿附屬肥前藩士等申旨あり、田安殿へ、其約に背くを責む、總裁矢田堀は、何方へか蟄し、他其事を執る者なし、頻に小臣へ命せらるといへども總裁ありて不扱、究迫せしめて後、其事を扱はしむ、頗る兒戯に等敷を以て、固辭再三す。

○同十五日。

田安殿より御直書を以て、軍艦取扱の事御頼みあり。

○同十六日。

督府より軍艦取扱御委任あるべき旨、御書付出る。

軍艦引渡一條に付ては、水夫迄も可差出趣申立、一々御許容相成、到期日逃去候次第、欺罔の罪をかさね、夫而已ならず、格別の御仁恵を以て、寛典の御處置悉く水泡

りといふべし。

○同廿八日。

此頃常州邊小せり合、關宿下館没落、宇津宮焼失、府下浮説紛々、是が爲に脱走する者甚多し、脱せざる者を目して不忠と云、或は臆せりと云、其脱する者も、かつて着落あることなし、大抵會藩人の煽動に因り、其強を頼みて空奔す。

本日軍艦富士翔鶴朝陽觀光の四艘引渡す、監察兩人出張。

○同廿九日。

西郷吉之助、長藩兩人、鳳瑞丸と云船にて上京、御所置伺の爲なり、今朝出帆。

○閏四月二日。

本日田安殿大久保一翁、小臣三名、大總督より登城可致旨命あり、病氣を以て御斷申上る、一翁名代御書付出る。

勝安房

昨今之時勢に付、格別苦慮盡力之事件、深感 思食候、猶此上見込之儀は無忌憚申出、萬端可抽誠忠旨。

大總督官 御沙汰候事。

大總督府

辰閏四月二日

參

謀

と相成行は、勿論の事に候、就ては海軍先鋒よりは、可相應艦は無之候得共、其責難免候に付、死を以及談制度趣も被申出、當然之儀に付、右様果決相成候ては、徳川氏家名は勿論、萬國之賊船と相成候次第、不便之事に付品海へ乗戻し、官軍へ引渡候迄之處、往事は不相咎大久保一翁勝安房へ御委任可被仰付候間、一向盡力いたし候様、可被申付候事。

東海道

四月

先鋒總督府

田安中納言殿

此御書付寫十五日夜御目付持參。

本日軍艦へ出張。

○同十七日。

軍艦不殘、品海へ乗戻す、願末田安殿へ申す。

○同廿四日。

先鋒總督府御旅館有馬家藩邸へ到り、海江田木梨へ引合、榎本和泉の素願貫徹、御書付受取、軍艦を遣す、艦四艘引渡取計らふ。

軍艦の所置に付ては海江田氏能く其情實を明察し、他の欺を容れず、斷然御所置に及べり、亦因て美を 朝廷に爲せ

勝安房
江府鎮撫萬端取締之儀、委任候間、可有精勤大總督官御沙汰候事。

同日 同 斷

○同三日。
水戸表より、御短冊一葉拜領。

○同四日。
以田安殿、微衷 大總督へ呈上。

悚懼戰慄、味死而言上仕候、臣義邦之微名、不圖大總督宮達 上聽、江府鎮撫之儀、御委任被 仰出、且昨今時勢に付、苦慮盡力仕候段、御感賞、猶此上管見、不憚忌諱、可奉申上旨、深厚之蒙 寵命、不堪恐懼仕合に御坐候、元來臣義邦、無才無能、唯一點之愚忠、以不欺、平生之素志と仕候、然るに今般御沙汰之趣、身に取候て織芥成し得候事功之覺も無御坐、實以存も寄らざる事、令旨を奉し、恰も夢中又夢境に入る如く、恍として可奉執答所を不辨次第に御坐候、被 仰付候、職事之如きは臣義邦之不肖、敢て其大任に當り可申器量無御坐、猥に貪恩榮候得は、上奉欺

恐をも不顧、愚衷を陳啓仕候、此上府下靜謐、遠く邊境に及し、生靈安寧を謀らせ玉はんには、臣義邦之如きの力には難及候義に御坐候、前件奉申上候恭順之至誠、士民をして自から感化せしめ候、慶喜近日之行實こそ、能く其地位に適當仕候歟と奉存候、仰願くは 聖徳天地に等しき 皇恕を以て、慶喜をして、退隱被 仰付府内に還仕なさせられ候はば、府下之衆庶、必其恪恭に薰陶せられ、漸々不令して安靖に至り候半、尤負罪之慶喜、遜國之間も無御坐府内え還らせ玉ふ事、朝廷之御威光にも拘り可申と議論も可有御座候得共、假令悪人に候とも悔悟改心仕候得ば、咄嗟之間に善人に相成申候事に御座候、慶喜元と悪人と申にも無御座、一時過錯、馭下之方を失し候より、奉犯
天怒、其已來痛責自受仕候實蹟は、前文奉申上候通、明々了々に御座候、然れば今日之慶喜は、前日之慶喜には候はず、方今國家多難之時、破格之御權道を以て、一之御仁術を施され候はば、大に 皇國之御爲にも可相成、申さば無用を以て有用を助け、 皇化之御爲にも相成候半歟と奉存候、かく申上候得ば、偏に慶喜之爲に地を成候様、

朝廷、下民望に背き候筋、何分拜任に堪不申、奉恐入候抑昨今 天兵東降之際、城地獻納之日に至る迄、晏然鎮靜仕候は、中々臣義邦が苦慮盡力之及ふ所に無御坐、偏に

皇威之赫々たる、寡君慶喜至恭至順誠心之致す所と奉存候、實に慶喜一身而已ならず、祖宗之基業を捨、全く一家之私を不顧、幽閑待罪之日と申せども、
天朝尊奉、 皇國治安を祈るの意、聊衰る所無御坐、義邦輩に於ても其誠意に感じ、鄙心頓に消盡仕只管慶喜之純忠に體認仕候故、自然府下寧靖、天兵臨城之日も、市肆不變、衆庶皇 恩時雨之如きを奉感戴候事は、最 聖化之晋きによる所に御坐候得共、亦慶喜恪謹恭順之微効無しとも難申歟、臣義邦愚昧、往日慶喜將蒙 天譴の時、死を以て匡救可仕所微力にして行届不申遂奉勞六師征討一時邦内騷擾、尙不測之變故も候は、其末外國覬覦の端をも開可申に立到候段、萬死難償追念爰に及候得は慙懼身を容る、の地無く、恐入奉存候、何そ
大總督宮之 恩命を奉拜受候に堪可申哉、負罪之臣、今更一言を奉獻候地位には無御坐候へども、 令旨拜見仕候に、芻蕘の言をも捨させたまはざる御旨も被爲在候間

御賢察之程、奉恐懼候へども、臣義邦素心一事不欺を以世に處申候、從來之持操は、
大總督府下及び 元戎軍門從征一二史臣にも粗存知之人も有之候半歟、誠に至愚至慙、情意有之儘奉陳上候次第幾重にも
御憐恕被成下、件々篤と
御洞察被下置候様、伏て奉悃願候、誠恐誠惶死罪々々敬白。

戊辰閏四月 勝安房

○同五日。
西城え罷出、大總督え建言に付、御決答相願ふ、小臣深く當府之人情を考るに、建言之事御採用給はらば、府下靜謐にして、士民大令に應し、大に御爲に然るべからむ歟、大政御一新之際、 皇國の首府人情、 天威の忝きをおもひ、一靜を得る時は、海内響應すべきなり、よろしく大總督の御決を仰く云々。然るに事大事に出づるを以て、一應京師へ御伺の事なくしては、御決答遊され難き御旨、參謀海江田氏演述す。

○同十二日。
仙臺藩岩淵英喜、會津之歎願書并仙臺已下同盟之願書寫等

持參、其國情を話す。

○同十三日。

田安殿一書を呈す。

亡國負罪之臣義邦、謹て當今之形勢情實を陳述、奉申上候、既に去る十一日、都城御渡有之、

大總督御入城被遊候てより、已來、今日に及候得共、御所置に付、何等之被仰出も無之、江府鎮靜等被仰出厚く御配慮御座候得共、人心日に恐々、疑念相結び、其方向を不辨重君臣之禮節を守候者は、恭愼罷在候得共往日之大城、今日に到つては、野草繁茂し、郭墜落剝、郭門は乞丐非人之巢穴と相變、實に人臣たる者、是を見るに忍びざるの形勢と相成申候、御家人之面々、其養候所之子弟僕從之如きも、其主采邑を失ひ、饑渴に及候者大抵三十七八萬人に下らず、是が爲に都下三百萬之商民、同敷生産を取失ひ、夜間は盜賊横行、無辜を切害し、老幼路上に倒れ死し、壯者は近郊に屯集強盜を事と致候體、誠に見聞に不堪候、如斯にして尙敷日を經候へば民を水火の中に投候に同敷、
皇天覆載之蒼生、亦何等之罪御坐候哉、一圓辯解仕難くと奉存候、從元小臣輩に到ては、負罪之者、速に斧鉞を

一人之儀に無之都下百萬之生靈を以て被爲救候は

乍恐大總督府之御大任と奉存候、小臣元來頑愚之性質忌機を相冒候罪を以て一死を給らば死後之幸何事歟之に過ぎ可申哉今心裡を以て毫も不包奉申上候、死罪々々謹言

閏四月十三日

勝 安 房

田安殿下

過日已來懇願する處あれども、可否之御沙汰にも不被及、都下之人心、危懼を抱き、空評彼此を雷同す、浮噪の輩等是が爲に奪掠人殺等を以て、士の本意とし、更に沈着して御所置を待たず、富商は戸を閉ぢ貧民は生産を失す市街夜寂たり、衰世の風歟、無道の故歟、慨歎するに不堪、

○同十九日。

靜寛院宮御附醫師中山攝津守來訪、出勤盡力頼み思食よしの御内命あり、本日口上書を以て歎願申上ぐ。

奉願候口上之覺

私儀先達中

大總督え奉懇願候儀は、寡君○○儀

天朝の御命を厚く遵奉仕數代の城地差上、數萬の家來共歎願仕候をも不顧、深く恐入謹愼罷在候誠意、壹人の心中より都下數百萬の人命、攻撃の難を遁れ今日まで無事

加られ、或は放逐被遊候共、其罪に應候嚴罰被仰付、

御所置御座候て可然歟、況哉今外にしては強國交際盛にして、外國之士民、踵を接し、居住之者數千人に下らず北方は強露に接境し候、御邦内協力同心、雄を海外に爭候御事は、方今第一之御急務と奉存候處、國內之人心、方向を失ひ危懼を抱き、竊に離散之基固く相成候様被遊御仕向候は、何共以て拙考に不能候所、警艦數艘猛卒數百萬を御備御坐候共何之御用にも不相立、空敷同胞憤争の端と相成可申候、定て御推算は被爲在候御事、負罪之小臣頗る過當之愚慮に御坐候得共、我が君上之念願爰に外ならず、此誠意至恭之心中も當今之御模様候は、終に水泡と相成候に悲歎痛哭に不堪候、御三家御三卿被立置候も、此際御補翼被遊且は
朝廷へ御忠諫御盡力御座候御儀は、乍憚其御職掌哉と奉存候間不憚忌諱奉申上候、近日小臣

大總督府下に一書を拜呈仕候得共、從元負罪之自分、御採用不相成候は御尤之事と奉存候得共、形勢切迫大瓦解に立到可申を傍觀仕候は、實に不忍所何卒閣下猶御盡力を添させられ、
督府へ御歎願被成下候は、難有可奉存候、元より小臣

に罷在候は、天威普き所とは乍申、寡君謹愼の致す處此恩に感激候て、人心自から相慕候は、人情の天性に出る義にて、其情と其實を御盡し遊され候は、大政恩威兩なから相立候所と奉存候、是等の處、厚く御憐察被成下江戸近村え御赦免御呼下被成下度旨幾重にも奉願候義に御座候、家來とも近頃脱走益多く出來候は、主人遠所に謹愼罷在家來の身分として安佚に江戸屋敷に罷在候は何とも人倫の道に於て、不相濟候義と奉存何様相制候とも御所置長引候は、彌多く相成可申、附ては市中の者ども、甚穩ならず深く心配仕候、一時不穩の大變相生候へば、數萬人の事にて、制し方無御座候、乍恐

天朝之御威光も不相立寡君是迄謹愼の心中も水泡と相成何とも以て恐入候次第と奉存候、誠以て奉恐入候儀には御座候へども、小臣の奉願候心中、幾重にも御汲取被爲遊、

京師表え御歎願も被成下候は、數萬の家來ともいか計か難有奉存候、脱走仕候心得違の者も、自然相止み可申と奉存候、且は

朝廷之御威光確乎として相立、猶人倫の常綱、人情無止事處をも不被爲捨、恩威嚴然たる正大の御所置と、感戴

可仕候、此段以御取繕御願被成下候様偏に奉願候謹言、
閏四月十九日 勝 安 房

參謀より申て云く、近々堂上方并木梨精一郎京師へ伺の爲被遣べき旨、督府御沙汰も仰出されし間、猶萬事盡力可然旨内告あり、
一橋殿御歎願として川崎邊まで御出ありし後、一度云々御出城も成されしかども本所邊へ御移居にて、田安殿へ御出の事絶てなく内々承試むるに、夫是御猜忌もありし杯の沙汰なれども、今此御時に立到り、唯引籠あらむには不可然歟、御本家の尾張殿はひたすら 御勤王といふを唱られ御宗家の今日に及ぶを、御盡力の事なく、御出兵あられ、世の諂をも顧みたまはず、そもそもまた何等の御事歟、定て深遠の恩食の伺知るべからざるあるやも分たされども如何せむ、御骨肉の御家如斯は、獨り尾張家の御事而已にあらざ、我徳川家の御耻辱にも及びなむ歟、小臣のともから高貴え向き、とかふ評し可申上筋にはあらざれどもせめては一橋殿御出勤あらせられ、御盡力の御事願はしき旨、憚らず言上申上ぬ。

○同廿三日。
三條殿并西郷吉之助林致十郎等着府の旨承はる。

存候、是等の情實、并に被仰出候御趣意、厚く

御推考被成下格別の以

皇恩彼等被召上候知行所御差戻し被成下候は、天地覆載の 聖恩、千萬歳の下、天下萬民、可奉感戴奉存候、
此段奉申上候、死罪謹言。

閏四月

勝 安 房

○同廿七日。

參謀一書を送る、大意に云、是迄幕府の政は、鎖國の陋習なり、ゆへに其規模狭小にして、纔に四百萬石を以て大政に充てむとす、方今

王政御維新の際、此陋習に因らむれ哉、然るに 御所置の跡を窺は、亦五十歩にして百歩を笑ふがごとし、當時其用途我徳川氏の領國を以て充られんとするが如き、尤以て可歎、且人心の向背は、政令の一大事、今哉下民困弊甚敷然るを不顧るを以て、東國半は其大政を厭がごとし、若此弊を除くにあらざれば、大政の衰弊もまた日を卜して可被察もの歟云々。

○同廿八日。

西郷參謀一書を送り、且方今人心離散之基源を云ふ。
第一

○同廿五日。
再び總督府へ建言す。

負罪の小臣毎に冒瀆 尊威、恐懼不少奉存候得共既に不憚忌諱獻言可仕
今旨をも蒙居候に付、泣血奉言候、過日被仰出候
朝裁中、玉石共に焚くの御趣意に無之段御沙汰有之實に神武不殺之王師誠に難有 聖慮に御座候、然る處今般爲御追討御東下の砌、徳川家譜代恩顧の大名旗下等只管朝命遵奉、既に爲先鋒罷下候者蒙御 褒賞候哉に奉拜承候、軍機之上、可然御事も被爲在候御儀とは、萬々奉恐察候得共、其中或は其心底を尋候へば、畢竟唯利是視、歷世渥恩之主家に背き、人倫之常綱を相失候輩も可有之歟、若果して然らむには、如何そ 皇國の御爲に可抽忠誠道理有之間敷哉と奉存候、寡君○○恭順の實効相立、寛典の御沙汰可被 仰出折柄、王政御維新の際、徳川祖宗以來歴代君臣の義理を守り、主家と存亡を共に仕度所存の者共は、般の頑民と同日の論にて、其情實可憐者に有之、此輩天下に在ては、頑民に可有之候得共、徳川氏の爲には、忠臣とも可申者にて、既に其主家に忠ある上は、他日 皇國の御爲に可抽忠勤者に相違有之間敷と奉

今苗を植べき時に當て、下民力役に苦む、東三十餘國悉く其生産を失はむ、來歳の生活何を以て其生を保たん哉民は國の本なり、下民豈數千年の恩澤を辨すべき、其父母妻子之凍餒を逃れむ、目前を知て、其他を顧るに暇あらむ哉。

第二

既に過日以來 大總督府へ建言す。

第三

王政御維新の際、我徳川氏の領國を以て、其用途に充られんとするが如し、此一事乍恐規模御狭小にては、譬不殘被召上も、纔に四百萬に不過、其俵三百六十萬前後、今全く上るとも大政從事の諸官俸金にも不足るべし、況哉海陸の御武備、何を以て是に充らんれ歟且其名正からず、犯罪の如きは其條理を以て御罰可有之事歟、若其領國の半を被滅は、無罪の家臣、其父母子弟の如き、何を以て是を養はむ、人怨終に何方に可歸哉。

今寛典の御處置にて、寡君御宥免の御事有之、領國其儘被下とも、幾許萬石を以て進獻すべきは當然ならむ、是然らんには、其誠心より出るものにして、其他御國內の侯伯、是を見て空敷黙止して、止まんな、必らず幾許其

領地に應じ進獻すべし、然る時は、大政の御用途、海内の諸事に充られんに、充分成るべき歟、如斯ならば、人々其心に快くして悦服すべき事必せり。

第四

一家不和を生ずれば、一家滅亡す、一國不和を生ずれば其國滅亡すべし、海内の人心をして離散せしめば如何。

第五

外國の人員、其御所置如何を以て、目を拭て見、耳を聳て聞く、若一朝御不正に涉らば、其可否瞬間を以て海外に及ぶ、深慮すべきならむ歟。

此他人心の向背に關係するもの、既に幾許、今其實際の大成るものを以て忠告す、これ寡君恭順して憂慮する所必らず爰に出でざるを推察す、ゆへに其罪を恐れて默止する能はず、不憚忌諱冒瀆高明、死罪々々。

閏四月廿八日

勝安房

頃日三條殿東下ありしより、御所置の事共亦何の被仰出る事なし、過日已來、總督府參謀盡力して鎮靜を事とし、我に約すに、京師え御伺の事濟なば、ただちに御所置に御はこび可有旨なりしが、亦竊に聞ける事あり、京都にては、大政官府此地總督府の御議と異なり、衆評あられしにも、

ぶ、其然るべからざるを以て、頭取已下に説諭すれども、敢て是を用ひず、虚勢を張て、以て群衆を感動す、或は陸奥同盟一致して、大舉を待と唱へ、或は法親王を奉戴して、義舉あらむと云、無稽にして無着落を思はず、有司もまた密に同する者あり、甚敷は君上の御内意なりと稱して、加入を勧むる者あり、是を非といふ者は、虚勢を示して劫さむとす。

○同八日。

薩藩肥後七左衛門來る、小松帶刀近々東下面談すべき旨傳言あり。

彰義隊戦争の企ありと聞く、官軍是を討たんと云説紛々、隊長え嚴敷説諭す、聞く、法親王去る三月中御歎願の御事にて、駿府へ御出興ありしに、其御歎願の事御意の如くならず、陪從の御別當覺王院成る者、己が説の被行ざりしを憤り、歸後専ら一戦を執せしに、我が君是を用ひたまはず、敢て御取合の事無かりしかば、獨り憤怒し、諸有司を説き或は諸侯へ遊説杯せし程に、近頃に至り、多武峰の別當竹林坊といふ者脱し來りて、其説を賛成し、四方に遊説す、或は私に錦旗を造り、私黨を集め、愚人を煽動す、輕動無識の徒、是を良とし、集會彌多し。

其好む所に從て説を成し、或は祿地其儘と云あり、或は貳三百萬、或は百萬、或は拾萬、或は三拾萬亦滅地可然と、取々の評にて、天下公平の説、何れ成る哉を知らず、三條殿の意匠、兵威を以て我臣民を壓伏し、三十餘萬石を以て其社稷を續かしむと云御説なりしに、東下已來、何の被仰出を聞かず若我が臣民從容として、其御所置を待ち、慎て其命に應なば、是等の御説御施行の地なく、空敷時月を経て、士民をして心を離散せしむるに過ぎざるべし、然らむには、兵威もまた何かたに行ふべき、當其時更に條理を正し、名節を守て忠諫成しなば、官兵數萬ありといへども、

是如何せむ哉、然るを思はず私黨を結び、路上に横はり、或は官兵を殺害す、災害不日に生ぜむとす、そもまた人爲歟、天命歟、人心の頼み難き、誠に慨歎するに不堪處也。

○同廿九日。

田安殿西城え被召寄、龜之助殿御相續之儀被仰渡、

祿高城地の儀は、追て被仰出旨なりしかば、旗下疑念し、或は憤激大事を誤らむとす、廊廟一策を施され、我が動靜如何を察せらる歟。

此頃彰義隊の者等、頻に遊説し、其黨倍多く、一時の浮噪輕舉を快とし、官兵を殺害し、東臺に屯集殆ど四千人に及

○同十四日。

彰義隊輕舉妄動甚し、一書を作りて、法親王に進呈す、云、臣味死

法親王之膝下に奉歎願候、近日御山内へ多人數屯集、彼是浮説も生候に付、

督府より毎々御沙汰も有之鎮靜可仕旨に御座候、

法親王過月中は、被勞玉趾、寡君の儀に付駿河表へ御出興、督府へ御歎願の御事被爲在寡君水戸表へ恭愼罷越候後爲御守衛彰義隊の者、少人數被差出置候處、追々及當節、多人數屯集、其内には寡君蒙内命候杯申觸候者も有之哉にも相聞、或は法塔中の僧侶、奉戴

法親王御義舉可有哉等の妄説申唱候より、益多人數にも相成候趣、全く浮説より生、心得違の向も不少候とは奉存候得共既に、官兵右の者等御攻撃も可被遊候哉の趣も傳承仕候、督府御入城相成候後は咫尺の御間御家名并寡君儀に付御登城被遊、御歎願等も被成下候は、於督府も決て御疎意は被爲在間敷、私共に於ても、如何計難有可奉存候所、右様浮説より心得違の者、御攻撃にも相成候様にては、奉恐入候次第と奉存候、乍憚私共心得違等有之御譴責相蒙候は、法塔中にて御歎願も可被成下

の所、御山内へ多人數相集候より、都下衆人の難義と相成候様にては何共以て申上候様も無之既に寡君奉違朝命、今日に立到候も、臣子輔弼の道相缺き候處より生候儀に御坐候所、家の重臣悉く遁走仕候をも毫末も不顧一身を以つて衆苦に相替、國家亂階を生候ては數年の赤心、水泡と變を遠く慮り一點私念に不涉、慎で御沙汰奉待候、私共は元來微賤の身分に御座候へ共、寡君斷決至誠至恭の意に體認仕、引殘同藩心得違寡君の深意に反不申候様彼是盡力仕候へ共、數萬の中、彼是種々不都合相發候は深く奉恐入候、既に御相續も被仰出候御事ゆへ、不日に城邑領國に可被 仰出候哉、警罪人に候とも、獄中飲食を以て不相與と申筋は無御坐候御儀、數萬の家來召抱居候家柄領國等長く被 仰出無之候と申筋は、毛頭無御坐候御事と奉存候、且御所置に付ては、負罪の小臣輩彼是疑念申上候筋には無之、寡君至誠の所御明察相成候は、公明上下に貫き、正大海外古今に徹候所を以て、可被仰出御事と奉存候、是等の所厚く御明察遊され候は、當節の世評、一毛根抵無之御事、萬一

法親王并

督府の御間柄にて、右様無根の御儀より、不慮の御事生

候は、誠に以て奉恐入候儀にて、今衆後世の評説も御免かれ難被遊候御事にも立到可申哉、心得違の者或は浮説より生候御儀にも候は、乍恐

御直話被遊候は、忽ち御水解にも相成可申哉、私義何分兎角可申上様も無之候得共、事實能々

御諒察遊され、御水解相成、多人數無辜の死を遁れ候様被成下候は、難有可奉存候乍恐御熱慮奉願候、死罪々々謹言。

十四日の午後、督府より明曉重臣壹人西城へ出すべき旨、田安殿へ御達あり、猶東臺に收むる我徳川累代の位牌等、今日中取除くべき旨。

○同十五日

今曉東臺へ屯集せし者等、主人○○恭順の命を不用、暴行甚敷を以て、無御據御戮罰あるべき旨、御書付御渡、即刻出兵、昨夜服部筑前 法親王へ可申上旨にて出張覺王院に逢ふて、屯士離散せしめ、無事を計らふべき旨説諭す、然れども此僧かつて聞入れず、反て云、官兵何ぞ我靈地に兵を進む哉、徳川氏祿地其他の御所置御遅延して、今日猶御決定なきは、此英士の猛勢あるがゆへなり、如斯にして猶數日を経ば、東奥の軍兵駈參し、天下悉く應ぜむ歟、諸有

司無略、恐懼して以て恭順を表とするもの、敵の術中に陥り、社稷をして滅亡せしむるに過ぎざるべし、杯、暴言忌諱する所なく、説辯施す事能はずと云、兎かくして東明に及ぶ頃山外に砲聲しきり成りしに、覺王僧たちに席を立て、其行く所を知らず、彰義隊の頭分また同斷、於于此如何とも爲す能はず、微服して山中を逃れ歸れりと云、嗚呼天下の事皆如此、獨り此妖僧を責るに足らむ哉、官軍東下已來、都下の旗士、或は其藩の小侍等私に黨を結び、同志或は有志と自稱し、誠忠報國純忠靖共等の隊名を作り貳千より少なきも五六拾名、所々の寺院或は空邸に屯集し、口に忠義を唱へ、目を瞋らし肘を帳り、甚敷は白刃をとつて街市を横行し、或は軍用と名付て、米金を掠奪するは、殆ど五六千名、官兵入府に及では、近郊に脱走し奥羽に奔走す、君命を不用、上官の令に應ぜず、戦は必らず破る、亂れて亂麻の如く成るに到り、終に徳川歴代の菩提院に災するを不顧、豈其自負する所に適せりとせん哉、古人大變に臨みて、君に忠する者、自から誠忠純忠といわす、後世議定り、其人品高節を感じ、其人を稱して忠臣と云、賢明と云、皆自から稱せし所にあらず、尤以て可笑、當世の士等自負して是等の自稱あること。

今

我主宇内の形勢を洞察し、大權をして、

朝廷に歸納し奉るは、外國の交際大令一途し、下民其處を得せしめむとなり、今日に到て、不測も朝敵の汚名を蒙り官軍東下するとも、益恭順の禮を盡さるるものは内君臣の名節を守り外海外諸國交際盛にして、皇國協力同心、雄を宇内に争ふの時成るを以て、私憤を抱きて、邦内紛擾、萬民塗炭に陥らしむるに忍びざるを以ての故なり、我主誤て悔ゆるものは、昔年我が小吏佛郎察の小好に心酔し偏信佞諛し彼が虚勢を假て小私を逞うせんと云ふ者、比々英吉利是を悪て敢て、事を共にせず、西國侯伯其私心を惡み英に因て亦其私を逞くし、我をして厭伏滅亡に到らしめむとす誠に其災害の生ずる處如何を不知。

朝廷御扶助の儀に付ては兼て相達候趣き有之候處猶別紙の趣被 仰出候畢竟勤

王之御赤心御貫徹故の儀と深く難有被 思召候儀に付一同無心得違

朝命遵奉致し候様被 仰出候間朝臣の御沙汰又は相應の御用被 仰付候は、忠勤可致候、左候は、

尊王の御趣意にも相叶御満足に被
思召候間銘々其心得を以頭支配承糺早々可願出候、萬一右
御扶助難相願向は是又早々可被申聞、且無祿にて御家臣の
名籍に列度趣此程中より願出候向も有之右は多年の
御厚恩を辨へ何れも決心願出候條一應殊勝には候得共即今
の御場合

朝廷への御勤入用其他の御國用すら御取續如何可有之哉と
深く御心配の折柄迎も銘々祿高は勿論先達て中
朝臣御暇の外其身生活の見込も無覺束分凍餒の患に及候も
御不便に被思召

天朝御扶助御願被遣候處
總督府より御内沙汰も有之御扶助被下候上は矢張

朝臣之儀と相心得御扶助可奉願候畢竟右様御配慮被爲遊候
儀は當今世上之形勢一變之時陪臣草莽に至迄器用才能御用
相成候御主意にも有之候間御家來之内より朝臣相願候儀は
自然勤

王之御素志にも被爲叶御満足被 思召候間篤と勘考之上早
々可被申聞候

道中費用御領地住居之御手當等も難被下且後世祿之制御廢
止可被遊候間當時勤仕之者にても御役金被下候迄にて別段

天野將曹來る、同人を以て過激輩鎮撫可申付旨參政え申
立且身分歩兵頭格萬事井上八郎え可談由被仰渡を希ふ

○壬四月朔日

浦賀え出張の神奈川方齋藤大之進頗る官兵に狐媚猛威を
假て士民を却す旨を聞參謀え不可然旨談す

○二日

大久保一翁小僕共兩人大惣督より被召候に付早速可罷出
旨申來る病氣御斷此夜田安殿より御使大惣督より御書付
被渡小僕誠忠を以て御賞譽且江府鎮撫の儀御委任可有之
旨也

○四日

大總督え微衷一封田安殿を以て獻す君上御還任の趣意を
述す

○五日

大總督え建言決答を乞御決答難被遊旨を以て拜謁無之海
江田え談判是非とも御直に申上度旨相願

○七日

水戸淺野作州より信太歌之助必死を極め上様え拜謁相願
書付差出候に付説諭可致旨申越す

○十一日

祿高は不被下候此度無祿にて罷趣候は、暫時は相支候共妻
子を養ひ永く生計可相立理は無之假令金鐵之志候共往々可
及飢餓は必然之事に付難被忍候得共御暇被下候儀は前書之
理合厚く御洞察被爲在候て銘々之爲可相成との御事に付右
之 御主意了解いたし無祿に候とも決て御手數蒙す耽と生
活可相立見込有之者共御領地中へ夫々移住御差免可相成候
農工商に歸すべき見込之者は是亦御趣意を奉戴いたし候事
に付右邊厚勤辨之上御暇相願度者は早々可願出候右之趣篤
と勤辨致し 朝臣相願候とも御暇相願候共又は無祿にて御
手當等一切無之御領地移住相願候共三ヶ條之内來る廿六日
迄に可被申聞候

其 八

○戊辰四月廿八日

旗本御家人頼りに脱走の者あり、脱走せざる者は臆せり
と稱す

本日軍艦富士翔鶴朝陽の三隻官軍え引渡濟む
○廿九日

榎本より浦賀奉行十三日迄に同所引拂相成候間回天にて
引取候旨相約候由申越す

○十二日

昨夜會藩廣澤富次郎海江田え歎願之事益滿を以て申立る
信太歌之助使成川禎次郎來る同人は撤兵脱走え不組自か
ら鎮撫の事周旋の旨也

仙臺岩淵英喜來る國情且會津の事奥羽同盟仙臺盟主の心
得にて會より申立る三ヶ條伏見學の隊長の首差出會主城
外え慎居、城附の外上地の等也
官軍許容無之に於ては仙臺表の人數解兵可致決心の旨也

軍艦の事内話太童信太者
近々右の事に付參府と云

○昨日脱走撤兵歸府の者宅え慎置せ可申御委任の旨總督參
謀より申來る

○十三日

海江田より文通有之本日田安殿御呼出にて總督被仰聞の
事有之へく京師より伺濟迄精々慎靜盡力すへき旨也
岩淵英喜呼寄會藩の趣意且仙臺の國論等益滿を以て參謀
より申立る、榎本え館山表屯集の者鎮撫事申遣多賀え脱
走の者并屯集の者等説諭且附屬と可成旨書付相渡す

○十六日

山岡鐵太郎石坂周造小田原え遊撃隊其の他屯集説得とし

て行きしと云

田安殿え御暇願差出す

○十七日

竹添進一郎来る横井小楠出京と云

中山攝津守来る出勤盡力爲すへき旨 和宮様御内命の趣
猶懇願する處あり

○十八日

京師にて天艸長崎切支丹蜂起に付當月初大評議あり攘夷
の説も多しと云

○十九日

仙臺大童國許より来る會津の事情并歎願書等持參謀え
内々相廻す、一橋殿え時々御出營の事申上且尾張殿の御
進退實に歎息千載の御批判遁かれ難き旨を云

○廿三日

榎本釜次郎來訪軍艦箱館行の事談有不可然と答

大童え大江丸二萬五千兩黒龍丸三萬兩を以て御拂渡の事

談す且大崎屋敷小子え讓るの談あり

○廿四日

船御拂の事司農え談承知の事

○廿六日

大總督より建白書差出大久保山岡氏西城え行
き御所置の事を談す

○廿七日

以益滿海江田え御所置の事に付愚存を云

是迄幕府の政は鎖國の陋習也故に規模狭小にして纔に四
百萬石を以て大政に充てむとす

王政維新際豈此陋習に因らむ哉然るも御所置の跡を見れ
は唯五十歩百歩の違にして御規模大抵似たるかことし我
徳川氏の領國を以て其用途に充られんとする歎殊に可歎
は人心の背きて困弊するを不顧東國半は其政を厭ふかこ
とし太政の衰弊する日を卜して可知云々

○五月二日

確堂殿龜之助様御後見田安殿より御願大總督御聞届旨申
來る

市中取締并巡邏官兵にて被仰付に付此方にて心得るに不
及旨督府より御達

○七日

幹事役被 仰付之 確堂被仰渡

本日撤兵脱走の士官頭分姓名書出來明日總督え差出積り

○八日

聞く土州容堂歸國後書を以て徳川氏滅祿等の御所置不可

然と云々

彰義隊沸騰見聞には 法王を奉して一戦せむと云説あり

可笑

○九日

紀州家の人數是非共國許え差遣可申旨大總督より殿敷御

沙汰有之旨大崎より内々話有之所置頼度旨也

彰義隊東臺に多人數集り戦争の企あり官軍是を討たむと

云其因て來る處

法王三月中駿河に出駕大總督え辛らふして御面會君上の
御歎願に付ては種々御盡力もありしにや終に

君上單騎軍門に降られなは寛典の御所置にも可及様御約
もありしに我輩同月十五日參謀に引合是等の御事力を奮

て止めしかは陪僧覺王院其功の成らざるを憤り東歸後專
ら戦争を勧めしかとも御採用なし是より愚輩を煽動して

黨を集め 法王を取立政復せんと云て小人輩を誘ふ終に
今日の事に到る也

○十一日

尾紀二家より無祿の者壹萬五千斗養育方頼として可遣間

總督え御届可被下旨田公え申立

○十四日

三條家并參謀大村某御所置偏頗にて官軍中紛々の説あり

肥後家の者上京一體の實情言上として登れりと云内告有

彰義隊組頭金井生え輕舉不可爲速に歸宅可致旨田安殿に

て申諭す

上野法親王え建白認め

○十五日

今朝上野彰義隊主命を不用暴舉いたし候間御征伐の旨督
府より御達御出勢山下邊より失火戦争山内の別當覺王院

大和多武峰別當竹林坊等の奸僧我小吏無識輩と妄議し終
に此舉あり我か盡力今日に及ひしもの瓦解に到らしむ可

憎の極也
多賀上總宅官兵燒打我か宅え亂入刀槍雜物を掠奪し去る

夕刻村上俊五郎田安え來り轉末を話す
此夜參謀海江田并西城え田安殿より小拙何等の罪科にて

御沙汰有之哉の旨御聞合海江田并西城にても不知旨を以
て答ふ

○十六日

中山攝津守督府え拜趨小拙の事言上督府厚き御沙汰の旨

田安殿より御達

○廿日

前橋家老四王天方え行く法親王御所存不可然一諫を獻給はるへき旨内話す

友人知己を始め暴客暗殺を可避旨頻に説話す或は云官軍疑念を生都下彰義隊探索に事寄せ殺伐を漫にす是に當るは智の足らざる也宜敷其殺氣を避へく且近傍我歸宅を聞かは焼打を恐れて大動搖を可生抔紛々

○廿一日

大厦の仆一木之支ゆる所にあらず信なる哉官軍御入城已來軍艦引渡の遅々して御所置遅回に及ひたる一ヶ條其後此事撈取し後亦撤兵船橋木更津の輕舉瓦解あり然して御所置伺として西郷林等上京終三條殿東下し漸く前件の模様に異なりしか猶遲々して相峙し相持長して勢漸く平穩寛典に到らむとする形勢なりしに彰義隊の一舉全前變を生して官兵英鋒再び盛に我か士氣屈し膽略萎靡し其術中に陥入り如何の略も施すへき所無きに到り彼我疑念し相猜忌し此行末如何を辨せず嗚呼我盡力三度ひ破れ涕血す君上の御苦慮をおもへは顧みる所ありて勇膽挫折す誰人能く此苦心を解する哉

○廿三日

海江田武次來訪參謀止らる官兵中紛々の説興るの故歟東

宮島誠一郎來訪仙臺家老坂英力米澤用人 等同船

會津の歎願をとりて 朝廷え懇願し奉り名義を立て官軍と一戦せむと云同盟諸侯の儀なり其可否如何を聞かむと

○三日

榎本和泉白戸石介仙臺米澤の議論を助けて衆評せむと云我見る所別にあり此大意を擧て答ふ當今大事を成すは國の大にあらず人の多きにあらず唯人才に在り今哉東國人才あるを聞かす唯大國と人衆を頼みて策略甚疎なり且小是を守て別に大是あるを知らず又彼を詳察せず己を斗らす如何そ全勝を算せん哉誠に鎖國の陋習と泰平の名分を頼みて天下の形勢を洞察せず會藩忠あるに似て其實は非なり徳川氏今日の事、會の爲に誤らる、者十にして八九是を知らずして慢に干戈を起さむとす亦危からずや我如何そ是を頼まむ云々

○七日

白戸石介來訪水戸家にて過日中軍艦拜借市川三右衛門の黨越前え脱走に付戮伐いたす旨願出候所御斷に及ひしか今亦督府え申出命を假りて軍艦二隻を借らむと云嗚呼三家の人等宗家の轉覆を不思私を先し何そ如斯成る哉實に不可解の事業也

都鎮撫今日に到ては瓦解の形勢あり誠に天下國家之爲に長歎する處人力の支ゆへきにあらず

○廿四日

岩倉生來訪昨小田原え薩長の人數出兵是は同所にて監察一人を殺せるに因る沼津又小田原に應すと云昨日軍艦より一書を寄す是等に一味不可然と云を談す

本日 田安殿一橋殿御登城駿河國一圓并遠江陸奥にて龜之助殿え七拾萬石下賜府中の城主たるへき旨被仰出又田安殿并一橋殿は從今已來藩鎮の列に被加是迄旗下の諸太夫は今より相止めらる、趣被仰出

○廿六日

平岡越中來訪駿河え速に御移轉可然哉又一且田安御館御立去可然歟抔參政決議を聞かむと云

淺野より來狀 上様東臺の事被召聞御憂慮甚敷旨申越す

○晦日

内田恒次郎糟屋筑後來訪筑後云彰義隊え加入の事全人口の請に出つ決て其事無し云々申譯

○六月二日

肥後藩竹添他兩人仙臺より歸着來訪同國憤發諸家に喋して戰の氣ありと云

○十一日

仙藩笠原中務米藩宮島誠一郎太田盛來る奥羽陪臣歎願書持參一見内甚不敬の文體故點削いたし遣不可然と云

何禮之助來訪紀藩の所置内々承り度旨申聞る且聞紀國の巡察使來り七萬兩獻金御疑念無之様成候旨申聞ると云

○十二日

伊藤監司番丁邊并開成所抔にて御暇歟或は朝臣相願可申哉の御達に付

君上并田安殿を恨み申輩多しと聞く米國え誂し鐵艦は治平の上ならては米人政府より不渡且政府にては渡次第開陽艦攻撃の積と云風聞也と

○十四日

聞く督府にて我か養ひ難き臣下御撫育被下へく姓名廿日迄に取調可差出旨昨日達有之旨駿州御引渡は奥羽鎮定後掛川田中沼津所替濟の上御沙汰可有之哉の事と云

新に召遣る、臣下大抵五千斗ならては御用途不足御撫育難出來の説なり尤面扶持にて家内六七人と見積拾五萬俵斗也と

○十六日

山岡氏來訪明日水戸え出立の旨申聞る水戸藩竹田金次郎

と國人 勅書の儀を争ひ争鬪の企あり 上様弘道館の御
住居他轉の事可然と云

水藩規模如斯今日の時猶私鬪して其主家を危くす長歎す
へし

○廿日

本日 督府にて駿城引渡掛山田一郎右衛門成る者被命廿
七八日頃駿府着右の心得にて掛りの者出立可致旨と云
御扶助相願者姓名督府へ差出

徳川氏勤仕の者五千名の見込なりと云

○廿八日

昨日山岡氏前上様已後とも小拙え御委任被遊候間萬端猜
忌等の掛念毛頭無之充分盡力すべき旨御沙汰有之と云

○七日朔日

妻木中務來り水戸の上意且出勤盡力の事申聞る且聞く長
崎丸脱走林昌之助奥羽所々え乘廻に付速に引戻船は督府
え可差出旨西城より御沙汰有之と云

大久保一藏江戸に到る或は云三條殿の參政也

○八日

小松帶刀來訪天下の形勢并八州の情實外國の交際を談す
大久保氏より我家臣下御所置の事頼み遣す

小松氏の話に聞く太政官職員を取調は肥前臣副島次郎土
藩福岡藤次の手に成ると

○十一日

水野軍一郎來訪癡雲子一昨日死と云

○十二日

山岡鐵太郎來訪前上様駿河表え引移御免の事 督府より
被仰渡是山岡氏盡力に因る所

○十六日

尋小松氏我が藩御扶助の事并御禮上京の人名并銅板數萬
枚御取揚の事等内話有之本日登城の上大久保氏并長谷川
氏え可談置猶精々盡力頼候旨申聞る

○十八日

白戸石介來訪松平太郎人數取集候て何事企候哉の風聞有
之御船是に同しては以之外故説諭可致旨田安公并諸役一
同より頼越す

○十九日

櫻井庄兵衛諸官員割并御扶助願惣員他勘定頭より御藏米
有高銅鐵々具類の惣員數書付持參

○廿日

白戸來訪中老の口上有り云 上様御船にて御引移は 天

璋院様殊の外御案被成候間三年程も江戸に御引殘被置度
乍然督府より御沙汰も有之候は、陸路可然歟夫も不相成
事に候は、安房御供にて萬事御世話可申上様には不成候
哉の旨

御談有之候由亦昨督府より山岡關口御呼出清川某口達

一 駿府御引移精々取急き候様可致候事

一 駿府より御召連相成候御家來姓名取調差出可申事

内達 沼津田中等は當月中にも引渡可申事

御扶助願姓名六七日中に差出可申候御扶助相成候

者は朝臣と相心得可申候

此旨下々え示諭可致候事

上京御禮の儀速成る方宜旨の事

確堂公可然との事 以上

○廿二日

前島來訪中老の口上にて御扶助相願候者彼是議論も
有之當惑如何可致と云答云唯々誠實に御示教可然と云

○廿三日

櫻井庄兵衛より淺野氏達の御書付差越駿河表に御移越の
節御供被仰付之

○廿四日

前島來訪一翁殿口上に云淺草御藏貯米壹萬六千俵督
府より其儘可差置旨との儀也哉と如斯にては必死と御差
支に到可申本所御藏御拜借にて右え可引移との手續の所
右様候ては難澁且淺草御藏に有る所銅板鉛錫類は御引移
入用に可充もの此程小松氏えも内談し置きたりし御米の
事長谷川氏え一封差遣可申前島爲使參るへきと云を以て
兩事件懇々認二右衛門え盡力周旋頼み遣す
本日朝臣願御暇并無祿にて御供願候三條廿六日迄に可差
出旨御書付二通出

○廿五日

山岡鐵太郎水戸表より 前上様御出途銚子口にて蟠龍船
え御乗船十九日御出帆駿河え御引移相濟候由格別の以思
召金子一百兩拜領被仰付同人持參

○廿六日

白戸石介來る彰義隊純忠隊の殘黨廻船え乗居隠に開陽の
助を仰き居官軍えの聞え不宜敷間田安殿并諸官も大心配
と云

○廿九日

白戸石介聞く 督府より萬事不行届の御謹責あり開陽は
上様御移轉の後脱走の企あり依て中老爲説得被遣候て

は如何と云

六日頃御發途の積御船の所田安殿御不承知にて御陸行と云

○八月朔日

白戸より文通 上様當九日御發途督府より言上

聞く京師より一昨御書取督府より到來云

主上東府へ時々臨幸可有之の故に東京と可稱云々肥前上

野州の鎮撫御免近々上京閑叟は既に歸國と云

會藩人脱走誘引の爲潜伏せし内藤刑部佐野渡と云者島田

和三郎因州え訴へ召捕せり佐野は脱せりと云内藤は元上

野の擧に組せし時は傳通院にて隊長なりしと云

○四日

内田恒次郎聞く日本橋え徳川家々來御扶助の儀精々申立

候に付其御思召之所何分因循時明すゆへに西城より自身

相願出候者は御扶助被成下徳川家申立は御採用無之旨御

書付出ると云

榎本え輕擧不可有之已後進退如何哉伺の上盡力すへき旨

申遣す

○五日

中條金之助小普請并輕き者等暴動可有の勢なりと云鎮撫

の心そや我輩微力愚昧といへとも今果して何の申所あらむ云々

○九日

龜之助様五ツ時御發途

福田繁藏來る山岡鐵太郎鎮將府にて吉村長兵衛千代田形

脱走の聞えあり精々盡力可然旨内話ありしと云依之再三

榎本へ一封差出す

○廿日

開陽より一封到來昨夜御船悉く大去其行く所を知らず趣

意書即刻中老衆より爲持差出す嗚呼士官輩我か令を不用

○廿一日

増田貞右衛門來訪明後日否文通承りの爲可遣約束いたし

但軍船脱走可致事は過日已來精々心附説諭等いたし且長

谷川氏え差止方愚存も申延置候處不任心底愚考には多分

差止まり可申見込も有りといへとも恐らく不用意の所よ

り激説せしや甚疑敷ものあり此後の説諭等愚存御採用も

被下るゝに於ては容易く引戻行届へく歟右等左京亮殿よ

り可然被仰上被下度と云々

○廿三日

増田貞右衛門方より一封差出左京亮殿邸中の事にて一兩

の事情々頼遣す

○六日

白戸石介同道出殿御船の事不勤にて駿府より行く者御印

鑑等掛り取扱の事閉門慎被仰出居候永井室賀大久保其他

の御所置當人或は親類え御跡の所御告置の事過激の者御

所置の事其他小事申立大抵相濟

○七日

榎本より四日の返書到來文面穩にて更に世上風聞脱走等

の意あらす

○八日

肥國人武右衛門奥州へ再び出勢を送くると云聞く三春は

降參本領安堵寛典に出つ肥後は專鎮撫の趣意なれとも三

條殿邊にては更に此意不通當節は少寛に馳せり我か軍艦

の鎮撫方何分盡力すへき旨云々を申す且長谷川住江甚兵

衛等え從是逢て委細を述面會せしめむと云小拙申て云嗚

呼奥州朝命に反して一戰其利なく寛典に所せむといふも

のは誠に痛哭の至也我か寡君早く 皇國の瓦解萬民の塗

炭を憂へて城邑數百年の有を獻し循々として其誤を悔ゆ

る者は獨り我か家の爲ならず實に 皇威の赫々を隠に尊

奉すれば也然るを高察あられず今日頗に討幕を云者は何

日出營無之明後日否可申聞と云

○廿四日

京師にて紀の水野大炊并越前家其外中川親王を奉し薩長

二家を追はむとするの企あり發覺親王家は一名を下たし

給はり藝州へ御預け春嶽は岩倉殿嚴敷御譴責有之辛くし

て滯京御免しと成る其他いまた確證を不得と云嗚呼人々

各小私あり其極國家の大體を忘るゝに似たり彼此の論彼

我の別あるは其識不足なり正大の説不行は天なり何ぞ如

斯の策を施す哉

梅田國來訪聞く仙臺藩太田盛米藩宮島誠一郎輩先日京師

より歸來り竊説く二條家廣橋家其他にも當時の 公を廢

せむと云者ありと是等を以て考れば我か軍艦の士等小節

小細工の輩に鼓動せられ忽ち輕擧に及ひし歟不可知永井

主水の乗組たる尤以て可怪也

○廿六日

大久保氏より返書到來四時尋訪すへき旨申越問尋當節の

心裡を訴ふ

前寡君御宥免の事

御扶助に付駿近傍替地御渡の事

清水家祿地事軍艦脱走の轉末脈絡愚考等心腹を不包

此頃我が所行に付き官兵中猜忌甚盛に到り脱走其他大抵
我が區劃に出る歟の風聞紛々として耳に入る當春已來
君上の高志に體認し 皇國の御爲に死力を奮ふといへ共
微力其跡如今日亦如何せむ不幸にして一死を得るとも竊
に天に辱る所なきか如し古來よりして危険に周旋する者
終に其極獵禽煮らる又何れ疑を生せむや

○廿七日

或人開陽艦脱走の趣意に付頗る確證有るの書を送る略に
云能藩并米蘭佛國の士等激する所ありと云々以是我か嫌
忌を解かむ事不難鎮將府皆我か手に出るを疑ふ示して以
て是を解くに何むぞ難き事かあらむ然れとも列藩内破し
て其國議一定せず隱顯皆不可言ものありゆへに其各國猜
忌して一難を他に譲らむと欲する者天下皆是也我たとへ
嫌疑の爲に其死を遁れすといへとも如斯の瑣事を以て一
身を清く成さんとせん哉命數は天也人の疑と不疑と何ぞ
是を以て其行を違へむ哉

○晦日

大久保氏へ清水領御預の禮并に小拙脱艦にて御疑念蒙る
の風聞ありと雖も人を出たし證を以て自己を遁れむとせ
す是は後來の萬緒甚不行届而已此事辯解を求めむ哉云々

外格別御勉勵諸官因循致し候ては御所置に違可申旨申立

○四日

過日東京府より御内談ありし事共津田眞一郎駿府之行か
しめ諸官え告ぐる方可然と中老え談す皆同意平岡四郎は
國內より割付方相談として八日頃出立せしむ

○六日

聞く七月中より英にてはサトウ佛の軍艦共二隻蝦夷地に
到れり其趣意は人に不語といへとも魯人既にサ、ヤ近邊
迄在任の醫師を置きて我邦人に到る迄治療を加へ撫育を
専らとす測るに英佛大に驚く處あるかことしと亦魯は米
人に結ぶ近頃米人奥羽の地探索とし行きし者あり我邦人
に扮せり暫らく奥越の地形勢戦争を目撃し歸りしか政府
に捕られたりと云

○七日

登營移任の事催促諸官を督責す

○八日

出營移任の者御世話の儀督責諸官勉勵せず悠々として君
家の御爲を不思且役人中煽動して移任を不同意の策を成
す者あり確堂殿初めへ嚴敷建言

○九日

○九月初日

増田貞來訪朝議伊豆一圓奥州爲替地御渡之事は大久保氏
盡力にて大抵御一定と云ゆへを以て暴舉無之様精々盡力
給度旨也

櫻井貞藏軍艦開陽より外國人三名乗組居しを睨と見留た
り是は八月十五日也と聞く益其脱走せし緣故を詳にす

○二日

京師にて中川様押立一變を企つる者は因備加州紀州其黨
なりと金穀の耗失甚敷困迫を極めり土州容堂奥羽の事に
盡力すと

大久保氏より四時阿州の旅邸より小拙一翁鐵太郎御内談
之筋有可罷出旨文通阿州侯邸にて侯并大久保氏江東三人
小拙願立の内二ヶ條所謂清水十一萬石并一州近傍にて七
拾萬石奥州爲替地御渡可有之御内決有之右にて府下の士
移住速に可致且暇遣候者等如何の手段にて撫育いたし候
哉試度旨也依て見込み荒増且關東の風習等陣述然る上は
遠江一ヶ國三河之内等にて七拾萬石御渡に有之旨御沙汰
有之事

○三日

出營旗下無祿之輩移任御世話の手續且居住等之御世話其

奥州瓦解に付府下種々の説あり有志の者捨殺にせしは
君上の誤抔過激え遊説する者不少官吏を罵府政を惡口し
煽動者隱々小事を企む者多し且駿府より移住さすへきを
妨け煽動狂惑する官吏輩中にも有之可惡輩也

○十三日

杉本鈔次郎肥後藩に陪し開陽え可爲使旨談路費五拾兩遣
す山田清五郎同道の積
此夜肥後侯え參上寡君御宥免の事に付申延事あり其他天
下の大勢を論す

○十四日

小拙駿行は暫く見合萬事盡力すへく左無く候ては同侯盡
力も難被致旨也

杉本え明朝肥後邸え參同藩と共に開陽え可使す旨一書遣
す蟠龍清水え着に付惣督府より富士其他御差出肥後侯の
盡力齟齬す因て以早打一書可遣旨に付其轉末并進退等中
老并船主え認め長谷川又郎差遣す

○十五日

山田清五郎肥後侯の御談に付杉本と共に奥州え可差遣今
朝同邸え可參旨達候所昨夜官兵に被取押旨同人父來り告
之即刻肥後侯邸え差遣淺井新九郎より轉末可話旨相示す

○十五日

山田清五郎肥後侯の御談に付杉本と共に奥州え可差遣今
朝同邸え可參旨達候所昨夜官兵に被取押旨同人父來り告
之即刻肥後侯邸え差遣淺井新九郎より轉末可話旨相示す

○十七日

駿府より來翰蟠龍艦説得の所十一日朝出帆咸臨は帆柱折れ去る不能乗組も承伏と云蟠龍を遣はせし我が書翰不達諸官因循して是を止むる不能是のみならず百事皆是れに類す我輩盡力なす時は側より壞るまた如何せむ大抵駿地の諸官小成に安し舊弊に馴れて身を致す者なし

清水領御預の事に付俗吏平岡廣七輩確堂殿の庶子を以て一家を建てむとし清水家の小臣を激し其筋に遊説して頗る鎮將府の思召に違ひ且我輩の申立る所に逆ふ是等大を知らす小を見て私利を先し災害の生するを察せず亦可憐

○十八日

肥後淺井新九郎を以て蟠龍之轉末并脱走の者潜に歸府甚不行届段申延 後宮御用度之儀に付中老より大略を話す且清水小普請の者申立の儀に付内建言

○廿日

去る十八日清水港にて咸臨船を富士飛龍其他一隻にて發炮乗組は上陸慎中ゆへ應炮無之官兵船を乗込旨長谷川歸り申聞る

○廿一日

駿州より早追にて御目付來る咸臨船を取巻たる官兵肥前

是迄三千人斗籠城三十日夜の發五百人死傷殆困苦に及ひ辛ふして降伏の意を官兵に通すと

越後え出居る脱兵庄内を頼て勢絶し秋田え迫り居る由若松城は加越信州大名に任せ預けの上若松在陣の分は庄内え向き出張可成哉難斗と

前件父子并家中の向えは壹人前米五合并鹽漬等被下の由父子并家中初め手廻り道具は持參不苦と云

右九月廿二日出にて彦藩松宮角左衛門内山治右衛門より申來る

○三日

水戸朝比奈市川の徒并脱兵等千五百程水戸城に取掛内應も出來落城に可及哉と聞く

○四日

中島純次郎水府の事は城には不入弘道館より賊徒入込む所被焼討散亂と云

○五日

大久保氏より參す前上様御宥免の事領地城主を除き速に御渡被下度事

○九日

清水小普請の御所置の事其他の瑣事申立る

土佐柳川藩士甚手荒く風聞にては春山辨藏及傷に及ひ切害に逢ふ經雄殿目付等散々被罵既に害に逢はむとするの勢也と是去月已來脱艦御届も遅々亦修覆に取掛等其他種々不都合を御咎め有之と云嗚呼諸役因循身を不致して私營に苦我輩百方之を言ふといへ共内破如斯また如何せむ

○廿五日

此頃小吏讒説を四方に放ち内破を生せしむるの風聞あり田安殿并確堂殿阿州侯明日御會集我有司の所置御内議ありと聞く此事一朝にして説くへからす角を繞めて牛を損ふの意也

○十月朔日

勝本氏來訪云去る九月廿二日若松開城

謀主 伊知地正治 板垣退助

米澤人の取扱にて會藩降伏謝罪を乞ふ者

手代木直右衛門 軍事方 秋月貞次郎 用人 富川某

三條公軍曹 山縣小太郎 中村半次郎 薩

會賊父子瀧澤村妙國寺にて謹慎蟄居隨從貳拾人被差免家中の者交代も不苦

兵隊の向は廿三日猪苗代若松迄の内村里にて蟄居城中に居る婦女子の向は行方勝手次第住居構無し

昨日肥後侯より駿府え立歸出立に候は、可申立事共内々承置可申旨中島純次郎を以て御申越有之ヶ條書を以て答ふ三遠駿城地追々一二ヶ所にいたし跡は陣屋に可致事清水小普請の進退并引殘移住の取纏方○芝上野廟所の所置○其他兩三ヶ條也

○十二日

駿府着 上様え拜趨春已來の情實御跡々の轉末當時の形勢其他言上

○十三日

登城當今の形勢御家臣無祿の御所置後宮え千俵御進獻其外の事共建言

上様より御下御膳拜領

○廿三日

上様東京爲伺 天機御出の事決す

○十一月朔日

上様東京え御發駕

○二日

○三日

小松帶刀殿一書を送る加藤弘藏津田眞一郎召たる事に付ての書也

○四日
○五日
○六日

聞く東京を我が發せしは先月十一日也東本願寺へ寄り移住の者等と同船す其跡え官兵三十人斗來り我を探索す云我が建言悉く虚言而已ゆへに召捕爲也と

本日此事を或人に聞く既に上官は是を知れとも我に告げす

前上様の御説には我か一策にて官兵に頼み斯成さしめたるものならむ云々と嗚呼當春已來我か微力を奮て今日に到れり人心の頼み難き千古一轍大功の下久しく立かたし永訣して致仕の念益甚たし

○七日
無祿の者御扶助の事十萬包配當の事

○八日
篤く所存申述む

○九日
東京より脱艦於箱館亂妨に付御謹責

御書付出る但一翁小拙兩人急速出府可致旨御沙汰即夜上登

○十一日
拂曉着直に田安殿え出殿

○十二日
坊城殿箱館表の儀精々盡力可致猶被仰付へく儀も有之趣御達

○十三日
大久保氏え尋問我が實情を内話し且見込の趣申立へく哉と答然るに御同人甚厚意今夕殿下え可參旨の談あり夕刻元のま

公館え拜趨殿公甚御誠實の御識量に感服し心禮を欲願す公は實に敬服すべき美質の御方と奉伺深夜迄酒食を賜はり御真率に仰を蒙る

後宮の事老寡君の事戮力同心爲皇國力を用ふへき等大綱也

○十四日
大久保氏え行く歎願下案内相談明朝御差出可然旨也○夕刻加筆御後見の名にて明朝早々可差出文通有之夜に入大久保一翁子方え申遣す

○十五日
本日歎願書御後見差出夕刻大久保氏再ひ點削至急認直御引返追達すへき旨内告あり關口を以て即刻進達

實等言上

○十二日
一翁殿御用濟に付御暇出小拙御用有之滯京可致御書付出る

○十三日
岩輔相の御内人名和緩來訪英佛蘭の三ヶ國格外中立を解く御談承引周旋の旨書翰御内示且英佛二國の軍艦箱館に在る者に介し脱艦の徒書翰差出御受取不相成といへども暫時御借受の旨御内示有之

○十五日
欄外 岩殿下の命あり内外の事共 御上京後は三條殿え建言可致御内告有之

○十八日
靜閑院宮様御上京に付ては萬事 朝廷にて御賄被成下且天璋院様え三千兩御送り被下至厚の御趣意岩倉殿深情に出つ

○廿日
參朝三條殿より脱走者等英佛に頼み差出候歎願書御差戻且岩倉殿より兩國公使え右に付被遣候御書翰寫爲心得御渡猶遠の替地御渡の事懇々被 仰下

○廿二日
○廿三日
○廿四日
○廿五日

本日西内并事衆より召あり未の刻參朝 三條殿下御逢御懇の御意御内告民部大輔殿箱館追討可被命願意御沙汰に不被及旨也

○廿六日
大久保氏え小拙駿府え立歸り罷越朝廷の御趣意且諸士えの示方いたし度十日程御暇願度内談書通可致表向願可申且明夕岩倉様御逢の事來る

○廿七日
本日駿府表え十五日の御暇願差出同夕御下ケ札往來共十日の間御免被仰渡

○廿八日
高臺寺え參上拜謁岩倉殿三條殿等の厚旨并朝廷向の事共言上

○廿九日
歸府

○三十日
御届差出田館え出勤駿府の情實を話す

關口良輔水府家老興津藏人歎願書御趣旨并宗家の意至極承伏速に氏部殿え相通可申旨答いたし候趣
己巳二年正月五日

外國館より即刻出勤可致旨御達同頭町田民部殿に面會下の關戰爭償金の轉末并海岸火燈の談有之大略を答ふ

○廿二日

秋月右京亮殿え呈一書津田御雇の事也返書來る眞一刑法官權判官議事兼出勤仰渡

○廿五日

紅葉山御宮引移の見込書中老え返す

○二月十一日

上野墓所地御渡可相成旨御達有之

○十三日

獻地の事諸家建言書寫爲持遣す

河野殿駿府え一封さし出

○三月二日

先月廿八日次郎八殿早追ふて京師え出立獻國の御書付御差出と云此事に付ては小臣甚苦慮する所終に一應の相談にも不及此事を執らせらる御委任の事何れに有るか唯世間に雷同して一二を争ふは我か不服處正實沈着に實行を

貴ふは昨已來我か建言事を執せし所にして其大意は既に四方え云ふ今如何せむ

○四日

土州侯え參上御墓參願の事并確堂步行願等の事密に御話田安殿にも御内話致置

○五日

本日御墓參願差出 小拙河野殿山岡三名

○十七日

清水領三ヶ年平均の最高可申出同家々臣御扶持可被遊旨也此事は昨暮予か申立たる事成りしに内より大破し終に亦其趣意本に復すに似たり

○明治二己巳四月朔日

宮島山岡氏聞く當節英公使貳分金引替の事にて逢接殊に六ヶ敷又攘夷の黨浮説し堂上是を恐れ半信半疑成るを答めて怒争す諸官是に堪へず困難の極なりと

○四日

津田眞一郎英の應接困難也引替金は惣計千貳百萬弗

○六日

昨夜加州え英の應接御困難に付大森邊固被仰付願置候前様御事御沙汰難被及旨御下ヶ札有之

○八日

駿河表見廻として參度旨相願

○十四日

出立

○十八日

早朝寶臺院爲御機嫌伺參上猶亦御禮可然天下の形勢累卵と云者多し御嫌忌に相觸れ候ては以の外の御事且御家にては益御眞實あり報國盡忠にあらされは泉下神祖え被對且千年の後迄も御名節不可立と云意を言上

○五月十四日

關口より文通岩倉様仰に云 靜閑院宮様御事京都に御止り候付御貯并年御附の者御手當等被下置旨且徳川家御縁成るを以て御貯五千兩五百俵の内半分或は三分二進獻可申上旨御内沙汰と云

左門殿來訪

○廿日

日光并久能何れに神祖の御遺骸有之哉御答可申上旨東京より申來る

○廿一日

東府の使に云議定參與他轉被免たる者あり西郷吉之助再

度參與被命

○廿二日

松平甚兵衛伏見前後の密話を聞失策可歎

○廿四日

多穗え行

○廿五日

小鹿村の御林を談す

○廿七日

黒澤某來訪

郡建の事御下問の趣申來る

○六月十三日

當月九日出關口の書狀到來外國留學の者入費彌朝廷より被下置候旨也

○廿二日

紅葉山の銅御拂代大凡三萬金斗也と聞く今朝大久保氏え行く大判の事并跡々御所置に可應儀其他小節目は大抵御任せ被下度旨無腹臆申立る亦知判事進退の事内話

○廿七日

吉兵衛聞く築地え商社御取建三井首となり去る廿四日開店御入用筋萬端御まかなふと此度も貳百萬の金札御用立

たり又關東融通の爲壹朱壹分の金札商社より差出すへき也と大抵富家は皆其組に入れり首裁は人選衆議を以てすと云

○七月二日

近々英國公子渡來出府の折は芝上野靈屋一見の旨申立候間掃除等明日中致置可申旨御達

○六日

大久保殿より岩倉様へ今日參館心裡可申上旨來る即刻參堂駿藩所置の事申上る

○十八日

外務大丞被仰付

○十九日

三條殿へ參上段々内外の情并微力難及御免の事歎願強て辭表を差上寶臺院慎御免被仰付候は、小臣豈微力を厭候はむ哉此事表向申上難く内情御高察奉願云々

○廿二日

三條殿より御使可致參館拜謁の上寶臺院御事御慎御宥免ひとへに懇願此事一死を期して奉願る心裡言上餘へカラフト對馬并外國情實言上奥羽の人氣人物等に及ふ

○廿三日

表向辭表以公用人差出

○廿九日

山岡鐵太郎昨夜着寶臺院様小臣此度の事御案に付出府と云

○八月二日

夕三條公へ參館種々御説諭并函館の事并鹽田順菴杉浦の事海外の形勢交際等の言上静岡藩所置の事表向申上可然と御内沙汰有之

○九日

本日出營辭表不被及御沙汰の御下ケ札にて御返相成知藩事より小臣退職願差出す

○十一日

黒田良介殿一昨外務權大丞拜命と云且海陸軍備北蝦夷の御所置耶蘇の事佛郎斯脫走人の事并貨幣融通の事等見込承度旨

○十二日

林三郎本日増扶持伺の通可致旨被仰出嗚呼昔日の苦心到于今日成る誠に寛大の御恩典諸子忘却するなからむを祈る而已 静岡一城殘置跡は可取壞旨是亦伺の通被仰出夜に入辨官より御達明十三日午の刻禮服着名代參朝可致

旨

○十三日

野口次郎差出職務被免御書付織田又藏名代にて相濟口宣同人え返上渡遣す

○十六日

夕刻大久保殿へ參上副島二郎殿に面會海軍塾取立の事可然と承る近々教授人召集へく屋敷撰むへしと亦海陸の御兵備東京の取締其他見込可取調旨也

○十八日

松平勘太郎川に御普請として金五萬兩無利足にて五ヶ年賦返上御借渡の旨其他三四ヶ條相談

慎助肥後藩河野丑次郎聞く竹添古莊の輩奥州にて仙臺候え面會奥羽連衡九州は肥後盟主に周旋連衡すへき忤議あり肥後人も半は同意の處終に奥羽の瓦解にて猜忌を蒙れりと云

○廿一日

大久保一藏殿海陸兵備の取調東京窮民の見込等取調可申旨其他寶金御所置蝦夷の御所置惣長の事等御内話見込申述ふ

○廿四日

大久保殿へ參上海軍存寄書差出且東府内貧民撫育の事并開墾功者の姓名等内話

○廿五日

黒田良介聞く近日西郷氏御召御用の事周旋にて近く勅諭御差下の御決議に成れりと同人見込にて三條殿下御西征にて御召連可有之趣意なりしかいまた其御場合に不到と云

○九月朔日

青木作次郎山岡氏關口氏小金開拓方へ御用可成旨北島申聞候由也

○二日

大久保利通殿へ行く獻金三千兩の事并蝦夷御預けの事等荒増内話直に出邸淺野氏并静岡へ申遣す

○三日

大久保殿より岩倉公御沙汰にて三千兩の納金宮内卿萬里小路殿或は宮内大輔へ可納旨申來る
會津稻和代村百姓清次徳右衛門留守え來る

○四日

清次徳右衛門聞く會家に西郷頼母と云者あり昨春忠諫終に不被聞後家内の自殺を見籠城また諫言す聞かれす其弟

大和用次郎と云者を引て開城箱館に到れりと其他原田對馬と云者名望あり西郷と同意成り當時諸家屬に附きて會にありと云其他は歎願領主の爲に諸々に訴ふの内話また我に倚頼す本日宮内卿え三千兩上納相濟む

○九日

近日攘夷家近郷え屯集の旨大久保殿え申遣す鎮撫の事申越す

○十日

山岡え談伊丹珪次郎攘夷家説得として明日出立爲致へく旨

○廿八日

寶臺院御慎以 叡慮御宥免の趣御達

本日昨年來謹慎の向悉く被免榎本已下同斷と云

○十月七日

大久保殿え静岡表にて悅服の情懇申述

○廿五日

小林甚六郎上野御靈屋の事日光山 天裁に可成旨戸田和州の内話有之趣也此事昨年已來我が内懇願する所終に今日此事を聞く泉下奉對神靈に面目を不失といふへし

○十一月十一日

柳原様より御直書朝鮮の事御出問書類御借り被成度旨也

○廿二日

大久保殿え參る歸駿の事并御役被仰付候は御免の事等議論黒田氏も同局え被命へく強て勉勵の事御談有之歸駿の事は明朝迄に御沙汰御頼申置

○廿三日

千時登營兵部大丞被仰付即岩倉殿え兵部は不案内且乍恐當今の兵の如く雜亂無基乍微力小臣か學術の如き其中遭迎に堪可申哉前の海軍の執可申御内命あり海軍に候は、少しく努力を可盡といへとも突然兵部被仰付候如きは則辭す頗る驕慢に失すといへとも其官に當ては彼我の差別を成さす其おもふ處を述る而已

○十二月七日

大久保殿え御暇願書差出

○十三日

小林甚六郎岡部丹陵來訪日光山え五千石二代孫迄神位被送候旨戸田大和同話の旨小拙云我が申立る所今日迄也行先は戸田氏え御周旋可然と云

○十六日

岩倉殿え參館來春早々歸東可致旨也

○明治三庚午正月二日

淺野織田兩氏藩籍を脱事御決答被下度旨申之

清水家名相續の者何人可宜敷の相談答水戸家の御方并確堂殿及び御子息御三名の内御申上

朝裁可然と云

清水家名被立下旨

田安一橋内番詰被仰付十分一藏米にて被下家來は地方官支配相成候由昨朝早にて申來る

○三日

溝口八十郎知事殿御使此程暇の事何分尤に候へ共今暫らく勉勵御頼の旨也因て承知無是非次第を申す

○十八日

河野右門清水家相續確堂殿は老衰に付明丸水戸啓三郎殿兩人の内可申上旨御内沙汰

○廿六日

淺野氏確堂殿御子清水家相續申上の儀御同人より御斷有之と云

○二月

○三月

○四月六日

太政官廳より御用有之間病氣に候共出京可致御達有之

○十五日

松平勘太郎聞今井信郎糺問に付去る卯之暮於京師坂本龍馬暗殺は佐々木唯三郎首として信郎様の輩亂入と云尤佐々木も上よりの指圖有之に付舉事或は榎本對馬の令歟不可知と云々

○十三日

太政官より忌明に候は、早々出府の御達有之

○六月三日

着

○四日

大久保殿窮民所置の事并金札は西洋人等贗札多く造出大害の話有り藩邸え届いたす
大久保殿え參る退職の事申立

(日記終)

牆の茨の記

序

其國に居ては其大夫をたにそしらすとこそ承はれ、況や重き御國政の上にかゝりしことは、微臣義邦のともから評し申さむことは、其恐れ少なからざるのみならずまた其罪死をまぬかれざるへき事なり。されど今の世の形勢た、に御邦内のことのみならず、いまた昔より其ためしなき御重事にしあれば、今苟も此みに、生れ出たらむ者は、たれか黙して止まんや。殊に當時、上には御さしつとるたる御火葬の御事あり、また今の

上御代繼かせられし折も御幼稚にましますなとかた／＼後の世に至りて此御時の御うへ評さむもみな其あしきはうへに歸さしめ時の勢かくありししか有しなと云ふことの有のまゝに傳へも置かすは唯其御代の御失策のみ傳らむいと／＼口惜き限りにてはた其責を遁かれさせ給はさらむ、いにしへのためし今に傳はりし事も曖昧としてわかち難きを見るにも頗る憤りに堪へざるあまり、當時の世評かくありししかなりと云ふこと見もし聞もせしこといさ、かおもひ出るにまかせ記しぬ。しかあれと、世に廣めむとにあらす深く筐のそこに秘め置き、我かなき後のかたみともなさむのみ。

萬延改元の仲冬

臣勝物部義邦謹誌

又云、此記とり／＼見出せし書とも或は聞けること順を正してしるせしにもあらず、雜記叢書といはんも似つかはし。偶童子等の古詩を誦するを聞きて、牆有茨と云ふことをおもひ、其説くへからす又詳にすへからすと云を取りてまかきのいはらの記と名つけぬ。

國家多端なる御事いまた今世の如きもあらず、いにしへよりかはる／＼榮衰ありしもまた海外のけふに至る如きたえて聞かざる處、泰平の御代殆と貳百五拾年士氣の弛み行き亦弊習の壅塞せる、海外の事なしといふ共豈こゝに起ること無しとせむや、況や文政天保の初めより奢侈風をなし、士氣の懈惰し御國財のともしき、はた賄賂の行はれて詔諛にあらされは賂して官を得るに至れる諸人これをあやしとせず、故に偶々邊警をいへは斥せられて草莽に老死したつらに慷慨を懐くのみ、外夷のことなしと云とも又危きことならずや。しかれとも外内何の御事なくありしそ御代のみさかりの極なりと老人は申たりき。

義邦按するに、文政年間高橋某作左衛門西洋の事情を考究す、はては此事よりそはからざる失ありて刑せられたり又天保十己亥の年渡邊某華山といふ、高野某長英と云ふ邊警を私議せし事とも聞へてやかて譴責せらる。また義邦海外の事を思ふに、我文化九壬申にあたつて佛蘭西の大亂あり、國主那勃列翁氏魯西亞を攻めしより大敗して其遠大の

政御改革の事あらむとす、此御時は水野越州正邦閣老の上首なり、御先代内寵ありし近臣驕奢の度なかりし者或は賄賂の甚しかりし者等數輩を斥せられ、または小臣亂行なること／＼驅逐せられ、上儉素を以てかつて奢侈の御風俗なく文武の道勵まされしかは漸く風俗惇素に向はむとせし程に追年の弊風人心に染着し當時の謗議紛々として唯其責閣老壹人に歸し終に斥せられて止みぬ。

曾てこれを老人に聞く、御先代尤權威ありしは閣老水野出羽守殿、參政林肥後守殿、御側水野美濃守、白須甲斐守土岐豊前守、小納戸頭取淺倉播磨守、中野石翁、美濃部筑前守抔其尤なりしと云。其威權の盛なる大小の諸侯よりして以下諸官下司までも望みあるもの必らず其の門下に拜趨す、みな拂曉より其官衙に到り是か爲に門下さなから市をなし、或は出入の前後を争ひ、其下奴の輩奴争し疵つくるに到るありと云、此故に其官の家司、富王公につけり。空手にて拜趨する者は二十の年を重ね一官を得るあり、或は忽ちに登庸回顧を蒙ることあり、いかに能き手蔓や得たりけむなど、人も疑ひおもひうらやみ語るの類くさ／＼あり。又其下屋敷中屋敷と云ふは殊に華美を極め巨萬をかさね其美を誇る實に泰平の極ともいはめ。天保壬寅の年より

志半途に敗れ遠斥せられしより後、西洋各國の兵備漸く盛にして諸學術のくはしき又往日の比にあらず。つきて那氏維納島に死し各國大に治まり東洋諸國の交易ます／＼盛になれりしとぞ。また我天保二年辛卯のころ米利堅合衆國に經濟學校の設けありひろく諸州に通販せむとす此の時や蒸氣船の學大に改革し海舶の製きそつて此器械を兼用ひ終には我天保十三壬寅の歳にや英吉利の人火船を以て地球を一週せしに纔に四十五日を経たりなといふ。かかれは海外の盛んなるいまた今日の如きはあらずといはんもまた空言にあらし。凡そ天地の覆載し日月の照臨する處其殊風異俗必しも同一ならずといへとも、其國俗物産、あるは世代の變革等の事普く擧げ悉く識るに非ずは其備暴毒蝥を防ぐの策膺懲の意いたつらに垂拱してよくなす所ならめや。我亞細亞のうちなる國々其學術高明なれとも其實にくらく、同族ともに魚肉し、はては他邦の爲めに驕橫陵蔑せられ、笑を天下に取るに印度支那其他の如きはまた歎すへく痛むへき事ならずや。

天保十二年辛丑のとし

文恭廟薨去の御事あり

慎徳廟の御英旨ことに尊むへきは風俗の敗類を撓めて御

此事皆斥せられて其甚しきものは禁錮或は甲府勝手など命せられたり。或は此他都下の巨商の類諸物の元を縮て其價を増す問屋と云類悉く廢せられ、此外市中混居する隠娼妓の類、又は巫蠱のやから俳優の輩市中を去らしめ遠きに引移せられ或は平民の猥に僧徒となるを禁せられ富商の家作美麗なるのみならず僭上にして高貴の作りと同じきなとまは博奕を事として生計をなす者等總て遊民を逐はる。空手にして江戸に在る者皆其生國に送らるへき旨懸られたり殊には工商賤民の美服を衣たるはた／＼ちに捕へられ罪せらる、また玩弄の品貴き價する物などひさきし家は嚴に禁せられたりし。また聞ぬ是より先の上覽あり又諸役の馬上の業不時に御覽あり専ら文武の道は厚く御世話ありし也、且は砲術は殊に研究すへき旨仰出さるることありし。是まては砲の事甚た疎にてまた發砲は四季に打試る事ならず唯夏月はつかに定まりたる師家にて試るのみ。大砲に至ては夏の日佃の沖にて狼烟のことあり夏月の一時の美觀となせり、いたつらに火薬の費のみ。此以來は實用専ら考ふへし抔云こと仰出されたり。

當時の御政寛政享保の御跡を擧げ用ひられ御世話の事ありといへとも、久敷風をなせし奢侈遊惰の俗おの／＼私意

を以て其不便をなけき後言の甚敷閣老を目して安石に比するなど喋々しく、終に退職に及ひしそ誠に惜むへき御事なれと云。

或人は云、閣老の怨みをうけられしは大城十里四方土地のことなりと云歟其實は知らず。凡そ衆人の紛々たるは眞に其の實を得るに足らむや、いはゆる鴻鵠の志また燕雀の知るへきに非ず、微臣は竊におもふに當時の御所置猛烈なるは疾雷の耳を掩ふに閑なき如きおもひあり杯いへと苟且のことにて奢侈遊惰の極りたるを一新せむにはいつの日か革たまらむや。惜むにあまりれる御事は衆口の鑠金して終に半にして寥々に到れるを、たちまち拾年を出すして外國交通の事起り海外の通するに及ひては和親無事の中其兵備は嚴ならされは能はず、思ひ見よ彼の各國皆和親交通の態なれとも其兵備に心をゆたぬること一日も置かず故に武器の日々にあらたなるまことにわつらはしきに堪へざるか如し何ぞ兵備を後にして利をこととせるや。

我國の和親は戦争を遁かれむの權に出て敢て彼か形勢を詳にせしにあらす微臣かおもはむ處は大にこれに反せり通親の御事なくは兎も角もあらめ若し通親せむには第一の御處置兵備にあり、こは彼を詳にし我をよく曉るはしまり務

し其不是を訴うるより紀伊殿實にもとおもはれたるにや、其後外國の御處置出たるに及ては實に御國家の大事なれとも、この御家より格別卓議の御用上もなかりし也。當世の人皆識量の狭き遠大の眼なきは普通の事にて、偶遠大の御處置あれは御三家を始めいささかの小信を是とし、後大に御不信に到るの慮なく群小の毀譽を以て是なりとし給ふ御事は何事そや、若聞く所の如くなればいとがく、敷御諫争とこそ思ひ奉れ。

神祖の三大家を建て給ふも獨り御家の爲にしも非ず我邦家の御大事に當て御強諫且は御政蹟の弊せしなと及はむ時そ其足らざるを補ひ給はせなむ御爲ならむに御政度御更張の機を誤らせ給ふ御諫争あらむには小人は悦はめ、いかむそ神意に叶はせ給はむや或人の云所據かたなきにしもあらし近頃世紀伊殿を譽むる喋々し。

上地の御書付に云
御料之内薄地多く御收納免合相劣殊に近年品々御用途御差滞候折柄に候得共厚御趣意を以御勝手向に相響候儀をも不被爲厭御貸附金御仕法替并十組問屋運上冥加之類若干免除被仰出都て上を損下を益候御仁政上代に不恥御美事と一統難有奉存候然る處銘々領分に高免之土地も

めて油断せざるにあり、常に戦はむとおもは、必戦ひ起るへからず戦を怠まは必戦おこらむ今都下の地立雖の地なし先是よりそあらかしめ御所置あらん御事こそ遠大の御儀とも申さめ。

又聞ける御事あり。むかし享保度御改革ありしに尾張殿には甚御不得意の御事あり御儉約の令なとかつて御用ひもあらざりし、夫より下はまた其不便を訴へ竊に賤悪し奉る者多かりしより今に及て唯其御政蹟を感じ奉り將た其御跡によられ侍るなどのみ御卓識のある處世人悉く知るならむや、彼に便なれば是に不便なるあり、ひとしく便のみあらむや。

異船御打拂の御令を廢せられしを以て異邦の者共窺竄のこと起れりなと申歟、是等は井中の見にて申までもなし兎に角英至の御意貫徹せず事のならざるそ我か亞細亞中の弊とも申へき歟、はた天に出る歟、臣愚の敢て辯すること能はざる處になんありける。

又或人に聞く當時濱松閣老の斥せられしは紀伊殿より其不可を御申上られしよりそ起れりと。嗚呼其時の言上如何様の御趣意にや世に知る處なけれと大抵當時の御政度苛酷に似て群小の輩己か不都合をいたみ思ふの餘り四方に謗議

有之候は畢竟神祖盛慮を以封建之制度確乎と相定り其上御代々の御恩澤にて加地等頂戴候得共御治世後間も無之時被分封亦は倉廩充分之節に被恩賜候儀にて其後移封等に密増減有之候ても當時御料所より私領之方高免之土地多く有之候は不都合之儀と被存候假令如何様之御由緒を以被下又家祖共武功にて頂戴候領地に候共加削は當御代之思召次第之處右御由緒等も彼は申立候事態をも不辨に相當銘々數代御恩澤を蒙り居御勝手向之儀は毫髪も不顧收納多分有之候を一己之餘潤と而已心得候筋も有之間敷事に候元來家族奴僕之扶助可也出來御軍役高并に相勤候得は事足候儀にて既に享保度上米も被仰付候處此節右様之御沙汰も無之を能事と心得黙々己之利を固執仕候者人臣之分とは難申彼是恐懼無限候間何と歟願方も可有之哉と含居候處幸此度江戸大阪最寄爲御取締上知被仰付候右領分之餘飛地之餘分にも高免之場所も有之御沙汰次第差上代地之處如何様にて不苦候得共三ツ五分より宜場所にては折角上知相願候詮も無之候間御定之通三ツ五分に不過土地被下候得は難有安心可仕候殊に神祖封建之盛慮は不及申御代々守成又は更張之御經營故銘々無量之御德澤に浴申

候事聊も代地等にて奉酬には無之候得共區々誠悃 御許容被成下候は難有奉存候

右之通越前守大炊頭備中守相願候處兼々諸臣迷惑之筋は深く被爲厭候御趣意に候得共此度江戸大阪御城最寄上知被 仰付候は御損益に關係候義には無之從來御規定之知行割追々紛亂候に付全爲御取締無據被仰出實は御不本意之義に被 思召候事故右願之趣下にては廉潔之儀に候得共於 上は聚歛之御所置にも相當 思召には甚不以相叶候間右之願は不被遊 御許容旨にて別段品々難有御沙汰之事共有之誠以感涙銘肝之至に候乍併 御許容無之は 人君之道を被爲盡候譯にて臣下之身にては彌以抽忠誠可申筈之處難有御沙汰を蒙り候とて御時節柄御料所より膏腹之土地に居然領知罷在候は何共不相當之筋と被存何分安し不申候に付猶又申談高免之場所差上度は素願にて打碎候得は此外にも品々相合 御微意之御損益を計又は私之譽聞を求候所には無之國家之御爲と存込候次第委細再願書に建白致し候通に有之殊に兩城傍近而已御料所に被仰出候共諸大名其外飛地之分纔に平常之用向辨候迄之家來差置甚手薄に有之且民情も自然疎遠にて萬端之處城附之如くには行届不申候間飛地之分不殘城附領知並之免合

りしこと往昔の比にはあらず、是等の大體をよく明察ありたしなと訴ふ處甚懇切なり。

按するに我國にて近頃西洋の事情を探くるは和蘭人の交易をゆるし置其來津之毎に彼の各國風聞書を呈するを以て纔に其一端をうか、ひ知るのみ去る十已亥のとし清國の南陲鴉片烟を禁する事あり英吉利と爭亂興りしよりは内密風聞書を以て官府に呈し其亂の因て發せし所以を申す是より先、異船我が沿海に出没する事は、也今清國に亂の興れるを以て我が沿海の警備嚴ならされはあるへからず然れ共當時にては國民之紛擾を恐れて密に秘して他に知らしめず又私に議する者は悉く罰せらる、しかれとも各其害の及はむを患て竊に歎息し謗議防くへからざるの勢あり、是を以て大に武夫を收められんとするの議ある歟、此時にして海外の情實をいふ者大抵草莽の醫生輩に過ぎず、其説も唯其皮を取りて其骨を得ず或は新奇に流れて群民を迷亂す、士夫は舊になれて海外の情實を察せず固陋之習風を守りて武備悉く缺けり是等互に長短相せめ詰る處疊上之空論に過さるなり。

濱松閣老の時要路にありし各官擯斥せられ、御所置之事とも皆止められし上にもあらされと頗る寛大なるを以て傍

にて一纏に被 仰付候得は御趣意にも相當銘々持高丈之取締出來安心之義と申旨申上候處件之旨趣委細被爲 聞召分折角之存込にて再願之上は可被 遊御間届旨被 仰出候微忠之赤心相達誠以難有次第に候若年寄御側衆も同様願之趣入 御聞候處是又 御許容に相成候此度上知被仰付候面々も奕世之御深恩奉報度誠心は同様之事と存候得共一己之勝手都合のみに拘索いたし異存之輩も候は、申達候様無急度可被相達候

卯九月

濱松閣老の時要路に擧げ用られし人は、鳥井甲斐守 目付より町奉行開 老退職之後柳原主計頭 町奉行勘定奉行後 矢部駿河守 初め番衆大阪町奉行蒙りて家亡 此人良吏の名あり初め登庸せられしか議の合さる等に轉遷す 哉また別に故ありしや罪蒙りて家亡ふ。井上備前守 勘定奉行其外 々木三藏 御目付 岡本近江守、羽倉外記、根本善左衛門其他猶數人

濱松閣老罷られて福山閣老 伊勢守 次く、いまた濱松の時なりし十四癸卯のとし末和蘭の軍艦一隻長崎に到る、是は國王の親書をもたらし、日本の御政度改革なき時は災害不日に起らむ、はた西洋諸國の變革、或は海路ますく開けた

議漸く止む然れ共また海外の事興らむとす、當時防禦を云もの喋々として皆策略を唱ふ官の其事を司るものは別に海防掛と云名目を立られたり。福山侯は能く衆言を容れられたる故其選舉に逢ふ者少なからず、御大政御變通あらむとするに當つて大船製造并銃隊練練など皆西洋の式によるをゆるされたり。弘化元甲辰年和蘭陀國王へ閣老方連名之御返書渡されたり。

此年大城炎上あり。

同二乙巳年米利堅之船浦賀に來たる。

同三丙午年

今上帝崩御の御事あり。また米船通商を乞ふ事あり。

同年關東大火大水の天災ありて穩ならず。

嘉永二己酉年英國の船浦賀に來るあり。

同四辛亥年西丸炎上。

同六癸丑年六月米利堅の軍艦浦賀に入る其國書を呈せむと乞ふ。此事は豫て和蘭人の言上又同國の書籍などに粗見へて來るへきは豫ての事なから上下の混雜斜ならず、江戸の海濱より初めて御警衛の諸侯夥敷風説紛々として今にも事の起るか如く、若し其艦内海へ乗入なは早鐘を以て打へきの仰ありしかは士氣大に振起し、諸官は火事具にて夜中

の登營ありし也。是より世上一變すべきの形勢なり。

同八日前中納言殿則景山公の御事也へ被仰渡あり、隔日に御登城可被成御旨也。且海岸防禦御用にて繁々御登城被成候に付御一生の内御合力米五千俵宛賜るべきの御旨ありと云ふ。

同月九日にや、浦賀の久里濱といへる所に假小屋を設けられ彼か國書御請取之事ありまた下され物等そこはく有しと聞く、且其御返書は來春再ひ來るべきの約なりしと云、此時の御事は我國内紛擾の基となりて終に其議各異同を論し一定の説なし。

七月朔日米利堅の書翰和解御演達ありしと云。

同月崎長へ魯西亞の軍艦四隻入津使節ブチアーチンと云軍艦の都督なり、其國書を呈し御老中に拜謁を乞ふ。

同廿二日 薨御の御事被仰出。

御内實は六月廿二日と云。當時吳船渡來の折柄御多端の御事申も恐れありしに此御大切の御事あり、後にして多く知る人もなく成行ならむなれとも能く此時の國難うち重りたる事とおもひなは、此折要路にありし人々の苦心のひと方ならぬをおもふへし。世人唯其實を知らずして其もれたるを責むるか如きはいとにかくしき御事ならずや。

又云此折を海外の御處置大に興れり我か邦内大變革の徴

角うしろめたく思ひ奉り且は己か權威をふるひ求めんにはしかし御家續公邊より御沙汰もありなは上の御沙汰の程もよろしからむなと、あらぬひか事に傾き申もの少からず是等よりそかくはありしとおもはれぬ、果して後に至り屢御不審の事ともありて御幽居の御沙汰屢なりしも一には景山公の時勢の弊をためられしより公邊の御處置に觸られしとは申ながら、内にふす處の徒ありて時の勢に乘し兎に角に此御世をうしろめたくおもひおし下し申さむとするあるに由る歟。當時御家督の事彼是穩ならさりしかとも御兄君の御おき文ありて景山公を執し申輩御家の爲め一時忠義をおもひ憤怒する輩少なからず終に其他議の如く行はれさりしと承はれり。

又聞く、公の御家督の後世の中ひたふるに華美に流れて武備の馳まりゆき奢侈に目途足らずは賄賂以て何事も整ふなどは深く痛み思ひ給ふよりそ御家の政は専ら質素儉約の令厳しく奢侈の類嚴に斥せられ唯武備を收めらるゝに急なりしかは世の間へ殊に喋々しくまたはいつの世より歎たえたりし甲冑の調練となされしより自ら讒説も起りしにや、或は御領の内寺々の不如法の者とも歸俗申付られ、あるは梵鐘の類其數の外は大砲に鑄替られ自葬の式を定めら

あり或は數年之御政蹟御變通なくては御守衛向立難き勢あるを以て其是非得失を建言する輩少なからず、將に大に言路を開かれんとせられしかは侯伯より以下士夫皆建築して海防の策を言上し英傑蜂の如く興りたる此御時の前後は大抵其云ふ所一は一失あり、天下の屬目する御方水府景山公を以て皆其任に當られ然るへからむなと云者十にして六七におよへり。

義邦謹て按するに水府老公ほと世人の毀譽褒貶に逢ひ給ひし御方は近頃無之にや果して治世の英傑とも可申歟初めに去る文政十二己丑のとし長月の末より御兄中納言の君御心地例ならずおはせし頃や、清水殿の庶子を御家に養ひ水戸家の御相續の御事あらむと云風説誰いふとなく水府家藩内にて紛々とありしに、御家臣青山某誕と云者安からず思ひ時の執政の許に参りしかくの事其實ありやと問ひしに何某からく、と笑ひ學者にも似ざる事をいふもの哉、水戸家清水家就れか 東照宮の神胤ならさらむ、清水殿を養ひ参らせんを何の子細かある人々ひたふる時の權家に通ひ養子の御儀を以て執し申す輩少なからず、老公此ころは御部屋住にて敬三郎と申しいとかすかなる御有様にて入せられしかと自から英雄の御聞へありし故、御藩有司の輩は兎に

れ、弘道館を築き専ら文武を勵まし給ひしなと世人唯御狂氣の沙汰なりなと云説あり、擧げ用ひられし御家臣も多くは文武の臣故是まで權威ありし者等は殊更に押すくめられあるかなきかのおもひにて自ら吏と吏の風習ありて竊に折もかな思とふ族少からず、いかに忌諱に觸られしことありしにや、天保十五年辰年四月にや水府より御呼寄の事あり其五月上使執政牧野備前守阿部伊勢守を以て被仰渡あり、水戸中納言殿御家政向近來追々御氣隨之趣相聞且御驕慢都而御自己之御了簡を以て御制度に觸候事共有之候御三家方は國持諸大名之可爲模範候處御遠慮も不被爲在候御始末御不興之事に被思召候依之御隱居被仰出候駒込御屋敷へ御居住穩便に急度御慎可有之候御家督之儀は鶴千代磨殿被仰出候此段讀岐守大學頭播磨守相越可達旨 御意に候。

公去年五月には御前にて親しく御國政向御行届あられしを稱せられ御太刀御鞍鐙等御拜領また其節の上意を以濱松閣老より傳へられし御文に、

昨年來御國政向格別被行届文武共不絶御研究被有之趣一段之事に被思召候尙此上御在邑中御領中末々迄公儀御徳化に相靡被遊御安心候様厚御世話可被成候依之御傳來之御太刀被遣候長く御秘藏可被成候且御領中巡見等之節被